

# **地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書・専門分科会**

**(座長：堀場 勇夫)**

**平成 24 年 3 月**

**財団法人 自治総合センター**



## はしがき

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害をもたらした。被災した地方公共団体では、職員の多くが被災し、庁舎等が壊滅的な被害を受けた団体もあったことから、行政機能の維持のために特別な支援が必要であった。被災地の経済社会の復旧・復興は我が国最大の課題であり、平成23年度は、国の補正予算・地方財政上の措置をはじめ東日本大震災への対応に政府を挙げて対処した年であった。

一方、地域主権改革においては、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年4月には第1次一括法が、同年8月には第2次一括法が成立するなど改革の着実な進展がみられた。

加えて、少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するために、平成24年2月17日には「社会保障・税一体改革大綱について」が閣議決定されたところである。

このような地方分権・地域主権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成23年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国的地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成24年3月

財団法人全国市町村振興協会  
理事長 谷合 靖夫

財団法人自治総合センター  
理事長 二橋 正弘



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## ・専門分科会 委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井 英雄	近畿大学経済学部教授
	石田 三成	小樽商科大学商学部学術研究員
	井田 知也	大分大学経済学部准教授
	加藤美穂子	札幌学院大学経済学部准教授
	菅原 宏太	京都産業大学経済学部准教授
	中澤 克佳	東洋大学経済学部准教授
	野本 祐二	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
	畠山 栄介	政策研究大学院大学准教授
	平野 隆	高崎経済大学地域政策学部教授
	星野菜穂子	和光大学経済経営学部准教授
	柳原 光芳	名古屋大学大学院経済学研究科准教授
	湯之上英雄	千葉商科大学サービス創造学部専任講師



## 目 次

### 第1章 平成23年度調査報告

- 課税努力と地方交付税について ······ 1
- 都市財政の健全化と行政評価について ······ 33
- 近年の普通交付税算定変化について ······ 60
- アメリカの医療扶助政策に  
　　おける政府間補助金の構造について ······ 79

### 第2章 参考資料

- 震災復興の税財政上の措置について ······ 121
- 社会保障と税に関わる番号制度、  
　　地方税の電子化について ······ 140
- 地域力創造に向けた取組について ······ 161
- 平成24年度地方財政計画について ······ 179



# **第1章**

## **平成23年度調査報告**



# 地方交付税制度と超過課税のインセンティブ —ダイナミック・プロビットモデルによる推定—\*

(未定稿につき、引用はご遠慮ください)

小樽商科大学 石田 三成

平成 24 年 3 月

## 1 はじめに

平成 16 年度から 3 年間にわたって実施された三位一体改革では、地方の財政的な自主性・自立性の向上のため、国庫補助負担金、地方交付税および地方税の一体的な改革・見直しが行われた。この改革が地方財政に大きな影響を与えたことは記憶に新しい<sup>\*1</sup>。地方交付税の改革・見直しでは、しばしば地方交付税および臨時財政対策債の総額が抑制されたことが注目されるが、段階補正・事業費補正の縮小や補正係数の単位費用化といった算定方法の簡素化が進められただけでなく、地方公共団体の税収確保と行政改革へのインセンティブを強化するために留保財源率が引き上げられたほか、行革インセンティブ算定と呼ばれる算定方法が創設された。

留保財源率の引き上げや行革インセンティブ算定の創設の背景として、地方交付税制度に地方公共団体の税収確保や歳出削減へのインセンティブを阻害する仕組みが内在しているという議論の影響は無視できないだろう<sup>\*2</sup>。このような問題意識に基づいた実証研究である田近・宮崎 (2008) は交付税比率（一般財源に占める普通交付税の割合）が高い団体ほど地方税、個人住民税、法人住民税、固定資産税の税収が低くなることを示し、地方交

---

\* 本稿の作成にあたっては、井田知也先生（大分大学）、佐野博之先生（小樽商科大学）、菅原宏太先生（京都産業大学）、中井英雄先生（近畿大学）、堀場勇夫先生（青山学院大学）、柳原光芳先生（名古屋大学）、劉慶豊先生（小樽商科大学）の諸先生方から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、残された数々の誤謬については、全て筆者の責に帰するものである。

\*1 三位一体改革に至るまでの地方税財政制度を巡る論点や、三位一体改革の具体的な内容は黒田 (2007) が詳しい。

\*2 代表的なものとして田近・油井・佐藤 (2001) や赤井・佐藤・山下 (2003) が挙げられる

付税によって税収確保へのインセンティブが弱められていると結論付けた<sup>\*3</sup>。

ところで、税収は課税ベース、税率、徴収率の3つ積で表されることから、課税努力に関する議論は基準財政収入額に算入される地方税の(1)課税ベースの拡大(税源涵養)、(2)課税ベースの算定、(3)税率、(4)徴収率に対するインセンティブに分けることができる<sup>\*4</sup>。田近・宮崎(2008)をはじめとする主張が妥当だとしても、上記の(1)から(4)のうちどこに問題があるのだろうか。地方港税制度が地方公共団体の課税努力を阻害するとしても、その要因を探ることは、地方交付税制度の設計を考えるうえで重要であると思われる。そこで、本稿では(3)の税率に焦点を当て、交付団体と不交付団体との間で超過課税の実施状況に違いが見られるのかを明らかにしたい。

本稿の構成は以下の通りである。続く第2節では超過課税を扱った先行研究を展望する。第3節では簡単な理論モデルを提示し、地方交付税制度と税率との関係について理論的な視点から検討を加える。第4節では昭和63年度から平成21年度までの市町村を対象として、超過課税の実施状況について交付団体と不交付団体との間で何らかの違いが見られるかを、ダイナミック・プロビットモデルを用いて検証する。最終節では本稿で得られた結論と課題を述べる。

## 2 先行研究

市町村が行う超過課税を定量的に分析した代表的な研究として、山下(2001)と吉岡(2009)を挙げることができるだろう。

山下(2001)は、市町村が法人税割と法人都等割で超過課税を行う理由として次の3つを考え、その仮説の妥当性について検証している。ひとつめの仮説が市町村間の相互参照行動で、「周辺地域が増税を実施していると、自地域での増税も容認する可能性が高まる」ことを予想している。もう一つの仮説が財政力との相関である。「財政力が高い地域では、首長は十分に裁量権を確保しているため、超過課税に踏み込む可能性は低い」一方で、「財政力が低い地域では、低い税率(標準税率)を設定することで課税ベースの流入を企てる可能性がある」ことから、超過課税の実施確率は財政力指数に対して逆U字型を描くと予想している。最後が応益課税の追求である。職住が分離している場合、労働者は居住地や勤務地から便益を受けているもの、住民税は居住地にしか支払われない。地方公共団体が応益性を実現するために、法人に超過課税を適用しようとするのであれば、昼夜間人口比

\*3 なお、歳出に対しては交付税比率は有意な影響は見られず、むしろ経常費(人件費+扶助費+物件費)、人件費、扶助費、物件費では交付税比率が高いほど一人当たり支出が有意に減少することが示されている。

\*4 林(2006)では税率と課税標準の2つに分けて議論している。

率が高い地域ほど超過課税に踏み切る可能性が高い。

山下(2001)は、これら3つの仮説の成否を検証するため、平成9年度の市町村データ(被説明変数である超過課税ダミーは平成10年度のデータ)を用い、プロビットモデルにより推定している。実証分析の結果、上記の全ての仮説は支持され、周辺地域の過半数が超過課税を実施すると、自地域も約6割の確率で超過課税に踏み切ることが示されたほか、超過課税の実施確率は財政力指数が0.75から0.9で最大となることなどが示されている。

ただし、山下(2001)自身も指摘しているように、観察されない地域ごとの異質性が問題となるときには、パネルデータを用いて異質性をコントロールすべきであろう。こうした問題意識を受けた吉岡(2009)は、法人税割だけでなく固定資産税や都市計画税を対象に含め、パネル・ロジットモデルにより超過課税の実施確率(都市計画税では課税の実施確率)を推定している。

吉岡(2009)の実証結果は山下(2001)のそれと整合的な部分が多く、パネルデータでも超過課税について市町村間の相互参照行動が示唆されたほか、超過課税の実施確率は財政力指数に対して逆U字型を描くことが再現された。そして、吉岡(2009)の新たな発見は固定資産税と都市計画税は代替関係にあることが示されたことである。つまり、都市計画税の課税団体では、固定資産税で超過課税を実施する確率が低くなること(逆も成り立つ)が明らかにされている。山下(2001)と吉岡(2009)の実証結果は、表1のようにまとめられるだろう。

本稿では、山下(2001)と吉岡(2009)で考慮されていなかった次の2つの視点を加味する。ひとつは地方交付税制度と超過課税の関係である。林(2006)は、課税ベースが税率に関して弾力的であれば、不交付団体よりも交付団体のほうが高い税率を設定する可能性があることを指摘している。その理由は以下のとおりである。地方公共団体が税率を引き上げたことにより課税ベースが縮小するとしよう。不交付団体であれば税率を引き上げたときの効果はこの点だけに限られる。しかし、不交付団体では、課税ベースの減少は同時に基準財政収入額の一部を減少させるため、受け取る交付税額は増加する。この違いが税率設定に影響を与えるからである。この点については第3節で詳述する。

もうひとつは、超過課税の慣性効果である。今期に超過課税を行うかどうかは、前期の実績に依存している可能性の高いことが先行研究では考慮されていなかった。表2は、固定資産税と法人住民税を対象に、平成元年度(合併を経験している団体は最終合併年度)と平成21年度の超過課税の実施状況を比較したものである。固定資産税と法人住民税では、後者ほうが超過課税を実施する団体が多いという点で違いが見られるが、両税とともに平成元年度あるいは最終合併年度の時点での超過課税を実施すれば、平成21年度にお

表1 山下(2001)・吉岡(2009)の実証結果の比較

変数	山下(2001)		吉岡(2009)	
	法人税割 超過課税ダミー	法人均等割 超過課税ダミー	法人税割 超過課税ダミー	固定資産税 超過課税ダミー
周辺地域の超過課税の効果	+	+	+	+
昼夜間人口比率 or 人口密度	+	+	+	-
財政力指数	+	+	+	+
財政力指数(2乗)	-	-	-	-
超過課税ダミー(法人税割)				+
超過課税ダミー(固定資産税)			+	
課税ダミー(都市計画税)			0	-
実質収支比率	-	-	-	0
起債制限比率	+	0		
経常収支比率	+	+	0	+
人口増減比率	-	0		
補助金(一人当たり)	0	0		
第三次産業比率	0	+		
推定方法	Probit		Panel Logit (RE)	
対象年度	平成10年度		平成10-14年度	

(注1) +(-)は正(負)値かつ10%有意水準で帰無仮説を棄却した変数で、0は帰無仮説を棄却できなかった変数であることを示している。

(注2) 空欄は推定モデルに含まれていない変数である。

いても超過課税を実施する傾向がある。

今期に超過課税を行うかどうかは前年度の実績にも依存するとしよう。推定では、説明変数に一期前の被説明変数(前年度の超過課税ダミー)を追加する必要がある。しかし、吉岡(2009)で用いられたような単純なパネル・ロジットモデルやパネル・プロビットモデルでは一致推定量は得られないことが知られている。そこで、第4.2節で述べるように、本稿では、超過課税の慣性効果を推定モデルに組み入れるため、Wooldridge(2010)の提案するダイナミック・プロビットモデルにより推定を行う。

### 3 理論的背景

本節では水平的租税競争と政府間財政移転の関係を論じたSmart(1998)や、Smart(1998)の議論をもとにドイツにおける市町村の税率決定に関する実証分析を行ったBuettner(2006)を参考にしつつ、地方交付税制度と税率の関係について理論的な視点から検討を加える。

地方公共団体は土地に課される固定資産税収と地方交付税を合わせた歳入から、課税による政治的コストを控除したネットの歳入を最大化するものとしよう。

表2 超過課税の実施団体数の比較

固定資産税（合併を経験していない団体）				法人住民税（合併を経験していない団体）			
	平成21年度 標準税率	平成21年度 超過課税	合計		平成21年度 標準税率	平成21年度 超過課税	合計
平成元年度 標準税率	983 (88.3%)	18 (1.6%)	1,001 (89.9%)	平成元年度 標準税率	465 (41.8%)	27 (2.4%)	492 (44.2%)
平成元年度 超過課税	26 (2.3%)	86 (7.7%)	112 (10.1%)	平成元年度 超過課税	18 (1.6%)	603 (54.2%)	621 (55.8%)
合計	1,009 (90.7%)	104 (9.3%)	1,113 (100.0%)	合計	483 (43.4%)	630 (56.6%)	1,113 (100.0%)
固定資産税（合併を経験した団体）				法人住民税（合併を経験した団体）			
	平成21年度 標準税率	平成21年度 超過課税	合計		平成21年度 標準税率	平成21年度 超過課税	合計
合併年度 標準税率	496 (85.1%)	2 (0.3%)	498 (85.4%)	合併年度 標準税率	213 (36.5%)	14 (2.4%)	227 (38.9%)
合併年度 超過課税	25 (4.3%)	60 (10.3%)	85 (14.6%)	合併年度 超過課税	21 (3.6%)	335 (57.5%)	356 (61.1%)
合計	521 (89.4%)	62 (10.6%)	583 (100.0%)	合計	234 (40.1%)	349 (59.9%)	583 (100.0%)

まず、地価は以下のように決まるものとする。 $r$  を全国共通の利子率、 $d_i$  を地域  $i$  の土地の収益とし、単純化のために両者ともに時間を通じて一定としよう。 $p_{it}$  を地域  $i$  の  $t$  年度における土地の価格とすれば、資本と土地の裁定条件は(1)式のように表すことができる。

$$\frac{d_i + p_{it+1}}{p_{it}} = 1 + r \quad (1)$$

(1)式の左辺は地域  $i$  の土地を一単位保有したときの収益率、右辺は他の金融資産を保有したときの収益率を表しており、 $p_{it}$  の変化を通じて両辺が等しくなるまで裁定が働く。

(1)式を  $p_{it}$  について解くことで以下の式が得られる。

$$\begin{aligned} p_{it} &= \frac{d_i + p_{it+1}}{1 + r} \\ &= \frac{d_i}{1 + r} + \frac{d_i}{(1 + r)^2} + \frac{p_{it+2}}{(1 + r)^2} \\ &= \frac{d_i}{r} \end{aligned}$$

地方公共団体が土地に対して固定資産税を課税すると、(1)式の裁定条件が変化し、地価も影響を受ける。地域  $i$  を管轄する地方公共団体の課す固定資産税率を  $\tau_i$  とすれば、裁

定条件式は(2)式のように再表現できる。

$$\frac{d_i + (1 - \tau_i)p_{it+1}}{p_{it}} = 1 + r \quad (2)$$

長期において  $p_{it} = p_i$  が成り立つものとしよう。これを  $p_{it}$  について解くことで、固定資産税が課されたときの地価が求められる。

$$p_{it} = \frac{d_i + (1 - \tau_i)p_{it+1}}{1 + r}$$

$$\therefore p_i = \frac{d_i}{r + \tau_i} \quad (3)$$

井堀(2003)が指摘するように、固定資産税の課税（地価に対する課税）は割引率を高めることと同じ効果を持ち、税率を引き上げることで地価は下落する。

地方公共団体  $i$  に配分される交付税額は、基準財政需要額  $D_i$  から基準財政収入額を引いた額とし、負になるときはゼロとする。基準財政収入額は、基準税率  $\gamma$ （留保財源率は  $1 - \gamma$ ）、捕捉徴収率  $\bar{\theta}$ 、標準税率  $\bar{\tau}$ 、そして地域  $i$  の課税ベース  $p_i(\tau_i)$  の積とする。課税に伴う政治的コストを  $C(\tau_i)$  とし、 $C' > 0$ 、 $C'' > 0$  を仮定する。固定資産税収は地価に税率を乗じた  $\tau_i p_i$  だから、地方公共団体  $i$  のネットの歳入は以下のように書き表すことができるだろう。

$$R_i = \tau_i p_i(\cdot) - C(\cdot) + \max\{D_i - \gamma \bar{\theta} \bar{\tau} p_i(\cdot), 0\} \quad (4)$$

地方公共団体が限界的に徴収率を引き上げたとき、ネットの歳入に与える効果として、

$$\frac{dR_i}{d\tau_i} = \begin{cases} p_i(\cdot) + \tau_i p'_i - C' & (\text{不交付団体のケース}) \\ p_i(\cdot) + \tau_i p'_i - C' - \gamma \bar{\theta} \bar{\tau} p'_i & (\text{交付団体のケース}) \end{cases} \quad (5)$$

が得られ、地方公共団体は(5)式を0にする  $\tau_i$  を選択することで歳入を最大化できる。(3)式より  $p'_i < 0$  が成り立つから、不交付団体と交付団体で最適な徴収率  $\tau_i$  は異なり、交付団体の徴収率は不交付団体のそれよりも高いことが分かる。交付団体の税率が高くなる理由は以下のとおりである。税率を引き上げると、交付団体か否かに関係なく、(i) 増税による増収効果((5)式右辺第1項)、(ii) 課税ベースの縮小による減収効果(同第2項)、(iii) 増税による政治的コストの上昇(同第3項)の3つの効果をもたらす。だが、交付団体ではこれらの3つの効果に加えて、(iv) 課税ベースが減少すると同時に基準財政収入額も減少し、交付税額が増加するという増収効果(同第4項)が追加されるためである。言

い換えれば、交付団体では課税ベースが減少しても交付税によってその一部が補填されるため、不交付団体よりも税率を引き上げるインセンティブが生じるのである<sup>\*5</sup>。

税率の課税ベースに与える影響がゼロ、あるいは無視できるほど小さいようなケース ( $p'_i = 0$ ) では、上記の (ii) と (iv) の効果は消え、交付団体・不交付団体とともに  $\tau_i p_i - C' = 0$  を満たす  $\tau_i$  を選択するため、最適な税率は等しくなる。つまり、交付団体と不交付団体で税率が異なるかどうかは、税率が課税ベースに対して影響を与えるかどうかで決まる。

ところで、税率が課税ベースに対して一定の影響を与えているような状況を考えると、最適な徴収率は不交付団体よりも交付団体のほうが高いことから、交付団体のほうが税収を確保する努力をしているように思われるかもしれない。しかし、ここで注意すべきは、交付団体は「税収」ではなく「歳入」を最大化しているため、交付団体の税収は不交付団体の税収よりも低くなるということである。交付団体と不交付団体の歳入で異なるのは交付税が含まれているかだけだから、不交付団体の選択する税率、すなわち税収を最大化する税率よりも高い水準の税率を選択すれば、得られる税収は不交付団体のそれよりも低くなるはずである。したがって、税収に着目すれば、地方交付税制度は交付団体に対して過剰な税率を設定させるインセンティブを与えていていると言える。

## 4 推定

### 4.1 データ

本節では、山下 (2001) や吉岡 (2009) の議論を踏まえつつ、新たに (1) 地方交付税制度は交付団体に対して税率を引き上げさせるインセンティブを与えている、(2) 超過課税を実施する確率は前期における超過課税の実績からも影響を受けている、という二つの仮説を計量経済学的手法により明らかにする。サンプルは昭和 63 年度から平成 21 年度までの市町村データである。

被説明変数は超過課税を実施していれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数で、対象税目は固定資産税と法人住民税とする。法人住民税には法人税割と法人均等割があるが、いずれかで超過課税を実施していれば 1、そうでなければ 0 とする。

説明変数には以下の諸変数を用いる。まず、(5) 式で示されていたように、理論的には、交付団体は不交付団体よりも高い税率を設定するインセンティブがある。この効果（以

\*5 交付団体のみに焦点を当てるとき、国が基準税率  $\gamma$ 、捕捉徴収率  $\bar{\theta}$ 、標準税率  $\tau$  を引き上げると、(5) 式の右辺の値が増加し、最適な税率が上昇する。これは、 $\gamma$ 、 $\bar{\theta}$ 、 $\tau$  の引き上げは、課税ベースの減少に対する補填を強化することに等しいためである。

下、「地方交付税の効果」と呼ぶ)を捉るために、前年度に交付団体であれば1、不交付団体であれば0を取る「交付団体ダミー」を説明変数に加える。第3節で得られた理論的仮説が認められるのならば、この交付団体ダミーにかかる係数は正値を取るはずである。

次に、山下(2001)や吉岡(2009)では、周辺地域において超過課税が選択されると、自地域でも超過課税を選択する確率が上昇することが示されていた。本稿では、周辺地域を、市部にあっては同一都道府県内に存する自地域以外の市、町村部にあっては同一都道府県内に存する自地域以外の町村と定義する。そして、周辺地域のうち超過課税を実施している団体の割合を変数「周辺地域の課税状況」とする。税目は被説明変数と対応させることとし、例えば、被説明変数が固定資産税の場合、固定資産税における「周辺地域の課税状況」を用いる。先行研究に従えば、「周辺地域の課税状況」は超過課税の実施確率に対して正値をとることが予想される。

超過課税の慣性効果と吉岡(2009)で論じられていた税目間の代替関係を検証するため、推定式に「前年度の超過課税ダミー」を含める。もし、超過課税に関して慣性効果が働いているのであれば、被説明変数と同じ税目の「前年度の超過課税ダミー」は今年度の超過課税の実施確率に対して正の影響を与えるはずである。また、税目間の代替関係(補完関係)があれば、被説明変数と異なる税目の「前年度の超過課税ダミー」にかかるパラメータは負(正)値が得られる。

山下(2001)や吉岡(2009)では、財政力指数は超過課税の実施確率に対して逆U字型の関係にあることが示されていた。本稿では、前年度における基準財政収入額と需要額の比率を「財政力指数(単年度)」と定義し、その2乗項を合わせて説明変数に加える<sup>\*6</sup>。山下(2001)や吉岡(2009)の実証結果が頑健であれば、期待される符号条件は「財政力指数(単年度)」にかかる係数は正値、その2乗項にかかる係数は負値となるはずである。

地方公共団体は自身の財政状況が逼迫すると、超過課税を行うことで歳出を賄おうとするかもしれない。財政状況を表す説明変数として、前年度の「実質収支比率」と「経常収支比率」を推定式に追加する。符号条件は、「実質収支比率」では負値、「経常収支比率」は正値が期待される。

最後に、その他の地域特性をコントロールする変数として「一次産業比率」と「二次産業比率」を用いる。

以上の被説明変数と説明変数に関するデータの定義、出典および基本統計量は表3の通りである。

<sup>\*6</sup> なお、本来、財政力指数とは基準財政収入額を基準財政需要額で割った比率の過去3年分の平均値として定義されるが、本稿で用いる財政力指数は単に当該年度の基準財政収入額を基準財政需要額で割った比率であり、いわば単年度の財政力指数であることに注意されたい。

表3 データの定義・出典・記述統計量

変数名	定義	出典	観測数	平均値 標準偏差	最大値 最小値
<b>被説明変数</b>					
超過課税ダミー（固定資産税）	今年度に固定資産税で超過課税を実施しているか 1, そうでなければ 0	(a)	59,822	0.0928 0.2901	1.0000 0.0000
超過課税ダミー（法人住民税）	今年度に法人住民税で超過課税を実施しているか 1, そうでなければ 0	(a)	59,822	0.4744 0.4993	1.0000 0.0000
<b>説明変数</b>					
交付団体ダミー	前年度において交付団体であれば 1, 不交付団体であれば 0	(b)	59,146	0.9527 0.2123	1.0000 0.0000
周辺地域の課税状況（固定資産税）	前年度における周辺地域のうち、固定資産税で超過課税を実施していた団体の割合	(a)	59,146	0.0941 0.1756	1.0000 0.0000
周辺地域の課税状況（法人住民税）	前年度における周辺地域のうち、法人住民税で超過課税を実施していた団体の割合	(a)	59,146	0.4733 0.3758	1.0000 0.0000
人口密度（対数）	$\log(\text{住民基本台帳人口 (人)}/\text{面積 (km}^2))$	(b)	59,822	5.2463 1.5900	9.5561 0.2580
財政力指数（単年度）	前年度の基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額	(b)	59,146	0.4338 0.2957	3.5730 0.0245
財政力指数（単年度）の2乗	変数「財政力指数（単年度）」の2乗	(b)	59,146	0.2757 0.4182	12.7663 0.0006
前年度の超過課税ダミー（固定資産税）	前年度に固定資産税で超過課税を実施しているか 1, そうでなければ 0	(a)	59,146	0.0939 0.2917	1.0000 0.0000
前年度の超過課税ダミー（法人住民税）	前年度に法人住民税で超過課税を実施しているか 1, そうでなければ 0	(a)	59,146	0.4734 0.4993	1.0000 0.0000
前年度の課税ダミー（都市計画税）	前年度に都市計画税を課税していれば 1, そうでなければ 0	(a)	59,146	0.2638 0.4407	1.0000 0.0000
実質収支比率	前年度の実質収支比率	(a)	59,146	0.0482 0.0656	0.6843 -7.9110
経常収支比率	前年度の経常収支比率	(a)	59,146	0.7853 0.1008	1.4253 0.2751
一次産業比率	一次産業比率	(b)	59,813	0.1711 0.1267	0.8550 0.0000
二次産業比率	二次産業比率	(b)	59,817	0.3260 0.0950	0.6910 0.0060

(注1) データ出典について、(a) は『地方財政状況調査表』、(b) は『市町村別決算状況調』を意味する。

(注2) 周辺地域とは、市部にあっては同一都道府県内に存する自地域以外の市を指し、町村部にあっては同一都道府県内に存する自地域以外の町村を指す。

## 4.2 推定モデル

被説明変数が 1 または 0 しかとらないような二値選択モデルのもとでのパネル分析の手法として、パネルプロビットやパネルロジットモデルが代表的である。いま、被説明変数  $y_{it}$  は地方公共団体  $i$  が  $t$  年度に超過課税を実施しているかを表すダミー変数とする。 $y_{it}$  は観察されない潜在変数  $y_{it}^*$  が閾値 0 を越えれば  $y_{it} = 1$  (超過課税を実施), 0 以下で

あれば  $y_{it} = 0$  (標準税率未満を選択) となることを仮定しよう。すなわち,

$$y_{it} = \begin{cases} 1 & \text{if } y_{it}^* > 0 \\ 0 & \text{otherwise} \end{cases} \quad (6)$$

という関係が成り立つものとする。

次に、(7)式のように、潜在変数  $y_{it}^*$  は、地方公共団体が超過課税を実施するかに影響を与える説明変数  $\mathbf{x}_{it}$  と、時間を通じて変化しない地方公共団体  $i$  の個別効果  $\nu_i$  によって説明されるものとしよう。

$$y_{it}^* = \mathbf{x}_{it}\beta + \nu_i + \varepsilon_{it} \quad (7)$$

ここで、 $\beta$  は説明変数にかかるパラメータ、 $\varepsilon_{it}$  は通常の誤差項である。地方公共団体  $i$  が  $t$  年度に超過課税を実施する確率を  $P(y_{it} = 1 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i)$  とすると、 $y_{it}$  の期待値は、

$$\begin{aligned} E(y_{it} | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) &= 1 \cdot P(y_{it} = 1 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) + 0 \cdot (1 - P(y_{it} = 1 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i)) \\ &= P(y_{it} = 1 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) \end{aligned}$$

となる。さらに、(6)式と(7)式より、

$$\begin{aligned} P(y_{it} = 1 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) &= P(y_{it}^* > 0 | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) \\ &= P(\varepsilon_{it} > -\mathbf{x}_{it}\beta - \nu_i | \mathbf{x}_{it}, \nu_i) \\ &= F(\mathbf{x}_{it}\beta + \nu_i) \end{aligned}$$

と変形され、 $y_{it}$  の期待値はある関数  $F(\cdot)$  で表すことができる。この関数を正規分布の累積密度関数  $\Phi(\mathbf{x}_{it}\beta + \nu_i)$  で表現すればパネルプロビットモデル、ロジスティック関数  $\Lambda(\mathbf{x}_{it}\beta + \nu_i)$  で表現すればパネルロジットモデルとなる。

通常の線形パネルモデルと同様、パネルプロビットやパネルロジットモデルでも、個別効果  $\nu_i$  が説明変数  $\mathbf{x}_{it}$  と相關しない変量効果モデルと、説明変数と相關することを許容する固定効果モデルを考えることができる。しかし、通常は変量効果パネルプロビットモデル、変量効果パネルロジットモデル、そして固定効果パネルロジットモデルのいずれかが用いられる<sup>\*7</sup>。

説明変数に被説明変数のラグ項が含まれるとしよう。このとき、(7)式は(8)式のように変形される。

$$y_{it}^* = \mathbf{x}_{it}\beta + \phi y_{i,t-1} + \nu_i + \varepsilon_{it} \quad (8)$$

---

<sup>\*7</sup> Wooldridge (2010)によれば、固定効果パネルプロビットモデルは、一般的に付随パラメータ問題 (incidental parameters problem) により、一致推定量を得られないことが知られている。

(8) 式を上記の推定方法を単純に適用することはできず、ダイナミック・プロビットモデルを用いた推定が行われる。ダイナミック・プロビットモデルは、Heckman (1981) と Wooldridge (2005) の 2 つの手法が提案されているが、本稿では Wooldridge (2005) の手法を用いる<sup>\*8</sup>。Wooldridge (2005) の手法は Chamberlain (1984) の CRE (Correlated Random Effect) アプローチと類似しており、個別効果は説明変数と相関する部分と相関しない  $a_i \sim iidN(0, \sigma_a^2)$  の 2 つから構成されるものと仮定している。さらに、Akay (2011) は Wooldridge (2005) の個別効果を以下のように特定化している。

$$\nu_i = \xi_0 + \xi_1 y_{i1} + \xi_2 \bar{x}_i + a_i \quad (9)$$

ただし、 $\bar{x}_i$  は  $x_{it}$  の級内平均、 $y_{i1}$  は被説明変数の初期値である。(9) 式を (8) 式に代入することで

$$y_{it}^* = \xi_0 + x_{it}\beta + \phi y_{i,t-1} + \xi_1 y_{i1} + \xi_2 \bar{x}_i + a_i + \varepsilon_{it} \quad (10)$$

が得られるので、これを変量効果パネル・プロビットモデルで推定すればよい。

### 4.3 推定結果

固定資産税および法人住民税の超過課税の実施確率を、(10) 式に基づきダイナミック・プロビットモデルで推定した結果が表 4 と表 5 である。なお、推定されたパラメータは単純に比較できず、解釈も困難であるため、平均限界効果 (APEs) を併せて記載している。

まず、表 4 の固定資産税の推定結果のうち、説明変数に財政力指数およびその 2 乗項を含むモデル 1 についてみてみよう。本稿の最大の関心事である交付団体ダミーは正值であるものの有意ではなく、交付団体と不交付団体で超過課税の実施確率に違いを見出しができなかった。言い換えれば、超過課税を行うインセンティブは交付団体か否かで違いは見られず、課税努力が欠如しているという指摘は税率設定においては当てはまらない。

周辺地域の課税状況は正值かつ有意ではあるが、周辺地域の全てが超過課税に踏み切ったとしても、自地域が超過課税に踏み切る確率はわずか約 1.3% しか上昇しない。山下 (2001) では、周辺地域の過半数が超過課税を適用すると、自地域が超過課税を行う確率を約 60% 引き上げるという実証結果が得られていたが、それと比較すると周辺地域の影響はかなり小さい。

---

<sup>\*8</sup> モンテカルロ・シミュレーションにより Heckman (1981) の手法と Wooldridge (2005) の手法を比較した Akay (2011) によれば、5 期以上の長期のパネルデータでは Heckman (1981) よりも Wooldridge (2005) の手法のほうがパフォーマンスが高いと結論付けている。

表 4 推定結果（固定資産税）

変数	モデル 1		モデル 2	
	係数	APEs	係数	APEs
交付団体ダミー（前年度）	0.2445 (0.6607)	0.0010 (0.0027)	0.1994 (0.5623)	0.0008 (0.0023)
周辺地域の課税状況（固定資産税）	3.0285*** (1.0174)	0.0128*** (0.0042)	2.9661*** (0.9753)	0.0126*** (0.0041)
人口密度（対数）	-1.4078** (0.6148)	-0.0059** (0.0026)	-1.3829** (0.6036)	-0.0058** (0.0025)
財政力指数（単年度）	0.5985 (1.3475)	0.0025 (0.0057)		
財政力指数（単年度）の 2 乗	-0.3072 (0.6316)	-0.0013 (0.0026)		
前年度の超過課税ダミー （固定資産税）	3.0944*** (0.1394)	0.0130*** (0.0013)	3.0946*** (0.1361)	0.0131*** (0.0007)
前年度の超過課税ダミー （法人住民税）	0.2073 (0.2997)	0.0008 (0.0012)	0.2253 (0.2965)	0.0009 (0.0012)
前年度の課税ダミー （都市計画税）	-0.8249* (0.4559)	-0.0034* (0.0019)	-0.8000* (0.4525)	-0.0034* (0.0019)
実質収支比率（前年度）	-1.8974** (0.7480)	-0.0080** (0.0032)	-1.9662*** (0.7411)	-0.0083*** (0.0031)
経常収支比率（前年度）	1.3229 (0.9800)	0.0055 (0.0042)	1.3600 (0.9430)	0.0057 (0.0040)
第一次産業比率	-4.7029** (2.1487)	-0.0199** (0.0093)	-5.0184** (2.0539)	-0.0213** (0.0088)
第二次産業比率	-5.6216** (2.2937)	-0.0237** (0.0100)	-5.8727*** (2.1643)	-0.0249*** (0.0092)
初期値 ( $y_{i0}$ )	-0.1400 (0.1470)	-0.0005 (0.0006)	-0.1086 (0.1401)	-0.0004 (0.0005)
定数項	0.5559 (1.0959)		-0.7178 (0.7721)	
Number of obs.	59,137		59,137	
Log Likelihood	-479.23		-480.76	
LM test ( $H_0 : \rho = 0$ )	[0.4900]		[0.4960]	

(注 1) 丸かっこ内は標準偏差、角かっこ内は  $P$  値を示している。(注 2) \*, \*\*, \*\*\* はそれぞれ 10%, 5%, 1% 有意水準で帰無仮説を棄却したこと  
を示している。

(注 3) 年度ダミーにかかる係数の推定結果は省略している。

(注 4)  $\rho$  は  $\rho \equiv (1 + \hat{\sigma}_a^2)^{-1/2}$  である。

表 5 推定結果（法人住民税）

変数	モデル 1		モデル 2	
	係数	APEs	係数	APEs
交付団体ダミー（前年度）	-0.5624 (0.3137)	-0.0040 (0.0022)	-0.2450 (0.2854)	-0.0017 (0.0020)
周辺地域の課税状況（法人住民税）	4.1725*** (0.7502)	0.0304*** (0.0056)	4.1303*** (0.7442)	0.0302*** (0.0056)
人口密度（対数）	0.9443* (0.4923)	0.0068* (0.0036)	0.8475* (0.4918)	0.0062* (0.0036)
財政力指数（単年度）	-1.5803 (1.2810)	-0.0115 (0.0093)		
財政力指数（単年度）の 2 乗	0.1904 (0.5170)	-0.0013 (0.0037)		
前年度の超過課税ダミー （固定資産税）	0.9415*** (0.2265)	0.0068*** (0.0016)	0.9192*** (0.2264)	0.0067*** (0.0016)
前年度の超過課税ダミー （法人住民税）	2.5825*** (0.0909)	0.0188*** (0.0009)	2.5801*** (0.0906)	0.0189*** (0.0009)
前年度の課税ダミー （都市計画税）	0.0907 (0.3834)	0.0006 (0.0027)	0.1169 (0.3829)	0.0008 (0.0028)
実質収支比率（前年度）	-0.5156 (1.4267)	-0.0037 (0.0103)	-0.6559 (1.4220)	-0.0048 (0.0104)
経常収支比率（前年度）	1.6114** (0.7552)	0.0117** (0.0055)	1.7021** (0.7254)	0.0124** (0.0053)
第一次産業比率	0.2277 (1.8831)	0.0016 (0.0137)	1.7415 (1.7902)	0.0127 (0.0131)
第二次産業比率	-5.7140*** (1.7696)	-0.0416*** (0.0130)	-4.5342*** (1.7187)	-0.0332*** (0.0127)
初期値 ( $y_{i0}$ )	-0.0834 (0.1027)	-0.0006 (0.0007)	-0.0933 (0.1023)	-0.0006 (0.0007)
定数項	-4.0995*** (0.7263)		-3.7266*** (0.5618)	
Number of obs.	59,137		59,137	
Log Likelihood	-879.28		-884.88	
LM test ( $H_0 : \rho = 0$ )	[0.4950]		[0.4950]	

(注 1) 丸かっこ内は標準偏差、角かっこ内は  $P$  値を示している。(注 2) \*, \*\*, \*\*\* はそれぞれ 10%, 5%, 1% 有意水準で帰無仮説を棄却したこと  
を示している。

(注 3) 年度ダミーにかかる係数の推定結果は省略している。

(注 4)  $\rho$  は  $\rho \equiv (1 + \hat{\sigma}_a^2)^{-1/2}$  である。

山下(2001)や吉岡(2009)では、財政力指数は超過課税の実施確率に対して逆U字型の関係にあることが示されていた。しかし、本稿ではそのような関係性は確認できなかった。推定式に交付団体ダミーが含まれるだけでなく、財政力指数はその2乗項まで含まれていることから、多重共線性の可能性が疑われたが、財政力指数の2乗項のみを推定式から除外しても結果は変わらなかった。

前年度の超過課税ダミーのうち固定資産税では事前の予想通り、正值で有意な値が得られ、前年度に固定資産税で超過課税を実施すれば、今年度の超過課税の確率を約1.3%上昇することが示された。したがって、固定資産税の超過課税には慣性効果が働いていることが示唆される。また、前年度の超過課税ダミーのうち都市計画税では、係数は負となつたことから、吉岡(2009)と同様、本分析でも固定資産税と都市計画税の間に代替関係があることが示唆される。

財政状況に関する変数のうち、実質収支比率では予想通り負値かつ有意であった。実質収支比率が悪化すれば、固定資産税で超過課税を行う確率は上昇する。

財政力指数および財政力指数の2乗項はともに有意とならなかつたことから、この2つを推定式から除外したモデル2においても、結果に大きな違いは見られなかつた。

次に、表5の法人住民税でも、表4とほぼ同様の結果が得られている。

全ての変数を含むモデル1では、交付団体ダミーにかかる係数は有意でなかつたことから、法人住民税においても、超過課税に対するインセンティブは交付団体かどうかとは無関係であると思われる。

法人住民税に関して周辺地域で超過課税が行われているかどうかは、自地域に対して有意な影響を与えている。しかし、仮に全ての地域で超過課税が行われても、自地域が超過課税を行う確率を約3%引き上げるにすぎない。

被説明変数が法人住民税の場合であつても、財政力指数とその2乗項は含めて有意とはならなかつたことから、超過課税の実施確率は財政力指数に対して逆U字型を描くという関係性は法人住民税でも確認できなかつた。

前年度の超過課税ダミーのうち、法人住民税と固定資産税で正の関係が観察された。つまり、法人住民税でも慣性効果が働いていたことだけでなく、固定資産税での超過課税の実績は法人住民税で超過課税に踏み切るかに影響を与えていたことが確認された。

財政状況に関しては、固定資産税では実質収支比率が超過課税の実施確率に影響を与えていたが、法人住民税では経常収支比率が悪化すれば、超過課税を行う可能性が高くなる。税目で有意になる変数は異なるが、超過課税は財政状況の悪化に対応する手段として用いられていることが分かる。

モデル1では財政力指数とその2乗項は有意でなかつたため、両者を除いて再度推定を

行った結果がモデル 2 で示されている。モデル 2 でも有意となった変数や符号条件に変化はなく、推定されたパラメータの大きさもほとんど違いは見られなかった。

## 5 おわりに

本稿では、地方交付税制度は地方公共団体の税収確保に対するインセンティブを阻害しているとの批判を再検討すべく、固定資産税と法人住民税を対象に、超過課税の実施確率が交付団体と不交付団体で異なるかどうかを理論・実証面から検証した。

本稿の理論モデルでは、地方交付税は課税ベースの減少の一部を補填することから、税率を引き上げたことにより課税ベースが縮小したとしても、交付団体ではその一部が補填されるため、交付団体は徴収率を引き上げるインセンティブがあることが示された。

しかし、実証分析では、地方交付税制度と超過課税の関係については、超過課税を行う確率は交付団体であるかどうかに依存しないという実証結果が得られた。つまり、税率設定に関して言えば、交付団体は課税努力が欠如しているという指摘は当てはまらないと考えられる。超過課税に踏み切る主要な要因は、もっぱら(1)前年度に超過課税を行っていたか、(2)周辺地域で超過課税が行われていること、そして(3)財政状況の悪化である。さらに、山下(2001)や吉岡(2009)で指摘されていた超過課税と財政力指数との相関は、本稿の実証分析では認められなかった。こうした結果が得られた理由として、本稿の実証分析では長期の市町村パネルデータを利用したことと、過去の超過課税の実績を考慮したダイナミック・プロビットモデルを用いて推定を精緻化したことなどが挙げられるだろう。

むろん、本稿に残された課題も多い。田近・宮崎(2008)では交付税への依存度が高い団体ほど、一人当たり税収が減少することが示されていた。その原因を明らかにするためには、本稿の徴収率に関する分析だけでは不十分であり、税収を構成する課税標準、税率、徴収率のうち、残る課税標準や徴収率について課税努力の欠如が見られるかを検証しなければならない。これらの点を今後の課題としたい。

## 参考文献

- Akay, A. (2011) “Finite-sample Comparison of Alternative Methods for Estimating Dynamic Panel Data Models,” *Journal of Applied Econometrics*, forthcoming.
- Buettner, T. (2006) “The Incentive Effect of Fiscal Equalization Transfer on Tax Policy,” *Journal of Public Economics*, Vol. 90, No. 3, pp. 477-497.
- Chamberlain, G. (1984) “Panel Data,” in Griliches, Z. and M. D. Intrilligator eds.

- Handbook of econometrics*, Volume II, Amsterdam: North Holland, pp. 1247-1320.
- Heckman, J. J. (1981) "The Incidental Parameters Problem and the Problem of Initial Conditions in Estimating a Discrete time-Discrete Data Stochastic Process," in Manski, C. F. and D. McFadden eds. *Structural Analysis of Discrete Data with Econometric Applications*, Cambridge: MIT Press.
- Smart, M. (1998) "Taxation and Deadweight Loss in a System of Intergovernmental Transfers," *Canadian Journal of Economics*, Vol. 31, No. 1, pp. 189-206.
- Wooldridge, J. M. (2005) "Simple Solutions to the Initial Conditions Problem in Dynamic, Nonlinear Panel Data Models with Unobserved Heterogeneity," *Journal of Applied Econometrics*, Vol. 20, pp. 39-54.
- (2010) *Econometrics Analysis of Cross Section and Panel Data*, London: The MIT Press, 2nd edition.
- 赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治 (2003) 『地方交付税の経済学：理論・実証に基づく改革』, 有斐閣。
- 井堀利宏 (2003) 『課税の経済理論』, 岩波書店。
- 黒田武一郎 (編) (2007) 『三位一体の改革と将来像—地方税・地方交付税』, ぎょうせい。
- 田近栄治・油井雄二・佐藤主光 (2001) 「地方交付税の何が問題か—緩む地方の財政規律と阻害される財政努力」, 『税経通信』, 第 56 卷, 第 12 号, 23-33 頁。
- 田近栄治・宮崎毅 (2008) 「地方交付税と地方自治体の財政改善努力—全国市町村データによる分析—」, 『会計検査研究』, 第 38 卷, 25-37 頁。
- 林正義 (2006) 「地方交付税の経済分析：現状と課題」, 『経済政策ジャーナル』, 第 3 卷, 第 2 号, 6-24 頁。
- 山下耕治 (2001) 「地方交付税の課税インセンティブ」, 『日本経済研究』, 第 43 卷, 155-169 頁。
- 吉岡喜吉 (2009) 「超過課税と地方自治体の行動原理—市町村パネルデータによる実証分析—」, 『地域公共政策研究』, 第 16 卷, 59-69 頁。

# 課税努力と地方交付税 超過課税に対するインセンティブの検証

2011年7月15日

小樽商科大学 石田三成

1

## 1. はじめに

- 三位一体改革(交付税改革に限定すれば)
  - 地方交付税・臨財債の総額の抑制
  - 段階補正・事業費補正の縮小、補正係数の単位費用化
  - 留保財源の引き上げ・行革インセンティブ算定の導入←交付団体の課税努力に関する議論の影響は無視できず

2

# 1. はじめに

- 交付団体の課税努力に関する議論
  - 田近・油井・佐藤(2001)：交付団体は税収を上げるよりも交付税や補助金の獲得に努力を傾ける
  - 田近・宮崎(2008)：地域特性をコントロールしてもなお、交付税に依存する自治体ほど税収が低いことを実証
- 課税努力の分解

税収 = 課税標準 × 税率 × 徴収率

  - 課税努力が欠如しているとして、課税標準、税率、徴収率のうち、どこに問題があるのか？
  - 本報告では税率に着目

3

# 2. 超過課税に関する議論

- 山下(2001)
  - 法人税割・法人均等割の超過課税に関する実証分析
  - 仮説(本報告の関心事だけ抽出)
    - ① 横並び: 周辺地域で超過課税 ⇒ 自地域の超過課税の確率↑
    - ② 財政面での首長の裁量性: 財政力指数↑ ⇒ 超過課税の確率↓
    - ③ 租税競争: 財政力指数↓ ⇒ 超過課税の確率↓
    - ②・③より、超過課税の確率は財政力指数に対して逆U字型と予想

4

## 2. 超過課税に関する議論

### – データ・推定方法

- 被説明変数：法人税割・法人均等割で超過課税の実施団体に1、そうでなければ0を割り当てる(H10年度)
- 説明変数：周辺地域における超過課税ダミー、財政力指数、昼夜間人口比率(H9年度データ)等
- 3232市町村を対象に、プロビットモデルで推定

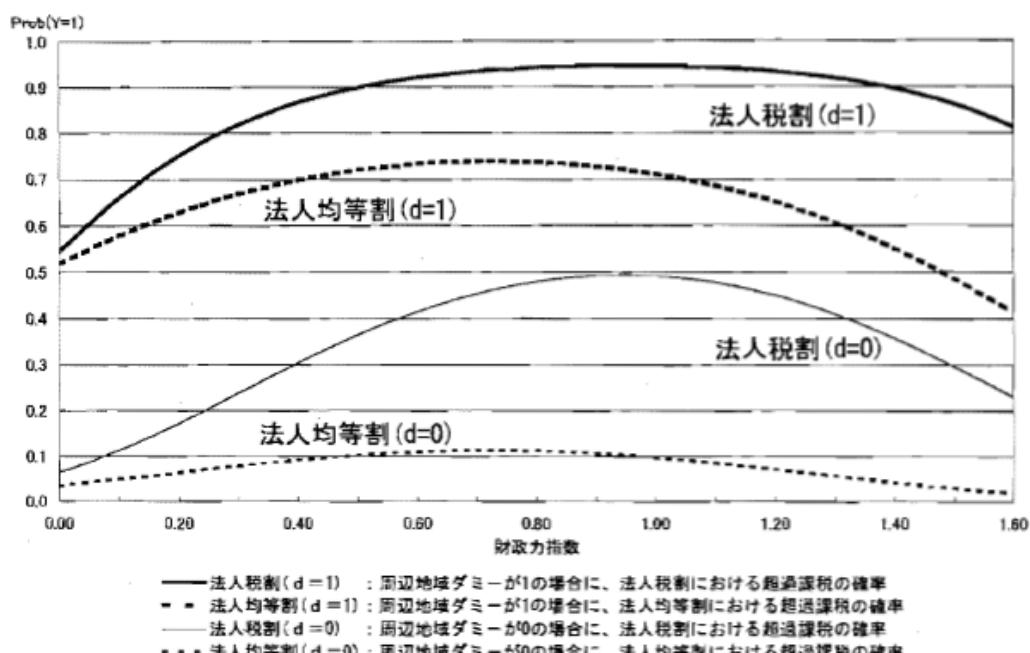
### – 実証結果

- 周辺地域が超過課税に踏み切れば、自地域でも超過課税を行う
- 超過課税の確率は財政力指数に対して逆U字型

5

## 2. 超過課税に関する議論

### – 実証結果(続き)



6

## 2. 超過課税に関する議論

### – 注意すべき点

- 過去の超過課税の実績が考慮されていない  
⇒後の推定で考慮
- 財政力指数は代理変数であって、交付税本体と超過課税の関係に着目しているわけではない  
⇒林(2006)の議論

7

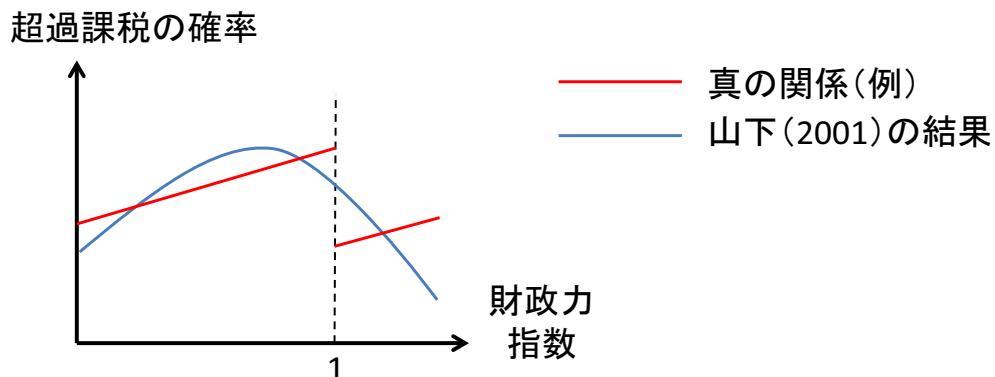
## 2. 超過課税に関する議論

- 林(2006)
  - 税率設定と交付税の直接的な関係について言及
    - 課税標準が税率に対して弾力的かどうかに着目
    - ケース1  
税率↑⇒課税標準不变⇒基準財政収入額不变  
税率設定は交付団体・不交付団体で差はない
    - ケース2  
税率↑⇒課税標準↓⇒基準財政収入額↓  
むしろ、交付団体ほど超過課税を行ラインセンティブ

8

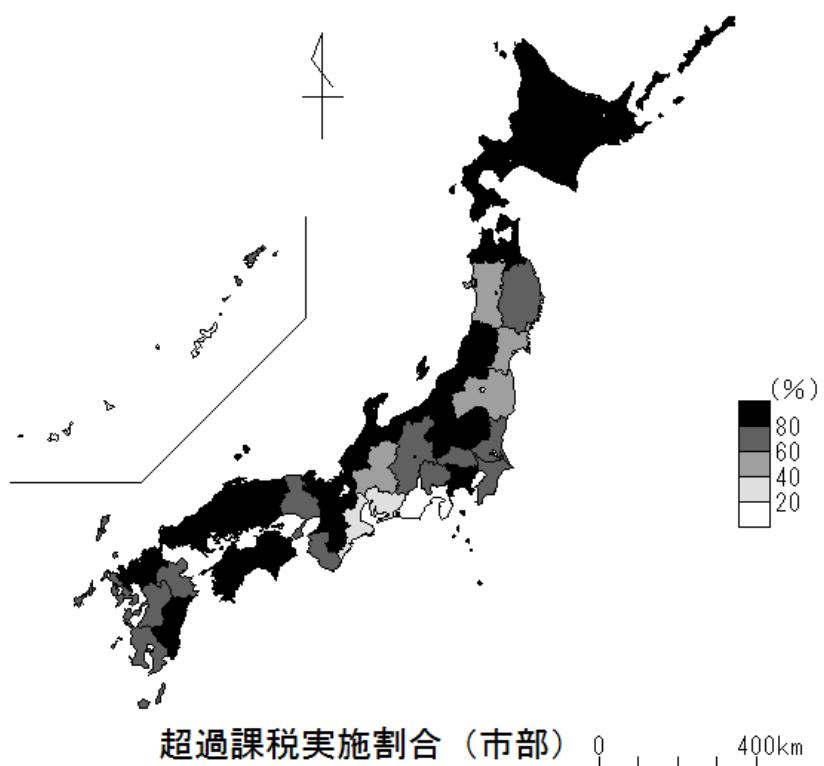
## 2. 超過課税に関する議論

- 財政力指数と税率の関係：再考
  - 財政力指数と超過課税に関する関係があったとしても、逆U字型かどうかは不明
  - 財政力指数が1前後で超過課税の確率が切断されている可能性



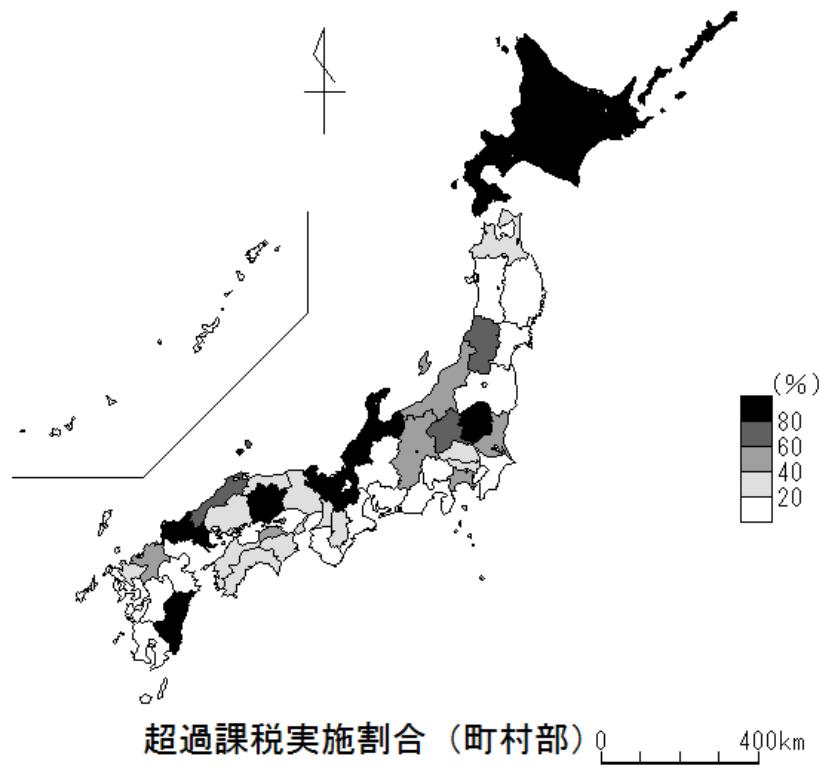
9

## 3. 超過課税の状況（法人税割・法人均等割、2009年度）



10

### 3. 超過課税の状況(法人税割・法人均等割、2009年度)



11

### 4. 実証

- 実証分析の方針
  - 対象は1989年度～2009年度の市町村
  - 税目は法人税割と法人均等割
  - まずは山下(2001)をベースとしつつ、簡略化
  - 自地域における過去の超過課税の実績を考慮
  - 交付団体と不交付団体で超過課税の実施確率に差異が見られるかを検証
  - 説明変数を組み合わせにより、いくつかのケースで推定

12

## 4. 実証

- データ
  - 被説明変数
    - N年度に法人税割 or 法人均等割で超過課税を行っている団体を1、それ以外の団体を0
  - 説明変数
    - **財政力指数**: N-1年度の財政力指数
    - **周辺地域ダミー**: N-1年度で自地域を除く周辺地域で超過課税を行っている場合には1、それ以外は0
      - 周辺地域の定義: 町村の場合には同一の郡内を対象とし、市の場合には同一都道府県内の市を対象(c.f. 西川(2006))。

13

## 4. 実証

- 説明変数(続き)
  - **前年度ダミー**: N-1年度に法人税割 or 法人均等割で超過課税を行っている団体を1、それ以外の団体を0
  - **不交付団体ダミー**: N-1年度の財政力指数が1を超える団体を1、それ以外の団体を0
- 説明変数の組み合わせ

	使用する説明変数			
Case 1	財政力指数	財政力指数(2乗)	周辺地域ダミー	
Case 2	財政力指数	財政力指数(2乗)	周辺地域ダミー	前年度ダミー
Case 3	財政力指数		周辺地域ダミー	前年度ダミー
Case 4			周辺地域ダミー	前年度ダミー
Case 5	財政力指数	財政力指数(2乗)	周辺地域ダミー	前年度ダミー 不交付団体ダミー
Case 6	財政力指数		周辺地域ダミー	前年度ダミー 不交付団体ダミー
Case 7			周辺地域ダミー	前年度ダミー 不交付団体ダミー

14

## 5. 推定結果：追試

### • Case 1の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
財政力指数(2乗)	---	---	---	---	---	---	-	---	---	---	---
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
前年度ダミー											
不交付団体ダミー											
Pseudo R <sup>2</sup>	0.424	0.422	0.418	0.414	0.409	0.420	0.426	0.442	0.433	0.431	0.434

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
財政力指数(2乗)	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
前年度ダミー										
不交付団体ダミー										
Pseudo R <sup>2</sup>	0.428	0.432	0.428	0.410	0.368	0.258	0.268	0.273	0.269	0.261

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

15

## 5. 推定結果：追試

- 山下(2001)の結論は他の年度にも当てはまる
  - 全ての年度で財政力指数(2乗項を含む)が有意  
⇒超過課税の確率は財政力指数に対して逆U字型
  - 全ての年度で周辺地域ダミーが有意  
⇒超過課税は横並び
- 擬似決定係数は2004年度から低下
  - 合併(郡の消滅等)で周辺地域が変化したためか？
- 過去の超過課税の実績を考慮すると(前年度ダミーの導入)…

16

# 5. 推定結果: 前年度ダミー

## • Case 2の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数						+++					
財政力指数(2乗)						--					
周辺地域ダミー			+		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
Pseudo R <sup>2</sup>		0.990	0.979	0.980	0.967	0.967	0.982	0.986	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数	+	++				++		+++		
財政力指数(2乗)	-					--		--		
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	++	+	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー										
Pseudo R <sup>2</sup>	0.966	0.938	0.956	0.935	0.941	0.915	0.925	0.926	0.933	0.941

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

17

# 5. 推定結果: 前年度ダミー

## – 前年度ダミーの強い説明力

- 89・98・99年度については、今年度の超過課税の実施確率は、前年度の自地域での超過課税の有無で100%説明される(→推定できず)
- 擬似決定係数は飛躍的に上昇

## – 周辺地域ダミーも説明力は高い

## – 逆U字型仮説は常に成り立つわけではない

- 94・00・05・07年度のみ成立
- 2乗項があるため、多重共線性が発生したためか?
- 財政力指数(2乗)のみ落として再度推定すると…

18

# 5. 推定結果: 前年度ダミー

- Case 3の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数		+++			+	++	++	+			
財政力指数(2乗)											
周辺地域ダミー			+		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
Pseudo R <sup>2</sup>		0.990	0.979	0.979	0.967	0.967	0.982	0.986	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数		+	++							
財政力指数(2乗)										
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	+++	+	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー										
Pseudo R <sup>2</sup>	0.966	0.938	0.956	0.935	0.941	0.913	0.925	0.925	0.932	0.941

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

19

# 5. 推定結果: 前年度ダミー

- 前年度ダミー・周辺地域ダミーは頑健
- 財政力指数は正で有意だが…
  - 有意にならない年度のほうが多く、1%有意水準で棄却できたのは90年度のみ
  - Case 2・Case3ともに財政力指数が有意となったのは94・01年度のみ
- 参考までに財政力指数を落として推定すると…

# 5. 推定結果：前年度ダミー

- Case 4の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数											
財政力指数(2乗)											
周辺地域ダミー			++		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
Pseudo R <sup>2</sup>		0.990	0.979	0.979	0.967	0.966	0.966	0.986	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数										
財政力指数(2乗)										
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	+++	++	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー										
Pseudo R <sup>2</sup>	0.965	0.937	0.955	0.935	0.941	0.913	0.925	0.924	0.932	0.940

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

21

# 5. 推定結果：前年度ダミー

- 前年度ダミー・周辺地域ダミーの結果はほとんど変わらず
  - ・擬似決定係数を見ても変化がほとんど見られない
- 超過課税の実施確率に、財政力指数は関係するけれども、財政力指数1前後で切断しているからおかしな結果が出るのでは？
- 不交付団体ダミーを導入して推定すると…

22

# 5. 推定結果：不交付団体ダミー

- Case 5の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数		+				+++					
財政力指数(2乗)				-		---					
周辺地域ダミー			+		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー		-						-			
Pseudo R <sup>2</sup>		0.991	0.979	0.980	0.967	0.967	0.982	0.987	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数	++	+	+			++		+++		
財政力指数(2乗)	--					--		---	-	
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	++	+	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー										
Pseudo R <sup>2</sup>	0.966	0.938	0.956	0.936	0.941	0.915	0.925	0.926	0.933	0.941

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

23

# 5. 推定結果：不交付団体ダミー

- Case 6の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数		+++				++		+			
財政力指数(2乗)											
周辺地域ダミー			+		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー		-				+		-			
Pseudo R <sup>2</sup>		0.990	0.979	0.979	0.967	0.967	0.982	0.987	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数		++	++					++		
財政力指数(2乗)										
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	+++	+	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー						--		--		
Pseudo R <sup>2</sup>	0.966	0.938	0.956	0.935	0.941	0.914	0.925	0.925	0.932	0.941

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

24

# 5. 推定結果：不交付団体ダミー

## • Case 7の推定結果

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指数											
財政力指数(2乗)											
周辺地域ダミー			++		+++	+++	+++	+++			
前年度ダミー		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
Pseudo R <sup>2</sup>		0.990	0.979	0.979	0.967	0.966	0.982	0.986	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指数										
財政力指数(2乗)										
周辺地域ダミー	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	+++	++	++
前年度ダミー	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー	+									
Pseudo R <sup>2</sup>	0.965	0.937	0.955	0.935	0.941	0.913	0.925	0.925	0.932	0.940

※符号が3つで1%、2つで5%、1つで10%有意水準で帰無仮説(係数=0)が棄却されることを意味している。

25

# 5. 推定結果：不交付団体ダミー

- 前年度ダミー・周辺地域ダミーの結果はほとんど変わらず
- Case 5～Case 7のいずれも不交付団体ダミーが有意となった年度は少数
  - 「交付団体か否か」と超過課税の実施確率には関係性が無いかも？
- 使用した説明変数が少なすぎる？
  - 他の財政状況を表す変数(経常収支比率(前年度))
  - 地域特性を表す変数(2次・3次産業比率(前年度))
  - Case 5～7に上記の変数を加えて推定すると…

26

# 5. 推定結果：地域特性

- Case 5'

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指數											
財政力指數(2乗)											
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)			+		+++	+++	+++	+++			
超過課税ダミー(自地域・前年度)		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー		--		+				-			
二次産業比率					+						
三次産業比率			+++			+					
経常収支比率		+++	+++	++				+++			
Pseudo R^2		0.992	0.980	0.980	0.968	0.968	0.982	0.988	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指數										
財政力指數(2乗)						-		--	--	
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	+	+++	+++	++	+	++
超過課税ダミー(自地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー										
二次産業比率										
三次産業比率										++
経常収支比率				++		++				
Pseudo R^2	0.967	0.939	0.957	0.937	0.942	0.915	0.927	0.928	0.935	0.943

27

# 5. 推定結果：地域特性

- Case 6'

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指數								+			
財政力指數(2乗)											
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)			+		+++	+++	+++	+++			
超過課税ダミー(自地域・前年度)		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
二次産業比率											
三次産業比率			+++			+					
経常収支比率		+++	+++	+++				+++			
Pseudo R^2		0.992	0.980	0.980	0.968	0.967	0.982	0.988	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指數			+		+					
財政力指數(2乗)										
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	+++	+	++
超過課税ダミー(自地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー						-		--		
二次産業比率										
三次産業比率			+		+				++	
経常収支比率				++		++			+	
Pseudo R^2	0.966	0.939	0.957	0.936	0.942	0.914	0.927	0.927	0.934	0.943

28

# 5. 推定結果：地域特性

- Case 7'

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
財政力指數											
財政力指數(2乗)											
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)			+		+++	+++	+++	+++	+++		
超過課税ダミー(自地域・前年度)		+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++		
不交付団体ダミー											
二次産業比率			+++		++			++			
三次産業比率		+++			+	++	++				
経常収支比率		+	++	+++					+++		
Pseudo R^2		0.992	0.980	0.980	0.968	0.967	0.982	0.987	0.971		

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
財政力指數										
財政力指數(2乗)										
超過課税ダミー(近隣地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	++	+++	+++	++	+	++
超過課税ダミー(自地域・前年度)	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
不交付団体ダミー					+					
二次産業比率				+						
三次産業比率	+	+++		++		+		+++		+++
経常収支比率										
Pseudo R^2	0.966	0.938	0.956	0.936	0.941	0.914	0.926	0.927	0.934	0.943

29

# 5. 推定結果：地域特性

- Case 5 ⇒ Case 5'

- 財政力指數: 9の年度で有意 ⇒ 3の年度で有意
- 不交付団体ダミー: 2の年度で有意 ⇒ 3の年度で有意

- Case 6 ⇒ Case 6'

- 財政力指數: 6の年度で有意 ⇒ 3の年度で有意
- 不交付団体ダミー: 5の年度で有意 ⇒ 2の年度で有意

- Case 7 ⇒ Case 7'

- 不交付団体ダミー: 1の年度で有意 ⇒ 1の年度で有意

30

## 6. おわりに

- Findings
  - 超過課税を行うかは、もっぱら①自地域における過去の超過課税の実績、②周辺地域における超過課税の実績に依存
  - 交付税(財政力指数 or 不交付団体ダミー)と超過課税の関係は明白ではない
    - 交付税は課税努力の欠如をもたらすという議論は、超過課税において成り立たないのでは？
- 課題
  - 他の税目(固定資産税等)でも同じことが言える？
  - 周辺地域の定義(自治体の参照先、合併の影響)

31

## 参考文献

- 田近栄治, 油井雄二, 佐藤主光(2001)「地方交付税の何が問題か: 緩む地方の財政規律と阻害される財政努力」『税経通信』56(12), 22-33.
- 田近栄治, 宮崎毅(2008)「地方交付税と地方自治体の財政改善努力: 全国市町村データによる分析」『会計検査研究』38, 25-37.
- 西川雅史(2006)「徴税の費用対効果」『第2回税に関する論文—入選論集』1-31.
- 林正義(2006)「地方交付税の経済分析: 現状と課題」『経済政策ジャーナル』3(2), 6-24.
- 山下耕治(2001)「地方政府の課税インセンティブ: 超過課税に関する実証分析」『日本経済研究』43, 155-169.

32

## 都市財政の健全化と行政評価\*

金坂成通((株)PHP 研究所研究員)

広田啓朗(名古屋商科大学商学部専任講師)

湯之上英雄(千葉商科大学サービス創造学部専任講師)

### 〈要旨〉

本稿では、行政評価の導入が、地方自治体の財政状況にどのような影響を与えていているのか、また、外部評価者の存在が影響を及ぼしているのか、最新の自治体データに基づき実証的に分析した。

本稿の分析で得られた新たな知見は、以下の 2 点である。まず、1 点目として事務事業評価を導入している自治体は歳出を抑制している傾向にあることが明らかになった。さらに、実質公債費比率や将来負担比率に関する分析では、事務事業評価を導入している自治体は、健全な財政運営をしていることが示された。2 点目として外部評価者の存在が自治体の財政状況に影響を及ぼしているのかについても検証を行った。従来、積極的に外部評価を導入することが望ましいとされていたが、分析結果より、外部評価の導入は自治体の財政状況に影響を与えていないことが示された。

### 1. はじめに

地方自治体において、実施した政策や事業を評価することは財政運営の効率化の観点から重要である。近年、地方自治体が導入している代表的な政策評価手法として行政評価があげられる。1995 年に三重県が事務事業評価を導入して以来、各地方自治体が事務事業評価を始めとする行政評価を導入してきた。総務省(2009)によると 2004 年 7 月時点で行政

\* 本報告論文は、2011 年 9 月 2 日に開催された「地方分権に関する基礎問題についての調査研究会・専門分科会」での報告論文である。本稿は、改訂が加えられた後、「自治体財政の健全化と行政評価—都市データによる実証分析—」として『会計検査研究』第 44 号, pp.91-101 に掲載済みである。

広田は日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(B), 課題番号 22730266)から、湯之上は日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(B), 課題番号 23730304)からの助成を受けた。記して感謝の意を申し上げたい。なお、本文中の誤りは全て筆者の責任に帰するものである。本研究は、著者らの個人的見解を示すものであり、所属する機関の見解とは一切関係しない。

評価を導入している市区数は 289 団体であったのに対して 2008 年 10 月時点では 460 団体に増加している。行政評価の導入から 10 年以上が過ぎ、個別の事例研究や定性的な研究は蓄積があるが、いまだその効果を定量的に捉えた分析は十分でないといえるだろう。

総務省(2009)や、松田・鈴木(2009)は、政策評価の導入目的として、「予算規模の統制」があげられていたと指摘している。しかし、松田・鈴木は、時代が下るにつれて、その目的が「政策(施策・事務事業)の方向性を定める」ことに変化してきていることを指摘している。これは、澤野(2006)で懸念されている「政策の目標が実施前と実施後で変化してしまうこと」を反映している可能性もある。また小西(2002)は、事務事業評価の効果について、無駄な政策がより効果の高い政策に置き換わるだけなので、歳出削減にはつながらないと指摘している。

図 1 には、総務省(2009)から抜粋した「行政評価の成果」が示されている。総務省のアンケートに回答した 702 団体の内、280 団体が行政評価の成果として「事業が廃止、または予算削減につながる」と指摘し、208 団体が「個別の事務事業の有効性が向上する」と答え、246 団体が「個別の事務事業の効率性が向上する」と回答している。地方自治体の現場では、行政評価の成果として、予算の削減や事務事業の有効性と効率性の向上が得られているようである。

田渕(2010)では、自治体の行政評価におおよそ 3 年周期に変化が見られたとして、以下のようにその特徴を整理している。まず、第 I ステージ(1997~1999 年頃)は、行政評価=事務事業評価であり、主目的は職員の意識改革であった。次に第 II ステージ(1999~2002 年頃)は総合計画の進行管理に行政評価を活用し、評価レベルは事務事業、施策、政策の 3 階層で、さらに行政活動の成果に加え、効率へ徐々に意識が向けられた。この頃から住民や学識経験者など行政外部の評価が重要視され始めたという。その後、第 III ステージ(2002 ~ 2005)年頃では、行政管理から行政経営への転換があり、NPM(New Public Management)が注目され、進行管理型の評価手法から、資源の最適配分を主眼とする戦略重視型の手法を探る自治体が出てきた。さらに、最近の第 IV ステージ(2005~2008 年頃)の段階で、NPM の流れを受け住民を顧客と捉えるなど、行政評価の取り組みに経営的視点が取り入れられた。また、他システムとの連動を視野に行政評価制度を見直す動きもあり、予算や人事など行政評価制度を取り巻く行政システムの改善に着手した自治体と、そうでない自治体で行政評価の成果に差が出てきた。そして現状では、これら 4 つのステージ上に、評価制度を導入した自治体が混在しているとしている。しかし、田渕(2010)において、

行政評価が全体として予算規模や歳出削減に影響しているかどうかの言及はない。

自治体の行政評価について、数少ない定量分析を行っている先行研究としては、長峯(2004)や宮崎(2004)があげられる<sup>1)</sup>。長峯(2004)では、三重県の事務事業評価に焦点を当て、評価の結果を何らかの形で予算編成に反映させることを目指してきたのであれば、事務事業評価システムは財政状態に何らかの影響を与えたはずであるという仮説を立てて検証している。事務事業の見直しが実際に歳出の増減にどのような影響を与えたかを寄与度分析を用いて検証した結果、三重県では1999年、2001年、2003年度については、事務事業の見直しによる歳出削減効果よりも、新規事業による歳出増加効果の方が上回っており、事務事業の見直しがそのまま歳出抑制や財政再建につながるわけではないことを認識する必要性があるとしている。また、2003年度に見られる大幅な歳出削減は、事務事業の見直しによるものではなく、トップダウンによる歳出削減や施策・事業関連の予算削減が図られたことによるものとし、事務事業評価システムの財政再建における直接的関与の限界を指摘している。宮崎(2004)では、公園維持管理事業に着目し、事務事業評価の導入が費用の効率化に有効なのかを1996年から2000年までの全国市区パネルデータを用いて計量的に分析し、事務事業評価の導入について統計的な有意差は得られなかったとしている。

また、評価主体の影響について、砂原(2003a, 2003b)では、内部者が評価を行う内部評価と外部者によって評価がなされる外部評価の二つを比較し、後者では客観的な評価ができると指摘する一方で、外部評価者が次第に内部に取り込まれる懸念について指摘している。田渕(2010)においては、評価が行政内部で閉じてしまうのではなく、外部者による評価も今後必要であるとの提言がなされている。図2には、総務省(2009)で調査された「行政評価の課題」を集計したものが示されている。229団体が行政評価の課題として「外部意見の活用」を指摘しており、地方自治の現場においても、外部者の意見をどう行政評価に取り入れていくかが課題となっているようだ。

金坂・広田・湯之上(2011)では、『地方公共団体における行政評価の取組状況』の市区に

---

1) 山下・赤井(2005)では、財政運営の透明性という視点から情報公開制度の有無と行政評価の導入状況を考慮し確率フロンティア費用関数の推定している。推定では、地域住民のモニタリング強化に貢献するものとして「住民以外による情報公開請求資格」、「議会の情報公開制度」、「監査委員への民間人の登用」という変数や、行政内部による意思決定ルールを改善するものとして「バランスシートの独自帳簿作成」、「行政コスト計算書の行政評価への反映」、「重要な政策において素案を住民に公表かつ行政評価を数値化」という変数を作成し、地方自治体の歳出について推定を行っている。推定結果より、政策評価の数値化等を通じた行政内部からの職員の意識改革を喚起するタイプの制度が地方自治体の費用最小化インセンティブに寄与する可能性を示している。

に対するアンケート調査を利用して、「行政評価の実施根拠」、「行政評価の対象」、「行政以外の主体による評価の実施状況」、「行政評価の活用方法」、「行政評価の成果」と「行政評価の課題」について、それぞれクロス集計分析を行っている。分析結果より、行政評価の成果として「成果の観点で施策や事業を検討」でき、「事務事業の廃止や予算削減」が出来た一方で、「予算編成等」への活用は課題である、と地方自治体は受け止めている事を明らかにしている。また、外部からの意見の受け入れも課題とされていた。行政評価による予算・決算への影響や、外部による評価が財政にどのような影響を及ぼしたかについて研究する必要性を指摘している。

以上のような先行研究を踏まえ、本稿では、行政評価の導入が、導入当初の評価の目的である「予算規模」がどのような影響を受けているのか、また、外部評価者の存在が影響を及ぼしているのか、2008年度の自治体データに基づき実証的に分析する。行政評価の導入の有無に注目して、都市のマイクロデータを用いた分析は、筆者らの知る限り本稿が初めてである。

## 2. データ

本稿の推定において使用するデータは、2008年度の市区データである。歳出、実質公債費比率、将来負担比率、人口、面積、財政力指数は『市町村別決算状況調』から、第1次産業比率、第3次産業比率、65歳以上人口、15歳未満人口は2005年度の『国勢調査』から用いた。実質公債費率は、地方債の元利償還金である公債費に関して、普通会計と公営事業会計の他に一部事務組合・広域連合を連結した3ヵ年平均の指標である。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表している。将来負担比率は、普通会計や公営事業会計のみならず、一部事務組合・広域連合、地方公社・第3セクター等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表している。この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、将来負担比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる<sup>2)</sup>。

<sup>2)</sup> 本稿の財政健全化指標の説明は、小西(2008)、中井・他(2010)を参照している。財政健全化指標である実質公債費比率、将来負担比率の算定方法等は、それらを参照されたい。

近年、大規模な市町村合併が実施され、合併が市区財政に与える影響を考慮するため合併経過年数は総務省『合併相談コーナー』から作成した。行政評価の導入状況については、総務省『平成21年3月31日 地方公共団体における行政評価の取組状況』から作成した。表1には、使用したデータの記述統計を示している。行政評価の導入状況については、欠損データは除いている。約6割の自治体が行政評価を導入している。自治体の行政評価導入経過年数は平均約3年である。

行政評価を既に導入している自治体は、全サンプル中455団体であった。行政評価の対象として政策評価を導入している自治体は59団体、施策評価は207団体、事務事業全ては211団体、事務事業(公営企業を含む)は137団体、事務事業の一部は233団体、事務事業の一部(公営企業を含む)は147団体である。また、外部有識者を入れた第三者機関による評価を導入している自治体は96団体、議会による評価は4団体、住民による評価は43団体、その他は16団体である。自治体の多くは、事務事業評価を導入していることがわかる。また、事務事業評価を導入する際に公営企業会計まで含んで評価を行っている自治体も多い。

### 3. 実証分析

#### 3. 1 行政評価の導入による財政への効果の推定

本節で着目する点は、行政評価の導入が市区財政にどのような影響を与えたかを検証する点である。本節の推定では、2008年度のクロスセクションデータを使用する。被説明変数は、対数変換をした一人当たり歳出、実質公債費比率、将来負担比率の3つである。

本稿で注目する説明変数は、行政評価導入ダミー、行政評価導入経過年数である。行政評価導入ダミーは、行政評価を導入している市区は1、そうでない市区は0とするものである。ダミーの係数が負に有意であれば、市区財政は行政評価の導入によって財政状況が改善することになる<sup>3)</sup>。また、行政評価の導入時期によって財政状況に与える影響が

<sup>3)</sup> 総務省(2009)によると、行政評価の導入状況の調査について、「既に導入済み」、「試行中」、「検討中(導入予定期決定)」、「検討中(導入時期未定)」、「導入予定なし」という項目に分けられている。行政評価を試行中や検討中の自治体では、分析結果が行政評価導入によるものかそれ以外の要因かを判別しにくいため、本稿では「既に導入済み」を1としてダミーを作成し推定している。

異なる可能性があるため、行政評価導入経過年数でタイムトレンドをコントロールする<sup>4)</sup>。行政評価導入経過年数の係数は、負に有意であれば、導入年度が早い市区ほど財政状況が改善していることを示す。加えて、行政評価の対象として、政策評価ダミー、施策評価ダミー、事務事業評価(公営企業事業を含む)ダミー、事務事業の一部(公営企業事業を含む)ダミーを加えて推定を行う<sup>5)</sup>。また、地域環境要因・財政要因をコントロールする変数として対数変換した人口と人口の2乗、対数変換した面積、第1次産業比率、第3次産業比率、65歳以上人口比率、15歳未満人口比率、合併経過年数<sup>6)</sup>、財政力指数である。誤差項は、通常の仮定を満たす誤差項である。

推定(1)は一人当たり歳出(対数)を被説明変数とした最小二乗推定を行う。総務省(2009)、松田・鈴木(2009)で指摘されている「予算規模の統制」が成されているかどうかを検証するためである。行政評価導入ダミーが、負に有意であれば行政評価の導入によって市区の一人当たり歳出は削減されていることになる。

推定(2)は実質公債費率を被説明変数とした最小二乗推定を行う。実質公債費比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性が高くなる。

推定(3)は将来負担比率を被説明変数とした推定を行う。推定において注意すべきは、将来負担比率の算定において、将来負担しなければならない額を返済に充てることができる特定財源見込額や基金等の見込額が上回ると将来負担額は算出されない点である。そのため、最小二乗法による係数の推定では切断バイアスが生じる。推定(3)では、トービット・モデルを使って切断バイアスを修正した推定を行う<sup>7)</sup>。推定(2)、(3)についても行政評価に関するダミーが、負に有意であれば行政評価の導入によって財政状況が改善していることを示す。

表2では、行政評価の導入による財政への効果の推定結果を示している。推定(1)の一人

<sup>4)</sup> 本来、政策評価の計量分析では、政策導入前後における変化を検証するためにパネルデータ分析を用いることが望ましいが、公表されている総務省資料では、年度によって調査項目が異なっているため、分析における整合性を保つ事が困難である。本稿では最新のデータを用いたクロスセクション分析に行政評価導入経過年数を用いることでタイムトレンドを考慮する。パネルデータ分析は今後の課題とする。

<sup>5)</sup> 自治体によっては、政策評価から事務事業評価まで全て導入している自治体もあれば、施策評価と事務事業評価のみを導入している自治体など様々である。政策評価ダミー、施策評価ダミー、事務事業評価ダミーは、「行政評価を導入していない自治体を0」としているため完全相関の問題は回避している。

<sup>6)</sup> 市町村合併によって一人当たり歳出が抑制されることや財政健全化指標が低くなることも考えられるが、推定において合併経過年数を考慮することで合併が自治体財政に与える影響はコントロールされている。

<sup>7)</sup> トービット・モデルの推定は最尤推定法を用いている。詳しい推定方法及びトービット・モデルの説明は、Wooldridge(2008)等を参照されたい。

当たり歳出の推定では、人口、面積、産業比率等の変数はこれまでの研究と同様の結果を得ている。

本稿で注目する点は、行政評価に関する変数である。まず、行政評価ダミー、行政評価導入経過年数はどちらも有意ではなかった。行政評価の導入は、市区の一人当たり歳出に影響は与えないという結果である。しかし、行政評価の対象として事務事業もしくは事務事業の一部に評価を導入している自治体は、負に有意な結果となった。推定(2)では、事務事業評価を導入している自治体は負に有意となり、実質公債費比率が低くなることが明らかになった。推定(3)では、事務事業もしくは事務事業の一部に評価を導入している自治体は負に有意となった。推定(3)については、行政評価導入ダミーは正に有意、行政評価導入経過年数は負に有意となった。行政評価を導入した自治体は、一時的に、将来負担比率が上昇するものの、導入年数が経過している自治体ほど比率が低くなることが明らかになった。将来負担比率が、普通会計や公営企業会計のみでなく一部事務組合や広域連合、第3セクター等も含めることを考慮すると、行政評価を早期に導入している自治体は、規律ある財政運営を行っていると言える。

表2の推定結果より、行政評価導入の目的の一つが「予算規模の統制」という点にあつたならば、行政評価導入による目的の一つは達成されていることになる。

### 3. 2 外部評価の導入

次に、外部評価の導入が自治体の財政状況に与える影響を検証する。自治体が評価手法を導入する際に問題としてあげられることは、誰が評価をするかということである。当該組織内で評価するものを内部評価、組織の外部から地方議会や有識者等によって評価するものを外部評価という。行政評価導入当初は、多くの自治体が内部評価を採用していたが、最近では外部評価を採用する例も見られる。

本間・齊藤(2001)では、第三者機関の評価は、内部評価と異なって客観的であり信頼性が向上するなどのメリットがあることに加えて、内部評価との2段階での評価が可能となり、第三者機関・学識者等の参加により多様な視点からの評価が行える。この結果、情報公開が容易となり複数の自治体の評価および自治体間比較が可能となるなどさまざまなメ

リットがある、としている<sup>8),9)</sup>。

砂原(2003a)は、行政評価の主体という観点から内部評価と外部評価を考えることができると議論している。さらに、一般的には評価主体が内部であるほど、評価をするために必要な情報へのアクセスは容易であるし、評価主体が外部であるほど評価の客觀性が増すとともに評価主体がより自律的になるであろうと指摘している。ただし、外部評価者が評価の対象となる機関の長によって任命された場合、必ずしも公正性・中立性に関して制度的な保証はないため評価が内部化される恐れを指摘している。

上山(2002)では、わが国の行政評価は、「法律は、あたかも行政府の外に全知全能の第三者者がいて全てにおいて唯一絶対の評価者がいるように説く。だが、そんなものはもともとありはしないし、必要でもない。」<sup>10)</sup>と主張している。また、客觀的かつ厳正な評価は現実的には不可能であり、評価結果を情報公開し市場競争原理が働く環境にさらすことの重要性を指摘している。

本節では、外部評価者の存在が自治体の財政状況に影響を及ぼしているのかを検証するため推定式に外部評価ダミーを加えた分析を行う。推定モデルは、4.1. の推定(1)～(3)に、外部による評価状況をダミー変数として加えたものである。新たに加わるダミー変数は4つである。まず、「外部有識者を入れた第三者機関による評価」次に「議会による評価」、「住民による評価」、「その他」となる。

表3では、外部評価の導入が自治体の財政状況に与える影響を推定している。推定結果より、推定(1)ではどのダミーも有意な結果を得られなかった。外部評価の導入は、市区の一人当たり歳出に影響を与えていないということになる。推定(2), (3)では議会による評価ダミーが負に有意な結果となった。しかし、議会による評価を導入している自治体は、4つしかなく解釈には注意が必要である。4つの自治体は、北海道江別市、埼玉県秩父市、東京都多摩市、長野県飯田市である。これらの自治体は、経常収支比率が80代後半から90代前半の間を推移しており、元来、健全財政を行っていた自治体が議会による評価を導入したという逆の因果関係を表している可能性がある。

したがって、推定結果より、外部評価の導入は自治体の財政状況に大きな影響を与えて

---

8) 本間・齊藤(2001) [第11章 p.296] 引用

9) 中里(2004)では、情報公開の重要性とあわせて、事業と利害関係のない第三者機関による評価と結果の検証が重要であると指摘している。

10) 上山(2002)[p.107] 引用

いないという解釈の方が妥当であろう。結果として、外部評価の導入が財政状況の改善に必ずしも直結しないことを示している。

#### 4. おわりに

自治体の行政評価に関して、個別の事例研究や定性的な研究は蓄積があるが、いまだその効果を定量的に捉えた分析が少ない。本稿の研究では、行政評価を導入した当初の目的である「予算規模の統制」が実現されているかを自治体データに基づき実証的に分析した。本稿の分析で得られた新たな知見は、以下の 2 点である。

まず、1 点目として事務事業評価を導入している自治体は歳出を抑制している傾向にあることが明らかになった。さらに、実質公債費比率や将来負担比率に関する分析では、事務事業評価を導入している自治体は、健全な財政運営をしていることが示された。小西(2002)や宮崎(2004)では歳出削減など「予算規模の統制」に効果がないという指摘をしていたが、本稿の推定では逆の結果を示している。事務事業評価ダミーが負に有意という結果は、自治体の財政状況が悪いために、事務事業評価を導入しているという逆の因果関係を示しているという批判が考えられる。本稿の分析が、一人当たり歳出の推定結果のみでは、その批判に応えることが困難であるが、財政健全化指標についても事務事業評価ダミーが負に有意なので推定結果の頑健性は保たれていると考えられる。なぜなら、自治体の多くは、2000 年代初頭に行政評価を導入しており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されたのが 2007 年 6 月 22 日のため、自治体の行政評価導入に関する意思決定に影響を及ぼしたとは考えにくいためである。

次に、2 点目として外部評価者の存在が自治体の財政状況に影響を及ぼしているのかについても検証を行った。従来、積極的に外部評価を導入することが望ましいとされていたが、分析結果より、外部評価の導入は自治体の財政状況に影響を与えていないことが示された。この結果は、砂原(2003a)での指摘を裏付けているものかもしれない。ただし、本稿の分析の枠組みでは、外部評価が行政組織に内部化されてうまく機能していないのか、それとも外部評価の結果を財政運営に反映できていないのかは明らかになっていない。仮に外部評価を自治体の財政運営に反映するメカニズムが構築されていないならば、行政外部での評価を活用した制度設計が求められることになる。

以上のように本稿では、行政評価と外部評価の影響について分析を行った。本来、政策評価の計量分析では、政策導入前後における変化を検証するためにパネルデータ分析を用いることが望ましいといえる。しかし、公表されている総務省資料では、年度によって調査項目が異なっているため、分析における整合性を保つ事が困難である。今後の展望としては、行政評価の質的なデータが蓄積されれば、より効果的な行政評価のあり方を議論できるかもしれない。この点については、データの蓄積を待って取り組んでいきたい。

#### 参考文献

- 上山 信一(2002)「わが国の行政評価ブーム～人と組織と経営の視点から」『地方財務』573, pp.153-173.
- 金坂成通・広田啓朗・湯之上英雄(2011)「地方政府の行政評価の成果と課題 - 都市データを用いたクロス集計分析 - 」『千葉商大論叢』第48巻第2号, pp.103-116.
- 小西砂千夫(2002)「地方財政システム改革の制度設計～政策評価はそれ単独では歳出抑制には役に立たない」『地方財務』第572巻, pp.10-19.
- 小西砂千夫(2008)『自治体財政健全化法 制度と財政再建のポイント』学陽書房.
- 澤野孝一朗(2006)「航空サービスの規制緩和とその政策評価」『日本経済研究』No.53, pp.13-41.
- 砂原庸介(2003a)「行政と評価：地方自治体の行政評価導入が意味するもの（上）」『自治研究』79巻8号, pp.116-131.
- 砂原庸介(2003b)「行政と評価：地方自治体の行政評価導入が意味するもの（下）」『自治研究』79巻11号, pp.120-134.
- 砂原庸介(2006)「評価制度の制度設計－有益な『評価情報』提供のために－」『国際文化研修』52号, pp.39-43.
- 田渕雪子(2010)「地方自治体における行政評価 12年の歩みと今後の展望」『三菱総合研究所報』No.53, pp.30-53.
- 中井英雄・齊藤慎・堀場勇夫・戸谷裕之(2010)『新しい地方財政論』有斐閣アルマ.
- 中里透(2004)「政策評価と地方財政改革 自治体の組織運営と政策決定に着目した分析」土居丈郎編著『地方分権改革の経済学』第4章, pp.157-177, 日本評論社.
- 長峯純一(2004)「地方分権・政策評価による資源配分のガバナンス」『フィナンシャル・レ

ビュー』 No.71, pp.59-78.

本間正明・齊藤慎(2001)『地方財政改革—ニュー・パブリック・マネジメント手法の適用—』有斐閣。

松田敏幸・鈴木正穂(2009)「地方自治体の政策評価」、伊多波良雄編著『公共政策のための政策評価手法』第2章, pp.29-55, 中央経済社。

宮崎毅(2004)「公園維持管理事業における事務事業評価—市区パネルデータによる分析」『日本経済研究』第50号, pp.63-87.

山下耕治・赤井伸郎(2005)「財政運営の透明性(情報公開, 政策評価)と事業効率性」『長崎大学経済学部研究年報』vol.21, pp.61-73.

Wooldridge.J.M. (2008) "Introductory Econometrics: A Modern Approach" 4<sup>th</sup> Edition  
South-Western Pub.

総務省(2009)『平成21年3月31日地方公共団体における行政評価の取組状況（平成20年10月1日現在）』最終アクセス：平成22年7月18日.

図1 行政評価の成果

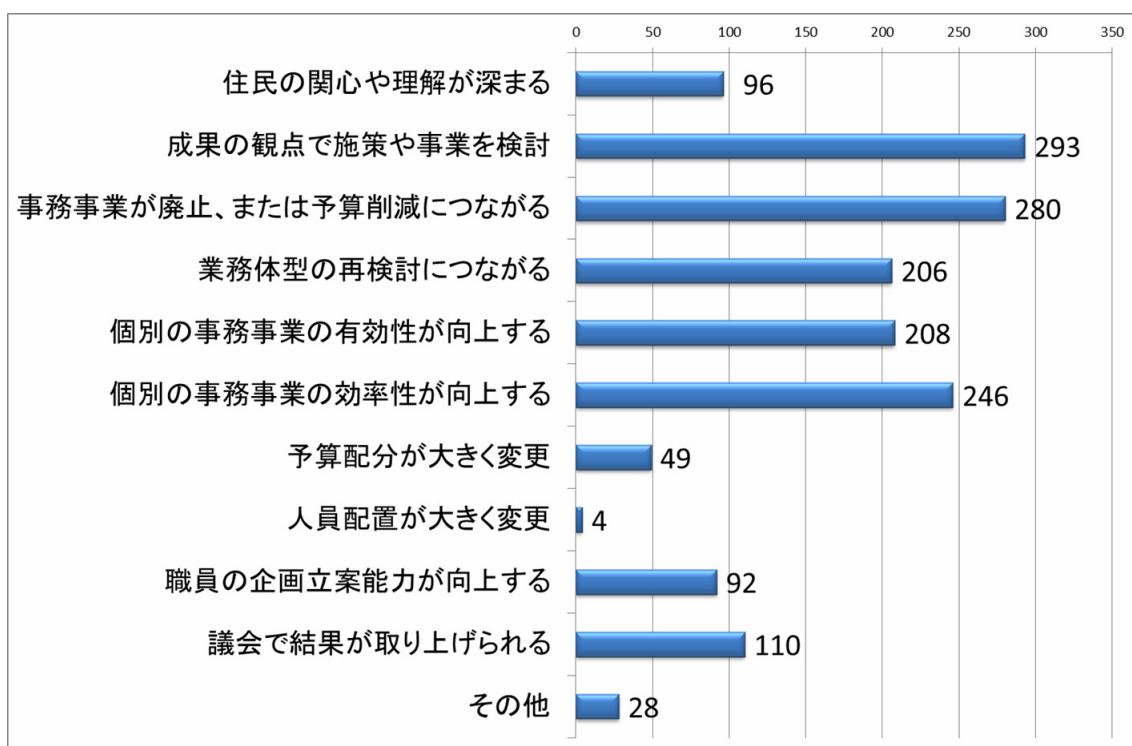


図2 行政評価の課題

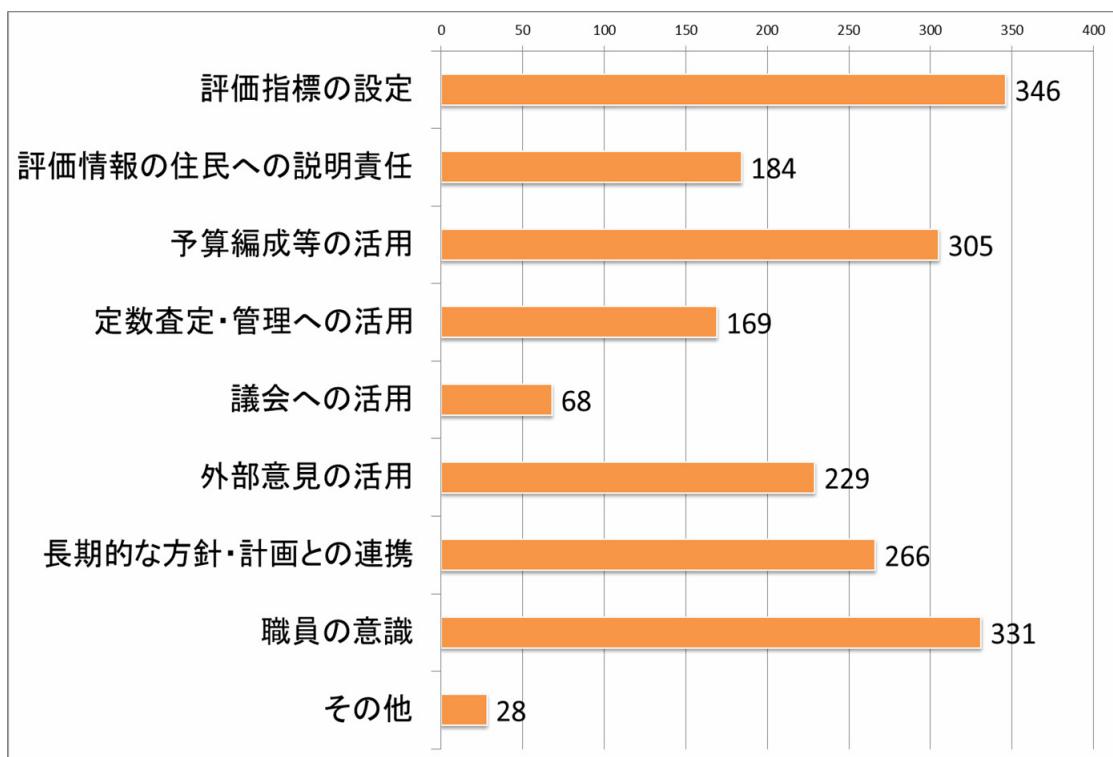


表1 記述統計量

変数名	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出総額(千円)	805	52200000	107000000	4553889	1550000000
実質公債費率(%)	805	13.0195	5.162646	-.5	27.6
将来負担比率(%)	805	107.8779	67.52181	0	393.5
人口(人)	805	141729	246871.8	4759	3605951
第1次産業比率(%)	805	7.423106	6.75652	0	33.3
第3次産業比率(%)	805	63.12832	9.06057	37.4	87.6
65歳以上人口比率(%)	798	22.89574	4.997159	10.2	39.6
15歳未満人口比率(%)	798	13.63872	1.663149	7.8	20.3
面積(km2)	805	263.1989	280.4139	5.1	2177.67
合併経過年数	804	.5024876	.500305	0	1
行政評価導入ダミー	701	.6490728	.477601	0	1
政策	701	.0841655	.2778341	0	1
(行政評価 施策 の対象) 事務事業(公営企業含む)	701	.2952924	.4564998	0	1
事務事業の一部(公営企業含む)	700	.1957143	.3970332	0	1
外部有識者を入れた第三者機関による評価	701	.1369472	.3440371	0	1
(外部によ る評価) 議会による評価	701	.0057143	.0754305	0	1
住民による評価	701	.0613409	.240126	0	1
その他	701	.0228245	.1494505	0	1
行政評価導入経過年数	701	2.998573	2.998809	0	17
財政力指数	782	.7017263	.2807968	.13	1.85

表2 推定結果 行政評価の導入

変数名			
	(1) OLS	(2) OLS	(3) Tobit
人口(対数)	-1.313*** (0.241)	-1.671*** (0.339)	-4.107 (99.761)
人口(対数)2乗	0.053*** (0.011)		0.041 (4.457)
第1次産業比率	0.003** (0.001)	-0.102*** (0.032)	-1.952*** (0.528)
第3次産業比率	0.004*** (0.001)	-0.080*** (0.022)	-1.002*** (0.380)
65歳以上人口比率	0.026*** (0.003)	0.005 (0.070)	1.086 (1.205)
15歳未満人口比率	0.035*** (0.007)	0.198 (0.143)	-0.660 (2.467)
面積(対数)	0.073*** (0.009)	1.219*** (0.185)	8.769*** (3.134)
合併経過年数	0.074*** (0.015)	-0.298 (0.376)	-18.164*** (6.255)
行政評価導入ダミー	0.027 (0.021)	0.279 (0.538)	20.430** (8.531)
行政評価の対象	政策	-0.011 (0.025)	-0.241 (0.499)
	施策	-0.004 (0.017)	0.161 (0.376)
	事務事業(公営企業会計を含む)	-0.036* (0.019)	-0.746* (0.442)
	事務事業の一部ダミー(公営企業会計を含む)	-0.035** (0.017)	-0.341 (0.438)
			-14.292** (7.216)
行政評価導入経過年数	0.002 (0.003)	-0.120 (0.075)	-2.936** (1.292)
財政力指数	0.115** (0.045)	-7.418*** (0.857)	-107.567*** (15.266)
定数項	12.111*** (1.360)	34.551*** (5.440)	249.809 (564.773)
$\sigma$			59.208*** (1.684)
観測数	674	674	674
R-squared	0.685	0.501	.
対数尤度			-3529.9747

\*\*\* p&lt;0.01, \*\* p&lt;0.05, \* p&lt;0.1

Robust standard errors in parentheses

表3 推定結果 外部評価の導入

変数名			
	(1) OLS	(2) OLS	(3) Tobit
人口(対数)	-1.310*** (0.244)	-1.672*** (0.341)	4.996 (99.608)
人口(対数)2乗	0.053*** (0.011)		-0.361 (4.451)
第1次産業比率	0.003** (0.001)	-0.104*** (0.032)	-1.960*** (0.528)
第3次産業比率	0.004*** (0.001)	-0.080*** (0.022)	-0.968** (0.380)
65歳以上人口比率	0.026*** (0.003)	0.009 (0.070)	1.061 (1.205)
15歳未満人口比率	0.035*** (0.007)	0.193 (0.143)	-0.801 (2.466)
面積(対数)	0.073*** (0.009)	1.217*** (0.186)	9.114*** (3.130)
合併経過年数	0.075*** (0.015)	-0.321 (0.376)	-17.997*** (6.245)
行政評価導入ダミー	0.027 (0.021)	0.240 (0.547)	20.245** (8.575)
行政評価の対象	政策	-0.011 (0.025)	-0.275 (0.510)
	施策	-0.004 (0.017)	0.217 (0.374)
	事務事業(公営企業会計を含む)	-0.036* (0.019)	-0.755* (0.442)
	事務事業の一部ダミー(公営企業会計を含む)	-0.035** (0.017)	-0.359 (0.443)
外部による評価	外部有識者を入れた第三者機関による評価	-0.013 (0.017)	0.664 (0.481)
	議会による評価	-0.013 (0.065)	-2.404** (1.090)
	住民による評価	0.025 (0.023)	-0.509 (0.544)
	その他	-0.002 (0.039)	-0.599 (0.900)
行政評価導入経過年数	0.002 (0.003)	-0.122 (0.075)	-2.825** (1.291)
財政力指数	0.116** (0.045)	-7.427*** (0.864)	-107.546*** (15.251)
定数項	12.095*** (1.377)	34.574*** (5.443)	197.119 (563.946)
$\sigma$			59.025*** (1.679)
観測数	674	674	674
R-squared	0.686	0.505	.
対数尤度			-3530.4751

\*\*\* p&lt;0.01, \*\* p&lt;0.05, \* p&lt;0.1

Robust standard errors in parentheses

# 都市財政の健全化と行政評価

金坂成通((株)PHP研究所)

広田啓朗(名古屋商科大学)

湯之上英雄(千葉商科大学)

## 問題意識

- 1990年代の中頃から行政評価の導入が盛んになった
  - 総務省(2009)、松田・鈴木(2009)で指摘されるように、行政評価の目的は「予算規模の統制」とされてきた。
  - 小西(2002)では、無駄な政策がより効果の高い政策に置き換わる可能性があり、歳出削減にはつながらないと指摘されている。
- 
- 本稿では、行政評価が、予算規模や財政再建に影響しているのかを統計的に分析した。
  - また、外部評価の導入の影響にも注目して分析した。

## 主要な結論

- 行政評価(事務事業評価)を実施している自治体は歳出を抑制している。
- 財政健全化指標(実質公債費比率、将来負担比率)の面からも、事務事業評価を実施している自治体は、健全な財政状態にある。
- 外部評価の導入は、歳出や健全化指標に影響しているといえないことも明らかとなった。

## 先行研究（行政評価の経緯）

- 田渕(2010)は、自治体の行政評価におおよそ3年周期で変化が見られると指摘する。
- 第Iステージ(1997–1999)  
行政評価＝事務事業評価。職員の意識改革が目的
- 第IIステージ(1999–2002)  
行政評価を総合計画の進行管理に利用。
- 第IIIステージ  
NPMが注目され、資源の最適配分に利用。

## 先行研究(行政評価の導入について)

- 長峯(2004)

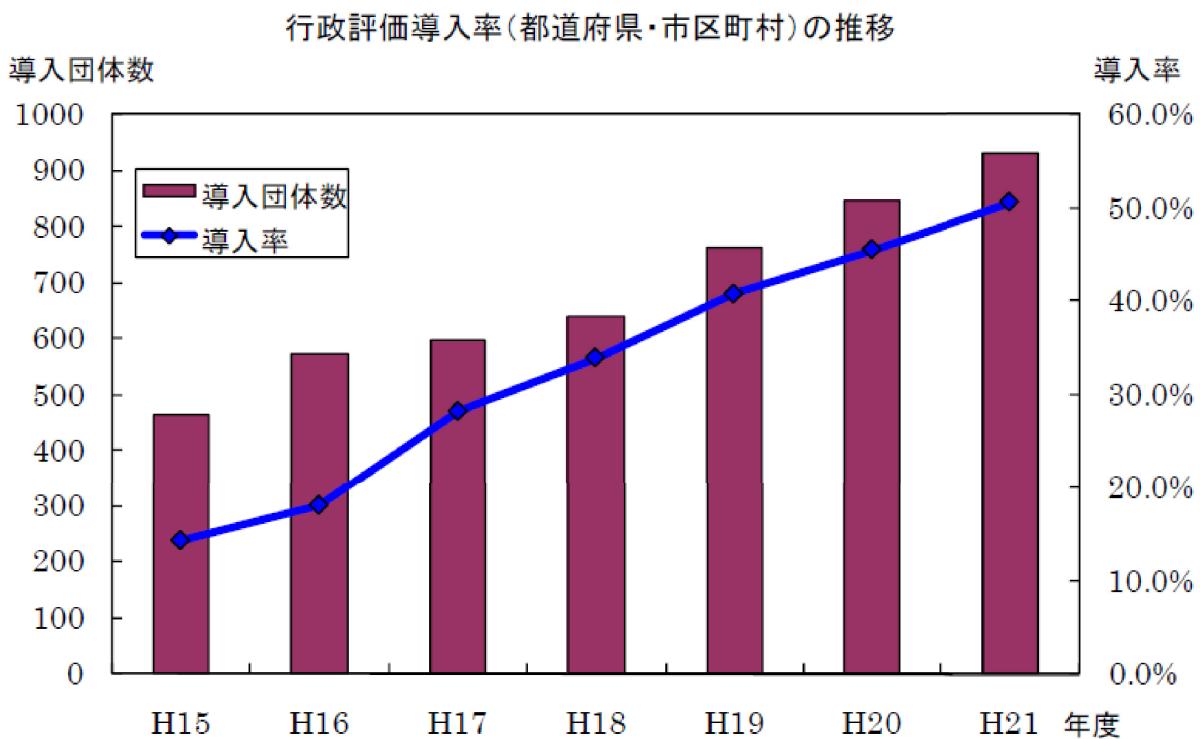
- 三重県の事務事業の見直しが実際に歳出の増減にどのような影響を与えたかを寄与度分析を用いて検証。1999年、2001年、2003年度については、事務事業の見直しによる歳出削減効果よりも、新規事業による歳出増加効果の方が上回っており、事務事業の見直しがそのまま歳出抑制や財政再建につながるわけではないと指摘。
- また、2003年度に見られる大幅な歳出削減は、トップダウンによる歳出削減や施策・事業関連の予算削減が図られたことによるものとし、事務事業評価システムの財政再建における直接的関与の限界を指摘している。

## 先行研究(行政評価の導入について)

- 宮崎(2004)

- 公園維持管理事業に着目し、事務事業評価の導入が費用の効率化に有効なのかを1996年から2000年までの全国市区パネルデータを用いて計量的に分析し、事務事業評価の導入について統計的な有意差は得られなかったとしている。

# 行政評価導入の推移



## データ：行政評価に関する調査

- ・ 総務省『地方公共団体における行政評価の取り組み状況』の個票データを利用。(情報公開請求)
- ・ 平成20年10月1日現在の全ての都道府県、市区町村を対象に調査。
- ・ 市区と町村でアンケート内容に違いがあるので、データ量の多い都市データに限って利用。

# 行政評価ダミーについて

- 「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」のそれぞれについて、実施を「1」、実施していないければ「0」。
- 行政評価を実施していない自治体は、全てのダミー変数が「0」なので、基準となっている。

(注意)自治体によっては、政策評価から事務事業評価まで全て導入している自治体もあれば、施策評価と事務事業評価のみを導入している自治体など様々であり、それぞれに相関はなく、多重共線性は起きていないと考えられる。

## 記述統計量

変数名	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出総額(千円)	805	52200000	107000000	4553889	1550000000
実質公債費率(%)	805	13.0195	5.162646	-.5	27.6
将来負担比率(%)	805	107.8779	67.52181	0	393.5
人口(人)	805	141729	246871.8	4759	3605951
第1次産業比率(%)	805	7.423106	6.75652	0	33.3
第3次産業比率(%)	805	63.12832	9.060557	37.4	87.6
65歳以上人口比率(%)	798	22.89574	4.997159	10.2	39.6
15歳未満人口比率(%)	798	13.63872	1.663149	7.8	20.3
面積(km2)	805	263.1989	280.4139	5.1	2177.67
合併経過年数	804	.5024876	.500305	0	1
行政評価導入ダミー	701	.6490728	.477601	0	1
政策	701	.0841655	.2778341	0	1
(行政評価 施策 の対象)	701	.2952924	.4564998	0	1
事務事業(公営企業含む)	700	.1957143	.3970332	0	1
事務事業の一部(公営企業含む)	701	.2097004	.4073855	0	1
外部有識者を入れた第三者機関による評価	701	.1369472	.3440371	0	1
(外部による 議会による評価 評価)	701	.0057143	.0754305	0	1
住民による評価	701	.0613409	.240126	0	1
その他	701	.0228245	.1494505	0	1
行政評価導入経過年数	701	2.998573	2.998809	0	17
財政力指数	782	.7017263	.2807968	.13	1.85

# 推定方法

- 「歳出総額」「実質公債費比率」については、最小二乗法を用いて推定。
- 「将来負担比率」については、マイナスである場合に「-」(ハイフン)と公表されているため、「0」として扱わざるを得ず、分布が切断されてしまう。
 

→ tobitモデルで分析を行う。

## 推定結果① (2008年度データ)

変数名			
	(1) 一人当たり歳出 OLS	(2) 実質公債費比率 OLS	(3) 将来負担比率 Tobit
人口(対数)	-1.313*** (0.241)	-1.671*** (0.339)	-4.107 (99.761)
人口(対数)2乗	0.053*** (0.011)	0.041 (4.457)	
第1次産業比率	0.003** (0.001)	-0.102*** (0.032)	-1.952*** (0.528)
第3次産業比率	0.004*** (0.001)	-0.080*** (0.022)	-1.002*** (0.380)
65歳以上人口比率	0.026*** (0.003)	0.005 (0.070)	1.086 (1.205)
15歳未満人口比率	0.035*** (0.007)	0.198 (0.143)	-0.660 (2.467)
面積(対数)	0.073*** (0.009)	1.219*** (0.185)	8.769*** (3.134)
合併経過年数	0.074*** (0.015)	-0.298 (0.376)	-18.164**** (6.255)
行政評価導入ダミー	0.027 (0.021)	0.279 (0.538)	20.430** (8.531)
行政評価導入政策	-0.011 (0.025)	-0.241 (0.499)	-0.564 (9.752)
行政評価導入施策	-0.004 (0.017)	0.161 (0.376)	-0.583 (6.391)
行政評価導入事務事業(公営企業会計を含む)	-0.036* (0.019)	-0.746* (0.442)	-14.292** (7.216)
行政評価導入事務事業の一部ダミー(公営企業会計を含む)	-0.035** (0.017)	-0.341 (0.438)	-11.718* (7.081)
行政評価導入経過年数	0.002 (0.003)	-0.120 (0.075)	-2.936** (1.292)
財政力指數	0.115** (0.045)	-7.418*** (0.857)	-107.567*** (15.266)
定数項	12.111*** (1.360)	34.551*** (5.440)	249.809 (564.773)
$\sigma$			59.208*** (1.684)
観測数	674	674	674
R-squared	0.685	0.501	.
対数尤度			-3529.9747

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

Robust standard errors in parentheses

## 推定結果① (2008年度データ)

変数	一人当たり歳出	実質公債費比率	将来負担比率
行政評価導入ダミー	0	0	+
行政評価導入経過年数	0	0	-
政策	0	0	0
施策	0	0	0
事務事業(公営会計含む)	-	-	-
事務事業の一部 (公営会計含む)	-	0	-
合併経過年数	+	0	-

## 外部評価に関する推定

- ・ 総務省『地方公共団体における行政評価の取り組み状況』の調査項目である「行政以外の主体について」を利用。
- ・ 「外部有識者を入れた第三者機関」、「議会」、「住民」「その他」で分類。

# 記述統計量（再掲）

変数名	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出総額(千円)	805	52200000	107000000	4553889	1550000000
実質公債費率(%)	805	13.0195	5.162646	-.5	27.6
将来負担比率(%)	805	107.8779	67.52181	0	393.5
人口(人)	805	141729	246871.8	4759	3605951
第1次産業比率(%)	805	7.423106	6.75652	0	33.3
第3次産業比率(%)	805	63.12832	9.060557	37.4	87.6
65歳以上人口比率(%)	798	22.89574	4.997159	10.2	39.6
15歳未満人口比率(%)	798	13.63872	1.663149	7.8	20.3
面積(km2)	805	263.1989	280.4139	5.1	2177.67
合併経過年数	804	.5024876	.500305	0	1
<u>行政評価導入ダミー</u>	701	.6490728	.477601	0	1
政策	701	.0841655	.2778341	0	1
(行政評価 施策	701	.2952924	.4564998	0	1
の対象) 事務事業(公営企業含む)	700	.1957143	.3970332	0	1
事務事業の一部(公営企業含む)	701	.2097004	.4073855	0	1
外部有識者を入れた第三者機関による評価	701	.1369472	.3440371	0	1
(外部による 議会による評価	701	.0057143	.0754305	0	1
評価) 住民による評価	701	.0613409	.240126	0	1
その他	701	.0228245	.1494505	0	1
<u>行政評価導入経過年数</u>	701	2.998573	2.998809	0	17
財政力指数	782	.7017263	.2807968	.13	1.85

## 先行研究(外部評価について)

- 本間・齊藤(2001)

- △ 第三者機関の評価は、内部評価と異なって客観的であり信頼性が向上するなどのメリットがあることに加えて、内部評価との2段階での評価が可能となり、第三者機関・学識者等の参加により多様な視点からの評価が行える。この結果、情報公開が容易となり複数の自治体の評価および自治体間比較が可能となるなどさまざまなメリットがある、としている。

## 先行研究(外部評価について)

- 田渕(2010)
  - 評価が行政内部で閉じてしまうのではなく、外部者による評価も今後必要であるとの提言がなされている。
- 砂原(2003a、2003b)
  - 内部者が評価を行う内部評価と外部者によって評価がなされる外部評価の二つを比較し、後者では客観的な評価ができると指摘する一方で、外部評価者が次第に内部に取り込まれる懸念について指摘している。
  - (詳細次スライド)

## 先行研究(外部評価について)

- 砂原(2003a)
  - 行政評価の主体という観点から内部評価と外部評価を考えることができると議論している。
  - 一般的には評価主体が内部であるほど、評価をするために必要な情報へのアクセスは容易であるし、評価主体が外部であるほど評価の客觀性が増すとともに評価主体がより自律的になるであろうと指摘している。
  - ただし、外部評価者が評価の対象となる機関の長によって任命された場合、必ずしも公正性・中立性に関して制度的な保証はないため評価が内部化される恐れを指摘している。

## 推定結果② 外部評価の導入

変数名			
	(1) 一人当たり歳出 OLS	(2) 実質公債費比率 OLS	(3) 将来負担比率 Tobit
人口(対数)	-1.310*** (0.244)	-1.672*** (0.341)	4.996 (99.608)
人口(対数)2乗	0.053*** (0.011)	-0.361 (4.451)	
第1次産業比率	0.003** (0.001)	-0.104*** (0.032)	-1.960*** (0.528)
第3次産業比率	0.004*** (0.001)	-0.080*** (0.022)	-0.968** (0.380)
65歳以上人口比率	0.026*** (0.003)	0.009 (0.070)	1.061 (1.205)
15歳未満人口比率	0.035*** (0.007)	0.193 (0.143)	-0.801 (2.466)
面積(対数)	0.073*** (0.009)	1.217*** (0.186)	9.114*** (3.130)
合併経過年数	0.075*** (0.015)	-0.321 (0.376)	-17.997*** (6.245)
行政評価導入ダミー	0.027 (0.021)	0.240 (0.547)	20.245** (8.575)
行政評価の対象	政策	-0.011 (0.025)	-0.275 (0.510)
	施策	-0.004 (0.017)	0.217 (0.374)
	事務事業(公営企業会計を含む)	-0.036* (0.019)	-0.755* (0.442)
	事務事業の一部ダミー(公営企業会計を含む)	-0.035** (0.017)	-0.359 (0.443)
外部による評価	外部有識者を入れた第三者機関による評価	-0.013 (0.017)	0.664 (0.481)
	議会による評価	-0.013 (0.065)	-2.404** (1.090)
	住民による評価	0.025 (0.023)	-0.509 (0.544)
	その他	-0.002 (0.039)	-0.599 (0.900)
行政評価導入経過年数	0.002 (0.003)	-0.122 (0.075)	-2.825** (1.291)
財政力指数	0.116** (0.045)	-7.427*** (0.864)	-107.546*** (15.251)
定数項	12.095*** (1.377)	34.574*** (5.443)	197.119 (563.946)
$\sigma$			59.025*** (1.679)
観測数	674	674	674
R-squared	0.686	0.505	.
対数尤度			-3530.4751

\*\*\* p&lt;0.01, \*\* p&lt;0.05, \* p&lt;0.1

Robust standard errors in parentheses

## 推定結果②外部評価の導入(2008年度データ)

変数	一人当たり歳出	実質公債費比率	将来負担比率
行政評価導入ダミー	0	0	+
行政評価導入経過年数	0	0	-
外部有識者による評価	0	0	0
議会による評価	0	-	-
住民による評価	0	0	0
その他	0	0	0
合併経過年数	+	0	-

## まとめ

- 行政評価(事務事業評価)を実施している自治体は歳出を抑制している。
- 財政健全化指標(実質公債費比率、将来負担比率)についても、事務事業評価を実施している自治体は、健全な財政状態にある。
- 外部評価の導入は、歳出や健全化指標に影響していると必ずしもいえないことも明らかとなった。

## 今後の展望

- 行政評価の中身や質に関するデータは、未だ蓄積が不十分。
- さまざまな手法による実証研究の蓄積が必要。
- 質的なデータが蓄積・公開されれば、より効果的な行政評価のあり方を議論できるかも知れない。

## 「近年の普通交付税算定変化について—2007 年度以降 2010 年度を対象に—」

地方分権基本問題研究会専門分科会  
2011 年 11 月 10 日  
和光大学 星野菜穂子

### はじめに：研究課題と方法

- 2007（平成 19）年度から 2010（平成 22）年度にかけての普通交付税算定を検証し、近年の算定変化の意味を考察する。
- 本研究の意義は、2007 年度以降、注目すべき算定の変化が行われているがその評価は一部を除きほとんど行なわれていない、また同年度以降は、平成 17 年国調人口を適用しており測定単位である人口が減少に直面している算定でもあること。
- 算定検証にあたっては、行政費目および補正係数の内容を検証する、いわゆる算定プロセスを辿る方法によって、マクロの動向を踏まえた上で、特に大阪府下および高知県下市町村を対象として算定内容を検証する。市町村対象。
- 具体的構成は、1) 地方財政計画および地方交付税総額の動向を確認し、2) 近年の算定改正の動向をみる。3) 大阪府ならびに高知県市町村における算定の検証。最後に算定変化の意味について考察。

### 具体的構成

1. 地方財政計画および地方交付税総額の動向
2. 近年の算定変化の動向
  2. 1 2006（平成 18）年度までの動向
  2. 2 2007（平成 19）年度以降の動向
3. 大阪府および高知県下市町村を対象とした算定の検証
  3. 1 基準財政需要総額の動向
  3. 2 新しい算定費目—「地方再生対策費」「地域雇用創出推進費」「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」
  3. 3 地域振興費：人口分
  3. 4 包括算定経費：人口分
  3. 5 臨時財政対策債発行可能額

むすびにかえて

### 1. 地方財政計画および地方交付税総額の動向

(地方財政計画の動向)

- 地方財政計画は 90 年代をつうじた拡大から 2001 年度以降抑制傾向（図表 1-1）。地財計画の規模は、2001 年度 89.3 兆円をピークに縮小し 2007 年度には 83.1 兆円。2008 年度は下げ止まりを示すが、以降も抑制基調での推移。この間の財源不足額は 03 年度をピークに 07 年度まで縮小傾向にあったが 08 年度以降拡大、10 年度は 18 兆円（地財計画の 22%）で過去最大。

○ 歳出内容的にも変化（図表 1-1）。

- ・ 紙与関係経費、投資的経費の減少、一般行政経費の増大。
- ・ 水準超経費が 2007、2008 年度に増額。
- ・ 2008 年度以降の特別枠による加算。2008 年度以降の地方再生対策費、2009 年度の地域雇用創出推進費、2010 年度以降の地域活性化・雇用等対策費の創設。特別枠がなければ地財計画の規模は 2008 年度以降も縮小。

➤2008 年度の地方再生対策費。地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出を計上したもので、初年度から 2010 年度までの 3 年間毎年 4,000 億円、2011 年度に 3,000 億円が計上。

➤2009 年度は、雇用情勢の急速な悪化を踏まえ、雇用創出につながる事業を実施するための特別枠として、地域雇用創出推進費が創設され 5,000 億円が計上。

➤2010 年度には、地域雇用創出推進費が廃止され、地方団体が当面の地方単独事業等を実施するための必要経費として、特別枠で地域活性化・雇用等臨時特例費 9,850 億円が計上、2011 年度には 1 兆 2,000 億円に増額計上。

（地方交付税総額の動向）

- 地方交付税は、2001 年度臨時財政対策債への振替措置以降減少、00 年度の 21.4 兆円から 07 年度の 15.2 兆円まで減少。その後、08 年度以降前年度比増加し 10 年度は 16.9 兆円（図表 1-2）。ただし法定 5 税分は減少、09 年度における 1 兆円の加算、10 年度も別枠加算 1 兆円等により増額。
- 臨時財政対策債を併せた地方交付税総額では、03 年度（23.9 兆円）まで増加するが 04 年度以降は減少し 07 年度 17.8 兆円に。その後 08 年度以降毎年増額し 10 年度は 24.6 兆円。ただし同年度の臨時財政対策債は 7.7 兆円と過去最大。
- 2007 年度から 2010 年度にかけては、特に 08 年度以降増額がみられるものの臨時財政対策債発行に依存しての総額確保。

⇒地財計画および地方交付税総額の動向は算定に影響。

## 2. 近年の算定変化の動向

### 2.1 2006（平成 18）年度までの動向

- 算定方法の改正の基本的な方向は「地方分権推進計画」、地方分権推進委員会最終報告、累次の基本方針等。  
「地方分権推進計画」においては①国と地方の役割分担の見直しや法令等による地方団体の義務づけの廃止・緩和等に対応しての算定方法の簡素化、②補正係数による算定を、できる限り、法律で定める単位費用による算定とすること、③算定方法についての意見申出制度を儲けること、④地方債元利償還金の基準財政需要額算入措置は限定的に行なうこと。

- 主な改正内容は、段階補正見直し(98～01年度、02～04年度までの2段階での見直し)、留保財源率の見直し、算定の簡素化・透明化(補正係数の単位費用化、経費の種類統合、都道府県分の補正係数の半減に向けた取組等、地方団体からの意見の反映)、事業費補正の見直し、アウトソーシングによる効率化の反映、地方団体の経営努力に応える算定、税源移譲に伴う財政力格差拡大への対応(黒田編(2007)参照)。

⇒地方交付税総額の拡大と2000年度以降の縮小の過程で、交付税算定も拡大局面においてできる限り個別の財政需要を精緻に反映する方向から、縮小局面においてはできる限り簡素な算定を目指す方向、より細かな算定をという従来路線の転換(岡本(2004))。但し、算定の簡素化については、地方分権推進計画にもとづく簡素化、すなわちルールの法制化から、2002年度以降は財源保障機能を低下させるものとして機能するなど(大坂(2007))、内実においてはさまざまな要素を抱えながら進行。

## 2.2 2007(平成19)年度以降の動向

- 単位費用の推移は図表3のとおり。
- 2007年度から2010年度にかけての算定方法の改正は以下のとおり。

(1) 2007年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる新型交付税等、新しい算定方法の導入。</li> <li>・ その他、給与構造改革、地方財政計画と決算の一体的乖離の是正(投資的経費単独事業の減少)、国勢調査人口への置き換え等から単位費用が変化したとされる。児童手当制度の拡充、障害者自立支援法全面施行、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金の増により社会保障関係経費が増大。頑張る地方応援プログラムの普通交付税算定への反映。</li> </ul>
(2) 2008年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地方再生対策費」の創設。地方と都市の格差是正の観点から創設。</li> <li>・ 頑張る地方応援プログラム、新型交付税の継続、その他の算定の簡素化等(補正係数の整理、普通態容補正・事業費補正の見直し)</li> <li>・ 単位費用については(図表3)、給与構造改革、投資的経費縮減の反映で軒並み減少のほか、特別支援教育の充実により「小学校費(学校数)」「中学校費(学校数)」の増、障害者自立支援給付費増、保育所運営費増により「社会福祉費」増、後期高齢者医療制度の施行により「高齢者保健福祉費(75歳以上人口)」増。社会保障関係経費の増。</li> </ul>
(3) 2009年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域雇用創出推進費」という算定費目が新たに創設。「生活防衛のための緊急対策」にもとづく既定の加算とは別枠の1兆円増額の反映。</li> <li>・ 地方再生対策費、頑張る地方応援プログラムの継続、その他の算定の簡素化等(普通態容補正及び寒冷補正の地域振興費(人口)への一括適用、普通態容補正・事業費補正の見直し、その他の補正の見直し(投資補正))。</li> <li>・ 単位費用については(図表3)、給与費等の減のほか、別枠1兆円増額による増。2008年度と比較してプラスとなっている費目が道府県より多い。給与費等のほか投資的経費の縮減はマイナス要因。学校安全対策経費の充実等により教育費は増、扶助費増やケースワーカーの増員を反映して「生活保護費」増、保育所運営費や地域子育て事業、障害者自立支援負担給付費増により「社会福祉費」増、妊婦健診助成費用見直し、医師確保対策・救急医療等の充実により「保健衛生費」増、単独事業増、一部維持管理費の移行により「包括算定経費(面積)」増。</li> </ul>

(4) 2010 年度

- ・ 「地域雇用創出推進費」は廃止されるが、新たに「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の創設。既定の加算とは別枠の「地域活性化・雇用等臨時特例費」に対応した措置。
- ・ 地方再生対策費の継続、頑張る地方応援プログラムは 2009 年度で終了だが普通交付税算定については 2010 年度から 2012 年度まで激変緩和として一定の措置。がん検診事業等の保健衛生費への移行、児童手当・子ども手当への対応。
- ・ 財政力の弱い団体への配慮（段階補正・人口急減補正の見直し）。
- ・ 単位費用については（図表 3）、投資的経費の縮減、特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」創設による関係費目の単位費用の増額のほか、準要保護児童生徒援助費増、維持補修費の充実等により教育費が増額。扶助費、ケースワーカー増等による「生活保護費」増、子ども手当創設等による「社会福祉費」増、がん検診事業の経費移行にともない「保健衛生費」増、「高齢者保健福祉費（65 歳以上人口）」減。
- ・ 臨時財政対策債の急増への対応として「財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、各地方公共団体における発行可能額の算出方法を見直すこととされた。具体的には、2009 年度までの各団体の人口を基礎として算出する「人口基礎方式」に加えて、新たに「財源不足額基礎方式」を加える。財源不足額基礎方式は、人口基礎方式による振分後に、財源不足の生じる地方公共団体を対象に当該不足額を基礎に算出する方式。

（出所）「地方財政」「改正地方財政詳解」各年度をもとに筆者作成。下線は筆者。

⇒2007 年度から 2010 年度にかけての算定変化の特徴を整理。

- 1) 地方財政計画規模および地方交付税総額確保→臨時財政対策債発行可能額の急増→臨時財政対策債の算出方法見直し。
- 2) 投資的経費の縮減と社会保障関連経費の増大→単位費用動向に反映。
- 3) 追加的算定費目の導入・・地方財政計画の歳出枠に対応して普通交付税の費目として創設。

►地方再生対策費は、地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行なう活性化施策に必要な経費を包括的に算定。市町村に重点を置くこととし都道府県分が 1,500 億円程度、市町村分が 2,500 億円程度の算定額。都道府県分の測定単位は「人口」であるが、市町村分は「人口」「耕地及び林野面積」。

►2009 年度の地域雇用創出推進費は、急速に悪化する雇用失業情勢に鑑み、地方公共団体が地域の実情に応じた雇用創出につながる事業を実施するための経費を算定。基準財政需要額に地財計画と同額の 5,000 億円程度が計上され、都道府県分、市町村分それぞれ 2,500 億円程度の算定額で測定単位はいずれも「人口」。また地方交付税 1 兆円のうち地域雇用創出推進費以外の 5,000 億円は個別経費の単位費用に計上されている<sup>1</sup>。

►2010 年度の雇用対策・地域資源活用費は、地財計画の特別枠地域活性化・雇用等臨時特例費に対応したもので、雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切にする施策を実施するための経費を算定。4,500 億円程度が普通交付税の臨時費目として創設されている。4,500 億円のうち 3,000 億円程度が地域の実情に応じた雇用対策の取り組みを行なうものとして雇用情勢等に関連する指標による算定とされた。併せてそれ以外については関係費目の単位費用において「活性化推進特例費」として 5,350 億円程度が増額。

- 4) 算定方法は、算定簡素化の流れ。ただし内実はさまざま。補正係数は簡素化の流れを受

<sup>1</sup> 地方交付税の算定に関する地方の意見を踏まえ、①産業振興関係経費、②医師確保対策・救急医療等の充実など医療・少子化対策経費、③環境対策経費など安全・安心対策及び社会保障関係経費等所要の経費を充実することにより対応したとされる（「改正地方財政詳解」2009 年度）。

けた整理・見直し。一方で 2010 年度には段階補正・人口急減補正の見直し。

### 3. 大阪府および高知県下市町村を対象とした算定の検証

○大阪府および高知県下市町村の団体別特徴は図表 4。大阪府は 33 市（うち政令指定都市 2、中核市 2、特例市 7）10 町村の 43 団体。高知県は 11 市（うち中核市 1）23 町村の 34 団体。

#### 3.1 基準財政需要総額の動向

- 1 人当たり基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）<sup>2</sup>は、2010 年度、最大 1192.1 千円（高知県大川村）、最小 142.1 千円（大阪府吹田市）の 8.4 倍。2007 年度以降、7.2 倍、7.7 倍、8.1 倍と拡大傾向。格差指標でも 2007 年度以降の 4 年間の格差拡大が確認。
- 構成要素別準タイル尺度でみると（図表 5）、2007 年度から 2010 年度にかけて、公債費、包括算定経費といった格差の大きい費目はあるが、新たに地方再生対策費等が加わり同費目での格差が拡大するとともに、そのウェイトが高まることで全体の格差が拡大する方向。
- この間の算定変化の結果、団体別でみた基準財政需要額の内容にも違い（図表 6）。  
→ 2007 年度から 2010 年度にかけての算定を見る上で、特に「新しい算定費目（地方再生対策費、地域雇用創出推進費、雇用対策・地域資源活用臨時特例費）」に注目し、その他「地域振興費」や「包括算定経費」、さらに「臨時財政対策債」を加えて、算定変化がどのように団体別の算定に反映されたか補正係数を中心にみていく。

#### 3.2 新しい算定費目－「地方再生対策費」「地域雇用創出推進費」「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」

- 経費の内容については前節参照。
  - (1) 地方再生対策費：人口分（2008 年度以降）・・・図表 7
    - ・ 市町村の「人口」分は、段階補正のほか、第一次産業就業者比率、高齢者人口比率を用いた補正。
    - ・ 最終補正係数の最大最小差は 241.9 倍。0.124（大阪市）、30.000（大川村）。
    - ・ 最終補正係数の差の要因として大きいのは段階補正だが、経常態容補正が連乗係数となることでさらに差が拡大。
    - ・ 経常態容補正のうちでは、第一次産業就業者比率が高知県の係数を引き上げ。
  - (2) 地域雇用創出推進費（2009 年度）・・・図表 8
    - ・ 市町村分は、段階補正のほか、歳入合計に占める自主財源割合の低さ、納税者 1 人当たり課税所得の低

<sup>2</sup> 一本算定。

さ、第一次産業就業者比率の高さにより割増す補正が適用。

- 最終補正係数の最大最小差は 260.6 倍。0.176（大阪市）、45.872（大川村）。2009 年度のみ。
- 段階補正の差に経常態容補正が連乗係数となることで差がさらに拡大しているのは地方再生対策費と同じだが、地方再生対策費と異なり段階補正に上限値の設定がない。
- 経常態容補正のうち、高知県町村の係数を引き上げているのは自主財源比率と第一次産業就業者比率。

### （3）雇用対策・地域資源臨時活用費（2010 年度以降）・・・図表 9

- 市町村分は、段階補正のほか、雇用対策の取組に関する指標として、歳入合計に占める自主財源比率、第一次産業就業者比率、地域資源を活用した取組に関する指標として年少者人口割合、高齢者人口割合、市町村民 1 人当り農業産出額を用いた補正が適用。
- 最終補正係数の最大最小差は 529.3 倍。0.350（大阪市）、185.256（大川村）。
- 段階補正に経常態容補正が連乗係数となることで差が拡大。
- 経常態容補正是、小規模団体には経常態容補正 I（自主財源比率+第一次産業就業者比率）の寄与が高く、高知県町村の係数を引き上げており、高知県では経常態容補正 II の 1 人当り農業産出額の寄与が高い団体もある。

⇒新しい算定費目については、

- ① 2008 年度から 2010 年度にかけて新たな算定費目の追加導入ごとに小規模団体への割増度合いを加速。
- ② 算定方法としては、段階補正×経常態容補正。段階補正の大幅な差が経常態容補正の連乗でさらに小規模団体へ割増する補正。その際、一次産業就業者比率と自主財源比率の寄与が大きく、団体によっては 1 人当り農業産出額の寄与も大。そもそも財政需要の算定で自主財源比率の採用は問題。配分にシフトした算定内容と解釈される。

### 3.3 地域振興費：人口分

- 地域振興費は、新型交付税導入時に条件不利地域に配慮して導入された経費。
- 地域振興費（人口）の補正係数（2010 年度）は「段階補正×普通態容 I × 0.8596 + 普通態容 II + 普通態容 III + 寒冷 + 経常態容 I（行革）+ 経常態容 II（頑張る）+ 密度 I（基地等）+ 密度 III（外国青年）+ 人口急増 + 人口急減 + 合併 + 投資 + 事業費補正 + 段階補正 × 0.0493」。2007 年度の創設以降変更有。
- 2010 年度でみると、最小値 2.073（阪南市）、最大値 23.986（大川村）で 11.6 倍。**新しい算定費目**に比べると**最大最小差は小さい**。2007 年度以降、最大最小値の開きは 15.0 倍、15.7 倍、12.2 倍と小さくなっている。
- 2010 年度における各団体別の補正係数の構成をみると（図表 10-1）、段階補正×普通態容以外の補正が小規模団体を押し上げ。段階補正×普通態容以外の補正の構成では（図表 10-2）、大阪府下の団体では、投資補正、事業費補正の寄与の高い団体が多く、小規模団体では経常態容 I（行革）も高くなる傾向。高知県下の団体では、事業費補正の寄与の高い団体があるほか、合併団体では合併補正の寄

与も高く、団体によって普通態容Ⅲの寄与の高い団体もある。高知県下の団体に共通しているのは、  
経常態容Ⅰ（行革）と人口急減の寄与が高いこと。

- ・ 2010年度の補正を前年度比較すると（図表10-3）、大阪府よりも高知県下市町村で前年度比減少幅が大きい。大阪府下では、制度変更のあった密度Ⅱのほか、事業費補正、投資補正で減少しているほか、経常態容Ⅰ（行革）の減少寄与の大きいことが特徴。一方、高知県下でも、同じく投資補正が減少している以外に、経常態容Ⅰ（行革）の減少寄与が小規模団体ほど大きい。これを人口急減補正のプラスがようやく補っているかたち。

⇒地域振興費はそもそも条件不利地域に配慮して導入された費目。小規模団体の補正係数も大きいが新しい算定費目に比べれば低く、2010年度においてその中身は、経常態容Ⅰ（行革）と人口急減補正が主なもの。前年度差でみると、行革算定がマイナスとなるなか、人口急減補正が補う構図であり、2010年度における人口急減補正見直しにより補正係数が維持。

### 3.4 包括算定経費：人口分

- ・ 包括算定経費（人口分）は経常経費として企画費、総務費、議会費、各種委員（会）等経費、建設事業費として道路橋りょう費及び港湾費以外の建設事業費を算定。09年度、10年度に農山漁村地域活性化事業費が面積分に移行。
- ・ 包括算定経費（人口）は段階補正。創設当初より他の経費に比べ小規模団体を細分化した補正適用。
- ・ 包括算定経費（人口）の段階補正是2007～2009年度まで変化なしだが、2010年度に段階補正の見直しを受けて小規模団体を中心に補正の割増（図表11）。
- ・ 包括算定経費（人口）適用の段階補正是、2009年度まで、最も低い団体で0.659（大阪市）、最も高い団体で8.110（大川村）の12.3倍。2010年度は、最も低い団体0.656（大阪市）、最も高い団体8.214（大川村）で12.5倍に拡大。包括算定経費の段階補正是15,000に上限値設定。ただし大阪府と高知県で15,000を超える該当団体はない。
- ・ 2010年度は、段階補正が人口規模3万人を下回る団体から前年度比引き上げ傾向。2万人を下回る団体から前年度比引き上げ幅が加速をはじめ、4千人を下回る団体あたりで再加速。

⇒包括算定経費は、人口と面積で算定が行われる算定簡素化の中心的経費。しかし導入当初から、従来の段階補正見直しとは逆の方向をもっており、財政調整的な役割をもっていたが、2010年度は段階補正見直しによりさらに強化。

⇒以上の「新しい算定費目」、「包括算定経費」からは、近年の算定が小規模団体への割増に傾斜している特徴が浮かび上がる。従来、条件不利地域に配慮される費目として導入された「地域振興費」は、行革経費による小規模団体の割増が主で、そこには限界もみられていること、代わって「新しい算定費目」が小規模団体の割増算定に中心的な役割を果た

している。そこでの補正係数は配分にシフトしたものであることが確認。

### 3.5 臨時財政対策債発行可能額

○2010 年度は臨時財政対策債が急増したことへの対応として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入。

- ・ 人口基礎方式と財源不足額基礎方式を合算した額を控除したものが基準財政需要額（振替後）

○ 算出方法の見直しの結果、大阪府および高知県下市町村の算定には次のような変化。

- 1) 2010 年度における臨時財政対策債発行可能額を基準財政需要額に占める割合をみると（図表 12）、大阪府摂津市および田尻町の不交付団体において財源不足額基礎方式による発行額がなく、臨時財政対策債が抑制されていること、他にも吹田市、箕面市、茨木市の財政力が高い団体では同方式の発行額のシェアは小さい
  - 2) 大阪府は高知県にくらべ財源不足額基礎方式による発行額のシェアが高く、その結果、臨時財政対策債発行可能額の基準財政需要額に占める割合が高い
  - 3) 2) は、基準財政需要額の振替前と振替後の伸び率の差に反映され（図表 13）、大阪府の各団体では基準財政需要額（振替後）が抑制され、交付税配分が抑えられる結果。
- 検証結果から、「財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、各地方公共団体における発行可能額の算出方法を見直す」とあることの意味は、①財政力の高い不交付団体の臨時財政対策債発行を抑えることと、②都市部の団体の振替後の基準財政需要額を抑え交付税の配分を地方圏の財政力の弱い団体に重点化させるという双方の意味をもつものと解釈される。

○これらを可能にしているのは臨時財政対策債発行可能額の算出、財源不足額基礎方式に用いられる補正係数（＝財政力指数を用いた係数（財政力指数に応じて控除前財源不足額に対する臨時財政対策債の割合は通増））。

⇒基準財政需要額の算定（振替前）のみならず、臨時財政対策債の配分にも補正係数が財政調整の役割を果たすことで、振替後の基準財政需要額算定をつうじて交付税配分に影響。

### むすびにかえて－この間の算定変化についての考察と今後

（対象期間の算定の評価）

○ 対象期間において観察されたのは小規模団体への割増強化

- ・ その算定方法について。従来の行政費目よりも新しく導入された算定費目をつうじて小規模団体への割増強化。この経費は財政需要に裏打ちされない、いわば配分のための経費。補正係数も、第一次産業就業者比率、1人当たり農業産出額、自主財源

比率などが採用され、いずれも小規模団体への配分を高くしている。自主財源比率は自己矛盾を抱える内容であるとともに、いずれも予見可能ではあるが、配分に重点を移した性格。→このような経費においては、財政需要に裏打ちされているものでないため、マクロの状況によって左右されやすいほかその配分、団体差が適切であるかどうかの判断基準がもちにくい。

- また 2010 年度は段階補正・人口急減補正の見直し。小規模団体へのスタンスという観点において、かつての段階補正見直しをつうじた財源保障機能の縮小からの方針転換。2010 年度の見直しの方針転換がどのように決められたか不透明。
- 臨時財政対策債の補正係数の財政調整機能強化により交付税配分に影響。

→補正係数の役割の基本が変化。一連の補正係数は過剰に配分のための役割を負担。

○このような算定の変化は、抜本改革とはいえないまでも、基準財政需要額の算定をつうじて財政需要の内容を捉えるというよりは配分を重視した算定にシフトしたものと意味づけられる。地方交付税が財源保障と財政調整の一体化を特徴とし、それが国が保障する行政サービスの一定の水準にもとづいた財政調整が機能するということを基本としているという考え方にして、検証対象とした 2007 年度以降の算定変化は、小さくない保障の考え方の変化を含んでいると捉えられるのではないか。

(今後むけて)

- 基準財政需要額を算定することの意味が、単に交付税配分のための手段ではなく、算定方式で捉えようとする財政需要の内容こそが重要ということであれば、むしろ、地方公共団体が対人社会サービスを中心に公共サービスを充実させていく上で、必要な財源保障が行われているのかという観点から、行政費目の内容、測定単位や補正係数のあり方を整理していくことが重要ではないか。
- しかし、検証してきた一連の算定変化は、単に技術的な変化として捉えることもできないのでは。背後には、
  - ① 地方財政計画のマクロの保障の変化。かつてのような規模拡大を望めない。特別枠としての歳出→「新しい算定費目」の導入→配分にシフトした補正係数の役割変化
  - ② 社会構造の変化として、小規模団体を中心とした測定単位でもある人口の減少→補正係数への負担の増大。
  - ③ 中長期的には、投資的経費減少、社会保障関連の経費である一般行政経費増大という方向性。→小規模団体の基準財政需要額維持確保のための算定を難しくしている。
  - ④ 算定簡素化による補正係数の整理によって、算定による調整が難しくなったか？

→地方財政計画の規模拡大が望めず、保障する行政サービスの内容も変化し、測定単位自体も減少するという構造変化の中で、基準財政需要額の算定や補正係数の役割は変化したとみるべきなのか。

- これまでのように客觀性や透明性の担保として、簡素化の追求ではなく、算定に関する地方の関与、国と地方の協議の場をつうじた地方の参画の可能性といった方向性で、それらを担保していくことも模索されてよいのではないか。

(参考文献)

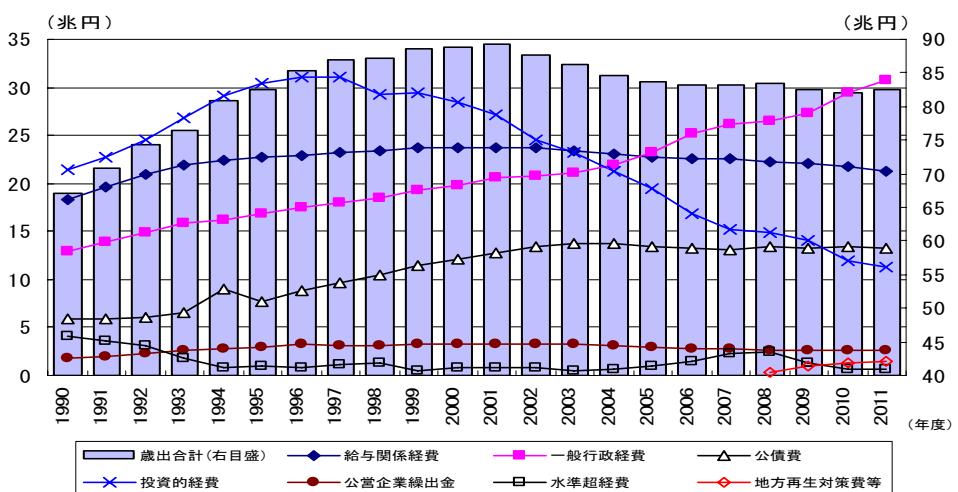
- ・ 石原信雄 (2000) 『新地方財政調整制度論』ぎょうせい
- ・ 大坂健 (2007) 「地方交付税改革論と『新型交付税』」『国学院大学経済学研究』39号、pp. 1-53
- ・ 岡本全勝 (2004) 「地方交付税制度 50周年特集『近年の地方交付税の変化』」『地方財政』505号、pp. 180-198
- ・ 黒田武一郎 (2005) 「地方交付税制度の財源保障機能を巡る議論」『地方財務』617号、pp. 2-50
- ・ 黒田武一郎編 (2007a) 『三位一体の改革と将来像－地方税・地方交付税』ぎょうせい
- ・ 黒田武一郎 (2007b) 「平成19年度普通交付税の算定結果等」『地方財政』549号、pp. 138-158
- ・ 黒野嘉之 (2010) 「平成22年度普通交付税の算定方法の改正について（基準財政需要額）」『地方財政』549号、pp. 73-111
- ・ 黒野嘉之・山谷暢哉・石黒智明 (2011) 「平成23年度地方交付税算定方法の改正」『地方財政』593号、pp. 139-168
- ・ 小西砂千夫 (2009) 『基本から学ぶ地方財政』学陽書房
- ・ 高木健二 (2008) 『地域間格差と地方交付税』公人社
- ・ 高林喜久生 (2005) 『地域間格差の財政分析』有斐閣
- ・ 飛田博史 (2010) 「政権交代と財源保障」『政権交代をめぐる政治経済財政』地方財政レポート 2010、pp. 206-227
- ・ 飛田博史 (2011) 「地方交付税算定の現状と課題」『自治総研』394号、pp. 1-43
- ・ 星野菜穂子 (2010) 「新型交付税・頑張る地方応援プログラムと財源保障」『自治総研』380号、pp. 25-48
- ・ 星野菜穂子 (2011) 「普通交付税算定からみた大都市特有の財政需要」『自治総研』390号、pp. 1-25
- ・ 山下稔 (1959) 「地方交付税制度の本質に対する反省」『自治研究』35巻2号、pp. 37-56

(参考資料)

- ・ 各団体「地方交付税算定期帳」各年度
- ・ 各団体「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」各年度
- ・ 総務省「地方財政状況調査」各年度
- ・ 総務省「平成17年国勢調査」
- ・ 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説（単位費用篇）」「同（基準財政収入額・補正係数篇）」各年度
- ・ 地方財務協会編「改正地方財政詳解」各年度
- ・ 農林水産省「生産農業所得統計」

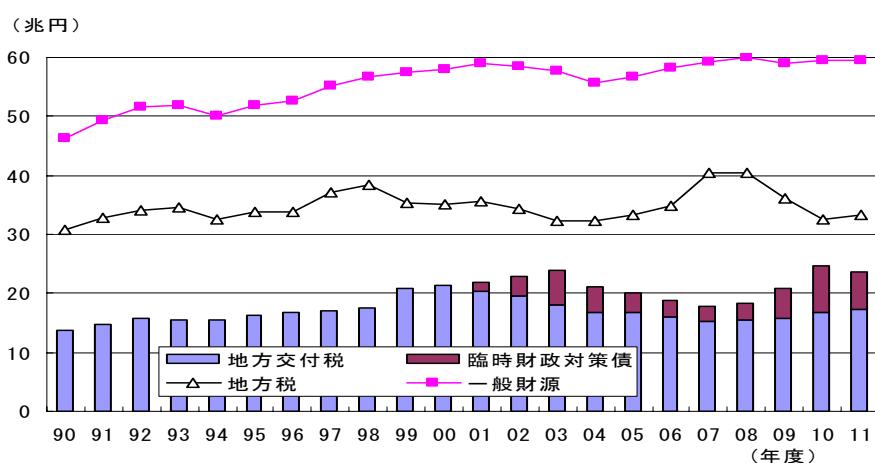
「近年の普通交付税算定変化について」 図表編

図表 1-1 地方財政計画歳出の推移



(出所) 総務省「地方財政計画」各年度より作成。

図表 1-2 地方財政計画歳入のうち地方税、地方交付税総額、一般財源の動き



(注) 一般財源には臨時財政対策債も含んでいる。

(出所) 総務省「地方財政計画」各年度より作成。

図表2 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額等の推移

(単位：億円、%)

	(年度)	平成13 01	平成14 02	平成15 03	平成16 04	平成17 05	平成18 06	平成19 07	平成20 08	平成21 09	平成22 10
都道府県	基準財政需要額	218,068	211,070	191,488	187,232	199,215	209,484	209,355	209,565	195,258	189,151
	基準財政収入額	110,025	105,276	93,470	97,254	111,375	130,789	136,726	138,182	117,124	102,067
	普通交付税額	108,821	106,395	98,178	91,166	90,492	84,526	80,603	80,141	80,622	84,822
	財源超過額	927	720	496	1,495	2,953	6,280	8,287	9,054	2,649	-
	臨時財政対策債発行可能額	7,229	16,096	29,348	20,953	16,116	14,536	13,150	16,016	32,355	48,218
市町村	基準財政需要額	244,832	234,315	220,693	217,972	220,870	217,447	224,336	227,405	224,576	223,606
	基準財政収入額	168,261	163,938	157,051	159,542	162,429	163,723	176,577	177,136	169,027	156,791
	普通交付税額	82,467	77,327	71,677	67,563	68,346	65,002	62,301	64,675	68,087	73,975
	財源超過額	6,056	7,097	8,401	9,464	10,213	11,709	14,840	14,684	12,698	7,324
	臨時財政対策債発行可能額	7,268	16,170	29,414	20,810	16,121	14,062	13,150	12,316	19,132	28,852
(伸び率)	都道府県	-1.4	-3.2	-9.3	-2.2	6.4	5.2	-0.1	0.1	-6.8	-3.1
	基準財政需要額	2.4	-4.3	-11.2	4.0	14.5	17.4	4.5	1.1	-15.2	-12.9
	基準財政収入額	-4.3	-2.2	-7.7	-7.1	-0.7	-6.6	-4.6	-0.6	0.6	5.2
	普通交付税額	2.1	5.5	4.1	-12.1	-4.9	-7.1	-5.4	2.6	17.5	17.8
	普通交付税+臨時財政対策債	1.9	0.8	-2.8	-5.7	3.4	4.0	-0.7	1.4	0.9	4.3
市町村	基準財政需要額	-1.7	-4.3	-5.8	-1.2	1.3	-1.5	3.2	1.4	-1.2	-0.4
	基準財政収入額	1.2	-2.6	-4.2	1.6	1.8	0.8	7.9	0.3	-4.6	-7.2
	普通交付税額	-5.8	-6.2	-7.3	-5.7	1.2	-4.9	-4.2	3.8	5.3	8.6
	普通交付税+臨時財政対策債	2.5	4.2	8.1	-12.6	-4.6	-6.2	-4.6	2.0	13.3	17.9
	基準財政需要額+臨時財政対策債	1.2	-0.6	-0.2	-4.5	-0.8	-2.3	2.6	0.9	1.7	3.6

(注) 財源不足および財源超過額を合せた額。当初。基準財政需要額は臨時財政債振替後。

(出所) 「地方財政」各年度より作成。

図表3 単位費用（市町村分）の推移

(単位：円、%)

	(年度)	2007(平成19)	2008(平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)	2008/2007年度差(円)	2009/2008年度差(円)	2010/2009年度差(円)	2008/2007年度伸び率(%)	2009/2008年度伸び率(%)	2010/2009年度伸び率(%)
消防費	人口	10,500	10,600	11,000	11,400	100	400	400	1.0	3.8	3.6
道路橋りょう費	道路の面積	85,400	81,200	80,900	83,500	-4,200	-300	2,600	-4.9	-0.4	3.2
	道路の延長	274,000	262,000	252,000	230,000	-12,000	-10,000	-22,000	-4.4	-3.8	-8.7
港湾費	港湾(係留)	33,200	30,900	28,900	30,000	-2,300	-2,000	1,100	-6.9	-6.5	3.8
	港湾(外郭)	6,290	6,410	6,300	6,130	120	-110	-170	1.9	-1.7	-2.7
	漁港(係留)	12,900	12,800	12,800	12,600	-100	0	-200	-0.8	0.0	-1.6
	漁港(外郭)	4,880	4,810	4,830	4,710	-70	20	-120	-1.4	0.4	-2.5
都市計画費	計画区域人口	1,150	1,120	1,080	1,100	-30	-40	20	-2.6	-3.6	1.9
公園費	人口	636	620	623	635	-16	3	12	-2.5	0.5	1.9
	都市公園面積	39,400	37,300	37,500	37,800	-2,100	200	300	-5.3	0.5	0.8
下水道費	人口	100	100	100	100	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の土木費	人口	1,960	1,930	1,930	2,010	-30	0	80	-1.5	0.0	4.1
	児童数	40,800	39,600	41,100	43,400	-1,200	1,500	2,300	-2.9	3.8	5.6
小学校費	学級数	853,000	824,000	834,000	930,000	-29,000	10,000	96,000	-3.4	1.2	11.5
	学校数	8,385,000	8,672,000	8,659,000	9,490,000	287,000	-13,000	831,000	3.4	-0.1	9.6
中学校費	生徒数	37,000	36,500	38,300	42,400	-500	1,800	4,100	-1.4	4.9	10.7
	学級数	1,068,000	1,040,000	1,091,000	1,215,000	-28,000	51,000	124,000	-2.6	4.9	11.4
	学校数	9,042,000	9,329,000	9,306,000	9,972,000	287,000	-23,000	666,000	3.2	-0.2	7.2
高等学校費	教職員数	7,371,000	7,263,000	7,280,000	7,504,000	-108,000	17,000	224,000	-1.5	0.2	3.1
	生徒数	75,000	72,500	72,800	79,400	-2,500	300	6,600	-3.3	0.4	9.1
その他の教育費	人口	5,600	5,370	5,240	5,300	-230	-130	60	-4.1	-2.4	1.1
	幼児数	348,000	332,000	340,000	362,000	-16,000	8,000	22,000	-4.6	2.4	6.5
生活保護費	市部人口	6,580	6,610	6,970	7,500	30	360	530	0.5	5.4	7.6
社会福祉費	人口	14,800	15,200	15,400	17,400	400	200	2,000	2.7	1.3	13.0
保健衛生費	人口	4,160	4,060	4,460	5,920	-100	400	1,460	-2.4	9.9	32.7
	高齢者保健福祉費	71,200	69,400	70,700	68,700	-1,800	1,300	-2,000	-2.5	1.9	-2.8
	75歳以上人口	66,100	79,700	86,300	88,400	13,600	6,600	2,100	20.6	8.3	2.4
清掃費	人口	5,880	5,760	5,650	5,810	-120	-110	160	-2.0	-1.9	2.8
農業行政費	農家数	86,000	82,500	85,300	94,200	-3,500	2,800	8,900	-4.1	3.4	10.4
林野水産行政費	林業水産業の従業員数	253,000	245,000	253,000	266,000	-8,000	8,000	13,000	-3.2	3.3	5.1
商工行政費	人口	1,230	1,210	1,330	1,490	-20	120	160	-1.6	9.9	12.0
徴税費	世帯数	6,380	6,330	6,160	7,050	-50	-170	890	-0.8	-2.7	14.4
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,610	1,610	1,580	1,630	0	-30	50	0.0	-1.9	3.2
	世帯数	2,550	2,420	2,420	2,670	-130	0	250	-5.1	0.0	10.3
地域振興費	人口	1,850	1,910	2,020	2,200	60	110	180	3.2	5.8	8.9
	面積	1,107,000	1,105,000	1,107,000	1,217,000	-2,000	2,000	110,000	-0.2	0.2	9.9
地方再生対策費	人口		1,670	1,670	1,670	1,670	0	0	皆増	0.0	0.0
	耕地及び林野面積			1,210	1,210	1,210	1,210	0	0	皆増	0.0
地域雇用創出推進費	人口				1,840		1,840	-1,840		皆増	
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口					526					皆増
包括算定経費	人口	23,220	22,600	21,830	22,410	-620	-770	580	-2.7	-3.4	2.7
	面積	2,357,000	2,334,000	2,376,000	2,562,000	-23,000	42,000	186,000	-1.0	1.8	7.8

(出所) 総務省資料より作成。

図表4 人口規模別にみた大阪府および高知県下市町村団体構成

大阪府		高知県	
100万以上	1 大阪市		
40万以上	3 堺市、東大阪市、枚方市		
25万以上	5 豊中市、吹田市、高槻市、八尾市、茨木市		
10万以上	12 寝屋川市、岸和田市、和泉市、守口市、門真市、松原市、箕面市、大東市、富田林市、羽曳野市、河内長野市、池田市	1 高知市	
3万以上	13 泉佐野市、貝塚市、堺市、泉大津市、交野市、柏原市、藤井寺市、泉南市、高石市、大阪狭山市、阪南市、四條畷市、熊取町	5 南国市、四万十市、香南市、香美市、土佐市	
2万以上	2 烏本町、豊能町	5 いの町、須崎市、宿毛市、四万十町、安芸市	
1万2千以上	5 岬町、忠岡町、河南町、太子町、能勢町	4 室戸市、土佐清水市、佐川町、黒潮町	
8千以上		1 中土佐町	
4千以上	2 田尻町、千早赤阪村	仁淀川町、越知町、津野町、大月町、日高村、大豊町、日高村、大豊町、土佐町、梼原町、本山村、芸西村	
2千以上		4 奈半利町、東洋町、安田町、田野町	
2千未満		4 三原村、北川村、馬路村、大川村	
	43	34	

(出所) 総務省「平成17年国勢調査」より作成。

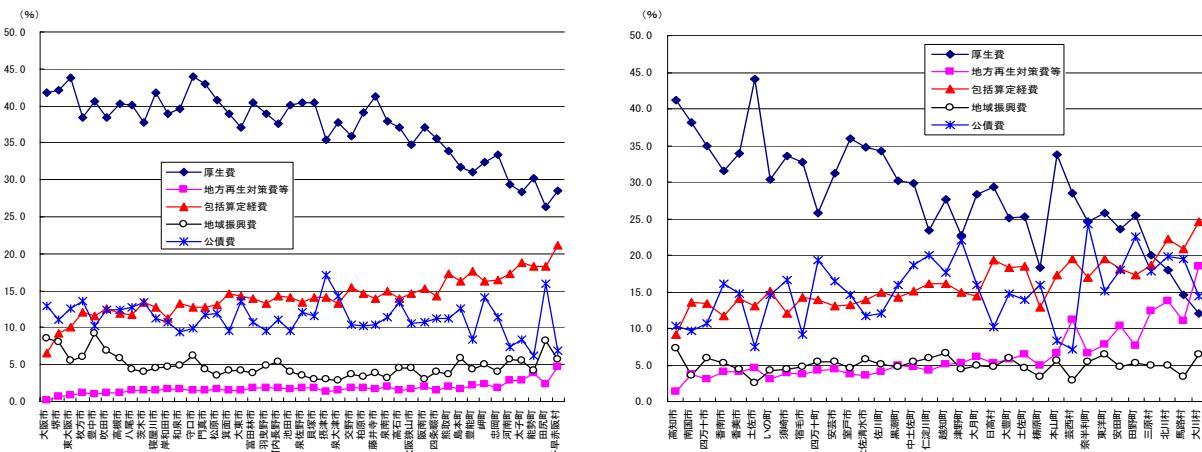
図表5 構成要素別準タイル尺度の推移

	2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
	準タイル尺度	ウェイト	寄与度	準タイル尺度	ウェイト	寄与度	準タイル尺度	ウェイト	寄与度	準タイル尺度	ウェイト	寄与度
振替前需要額	0.160	1.000	0.160	0.167	1.000	0.167	0.174	1.000	0.174	0.180	1.000	0.180
消防費	-0.010	0.060	-0.001	-0.009	0.059	-0.001	0.008	0.060	0.000	0.006	0.059	0.000
土木費	0.081	0.081	0.007	0.087	0.076	0.007	0.091	0.073	0.007	0.088	0.068	0.006
教育費	0.070	0.095	0.007	0.081	0.092	0.007	0.078	0.088	0.007	0.077	0.087	0.007
厚生費	0.013	0.288	0.004	0.013	0.288	0.004	0.017	0.291	0.005	0.009	0.292	0.003
産業経済費	0.535	0.060	0.032	0.540	0.057	0.031	0.544	0.055	0.030	0.537	0.057	0.030
その他の行政費	0.191	0.085	0.016	0.173	0.077	0.013	0.176	0.075	0.013	0.174	0.074	0.013
地方再生対策費等	-	-	-	0.536	0.023	0.012	0.551	0.045	0.025	0.615	0.057	0.035
公債費	0.367	0.145	0.053	0.306	0.156	0.048	0.289	0.151	0.044	0.284	0.144	0.041
包括算定経費	0.260	0.178	0.046	0.264	0.172	0.045	0.270	0.163	0.044	0.278	0.162	0.045

(注) 分類は以下のとおり。「消防費」「土木費（道路橋りょう費、港湾費、都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木費）」「教育費（小学校費、中学校費、高等学校費、その他の教育費）」「厚生費（生活保護費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、清掃費）」「産業経済費（農業行政費、林野水産行政費、商工行政費）」「その他の行政費（徴税費、戸籍住民基本台帳費、地域振興費）」「地方再生対策費等（地方再生対策費、地域雇用創出推進費、雇用対策・地域資源活用臨時特例費）」「公債費」「包括算定経費」。

(出所) 各団体「地方交付税算定台帳」総務省「2005年国勢調査」より作成。

図表6 行政費目の基準財政需要額に占めるシェア（2010年度）  
大阪府  
高知県



(注) 基準財政需要額は臨時財政対策債償替前。並び順は人口規模順。

(出所) 各団体「地方交付税算定台帳」より作成。

図表7 地方再生対策費：人口分

	人口	段階補正 (ア)	経常態容補正 (イ) = (ウ) + (エ) × 0.20	第二次産業就業者比率 (ウ)	65歳以上人口 比率 (エ)	最終補正係数 (ア) × (イ)
大阪府	大阪市	2,628,811	0.206	0.600	0.000	0.400
	堺市	830,966	0.461	0.605	0.035	0.370
	東大阪市	513,821	0.578	0.583	0.017	0.366
	枚方市	404,044	0.662	0.574	0.052	0.322
	豊中市	386,623	0.680	0.583	0.017	0.366
	吹田市	353,885	0.718	0.537	0.017	0.320
	高槻市	351,826	0.721	0.630	0.052	0.378
	八尾市	273,487	0.850	0.652	0.070	0.382
	茨木市	267,961	0.862	0.578	0.070	0.308
	寝屋川市	241,816	0.906	0.579	0.035	0.344
	岸和田市	201,160	0.920	0.694	0.122	0.372
	和泉市	177,856	0.930	0.599	0.087	0.312
	守口市	147,465	0.949	0.613	0.017	0.396
	門真市	131,706	0.961	0.567	0.017	0.350
	松原市	127,276	0.966	0.632	0.052	0.380
	箕面市	127,135	0.966	0.604	0.070	0.334
	大東市	126,504	0.966	0.539	0.017	0.322
	富田林市	123,837	0.969	0.672	0.122	0.350
	羽曳野市	118,695	0.975	0.686	0.104	0.382
	河内長野市	117,239	0.976	0.688	0.104	0.384
	池田市	101,616	0.997	0.676	0.104	0.372
	泉佐野市	98,889	1.001	0.796	0.226	0.370
	貝塚市	90,154	1.007	0.688	0.122	0.366
	摂津市	85,009	1.011	0.531	0.035	0.296
	泉大津市	77,673	1.017	0.543	0.017	0.326
	交野市	77,644	1.017	0.615	0.087	0.328
	柏原市	77,034	1.018	0.623	0.087	0.336
	藤井寺市	65,780	1.031	0.617	0.035	0.382
	泉南市	64,683	1.033	0.779	0.209	0.370
	高石市	61,127	1.038	0.591	0.017	0.374
	大阪狭山市	58,208	1.043	0.629	0.087	0.342
	阪南市	57,616	1.044	0.685	0.139	0.346
	四条畷市	57,342	1.045	0.547	0.035	0.312
	熊取町	44,505	1.075	0.649	0.139	0.310
	島本町	29,052	1.148	0.606	0.070	0.336
	豊能町	23,928	1.198	0.740	0.156	0.384
	岬町	18,504	1.286	0.927	0.209	0.518
	忠岡町	17,586	1.308	0.646	0.052	0.394
	河南町	17,545	1.309	1.007	0.417	0.390
	太子町	14,483	1.402	0.876	0.348	0.328
	能勢町	12,897	1.467	1.572	0.922	0.450
	田尻町	7,240	2.150	0.830	0.226	0.404
	千早赤阪村	6,538	2.323	1.293	0.609	0.484
高知県	高知市	348,990	0.724	0.892	0.278	0.414
	南国市	50,758	1.058	1.845	1.183	0.462
	四万十市	37,917	1.098	1.676	0.939	0.537
	香南市	33,541	1.119	2,000	1.826	0.498
	香美市	30,257	1.138	2,000	1.739	0.613
	土佐市	30,011	1.140	2,000	1.861	0.539
	いの町	27,068	1.165	1,469	0.730	0.539
	須崎市	26,039	1.175	2,000	1.722	0.553
	宿毛市	24,397	1.193	1,931	1.200	0.531
	四万十町	20,527	1.246	2,000	2.504	0.696
	安芸市	20,348	1.249	2,000	2.313	0.579
	室戸市	17,490	1.310	2,000	1.409	0.655
	土佐清水市	17,281	1.316	2,000	1.200	0.688
	佐川町	14,447	1.403	2,000	1.339	0.603
	黒潮町	13,437	1.443	2,000	2.435	0.641
	中土佐町	8,320	1.941	2,000	1.913	0.698
	仁淀川町	7,347	2.127	2,000	0.991	0.920
	越知町	6,952	2.217	2,000	1.235	0.760
	津野町	6,862	2.239	2,000	1.930	0.714
	大月町	6,437	2.351	2,000	2.313	0.710
	日高村	5,895	2.518	1,620	0.835	0.585
	大豊町	5,492	2,663	2,000	1.861	1.011
	土佐町	4,632	3,057	2,000	2.191	0.808
	梼原町	4,625	3,061	2,000	3.548	0.716
	本山村	4,374	3,206	2,000	2.122	0.754
	善西村	4,208	3,311	2,000	3.756	0.609
	秦半利町	3,727	3,669	2,000	1.287	0.716
	東洋町	3,386	3,984	2,000	1.896	0.710
	安田町	3,297	4,077	2,000	3.217	0.700
	田野町	3,236	4,143	2,000	1.809	0.645
	三原村	1,808	6,989	2,000	2.209	0.762
	北川村	1,478	8,429	2,000	3.739	0.760
	馬路村	1,170	10,506	2,000	2.435	0.655
	大川村	538	15,000	2,000	2.174	0.870
						30,000

(注1) 配列は府県の人口規模順。

(注2) 算定方法（補正係数）は、段階補正×経常態容補正。経常態容補正= ((平成17年度国調第一次産業就業者数/人口)÷0.023)×0.40 + ((平成17年度国調65歳以上人口/人口)÷0.201)×0.40 + 0.20。2008年度導入。2008～2010年度まで補正係数は同じ。

(出所) 総務省「平成17年国勢調査」より地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説（基準財政収入額・補正係数篇）」各団体「地方交付税算定台帳」「普通交付税算出資料」を参考に算出作成。

図表8 地域雇用創出推進費

	人口	段階補正 (ア)	経常態容補正 ①自主財源比率 ②1人当り課税所得比率 ③第一次産業就業者比率	(イ) = ① + ② + ③ + 0.30		最終補正係数 (ア) × (イ)		
				0.000	0.009			
大阪府	大阪市	2,628,811	0.206	0.247	0.307	0.854	0.176	
	堺市	830,966	0.461	0.298	0.293	0.900	0.415	
	東大阪市	513,821	0.578	0.294	0.314	0.004	0.912	0.527
	枚方市	404,044	0.662	0.266	0.284	0.013	0.863	0.571
	豊中市	386,623	0.680	0.247	0.246	0.004	0.797	0.542
	吹田市	353,885	0.718	0.224	0.246	0.004	0.774	0.556
	高槻市	351,826	0.721	0.254	0.293	0.013	0.860	0.620
	八尾市	273,487	0.850	0.284	0.300	0.017	0.901	0.766
	茨木市	267,961	0.862	0.228	0.276	0.017	0.821	0.708
	寝屋川市	241,816	0.906	0.313	0.317	0.009	0.939	0.851
	岸和田市	201,160	0.920	0.370	0.320	0.030	1.020	0.938
	和泉市	177,856	0.930	0.314	0.296	0.022	0.932	0.867
	守口市	147,465	0.949	0.280	0.323	0.004	0.907	0.861
	門真市	131,706	0.961	0.322	0.341	0.004	0.967	0.929
	松原市	127,276	0.966	0.353	0.322	0.013	0.988	0.954
	箕面市	127,135	0.966	0.210	0.231	0.017	0.758	0.732
	大東市	126,504	0.966	0.256	0.229	0.004	0.889	0.859
	富田林市	123,837	0.969	0.284	0.285	0.030	0.899	0.871
	羽曳野市	118,695	0.975	0.358	0.302	0.026	0.986	0.961
	河内長野市	117,239	0.976	0.302	0.280	0.026	0.908	0.886
	池田市	101,616	0.997	0.234	0.260	0.026	0.820	0.818
	泉佐野市	98,889	1.001	0.256	0.328	0.057	0.941	0.942
	貝塚市	90,154	1.007	0.297	0.321	0.030	0.948	0.955
	摂津市	85,009	1.011	0.223	0.326	0.009	0.858	0.867
	泉大津市	77,673	1.017	0.310	0.312	0.004	0.926	0.942
	交野市	77,644	1.017	0.285	0.278	0.022	0.885	0.900
	柏原市	77,034	1.018	0.294	0.306	0.022	0.922	0.939
	藤井寺市	65,780	1.031	0.314	0.294	0.009	0.917	0.945
	泉南市	64,683	1.033	0.293	0.333	0.052	0.978	1.010
	高石市	61,127	1.038	0.242	0.292	0.004	0.838	0.870
	大阪狭山市	58,208	1.043	0.284	0.264	0.022	0.870	0.907
	阪南市	57,616	1.044	0.343	0.312	0.035	0.990	1.034
	四条畷市	57,342	1.045	0.324	0.302	0.009	0.935	0.977
	熊取町	44,505	1.075	0.292	0.295	0.035	0.922	0.991
	島本町	29,052	1.148	0.250	0.287	0.017	0.854	0.980
	豊能町	23,928	1.198	0.308	0.262	0.039	0.909	1.089
	岬町	18,504	1.286	0.369	0.332	0.052	1.053	1.354
	忠岡町	17,586	1.308	0.389	0.334	0.013	1.036	1.355
	河南町	17,545	1.309	0.357	0.294	0.104	1.055	1.381
	太子町	14,483	1.402	0.332	0.290	0.087	1.009	1.415
	能勢町	12,897	1.467	0.345	0.334	0.230	1.209	1.774
	田尻町	7,240	2.150	0.176	0.327	0.057	0.860	1.850
	千早赤阪村	6,538	2.323	0.425	0.312	0.152	1.189	2.762
高知県	高知市	348,990	0.724	0.370	0.346	0.070	1.086	0.786
	南国市	50,758	1.058	0.372	0.367	0.296	1.335	1.412
	四万十市	37,917	1.098	0.583	0.377	0.235	1.495	1.642
	香南市	33,541	1.119	0.527	0.392	0.457	1.676	1.875
	香美市	30,257	1.138	0.609	0.400	0.435	1.744	1.985
	土佐市	30,011	1.140	0.522	0.387	0.465	1.674	1.908
	いの町	27,068	1.165	0.448	0.363	0.183	1.294	1.508
	須崎市	26,039	1.175	0.464	0.395	0.430	1.589	1.867
	宿毛市	24,397	1.193	0.473	0.404	0.300	1.477	1.762
	四万十町	20,527	1.246	0.889	0.415	0.626	2.230	2.779
	安芸町	20,348	1.249	0.546	0.425	0.578	1.849	2.309
	室戸市	17,490	1.310	0.728	0.426	0.352	1.806	2.366
	土佐清水市	17,281	1.316	0.605	0.397	0.300	1.602	2.108
	佐川町	14,447	1.403	0.476	0.404	0.335	1.515	2.126
	黒潮町	13,437	1.443	0.889	0.434	0.609	2.232	3.221
	中土佐町	8,320	1.941	0.822	0.430	0.478	2.030	3.940
	仁淀川町	7,347	2.127	0.758	0.429	0.248	1.735	3.690
	越知町	6,952	2.217	0.818	0.430	0.309	1.857	4.117
	津野町	6,862	2.239	1.200	0.429	0.483	2.412	5.400
	大月町	6,437	2.351	1.118	0.437	0.578	2.433	5.720
	日高村	5,895	2.518	0.614	0.448	0.209	1.571	3.956
	大豊町	5,492	2.663	1.166	0.468	0.465	2.399	6.389
	土佐町	4,632	3.057	0.491	0.434	0.548	1.773	5.420
	梼原町	4,625	3.061	1.126	0.390	0.887	2.703	8.274
	本山町	4,374	3.206	0.787	0.414	0.530	2.031	6.511
	萩西村	4,208	3.311	0.541	0.465	0.939	2.245	7.433
	奈半利町	3,727	3.669	0.530	0.441	0.322	1.593	5.845
	東洋町	3,386	3.984	0.865	0.407	0.474	2.046	8.153
	安田町	3,297	4.077	0.818	0.475	0.804	2.397	9.774
	田野町	3,236	4.143	0.486	0.434	0.452	1.672	6.927
	三原村	1,808	6,989	1.246	0.443	0.552	2.541	17.759
	北川村	1,478	8,429	0.761	0.452	0.935	2.448	20.634
	馬路村	1,170	10,506	0.529	0.389	0.609	1.827	19.194
	大川村	538	22,213	0.848	0.373	0.544	2.065	45.872

(注1) 配列は府県の人口規模順。

(注2) 算定方法（補正係数）は段階補正×経常態容補正。経常態容補正=  $(0.548 \div (\text{平成 } 19 \text{ 年度地方財政状況調査自主財源/歳入合計})) \times 0.30 + (3.408 \div (\text{平成 } 20 \text{ 年度課税状況調査課税対象所得/納稅義務者数}) \times 0.30 + ((\text{平成 } 17 \text{ 年度国調第一次産業就業者数/人口}) \div 0.023) \times 0.10 + 0.30$ 。  
2009 年度のみ。

(出所) 総務省「平成 17 年国勢調査」総務省「地方財政状況調査」より地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説（基準財政収入額・補正係数篇）」各団体「地方交付税算定台帳」「普通交付税算出資料」を参考に算出作成。

図表9 雇用対策・地域資源臨時活用費

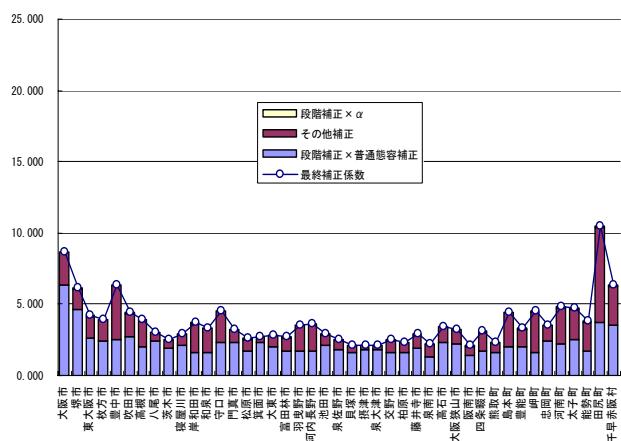
	人口	段階補正 (ア)	経常態容補正 I (イ)		経常態容補正 II (ウ)			経常態容補正 (エ) = (イ) + (ウ)			最終補正係数 (ア) × (エ)
			自主財源比率	一次産業比率	15歳未満比率	65歳以上比率	1人当たり農業産出額				
大阪市	2628811	0.206	1.122	0.409	0.000	0.577	0.175	0.200	0.002	1.699	0.350
堺市	830966	0.461	1.323	0.492	0.026	0.617	0.206	0.185	0.026	1.940	0.894
東大阪市	513821	0.578	1.271	0.477	0.013	0.592	0.201	0.183	0.008	1.863	1.077
枚方市	404044	0.662	1.240	0.434	0.039	0.586	0.212	0.161	0.013	1.826	1.209
豊中市	386623	0.680	1.137	0.404	0.013	0.587	0.203	0.183	0.001	1.724	1.172
吹田市	353885	0.718	1.059	0.362	0.013	0.571	0.210	0.160	0.001	1.630	1.170
高槻市	351826	0.721	1.284	0.458	0.039	0.597	0.196	0.189	0.012	1.881	1.356
八尾市	273487	0.850	1.328	0.469	0.052	0.625	0.207	0.191	0.027	1.953	1.660
茨木市	267961	0.862	1.166	0.381	0.052	0.588	0.216	0.154	0.018	1.754	1.512
寝屋川市	241816	0.906	1.394	0.531	0.026	0.582	0.204	0.172	0.006	1.976	1.790
岸和田市	201160	0.920	1.667	0.614	0.091	0.700	0.232	0.186	0.082	2.367	2.178
和泉市	177856	0.930	1.387	0.488	0.065	0.687	0.247	0.156	0.084	2.074	1.929
守口市	147465	0.949	1.308	0.497	0.013	0.595	0.193	0.198	0.004	1.903	1.806
門真市	131706	0.961	1.365	0.528	0.013	0.594	0.207	0.175	0.012	1.959	1.883
松原市	127276	0.966	1.551	0.603	0.039	0.625	0.213	0.190	0.022	2.176	2.102
箕面市	127135	0.966	1.116	0.354	0.052	0.578	0.199	0.167	0.012	1.694	1.636
大東市	126504	0.966	1.127	0.399	0.013	0.587	0.222	0.161	0.004	1.714	1.656
富田林市	123837	0.969	1.463	0.503	0.091	0.689	0.226	0.175	0.088	2.152	2.085
羽曳野市	118695	0.975	1.582	0.581	0.078	0.718	0.218	0.191	0.109	2.300	2.243
河内長野市	117239	0.976	1.383	0.473	0.078	0.625	0.203	0.192	0.030	2.008	1.960
池田市	101616	0.997	1.232	0.391	0.078	0.594	0.188	0.186	0.020	1.826	1.821
泉佐野市	99889	1.001	1.420	0.401	0.170	0.758	0.231	0.185	0.142	2.178	2.180
貝塚市	90154	1.007	1.383	0.460	0.091	0.727	0.244	0.183	0.100	2.110	2.125
揖津市	85009	1.011	1.092	0.367	0.026	0.564	0.210	0.148	0.006	1.656	1.674
泉大津市	77673	1.017	1.317	0.502	0.013	0.616	0.248	0.163	0.005	1.933	1.966
交野市	77644	1.017	1.363	0.475	0.065	0.623	0.236	0.164	0.023	1.986	2.020
柏原市	77034	1.018	1.444	0.519	0.065	0.661	0.213	0.168	0.080	2.105	2.143
藤井寺市	65780	1.031	1.400	0.534	0.026	0.617	0.212	0.191	0.014	2.017	2.080
泉南市	64683	1.033	1.534	0.476	0.157	0.777	0.244	0.185	0.148	2.311	2.387
高石市	61127	1.038	1.151	0.412	0.013	0.615	0.225	0.187	0.003	1.766	1.833
大阪狭山市	58208	1.043	1.328	0.456	0.065	0.624	0.213	0.171	0.040	1.952	2.036
阪南市	57616	1.044	1.582	0.555	0.104	0.641	0.223	0.173	0.045	2.223	2.321
四条畷市	57342	1.045	1.315	0.488	0.026	0.636	0.238	0.156	0.042	1.951	2.039
熊取町	44505	1.075	1.426	0.470	0.104	0.642	0.218	0.155	0.069	2.068	2.223
島本町	29052	1.148	1.177	0.387	0.052	0.596	0.216	0.168	0.012	1.773	2.035
豊能町	23928	1.198	1.481	0.487	0.117	0.625	0.169	0.192	0.064	2.106	2.523
岬町	18504	1.286	1.744	0.590	0.157	0.662	0.171	0.259	0.032	2.406	3.094
忠岡町	17586	1.308	1.551	0.603	0.039	0.649	0.232	0.197	0.020	2.200	2.878
河南町	17545	1.309	2.109	0.632	0.313	0.919	0.193	0.195	0.331	3.028	3.964
太子町	14483	1.402	1.851	0.544	0.261	1.006	0.254	0.164	0.388	2.857	4.006
能勢町	12897	1.467	2.756	0.605	0.691	1.069	0.203	0.225	0.441	3.825	5.611
田尻町	7240	2.150	1.225	0.295	0.170	0.788	0.231	0.202	0.155	2.013	4.328
千早赤阪村	6538	2.323	2.708	0.813	0.457	0.986	0.155	0.242	0.389	3.694	8.581
高知県	348990	0.724	1.934	0.641	0.209	0.823	0.200	0.207	0.216	2.757	1.996
南国市	50758	1.058	3.085	0.588	0.887	1.588	0.201	0.231	0.956	4.673	4.944
四万十市	37917	1.098	3.474	0.982	0.704	1.180	0.196	0.269	0.515	4.654	5.110
香南市	33541	1.119	4.502	0.874	1.370	2.345	0.207	0.249	1.689	6.847	7.662
香美市	30257	1.138	4.669	1.031	1.304	1.733	0.155	0.306	1.072	6.402	7.285
土佐市	30011	1.140	4.559	0.879	1.396	2.580	0.175	0.270	1.935	7.139	8.138
いの町	27068	1.165	2.781	0.762	0.548	0.974	0.187	0.270	0.317	3.755	4.375
須崎市	26039	1.175	4.192	0.785	1.291	2.234	0.181	0.277	1.576	6.426	7.551
宿毛市	24397	1.193	3.640	0.876	0.900	1.321	0.200	0.266	0.655	4.961	5.918
四万十町	20527	1.246	6.318	1.352	1.878	2.830	0.174	0.348	2.108	9.148	11.398
安芸市	20348	1.249	5.353	0.971	1.735	2.742	0.175	0.290	2.077	8.095	10.111
室戸市	17490	1.310	4.631	1.257	1.057	1.459	0.147	0.327	0.785	6.090	7.978
土佐清水市	17281	1.316	3.984	1.063	0.900	1.062	0.162	0.344	0.356	5.046	6.641
佐川町	14447	1.403	3.747	0.830	1.004	1.507	0.182	0.301	0.824	5.254	7.371
黒潮町	13437	1.443	6.580	1.546	1.826	1.847	0.168	0.320	1.159	8.427	12.160
中土佐町	8320	1.941	5.360	1.275	1.435	1.775	0.166	0.349	1.060	7.135	13.849
仁淀川町	7347	2.127	4.401	1.446	0.743	1.297	0.137	0.460	0.500	5.698	12.120
越知町	6952	2.217	4.725	1.439	0.926	1.468	0.147	0.380	0.741	6.193	13.730
津野町	6862	2.239	6.878	2.086	1.448	1.451	0.178	0.357	0.716	8.329	18.649
大月町	6437	2.351	7.873	2.339	1.735	1.850	0.164	0.355	1.131	9.723	22.859
日高村	5895	2.518	3.338	0.986	0.626	1.337	0.171	0.293	0.673	4.675	11.772
大豊町	5492	2.663	6.222	1.782	1.396	1.256	0.098	0.505	0.453	7.478	19.914
土佐町	4632	3.057	5.541	1.165	1.643	1.941	0.149	0.404	1.188	7.482	22.872
梼原町	4625	3.061	8.070	1.520	2.661	1.178	0.159	0.358	0.461	9.248	28.308
本山村	4374	3.206	6.285	1.621	1.591	1.514	0.139	0.377	0.798	7.799	25.004
芸西村	4208	3.311	7.525	1.068	2.817	4.986	0.177	0.304	4.305	12.511	41.424
奈半利町	3727	3.669	3.955	0.982	0.965	2.188	0.153	0.358	1.477	6.143	22.539
東洋町	3386	3.984	5.404	1.312	1.422	1.398	0.161	0.355	0.682	6.802	27.099
安田町	3297	4.077	7.521	1.470	2.413	3.513	0.162	0.350	2.801	11.034	44.986
田野町	3236	4.143	4.657	0.971	1.357	1.837	0.181	0.322	1.134	6.494	26.905
三原村	1808	6.989	7.204	2.054	1.657	3.195	0.158	0.381	2.456	10.399	72.679
北川村	1478	8.429	7.904	1.287	2.804	3.107	0.164	0.380	2.363	11.011	92.812
馬路村	1170	10.506	5.568	0.997	1.826	1.583	0.196	0.327	0.860	7.151	75.128
大川村	538	22.213	6.699	1.806	1.631	1.641	0.126	0.435	0.880	8.340	185.256

(注1) 配列は府県の人口規模順。

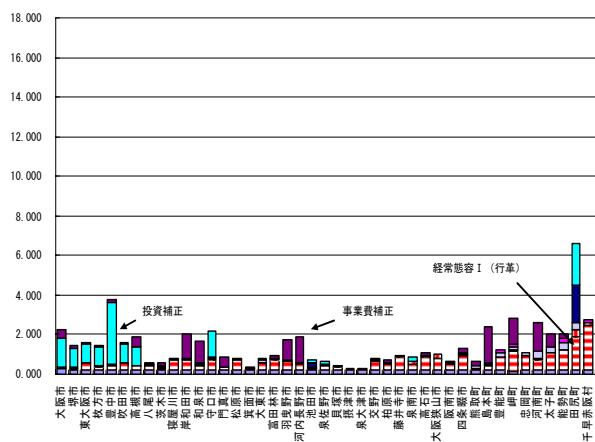
(注2) 算定方法(補正係数)は段階補正×経常態容補正。経常態容補正=経常態容補正I+経常態容補正II。経常態容補正I=[(0.538 ÷ (平成20年度地方財政状況調査自主財源/歳入合計)) × 0.50 + ((平成17年度国調第一次産業就業者数/人口) ÷ 0.023) × 0.30 + 0.20] × 1.842。経常態容補正II=[((平成17年度国調15歳未満人口/人口) ÷ 0.137) × 0.20 + ((平成17年度国調65歳以上人口/人口) ÷ 0.201) × 0.20 + (農業産出額/人口) ÷ 67568] × 0.40 + 0.20。

(出所) 総務省「平成17年国勢調査」総務省「地方財政状況調査」農林水産省「生産農業所得統計」より地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説(基準財政収入額・補正係数篇)」各団体「地方交付税算定台帳」「普通交付税算出資料」を参考に算出作成。

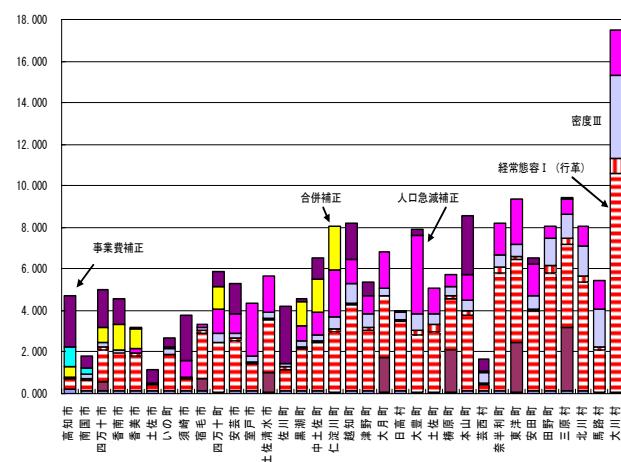
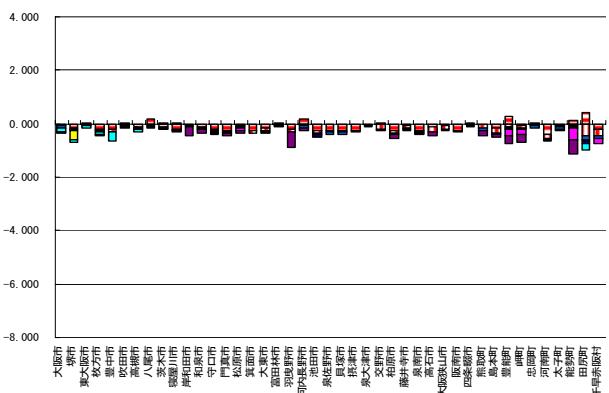
図表 10-1 地域振興費（人口）の補正係数（2010 年度）



図表 10-2 うちその他補正の内訳

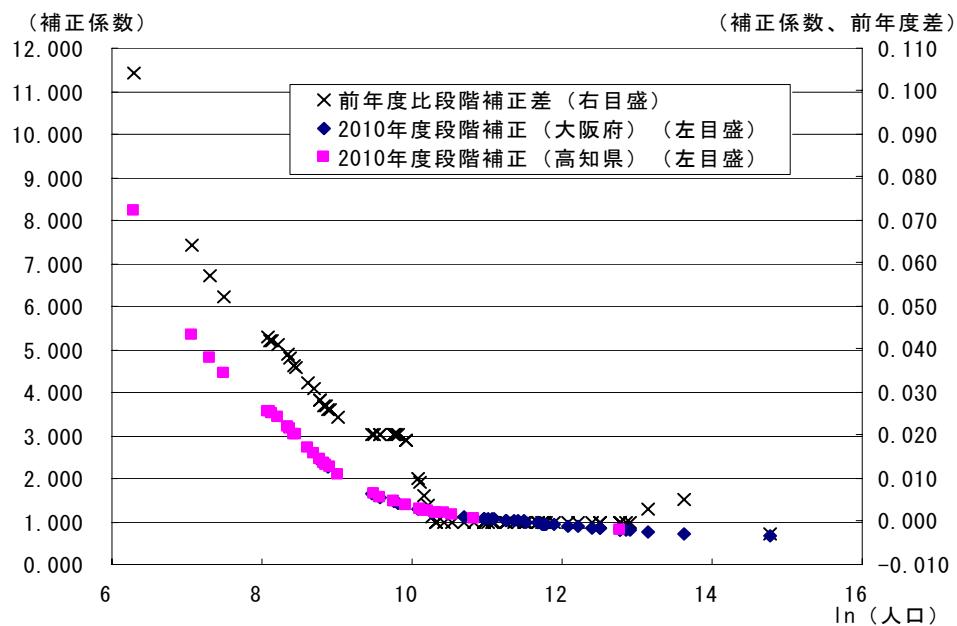


図表 10-3 2010 年度 前年度差



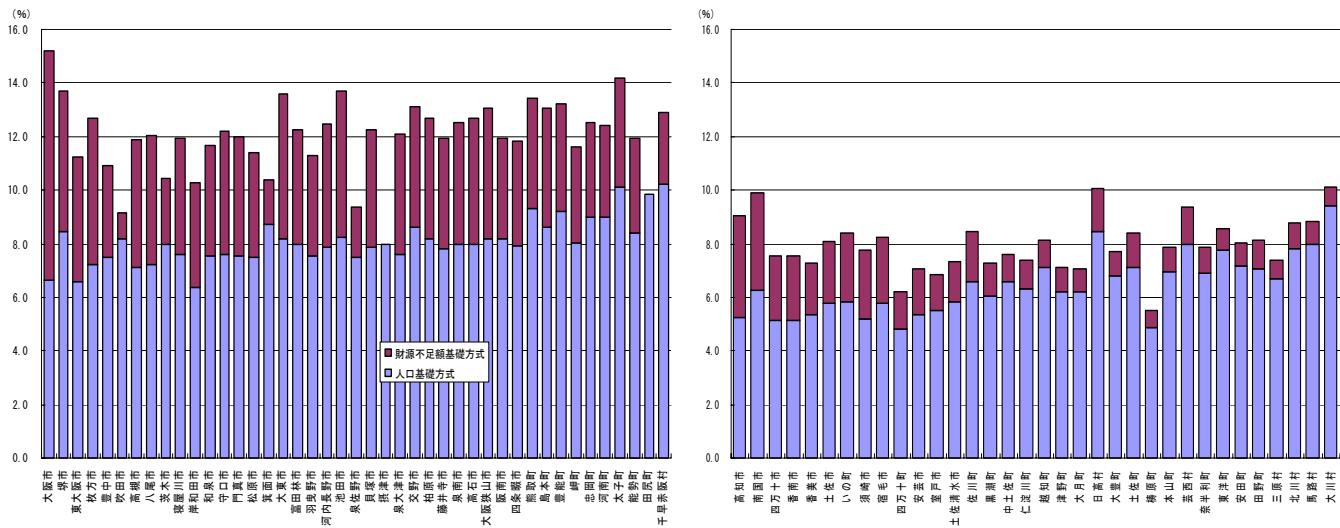
(注) 図表 10-1~3 とも並びは人口規模順。(出所) 各団体「普通交付税算出資料」より作成。

図表 11 2010 年度包括算定経費（人口）補正係数と前年差



(出所) 総務省「平成 17 年国勢調査」各団体「地方交付税算定台帳」より作成。

図表 12 臨時財政対策債発行可能額の基準財政需要額（振替前）に占める割合（2010 年度）

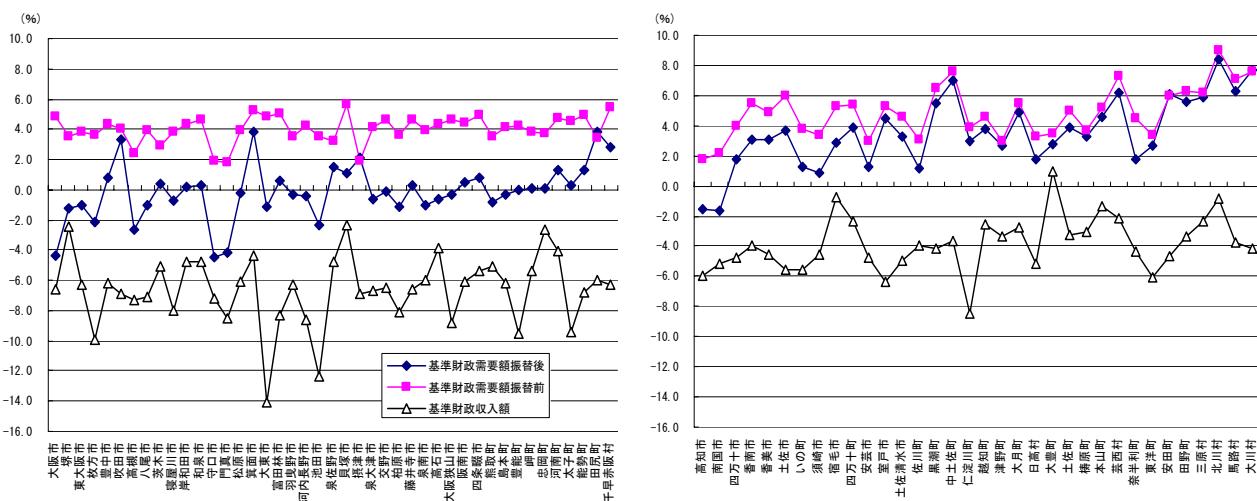


(注1) 人口規模順。

(注2) 算定方法については以下のとおり。人口基礎方式(全ての団体対象)の振替額=各地方公共団体の平成17年国勢調査人口×平成21年度の算式に用いた補正係数×単価× $\alpha$ (総額(人口基礎方式)に合わせ付けるための率)。財源不足額基礎方式(人口基礎方式で財源不足が生じている計算となる団体対象)の振替額=当該団体の振替前財源不足額(人口基礎方式による臨時財政対策債振替後の基準財政需要額と基準財政収入額の差額)×臨時財政対策債(財源不足額基礎方式)の全国総額(道府県・市町村別)/ (臨時財政対策債(財源不足額基礎方式)の全国総額(道府県・市町村別)+普通交付税の交付基準額の全国総額(道府県・市町村別))×補正係数(財政力指数(平成19~21年度の平均))を用いた係数× $\beta$ 総額(財源不足額基礎方式)に合わせ付けるための率)。

(出所) 各団体「地方交付税算定台帳」「普通交付税算出資料」より算出作成。

図表 13 基準財政需要額（振替前および振替後）・基準財政収入額の前年度伸び率（2010 年度）  
大阪府 高知県



(注) 人口規模順。(出所) 各団体「地方交付税算定台帳」より作成。

# アメリカの医療扶助政策における政府間補助金の構造

札幌学院大学 経済学部

加藤 美穂子

## 1. 研究目的

アメリカの政府間財政関係における本質的に分権的な構造を、医療扶助の連邦補助金を事例にして検討することが、本稿の目的である。アメリカの医療保障システムは、雇用主提供医療保険を原則的な仕組みとした上で、それによってカバーされない者をメディケアやメディケイド等の政府の医療保障プログラムで支えるのが基本構造である。高齢者向けの最低保障であるメディケアは連邦政府の管轄であるが、貧困者向けの医療扶助（メディケイド等）は州政府が実施して、連邦政府は補助金で支援している。ただし、メディケイドの適格性を持つほど貧困ではないものの、パートタイム等の労働形態ゆえに雇用主からの医療保険を得ることができず、かつ、民間医療保険を私的に購入するには所得が低すぎるために無保険者とならざるを得ない者が少なからず存在する。

周知のように、アメリカの政府部门は分権的な「小さな政府」であるが、1980年代以降に社会問題化した「無保険者」問題に対して、メディケイドを拡充しながら、さらに State Children's Health Insurance Program (以下、SCHIP) を創設した。SCHIP は、メディケイドの対象とはならないワーキング・プア層の無保険の児童に対し、適切な医療保障を提供することを目的としたプログラムである。1997年に社会保障法 (Social Security Act) の Title XXI の下に創設され、児童への医療保障に関してメディケイドを補足するものとなっている<sup>1</sup>。

メディケイドと SCHIP は州政府が運営し、連邦政府が資金を分担する。しかし、メディケイドが個人へのエンタイトルメントを伴うことから、連邦資金が上限なしの定率補助金として各州に提供されるのに対し、SCHIP には個人へのエンタイトルメントは存在せず、上限付きの定率補助金として各州に配分されている。その代わりに、SCHIP ではメディケイドよりも、州政府に対して、プログラムの設計や運営に関する柔軟性や裁量性が大きく認められている。本稿では、このメディケイド及び SCHIP を事例に、アメリカの連邦補助金スキームにおける基本的な特徴として、州政府の主体性・多様性が尊重されることを実証する。

次の第2節では、メディケイド及び SCHIP を理解するためのバックグラウンドとして、アメリカの医療保障システムの特徴を示していく。第3節では、メディケイド及び SCHIP の連邦補助金としての基本的な特徴を検討する。そして第4節と第5節では、それぞれメディケイドと SCHIP の基本構造について検討する。

## 2. アメリカの医療保障システムの特徴

### 2.1. 民間保険中心の分権的な小さな政府

アメリカの医療保障システムの大きな特徴は、「民間部門内での医療保障の獲得」が原則であり、政府部门の関与は「分権的かつ小さな政府」に限定されることである。アメリカでは、各種の民間医療保

<sup>1</sup> Kaiser commission on medicaid and the uninsured, (2009a), p.1.

險と政府による医療保障プログラムがパッチワーク状に医療保障を提供している。その特徴を単純化して示したものが、図1である。この図に示した以外にも、個人保険を購入するケースや小規模の制度が存在し、また複数の制度に重複して加入するケースも少なくないが、ここではアメリカの医療保障システムの特徴を明確にするために、典型的なケースのみを単純化して示している。

具体的にその特徴を検討していくと、第1に、アメリカの医療保障システムには、全人口を対象とした单一の公的皆保険制度は存在せず、民間医療保険が中心的な役割を果たしている<sup>2</sup>。その中でも、雇用主が被用者に提供する団体医療保険(以下、雇用主提供医療保険)の役割が大きく、被用者世帯の大半がこれによって医療保険を得ている。また、雇用主が存在しない自営業者や65歳未満の早期退職者、雇用主が医療保険を提供していない被用者については、民間の保険者から個人医療保険を購入している<sup>3</sup>。

第2に、医療保険の大半は民間市場を通じて供給されており、多様な商品が市場価格によって取引されている。例えば、雇用主提供医療保険の場合、雇用主が自家保険によって被用者に提供するケースもあるが、多くは民間保険市場において、ブルーカロ、ブルーシールド、保険会社、HMO(健康維持組織)などの保険者が用意する多様な団体医療保険の中から適当な商品を購入し、被用者に医療保障を提供している<sup>4</sup>。そして、政府が行う医療保障プログラムも、民間市場の役割を尊重する形で設計されている。

第3に、高齢者や障害者のように労働市場への参入が困難な者や、貧困によって民間市場での医療保険の購入が困難である公的扶助受給者、貧困の妊婦や児童に対しては、政府がセーフティネットの一部として医療保障プログラムを提供している。それが、メディケア(老齢者医療保険)、メディケイド(公的医療扶助)、SCHIP(貧困児童を対象とした公的医療扶助)である。メディケアは、高齢者(65歳以上)と障害者を対象とした公的医療保険であり、連邦政府が管轄する。メディケイドは、貧困の高齢者、障害者、妊婦、児童を主な対象としたエンタイトルメントの医療扶助プログラムである。そしてSCHIPは、メディケイドの適格性を持つほど貧困ではないが、民間医療保険に加入できるだけの経済力がない低所得世帯の無保険の児童に対して、医療保障を提供するためのプログラムとなっている。

第4に、しかしながら、上述した民間ベースの医療保障と政府プログラムとの狭間に陥って、無保険になる者も少なくない。例えば、民間医療保険を購入できるほどの経済力はないものの、メディケイドの基準よりも所得が高いワーキング・プア層では、無保険のリスクは高くなる。また、貧困者であっても、メディケイドには適格性に関するカテゴリー基準(人的属性による限定:高齢者、障害者、要扶養児童を抱える世帯、妊婦、児童など)があることから、勤労世代の扶養児童のいない健常者などは、基本的にメディケイドの対象外とされてきた。2010年時点での無保険者数は、全米で49,904千人であり、総人口の約16%を占めている<sup>5</sup>。

アメリカでは、近年まで皆保険を担保する制度が存在していなかったのだが、2010年にオバマ政権の下で、史上初めての連邦政府レベルでの皆保険のための法制度が定められた<sup>6</sup>。ただし、最終的に成立し

<sup>2</sup> アメリカの民間医療保険については中浜(2006)、雇用主提供医療保険については長谷川(2010)において、詳しく研究されている。また、アメリカの医療扶助政策については、櫻井(2006)の研究などがある。

<sup>3</sup> 中浜(2006),pp.1-2。

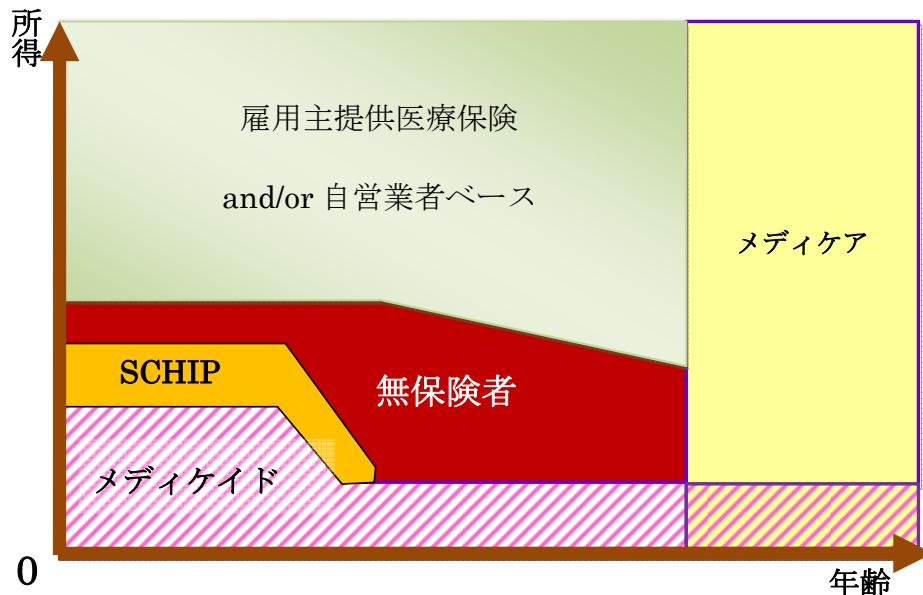
<sup>4</sup> 詳しくは、中浜(2006), pp.39-40, pp.43-50を参照。

<sup>5</sup> データは、U.S. Census Bureau, *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2010 (P60-239)*, Table HI01. ([http://www.census.gov/hhes/www/cpstables/032011/health/h01\\_001.htm](http://www.census.gov/hhes/www/cpstables/032011/health/h01_001.htm))。

<sup>6</sup> Patient Protection and Affordable Care Act (P.L. 111-148)と、Health Care and Education Reconciliation Act of 2010 (P.L. 111-152)が成立したことによって、皆保険制度の確立に向けた連邦政府レベルでの体制が整備された。これら2つを併せて、Affordable Care Act (ACA)と呼ばれることがある。

たその内容は、単一の公的医療保険制度を創設するものではなく、上述のパッチワーク状の医療保障システムを前提として、無保険に陥る最後の隙間を埋めるための制度を創設するものである。

図1 アメリカの医療保障システムのイメージ

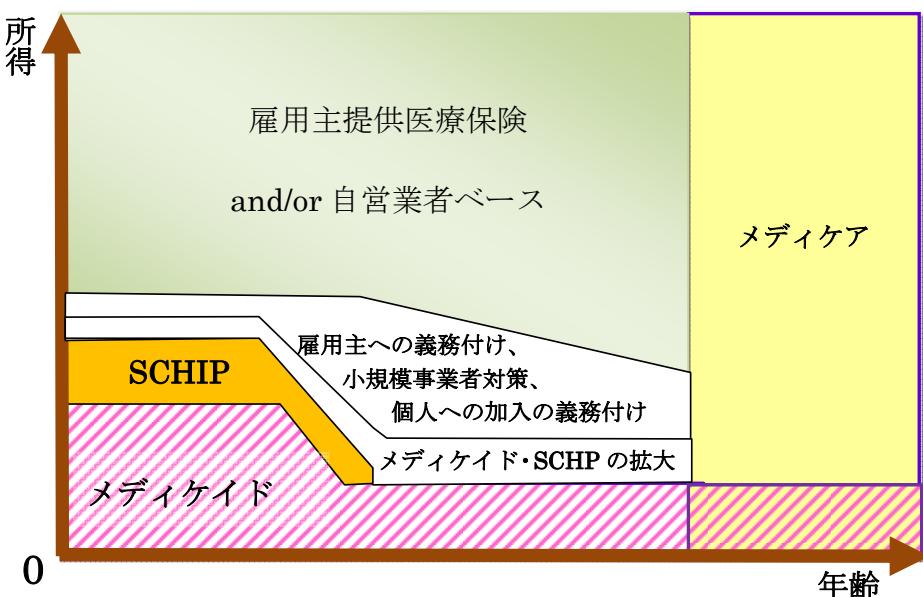


備考： ①これらの他、民間の個人保険に加入するケースもある。個人保険への加入は、国民全体に占める割合は相対的に小規模であるものの、所得階層や年齢層に薄く広く及び、また他の保険と重複するケースも少なくない。

②貧困者の全てがメディケイドの対象となるわけではなく、カテゴリー基準に該当しない者は無保険者となる点には注意する必要がある。

③メディケア受給者には、他の制度(雇用主が退職者に提供する退職医療保険や、メディケイド等)に重複して加入する者も少なくない。

図2 オバマ政権の包括的医療保障改革による皆保険制度実現のイメージ



備考：図1と同じ。

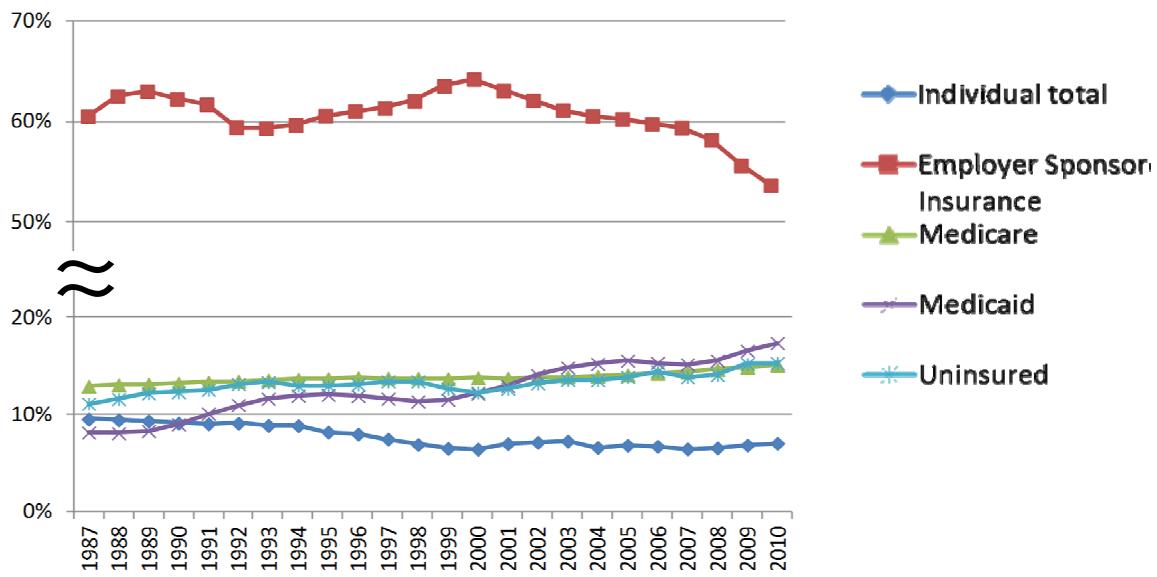
具体的には、第1に、雇用主に対する従業員への医療保険の提供の義務付け、第2に、個人に対する医療保険への加入の義務付け、第3に、小規模事業者向けの新たな医療保険市場の整備、第4に、メディケイド等の拡大といった方策を通じて、皆保険を実現させようとしている。ただし、これがアメリカ社会の中で定着したシステムとなるか否かは、今後の連邦政策の動向や各州での取組みなどに左右される部分も多く、現時点では不透明な部分が残る。

## 2.2. 医療保障の取得状況の推移

雇用主提供医療保険は、総人口の6割程度をカバーしてきたのだが、2000年代に入り、その比重が低下傾向にある。特にリーマンショックの影響によって2009年、2010年にはその落ち込みが大きくなっている。

しかし、その以前からすでに、雇用主提供医療保険のカバー率の減少という長期的趨勢は存在してきた。その主な要因としては<sup>7</sup>、第1に、グローバル化に伴う産業構造、就業構造の変化による影響がある。アメリカでは、1980年代になると製造業に代わってサービス業や小売産業における雇用が増加したのだが、これらの部門では相対的に賃金も雇用主提供医療保険のカバー率が低いため、人口全体における雇用主提供医療保険のカバー率も低下したのである。第2に、医療ケア並びに医療保険のコスト高騰によって、事業者が、雇用主提供医療保険でカバーする対象者や給付内容、事業者負担を削減していることがある。この医療コスト高騰の影響は、特に小規模事業者にとって深刻な問題となっている。また、大企業・中堅企業においても、雇用主提供医療保険に伴う費用負担について、被用者負担を増加させる傾向もある。

図3 医療保障の取得状況の推移



出所：CMS, *National Health Expenditure Accounts*, Table 17 Health Insurance Enrollment and Uninsured, Calendar Years 1987-2010 Levelより作成。

<sup>7</sup> *Congressional Digest*, Vol. 73, Issue 10, (Octover, 1994), pp.230-231 を参照。

雇用主提供医療保険の減少に対し、他の医療保障制度が受け皿とならなければ、無保険者が増加することになる。そして実際には、そのような受け皿となってきたのがメディケイドである。図3にあるように、1980年代末からメディケアや個人保険の購入が、横ばいあるいは低下傾向を示しているのに対し、メディケイドは雇用主提供医療保険の減少時期に増加してきた傾向がある。その結果、無保険者数の推移は、雇用主提供医療保険の減少分と比べてかなり小規模の増加にとどまっている。

メディケイドの対象者は、80年代後半以降に制度的に拡大されてきた。たとえば、レーガン政権やブッシュ（父）政権では、それまで公的扶助受給者に限られていたメディケイドの対象者に、貧困の妊婦と児童を含めるべく適格要件を緩和した。クリントン政権でも、メディケイドのウェイバー制度の積極的な活用(後述)によって、各州のメディケイドの適格者の拡大を促進し、また、低所得児童に対する医療保障拡充のためにSCHIPを創設した。ただし、このような医療扶助等の拡大はなされてはいるものの、あくまでもアメリカの医療保障システムでは、民間のイニシアティブが重視されており、公的な医療保障は限定的なものにとどめようとするものである。

### 2.3. 包括的医療改革提案の挫折とメディケイドの拡大

メディケイドやSCHIPの創設、および拡大の背後には、国民皆保険制度（包括的医療保険制度）の導入を巡る政治的葛藤が大きく影響している。アメリカでは、医療保障の欠如や不十分さに対する社会的圧力が高まってきたときに、公的皆保険制度を作るのではなく、逐次的に政府が限定的な対策をとるという方法が長年繰り返されてきた<sup>8</sup>。

皆保険制度の導入を巡る政治的攻防は、ニューディール期のF. Roosevelt政権における社会保障法の創設において既に始まっていた。当初、大統領は社会保障法の草案の中に公的医療保障プログラム(publicly funded health care programs)を含めるよう要請したのだが、American Medical Association (AMA)をはじめとする反対者からの攻撃により、公的医療保険に関する案は最終的に削除された。

1940年代になると、民主党議員のR.F. Wagner(NY), J.E. Murray(MT), J.D. Dingell, Sr. (MI) が、国民健康保険(national health insurance)制度創設のための法案を、1943年以降、13年にわたって繰り返し提出し (The Wagner-Murray-Dingell bill)<sup>9</sup>、医療保障システム改革に関する大きな議論を生み出した。またトルーマン政権でも、大統領が1945年の9月19日に、病院や医療施設の建設や医療の専門家育成の促進、医療関連プログラムの強化、強制加入の社会保険システムの拡大などを内容とする特別教書を出しており<sup>10</sup>、議会に対して国民医療プログラム(national health program)の立法化を求めた。これらの試みは、AMA等の反対勢力から「医療の社会主義化(socialized medicine)」として強い批判を受け、実現することはなかったものの、その後、対象者を限定した形での医療保障の拡大へつながっていく。その最たるもののが、1965年のジョンソン政権におけるメディケアとメディケイドの創設である。

その後も医療保障システムの改革案はしばしば提起され、政府による部分的な医療保障の拡大が行われていった。そして1990年代になると、無保険者の増加を背景として、クリントン政権の下で包括的医

<sup>8</sup> 以下の記述は、*Congressional Digest*, Vol. 25, No. 8-9, (August-September, 1946), pp. 193-94, *Congressional Digest*, Vol. 88 Issue 10, (December 2009): p. 290, および *Congressional Digest*, Vol. 73, Issue 10, (October 1994), p. 231, に依拠。

<sup>9</sup> *Congressional Digest*, Vol. 25, No. 8-9, (August-September, 1946), p. 193., *Congressional Digest*, Vol. 73, Issue 10, (October 1994), p. 231.

<sup>10</sup> *Congressional Digest*, Vol. 25, No. 8-9, (August-September, 1946), pp. 193-194.

療保障改革に向けた政治的議論が再度高まることになる。

クリントン大統領は、1993年に、雇用者に対する被用者への医療保障提供の義務付けや、低所得者と小規模事業者に対する助成、ミニマム医療給付パッケージの設定などを内容とする包括的医療保障改革提案を行った<sup>11</sup>。この大統領提案を契機に、包括的医療保障制度の導入に向けた法案が議論されたが、医療ケア産業からの強い反対と議会の多数からの支持を得られず、これらの試みは失敗に終わった。

しかし、包括的医療保障制度の導入が行き詰まる一方で、代わりに、医療保障システムの既存の課題の一部を改善するという動きが生まれていった。具体的には、1996年には、就労者が失業や転職に際して医療保険を継続しやすくするためのHealth Care Portability and Accountability Act of 1996が作られ、そして1997年には低所得世帯の無保険の児童に対する医療保障を拡大するためのSCHIPが創設されたのである。

このように、アメリカでは包括的医療保障改革に向けた提案を挫折させる一方で、代わりに、特定の対象者（特に、高齢者や障害者、妊婦や児童等の社会的に弱い層）に医療保障を提供するためのプログラムを創設するというアプローチによって、漸進的に政府による医療保障を拡大してきた<sup>12</sup>。

#### 2.4. SCHIP 創設への2つの潮流

SCHIPの創設の背後には、一つには前述したクリントン政権における包括的医療保障改革の挫折がある。そしてもう一つの重要な潮流として、80年代後半から進行していた就労促進型福祉改革への動向も大きく影響している。

公的扶助を巡っては、Aid to Families with Dependent Children (AFDC)の受給者における福祉依存などが深刻な問題となっており、80年代以降、受給者を就労へと移行させるための取り組みが模索されていた。公的扶助改革は、クリントン政権でも重要な政策課題の一つであり、最終的には1996年福祉改革法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 : PRWORA)にて、連邦レベルでの抜本的改革が実施された。

PRWORAでは、エンタイトルメントの公的プログラムであるAFDCを廃止し、ブロック補助金プログラムであるTemporary Assistance for Needy Families (TANF)へと置き換えた。TANFでは、福祉受給者受給要件における就労規定の強化や受給年限の上限設定などが導入されており、「福祉から就労へ」への移行を強く促進するものとなっている。

しかし、福祉受給者の就労への転換を成功させるためには、通勤のための交通手段の確保など、実際に彼(女)らが就労を継続できる環境の整備が不可欠となる。特に、AFDCの主な受給者はシングルマザー世帯であったことから、母親の就労を促進するには、保育サービスの利用可能性や、子供の医療保障の問題等についても手当することが必要となる。公的扶助の受給者にはメディケイドの受給資格も与えられるが、就労支援型の新制度の下でTANF受給者が就労して勤労所得が上昇すると、TANFだけではなくメディケイドの受給資格も喪失することになる。しかも就労への転換による福祉離脱者の多くは、雇用主医療保険の対象とならない低スキル労働であり、民間保険を自力で購入できるほどの所得ないために無保険者となるリスクが大きく、このことはその児童にも無保険の状況をもたらすことになる。

AFDCでは、このような公的扶助の喪失に伴う医療扶助や保育支援の喪失が、福祉受給世帯に福祉に

<sup>11</sup> Congressional Digest, Vol. 73, Issue 10, (Octover, 1994), p.225.

<sup>12</sup> Congressional Digest, Vol. 88, Issue 10, (December 2009): p.289.

とどまるインセンティブを強めていることが、問題の一つとなってきた。そこで、福祉改革が目的とする「福祉から就労」へと向かう際の障害を除去するための一環として、従来のメディケイドでは対象とされてこなかったワーキング・プア世帯の無保険児童に対し、政府の医療保障を拡大することが模索されたのである。当初は、メディケイドの対象を拡大するという方策であったが、最終的には、メディケイドを補足する別個のプログラムとして SCHIP が創設された。すなわち、このような切り分けを行うことにより、労働市場への参入あるいは復帰が困難な貧困者に対するエンタイトルメントの医療扶助をなし崩し的に拡大するのではなく、支出に上限を課した上でより大きな柔軟性を州政府に認めることが選択されたといえる。

### 3. メディケイドと SCHIP における連邦資金の州間への配分方法

#### 3.1. メディケイドと SCHIP の連邦補助金としての基本的特徴

貧困児童に対する医療保障は、メディケイドが最も大きな役割を担っている。SCHIP はこのメディケイドの存在を前提として、さらに、就労支援型の福祉制度の適合する階層の貧困児童の無保険者を減らすためのものである。メディケイドと SCHIP は共に、その財源を連邦政府と州政府が分担しており、各州政府の支出額の一定割合を連邦政府が補助している。連邦政府は、連邦補助金の交付要件として州政府に最低限度満たすべき給付内容や対象者に関するルールを課しているものの、プログラムの設計と運用は基本的に州政府の権限として行われる。

SCHIP の連邦補助率は、州政府の参加を促進するために、メディケイドよりも高く設定されている<sup>13</sup>。具体的には、2011 年度のメディケイドの連邦補助率 (Federal Medical Assistance Percentage (FMAP)) が 50% から 74.73% の範囲であるのに対し、SCHIP の連邦補助率は 65% から 82.31 % となっている<sup>14</sup>。

連邦補助金としてのメディケイドと SCHIP の最大の違いは、個人へのエンタイトルメントの有無にある。メディケイドが個人へのエンタイトルメント・プログラムであり<sup>15</sup>、州支出に対する上限なしの連邦補助金であるのに対し、SCHIP は上限付きの連邦補助金であり、個人へのエンタイトルメントは存在しない<sup>16</sup>。そのため、メディケイドでは、連邦資金に毎年度の歳出予算額は設けられておらず、州政府の支出実績に合わせて連邦資金が支出されていく。一方、SCHIP では、毎年度の連邦政府の歳出予算額が定められており、その枠の中で州毎に利用しうる連邦資金の割当額が算定式に基づいて定められている。

このような補助金の形態の違いは、補助金獲得に向けた州政府の行動や州間の利害対立に異なる傾向を生み出すことになる。エンタイトルメント・プログラムの場合には、各州の対象者数に応じて州支出の一定割合が自動的に連邦資金から支払われる。そのため、Weil and Hill (2003) が指摘するように<sup>17</sup>、

<sup>13</sup> 社会保障法の section 1905(b) では、各州に対する FMAP は 50% 以上 83% 以下の範囲で設定するものとしている。そして、同法の Section 2105(b) では、各州の FMAP に対し、その%ポイント数の 3 割に相当するポイント数の範囲内で、補助率を上乗せしたものを割増 FMAP (enhanced FMAP) としている。すなわち、通常の FMAP が 50% ポイントの州であれば、最大 15% ポイント (=50% ポイント × 0.3) まで FMAP の率が割増される。ただし、割増 FMAP は、85% を超えないものとされている。

<sup>14</sup> U.S Government Printing Office, (2009), pp. 62315-62317.

<sup>15</sup> エンタイトルメント・プログラム (entitlement program) とは、基本法の変更がなされない限り、適格性を持つ全ての個人に対し、福祉給付 (benefits) を自動的に提供する政府プログラムである。これらのプログラムは、議会による単年度ごとの歳出予算を求めて、求めなくてもよい。(Congressional Digest, Vol.73, Issue 10, Oct. 1994, p.226.)

<sup>16</sup> 州政府に対するエンタイトルメントは存在する。

<sup>17</sup> Weil and Hill (2003), p.307.

各州政府が受け取る連邦資金の額は、他の州政府が受け取る連邦資金の額から直接的な影響を受けることはない。しかし、SCHIPの上限付き補助金の場合、一定の連邦資金の総枠に対し、その配分を巡って、各州政府が互いにゼロサム・ゲームを展開することになる<sup>18</sup>。事実、SCHIPにおいても、限られた連邦資金の配分を巡り、SCHIP創設以前から無保険児童への対策を拡充してきた州と、そうではない州との間の意見の対立が生じてきた。SCHIPの連邦政府の歳出予算額と、各州への配分方式について、次に詳しくみていく。

### 3.2. SCHIP の連邦予算額

SCHIP は、1997 年 8 月の Balanced Budget Act of 1997 (BBA 97; P.L. 105-33) によって社会保障法の Title XXI の下に創設された。BBA97 では SCHIP の歳出予算として、1998 年度から 2007 年度の 10 年間で合計約 40 億ドルの連邦資金を予算化しており、年度ごとの予算額は 1998 年度から 2001 年度までが 4275 百万ドル<sup>19</sup>、2002 年度から 2004 年度までが 3150 百万ドル、2005 年度と 2006 年度が 4050 百万ドル、2007 年度が 5000 百万ドルとなっている<sup>20</sup>。

BBA97 では 2007 年度までは SCHIP を予算化していないため、2008 年度以降も同プログラムを継続するには、再承認が必要となる。SCHIP の継続自体には全般的な合意が存在したもの、連邦予算の拡大や増税等を巡って連邦議会とブッシュ(子)大統領との対立が続いたため、正式な再承認はオバマ政権の成立後となる<sup>21</sup>。

表 1 連邦補助金の支出額 (in millions of dollars)

	<b>1998</b>	<b>1999</b>	<b>2000</b>	<b>2001</b>	<b>2002</b>	<b>2003</b>	<b>2004</b>
メディケイド	101,234	108,042	117,921	129,434	147,650	160,805	176,231
SCHIP	5	565	1,220	3,699	3,682	4,355	4,607
	<b>2005</b>	<b>2006</b>	<b>2007</b>	<b>2008</b>	<b>2009</b>	<b>2010</b>	
メディケイド	181,720	180,625	190,624	201,426	250,924	272,771	
SCHIP	5,129	5,451	6,000	6,900	7,547	7,887	

出所: Office of Management and Budget, *The President's Budget for Fiscal Year 2012*, Historical Tables 12.3 より作成。

オバマ政権では、2009 年 2 月 4 日に SCHIP を再承認する Children's Health Insurance Program Reauthorization Act of 2009 (CHIPRA, H.R. 2, P.L. 111-3)を成立させた。CHIPRA では、2009 年度の後半から 2013 年度まで SCHIP に歳出予算をつけるとともに、連邦資金の各州への配分式の変更や適格者の拡大などがなされた。その結果、SCHIP に対する連邦政府の歳出予算額は、2009 年度には 10562 百万ドル、2010 年度には 12520 百万ドル、2011 年度には、13459 百万ドル、2012 年度には 14982 百万ドル、そして 2013 年度には 17406 百万円となり<sup>22</sup>、BBA97 と比べて連邦予算額は大きく増加した<sup>23</sup>。

<sup>18</sup> Weil and Hill (2003), p.307.

<sup>19</sup> 1998 年度の歳出予算額は、その後、4295 百万ドルに引き上げられた(§ 162 of P.L. 105-100)。

<sup>20</sup> この SCHIP への予算額は、社会保障法 Title XXI の Section 2104(a)の中で規定されている。

<sup>21</sup> ただし、2008 年度以降も州政府がプログラムを継続できるよう、2007 年 12 月には、2009 年の 4 月までプログラムを延長するという暫定的な再承認策が決定された。

<sup>22</sup> Baumrucker, Herz, Peterson, Tilson and Gravelle,(2009), p.5.

ただし、SCHIPは、メディケイドに比べると支出額ははるかに小さく、2010年度時点の連邦支出の実績では、メディケイドへの支出272,771百万ドルに対し、SCHIPは7,887百万ドルとなっている。

### 3.3. 連邦資金の州政府への配分方法

SCHIPは上限付きの連邦補助金であるため、各年度の連邦政府の歳出予算総額に対し、各州が利用できる割当額が定められている。各州が利用できるSCHIPの連邦資金の大きさを決めるのは、第1に、各年度の連邦歳出予算の総額の大きさであり、第2に、それを各州に配分するための法定の算定式の定義がある。そして第3に、期限内に支出されなかつた連邦資金を他の州へと再配分す仕組みである。第1点目については既に確認したので、以下では、第2点目と第3点目についてみていく。

まず、第2点目について、2009年の再承認以前の配分式をみると、各州への連邦資金の配分は、各州の「対象児童数」と「費用要因(cost factor)」によって決められていた。「対象児童数」には、SCHIPの創設当初は「無保険の低所得児童数」のみが用いられていたのだが、2000年度以降は「無保険の低所得児童数」と「低所得児童総数」にウェイトをつけて足し合わせた値が用いられている。両変数へのウェイトは、移行年である2000年度が無保険の低所得児童数に75%、低所得児童数に25%とされ、2001年度以降はそれぞれ50%とされた。また、「費用要因」は、医療ケアコストの地域間の多様性を調整するための変数であり、医療サービス産業における被用者の賃金を基に算出された。具体的には、全米の医療サービス産業の平均賃金に対する、各州の同産業の平均賃金の比率によってほぼ決定されていた。

このようにして求めた値から各州への配分比率を算出する過程をみていくと（表2），算出した各州の「対象児童数」と「費用要因」の値を掛け合わせ（同表C欄），その値の全州での合計を100としたときの各州のシェアを計算する（D欄）。そして、各州への連邦資金の配分割合は、このシェアをベースとして、州当たりの割当額に関する下限と上限の基準を満たすように最終調整がなされる（E欄）。これが、最終的な各州への配分比率となり、その値にその年度の連邦政府の歳出予算額を掛け合わせた額が、当該年度の各州政府への連邦資金の割当額となる（F欄）。

2007年度の各州への割当額（F欄）は、一般的に、人口規模の大きい州ほど大きくなっている。たとえば、2007年度の場合、最も割当額が大きいのはカリフォルニア州の\$790.8百万ドルであり、続いて、テキサス州の\$558.0百万ドル、ニューヨーク州の\$340.8百万ドルとなっている。対して、最も金額が少ないバーモント州では、\$5.8百万ドルとなっている。

算定式に何の変数を用いるかによって、各州への配分比率と州間の連邦資金の割当額の分布は影響を受けることになる。そのため、自ら有利になる配分式を求めて、各州は政治的主張を展開したのだが、特に「対象児童数」に関しては州間の利害が強く対立する部分となってきた。その理由としては、「無保険の低所得児童数」が現存する医療保障へのニーズの大きさを反映するのに対し、「低所得児童の総数」は、各州が実施する医療保障政策の保障範囲に関わりなく潜在的ニーズを反映することがあり<sup>24</sup>、前者の比重が大きくなれば、以前から児童の無保険者を減らす取り組みを行ってきた州は不利になり、それまで特に対策を取ってこなかった州の方が有利となるためである。

使用する変数の違いによる連邦資金の割当額の変化を知るために、表2では、対象児童数に無保険児童数と低所得児童数の両方を含めた2007年度の配分比率（E欄）と共に、対象児童数に無保険児童数のみ

<sup>23</sup> その財源は連邦たばこ税の増税によって調達することとされた。

<sup>24</sup> Weil and Hill (2003), p.307

を用いた 1998 年度の配分比率(G 欄)を示している<sup>25</sup>。そして、2007 年度の配分比率による同年度の割当額(表 2 の F 欄)から、1998 年度の配分比率を 2007 年度の歳出予算総額に適用した場合の割当額を差し引いたものが、表 2 の H 欄である。この値が負であれば、98 年度の配分比率の方が有利であったことを示し、逆に正であれば、2007 年度の配分比率の方が有利であったことを示す。

表 2 SCHIP に関する連邦資金の配分式

	2007年度						1998年度の配分比率	F - (G × 2007年度の連邦歳出予算総額)	I = H/F			
	対象児童数 (1000人)	費用要因	C = A*B	調整前配分比率	調整後配分比率	割当額						
	A	B	C = A*B	D	E	F	G	H	I = H/F			
Alabama	277	0.9701	268,2199	1.48%	1.49%	\$74,295,313	2.04%	-\$27,213,856	-36.6%			
Alaska	40	1.0542	41,6420	0.23%	0.23%	\$11,534,589	0.16%	\$3,400,539	29.5%			
Arizona	424	1.0887	461,5930	2.55%	2.56%	\$127,858,497	2.76%	-\$10,042,266	-7.9%			
Arkansas	195	0.9129	178,0092	0.98%	0.99%	\$49,307,483	1.13%	-\$7,256,459	-14.7%			
California	2533	1.1271	2,854,8962	15.77%	15.86%	\$790,789,213	20.23%	-\$218,272,362	-27.6%			
Colorado	255	1.0621	270,8420	1.50%	1.43%	\$71,544,798	0.99%	\$22,203,557	31.0%			
Connecticut	128	1.1251	144,0124	0.80%	0.80%	\$39,890,581	0.83%	-\$1,384,881	-3.5%			
Delaware	39	1.0369	39,9198	0.22%	0.22%	\$11,057,552	0.19%	\$1,548,994	14.0%			
D.C.	34	1.2432	42,2701	0.23%	0.23%	\$11,708,552	0.29%	-\$2,549,336	-21.8%			
Florida	1036	1.0322	1,068,8561	5.90%	5.94%	\$296,066,768	6.40%	-\$22,970,208	-7.8%			
Georgia	574	1.0433	598,8366	3.31%	3.33%	\$165,874,160	2.95%	\$18,690,497	11.3%			
Hawaii	57	1.1199	63,2741	0.35%	0.31%	\$15,314,228	0.21%	\$4,752,691	31.0%			
Idaho	100	0.8823	87,7868	0.48%	0.49%	\$24,316,412	0.38%	\$5,567,568	22.9%			
Illinois	750	1.0594	794,0428	4.39%	4.21%	\$209,767,107	2.90%	\$65,100,137	31.0%			
Indiana	352	0.96	337,4418	1.86%	1.87%	\$93,469,355	1.67%	\$10,216,774	10.9%			
Iowa	141	0.9309	130,7962	0.72%	0.73%	\$36,229,776	0.77%	-\$2,095,626	-5.8%			
Kansas	143	0.9258	131,9224	0.73%	0.73%	\$36,541,720	0.73%	\$346,196	0.9%			
Kentucky	267	0.948	253,1272	1.40%	1.41%	\$70,114,712	1.18%	\$11,160,403	15.9%			
Louisiana	355	0.9123	323,4215	1.79%	1.80%	\$89,585,836	2.41%	-\$30,532,763	-34.1%			
Maine	59	0.9284	54,7733	0.30%	0.30%	\$15,171,887	0.30%	\$428,770	2.8%			
Maryland	221	1.0939	241,7411	1.34%	1.34%	\$66,960,838	1.46%	-\$5,801,318	-8.7%			
Massachusetts	244	1.1083	269,8654	1.49%	1.47%	\$73,334,995	1.01%	\$22,759,137	31.0%			
Michigan	532	1.0137	539,2999	2.98%	3.00%	\$149,382,856	2.17%	\$41,249,727	27.6%			
Minnesota	181	1.0218	184,9443	1.02%	0.97%	\$48,613,498	0.67%	\$15,086,947	31.0%			
Mississippi	237	0.9215	218,3966	1.21%	1.21%	\$60,494,559	1.33%	-\$5,643,684	-9.3%			
Missouri	279	0.9352	260,4401	1.44%	1.45%	\$72,140,346	1.22%	\$11,130,951	15.4%			
Montana	64	0.8877	56,8115	0.31%	0.32%	\$15,736,459	0.28%	\$1,874,816	11.9%			
Nebraska	87	0.9084	79,0326	0.44%	0.44%	\$21,891,551	0.35%	\$4,343,199	19.8%			
Nevada	159	1.2093	192,2753	1.06%	1.04%	\$52,056,449	0.72%	\$16,155,449	31.0%			
New Hampshire	37	1.0518	38,9149	0.21%	0.22%	\$10,779,193	0.27%	-\$2,749,509	-25.5%			
New Jersey	335	1.1338	379,8138	2.10%	2.11%	\$105,206,164	2.09%	\$812,966	0.8%			
New Mexico	160	0.9445	151,1252	0.83%	1.04%	\$52,045,406	1.49%	-\$22,305,174	-42.9%			
New York	1123	1.0961	1,230,3754	6.80%	6.83%	\$340,806,655	6.05%	\$38,993,803	11.4%			
North Carolina	562	0.9771	549,1038	3.03%	2.73%	\$136,117,313	1.88%	\$42,243,305	31.0%			
North Dakota	32	0.8729	27,9339	0.15%	0.16%	\$7,737,529	0.12%	\$1,786,030	23.1%			
Ohio	595	0.9587	570,3984	3.15%	3.17%	\$157,996,958	2.74%	\$21,351,771	13.5%			
Oklahoma	249	0.8767	218,2966	1.21%	1.42%	\$70,828,185	2.03%	-\$30,354,937	-42.9%			
Oregon	203	1.009	204,8210	1.13%	1.14%	\$56,734,200	0.93%	\$10,544,056	18.6%			
Pennsylvania	615	1.0196	626,5640	3.46%	3.48%	\$173,554,494	2.78%	\$34,875,991	20.1%			
Rhode Island	50	1.0096	50,4811	0.28%	0.28%	\$13,982,960	0.25%	\$1,368,082	9.8%			
South Carolina	254	1.0042	255,0648	1.41%	1.42%	\$70,651,421	1.50%	-\$4,389,991	-6.2%			
South Dakota	41	0.923	37,3810	0.21%	0.21%	\$10,354,308	0.20%	\$269,860	2.6%			
Tennessee	348	1.0125	351,8472	1.94%	1.95%	\$97,459,570	1.57%	\$19,353,984	19.9%			
Texas	2080	0.9685	2,014,4123	11.13%	11.19%	\$557,980,188	13.29%	-\$104,772,413	-18.8%			
Utah	166	0.8805	146,1615	0.81%	0.81%	\$40,485,868	0.57%	\$11,864,829	29.3%			
Vermont	23	0.9231	20,7706	0.11%	0.12%	\$5,753,333	0.08%	\$1,579,106	27.4%			
Virginia	329	1.0338	339,6114	1.88%	1.89%	\$94,070,318	1.62%	\$13,412,301	14.3%			
Washington	318	0.9897	314,2298	1.74%	1.60%	\$79,883,308	1.10%	\$24,791,372	31.0%			
West Virginia	111	0.899	99,3412	0.55%	0.55%	\$27,516,914	0.56%	-\$355,084	-1.3%			
Wisconsin	263	1.0077	264,5260	1.46%	1.39%	\$69,563,162	0.96%	\$21,588,567	31.0%			
Wyoming	27	0.9458	25,0636	0.14%	0.14%	\$6,942,463	0.18%	-\$2,162,510	-31.1%			
State totals			18,104,7276	100.00%	100.00%	\$4,987,500,000	100.00%	\$0				
Total amount available to states	\$5 billion less 0.25% for territories =											

出所 : Peterson,(2006), p.9, Table 4 と pp.18-19, Table 8.に加筆修正。

<sup>25</sup> 1998 年度と 2007 年度の配分比率の際の中には、費用要因の値の変化も含まれる点には注意を要する。

イリノイ州やノースカロライナ州、ミシガン州などをはじめとして、多くの州では配分比率が変更されたことにより、連邦資金の割当が増加している。逆に、カリフォルニア州、テキサス州、ルイジアナ州、オクラホマ州などの18州では、対象児童数に無保険児童数のみを用いた1998年度の比率の方が有利であり、配分比率が変化したことによって連邦政府からの割当が減少した。興味深いのは、カリフォルニア州やテキサス州は、人口規模が大きいため、「低所得児童総数」に関しても全米の中では大きなシェアを占めるはずであるが、無保険者数のみを用いた方が有利であったことである。すなわち、カリフォルニア州やテキサス州では、無保険児童が多く存在しながらもその対策を積極的に行っていなかったために、SCHIPの創設時には非常に多くの連邦資金を割当てられたことになる。

この配分比率の違いによる割当額の変化分（H欄）の大きさを、2007年度の割当額（F欄）に対する比率でみたのがI欄である。基準変更による減少率が最も大きいのがオ克拉ホマ州とニューメキシコ州であり、1998年度基準であれば、2007年度の割当額は4割程度大きくなっていたことがわかる。一方で、マサチューセッツ州やイリノイ州、ウィスコンシン州では、基準が変更されたことにより、割当額が3割程度増加したのである。

このように、配分式の変更は、州政府にとって連邦資金の利用可能性に少なからぬ影響を与えることがわかる。そのため、SCHIPではこの州間の配分式が争点の一つとなってきたのであるが、2009年のSCHIPの再承認の際に、上述の各州への連邦資金の配分式は大きく変更されている。CHIPRAでは、前年度の支出実績や割当額などを、医療費や対象児童の伸び率によって調整した額をベースとして、各州への割当額を算定するものへと変更している。

次に、第3点目の再配分の仕組みについてみていく。各州政府は、割当てられた各年度のSCHIPの連邦資金を数年間にわたって支出することができる。そして、この期限が終了した時点で使い残した連邦資金がある場合には、それを、割当額を使い果たした他の州に再配分する仕組みが設けられている<sup>26</sup>(再分配された資金については、1年以内に支出されなければ失効となる)。

表3 再配分資金の状況 (Millions of dollars)

年度	SCHIPの割当額	3年の期限経過後の未支出額	連邦支出額	失効した資金
1998	4,235	n.a.	122	0
1999	4,247	n.a.	922	0
2000	4,249	n.a.	1,929	0
2001	4,249	2,034	2,672	0
2002	3,115	2,819	3,776	0
2003	3,175	2,206	4,276	0
2004	3,175	1,749	4,645	1,281
2005	4,082	643	5,089	128
2006	4,365	173	5,452	0
2007	5,040	147	5,656	0

出所：Congressional Budget Office,(2007),p.6, Table 2.

<sup>26</sup> Peterson, (2006), p.1

BBA97 では、各年度の割当額の執行期限は 3 年間とされてきた。SCHIP の創設当初は、多くの州において体制が整っていなかったことから、割当てられた連邦資金があまり支出されない状況が続き、多くの連邦資金が再配分に回されることとなった。例えば、1998 年度に各州に割当てられた連邦予算の総額は 4265 百万ドルであるが、その後 3 年間で支出されず、2001 年度に再分配資金に回されることになった額は 2034 百万ドルにも上った。しかし、年度を経るにつれて、各州の連邦資金の支出額は増加したため、未支出金は次第に減少していった。

CHIPRA では、再分配に関するルールにもいくつかの修正を行っている。その一つは、支出されなかつた連邦資金を資金を必要とする州に速やかに再配分するために、各年度の連邦資金の割当額の執行期限を 2009 年度以降、3 年間から 2 年間に短縮した。そして、再分配資金の配分方法についても、まず割当てられた連邦資金を使い果たした州への配分を行い、そのうえで残りの再分配資金を、新設された州政府へのボーナス制度のための支払いに回すこととされた。

#### 4. メディケイドにおける連邦ルールと州政府の裁量性と多様性

##### 4.1. メディケイドの基本構造

既に述べたように、SCHIP はメディケイドを補足するプログラムとして、メディケイドの存在を前提に作られたプログラムである。そのため、SCHIP を検討する際には、メディケイドの基本構造を理解しておくことが有用となる。

メディケイドは、エンタイトルメントの特定補助金ではあるものの、制度の設計と運営に関し、かなり大きな裁量性や柔軟性を州政府に認められている。連邦政府のルールと州政府の裁量性に関する大きな枠組みは、以下のような構造になっている。

第 1 に、メディケイドは、州政府が連邦政府の提示するスキームに参加するか否かを選択できる奨励補助プログラムである。第 2 に、州政府がメディケイドへの参加を選択した場合にはじめて、必ず満たすべき義務として、適格者や給付内容等に関する「マンディット」が課されることになる。第 3 に、その上で、州政府がマンディットの基準よりも寛大な適格者基準や給付内容を実施したい場合には、一定の連邦ルールの中で連邦補助金を受けながら、そのような保障の拡大ができる各種「オプション」の実施を選択することもできる。第 4 に、さらに、マンディットに分類されるルールであっても、「ウェイバー」規定の対象となるときには、連邦政府の義務付けが外される。ウェイバー(waiver)とは、「法的な権利等を自主的に放棄する」ことを指す法律用語であるが<sup>27</sup>、メディケイドや SCHIP 等について「ウェイバー」というときには、社会保障法によって連邦厚生省長官に与えられた、州政府に対して一部の連邦規定を免除する権限を指す。州政府は、社会保障法が認める項目についてウェイバーの適用を申請することができ、それが連邦厚生省によって承認された場合には、その州政府はマンディット等の一部を免除され、独自の取り組みを実施できる。そして第 5 に、これらの連邦補助プログラムの枠組みの外で、州政府は独自のプログラムを行うこともできる。

プログラムの設計・運営における州政府の柔軟性に大きく影響するのが、連邦政府が課す「マンディット」の内容や大きさである。マンディットの対象が広範に及び、細目にわたって定められているほど、州政府にとっては義務付けの強いものとなる。オプションについては、幅広く認められているほど、連邦資金を受けながら州政府が行うことができる政策の幅が広がることになる。以下では、適格者の基準と

<sup>27</sup> Garner, B. A., edt.,(2009) *Black's law dictionary, 9th ed.*, West Group より。

給付内容に関するマンディットとオプションの具体的な内容を確認しておこう。

#### 4.2. 適格者に関するルールの概要

連邦政府は、メディケイドを実施する全ての州が、必ず適格者に含めなければならない対象者をマンディットとして定めている。具体的には、マンディット・グループの主な該当者は、以下の通りである<sup>28</sup>。

- ①旧AFDCプログラムの(世帯規模に基づく)経済要件を満たす貧困家庭
- ②就労による稼得所得の増加によってメディケイドの適格性を失った世帯であり、メディケイドの受給期間が12カ月以下の世帯。
- ③連邦貧困線(FPL)の133%未満の世帯の妊婦と18歳までの児童
- ④SSIプログラムの下で、現金給付の受給資格を持つ障害のある貧困者や64歳以上の貧困者
- ⑤メディケイドの経済要件、カテゴリー要件の全てを満たす合法的な永住権を持つ移民の特定集団

即ち、連邦政府が州政府に対してメディケイドの対象者に必ず含めるよう義務付ける（マンディットとする）のは、貧困の度合いが極めて高く、かつ、経済的な自立が難しい高齢者や障害者や児童、一時的に保護が必要となる妊婦に限定されている。もし州政府が、このマンディットの基準よりも対象者の拡大したい場合には、一つの選択肢として、連邦政府が用意するオプションを利用することができる。たとえば、州政府がオプションとしてメディケイドの対象者に含めることができる主なオプション・グループは、以下のとおりである<sup>29</sup>。

- ① 世帯所得がFPLの133%超から185%までの妊婦と児童
- ② 所得がSSIの水準(全米のFPLの約75%)を超え、FPLの100%までの障害者と64歳を超える高齢者
- ③ 施設ケア(a nursing facilityまたはその他の医療施設)を必要とする個人であり、所得がSSIの基準を超えるものの、(世帯規模に基づく)適用可能なSSIの支払い基準(applicable SSI payment standard)の300%あるいはFPLの約221%までの者。
- ④ メディカリ・ニーディー：カテゴカル基準を満たす者で、かつ、医療費を控除後の所得が、州の旧AFDCプログラムの下で適用された最大支払総額の133%より低い個人<sup>30</sup>。
- ⑤ アメリカに来て5年を経た合法移民

メディケイドは、元々、公的扶助の受給者を対象とするものであったのだが、1980年代から90年代にかけて、低所得の児童と妊婦に対してその門戸が大きく広げられてきた。例えば<sup>31</sup>、レーガン政権期には、1986年に連邦貧困線100%以下の妊婦と1歳未満の乳児にメディケイドを提供するためのオプションが創設され、1988年には、これらの対象者はマンディット・グループへと変更された。さらに1989年には、

<sup>28</sup> この説明は、Herz(2010), p.2を参照。なお、Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA)によって、2014年からは、里親制度の対象年齢を超えた者で、上記のマンディット・グループのいずれにも該当しない26歳までの者と、非妊婦・非高齢者であり、modified adjusted gross income (MAGI)が連邦貧困線の133%未満である全ての成人も含められる予定である。Herz(2010), p.2

<sup>29</sup> Herz(2005),p.3

<sup>30</sup> メディカル・ニーディーに関しては、メディケイドの経済基準の適否を判断する際に、所得総額の計算から医療支出を控除することが可能となっている。この制度は、とりわけ高齢者と障害者にとって重要とされている。(Herz(2010),p.3)

<sup>31</sup> 以下の記述は、U.S. Department of Health and Human Services,(2000), p.10を主に参照した。

連邦貧困線の133%までの妊婦と6歳未満の児童をメディケイドの適格者に含めることがマンディットとされ、90年には連邦貧困線100%未満の6歳から18歳までの児童も段階的に適格者へと含められていった。

#### 4.3. 給付内容に関するルールの概要

メディケイドの給付に関しては、次のような連邦ルールが定められている。まず、メディケイドによってカバーされる医療給付は、”traditional” benefits と”benchmark” benefit packages に大きく分けることができる<sup>32</sup>。”traditional” benefits は、従来からメディケイドがカバーしてきた医療給付であり、マンディットとされる医療給付と、州政府がオプションとして選択できる医療給付がある。一方、”benchmark” benefit packages は、Deficit Reduction Act of 2005 (DRA) によって新たに導入されたものであり、traditional benefits に代替するものとして、2006 年から州政府が特定のメディケイド対象者に提供することを選択できるようになった医療給付である<sup>33</sup>。メディケイドの医療給付の基幹部分にあたる traditional benefits のマンディットとオプションの主な例は、表 4 に紹介するとおりである。

表 4 メディケイドの医療給付に関するマンディットとオプションの例

①大半のメディケイド対象グループに対して、 <i>mandatory</i> である医療給付の例
□入院サービス(精神病に対するものを除く),
□連邦によって資格を与えられた医療センターによって供給されるサービス
□(2010年3月以降) 独立の出産施設によって提供されるサービス
□臨床検査, X 線
□医師による医療行為
□妊娠関連サービス
□(2011年10月以降) 受益者負担を伴わない、妊婦に対する禁煙のためのサービス(カウンセリング、薬物療法など)
□21歳以上の個人に対する介護施設サービス
□介護施設ケアを受ける資格がある者に対する在宅医療ケア
②大半のメディケイド対象グループに対して、 <i>optional</i> である医療給付の例
□処方薬(全ての州によってカバーされている),
□定期歯科治療
□医師によって運営される診療サービス
□その他の免許を持つ開業医(e.g., 検眼医, 足専門医(podiatrists), 精神分析医(psychologists))
□高齢者と21歳未満の個人に対する精神科での入院治療
□21歳未満の個人に対する介護施設サービス
□理学療法
□人工器官

出所 : Herz(2010), pp.4-5 より抜粋。

<sup>32</sup> この分類と説明については、Herz(2010), p.4 を参照した。

<sup>33</sup> Herz(2010), p.4

オプションとされる給付を実施するか否かについては、各州の自主的な選択にまかされており、実際に州によってその実施状況は多様である。しかし、マンディトとされるサービスであっても、連邦政府が定める医療給付の各項目に対し、具体的にどのような内容の保障を行うかは、州によって異なる。すなわち、連邦政府は、メディケイドの対象となる医療給付についての基本的な項目は提示しているものの、その内容を具体的に定義するのは州政府である。

例えば、マンディトとされる入院サービスでいえば、連邦政府は、メディケイド対象者に、入院サービスを提供せねばならないとは定めているが、具体的に、どの程度の入院期間まで保障すべきかなどについては定めていない。したがって、州政府がメディケイドの中で保障する入院サービスの内容が、年に1日の入院のみ認めるというものであっても、連邦政府のマンディトを満たすことになる。

そこで連邦政府は、プログラムの詳細を決定する権限は州政府に残しながらも、メディケイド補助金を受ける各州政府が、過度に限定的な医療給付しか実施しないことを防ぐために、州政府が医療給付を詳細に定義する際に、満たすべき4つガイドラインを定めている<sup>34</sup>。

第1のものは、「給付の総額・期間・範囲(the amount, duration, and scope of benefits)」と呼ばれるものであり、メディケイドによって保障される各医療サービスの内容が、プログラムの目的を合理的に達成するために、「総量、継続期間、範囲」の点で十分なものでなければならないとしている。第2のものは、「比較可能性ルール (comparability rule)」であり、各州内で、各カテゴリカル・グループができるサービスは、総額・期間・範囲に関して、等しくなければならないとしている。第3は、「全州ルール (statewideness rule)」であり、メディケイドの医療給付の金額、期間、範囲は、州全体で同じものでなければならないとしている。第4は、「選択の自由 (freedom of choice)」であり、受給者に、医療プロバイダーやマネージド・ケア事業者に関する「選択の自由」を与えなければならないとしている。

ただし、州政府は、これらの基準を満たしたうえで、医療の必要性 (medical necessity) に照らして、保障する医療サービスに適切な制限を置くこともできる。即ち、マンディトだからといって、州政府は無限にサービスの保障や支出を行わねばならないわけではなく、妥当な範囲で、その上限を州が裁量的に決めることができるようになっている。

#### 4.4. メディケイドに関するウェイバー

メディケイドには、ウェイバーと呼ばれる連邦政府の義務付けの一部を免除する制度がある。州政府がウェイバーを得るには、連邦厚生省にウェイバー・プログラムの提案書を提出し、その承認を求めることになる。そして承認されたウェイバー・プログラムは、州のメディケイド・プランの一部とみなされることになり、その費用はFMAPに基づいて連邦負担分が支払われる<sup>35</sup>。メディケイドに関するウェイバーには、大きく分けて、社会保障法セクション1115で規定されるResearch & Demonstration Projects (以下、1115ウェイバー) と、社会保障法セクション1915のprogrammaticウェイバーがある<sup>36</sup>。

1115 ウェイバーは、プログラムの目的を促進するための調査や実験的プロジェクトの実施に関し、広い選択幅を連邦厚生省(HHS)長官に与えるものであり、3つのものに分けられる<sup>37</sup>。第1のものは、1115 ウェイバーの「基本形」であり、プログラムの目的を推進すると思われる実験的、試験的プロジェクト

<sup>34</sup> Herz(2010),p.5

<sup>35</sup> Herz(2005),p.9

<sup>36</sup> Thompson and Burke, (2007),p.974

<sup>37</sup> こここの説明は、GAO(2002)p.1による。

に対し、法定要件(statutory requirements)を免除するものである。第 2 のものは Health Insurance Flexibility and Accountability Initiative(HIFA)と呼ばれるものであり、プログラムの費用を増加させずにより多くの無保険者に医療補償を提供するための提案に焦点をあてたものとされる。第 3 のものは、Pharmacy Plus であり、プログラムの費用を増加させずに、メディケイドの適格性がない低所得の高齢者に対する処方箋薬の補償範囲の利用機会を拡大することを州政府に奨励するものである。なお、州政府が 1115 ウェイバーを用いてプログラムを実施する場合、その費用は、プログラムの存続期間にわたって財政中立的(*budget neutral*)でなければならないとされている<sup>38</sup>。

一方、セクション 1115 の programmatic ウェイバーには、1915(b)の Managed Care/Freedom of Choice Waivers と、1915(c)の Home and Community-Based Services Waivers がある。Freedom of choice waiver は、主にマネージドケアの設計を州政府に認めるためのものであり、Home and community-based care waivers は、施設レベルのケアが必要であるが、居宅やコミュニティーベースの環境下にある個人に対し、包括的なロング・ターム・ケア (long-term care) のサービスパッケージを提供することを州政府に認めるためのものである<sup>39</sup>。

以上のように、メディケイドの連邦補助金スキームでも州政府の側の実際の運用において裁量性、自主性、多様性が認められている。次節で検討する SCHIP では、州政府がアクセスできる連邦資金に上限が設定される代わりに、プログラムの設計や運営に関して、メディケイドよりもさらに大きな裁量性と柔軟性が州政府に付与されている。

## 5. SCHIP の基本構造

### 5.1. SCHIP の 3 つの実施形態

各州政府は、SCHIP に参加するに当たり、次の 3 つのいずれかの実施方法を選択することができる。第 1 のものは、メディケイド拡張型 (Medicaid expansion program) であり、既存のメディケイドを拡張して SCHIP を実施する方法である。第 2 のものは、分離型(separate child health program) であり、メディケイドとは別のプログラムとして SCHIP を創設する方法である。第 3 のものは、混合型(combination program) であり、メディケイド拡張型と分離型を組み合わせて使う場合である。いずれの形態を採用した場合でも、連邦政府の負担分は連邦政府の SCHIP 予算から支出される。2011 年 9 月 22 日時点では、メディケイド拡張型を採用する州が 7 州、分離型のみを実施する州が 17 州、混合型を採用する州が 26 州となっている<sup>40</sup>。

各州政府は SCHIP を実施するに当たり、実質的には、メディケイドを拡張するのか否か、新プログラムを作るのか否か、を選択することになる。そしてこの 2 つの方法の併用が認められていることで、州政府が、政策目標の達成に向けての戦略を立てる際に、より幅広い政策手段を実施できるようになっている。

貧困児童への医療保障の提供については、SCHIP の創設以前から州の独自プログラムやメディケイドのウェイバーの活用によって積極的に取り組んでいた州がある一方で、メディケイドの下で最低限の対策のみを行ってきた州も存在した。上述のメディケイド拡張型、分離型、混合型といった SCHIP の実施

<sup>38</sup> Herz(2005), p.9。即ち、プログラムの財政的健全性(fiscal integrity)を守るために、ウェイバー・プログラムの実施による推定費用は、既存のメディケイドの推定費用を越えることはできないとされている。

<sup>39</sup> Herz(2010), p.5

<sup>40</sup> Centers for Medicare & Medicaid Services,(2011),

方法に関する選択肢というのは、このような州間の多様な状況を前提としたときに、各州の速やかな SCHIPへの参加を促すうえで不可欠のものと位置づけられる。

メディケイド拡張型と分離型では、州政府が順守すべき連邦政府のルールが異なっている。メディケイド拡張型では、対象児童への医療保障の内容についてメディケイドのルールが基本的に適用される。一方、分離型を通じて児童への医療保障を提供する場合には、Title XXI のルールが適用される。混合型の場合、メディケイド拡張型で実施する部分にはメディケイドのルール、分離型で行う部分には分離型のルールに従うことになる。

## 5.2. 適格者に関する連邦基準<sup>41</sup>

まず、連邦政府のルールでは、SCHIP の対象児童について、以下のルールを設けている。第 1 に、19 歳未満の無保険の児童であり、1997 年 3 月 31 日時点での州のメディケイドルールの下で適格性を持っていなかったことである。第 2 に、所得水準については、対象児童の世帯所得が FPL の 200% 以下であることとしている。ただし、もし SCHIP ができる以前に、州政府が既に児童に対するメディケイドの所得基準を 200% 以上に設定していた場合には、その水準に 50% ポイントを加えた水準まで所得の上限を引き上げることができる。また、州政府は、どのような項目を所得と資産としてカウントするか、他の収入源を適用するか、資産調査を実施するかなどの決定について裁量性を持つ。そして第 3 に、BBA97 では、SCHIP に関して社会保障法のセクション 1115 ウェイバーの適用を認めている。

以上の基本的なルールを前提として、メディケイド拡張型と分離型のそれに異なるルールが設定されている。メディケイド拡張型を実施する場合、州政府は、その適格基準を満たす児童にはエンタイトルメントとしてメディケイドを提供することが求められる。だが、正規のメディケイドによる保障とは異なり、その財源は SCHIP 資金から支出され、連邦補助率は割増 FMAP が適用される。エンタイトルメントとして医療扶助を提供する際に、もしメディケイド拡張型を採用する州が SCHIP の連邦資金を使い果たした場合には、通常のメディケイドの FMAP 率で連邦政府からメディケイド補助金を受けることが可能となっている。

一方、分離型プログラムの下でカバーされる児童に対しては、個人のエンタイトルメントは存在しない。メディケイド拡張型プログラムとは異なり、分離型 SCHIP プログラムを実施する州は、その利用可能な連邦資金の割当額を使い果たした場合、CMS の承認を得たうえで、州の SCHP プランを修正し、SCHIP プログラムの登録者への上限やウェイティング・リストを設けることができる。

## 5.3. SCHIP の給付内容と利用者負担に関する連邦ルール<sup>42</sup>

州政府がメディケイド拡張型 SCHIP を採用する場合、対象児童に対して、マンディットとされるメディケイドの給付内容の全てと、その州のメディケイド・プランで規定されている全てのオプションサービスを提供しなければならない。また、これらの給付内容の代わりに、特定のグループにベンチマーク給付プランを提供するためのオプションも与えられている（これらのプランは、分離型によって提供される給付パッケージとほぼ同じものとなる）。

一方、分離型 SCHI については、連邦法が定める給付に関する次の選択肢のいずれか一つを提供する

<sup>41</sup> この項に関する内容は、主に Baumrucker, (2006), pp.36-39 に依拠する。

<sup>42</sup> この項に関する内容は、主に Baumrucker, (2006), pp.39-42 に依拠する。

ことになる。1つ目は、Standard benchmark benefit package と呼ばれるものであり、プロバイダー・オプション・プランに推奨されている the standard Blue Cross / Blue Shield や、州政府の雇用者に提供されている医療保障、州内で最大の登録者数を持つ health maintenance organization (HMO) によって提供される医療保障が該当する。2つ目は、Benchmark equivalent coverage と呼ばれるものである。これは、1つ目の Standard benchmark benefit package と実質的に同じ価値を持つ給付パッケージを指す。3つ目は、SCHIP の創設以前から州全体にわたる同種のプログラムを実施していたフロリダ州、ペンシルベニア州、ニューヨーク州については、既に行っていた給付内容である。4つ目は、それ以外の州では、その他の連邦厚生省から承認された給付である。

SCHIP では、州政府が特定の受給者に対して、費用の一部を参加料(毎月の保険料や登録料)やサービスに関連した費用負担(自己負担 copayment, 共同保険 co-insurance)として徴収することを認めている。州政府が利用者負担を徴収する際には、相対的に高い所得の児童に対する費用分担が、相対的に低い所得の児童に対する費用分担を下回らないことを確保しなければならないとされている。一般的に、州政府は、メディケイド拡張型よりも、分離型において、より高い費用負担を課すことができる。

メディケイド拡張型では、大多数の 18 歳未満(オプションの下では 21 歳未満)の児童に対する費用徴収を禁止するメディケイドのルールに従わなければならない。しかし 18 歳の児童については、オプションで利用者負担を課すことができる。また、メディケイド拡張型で費用分担を課したい州政府は、セクション 1115 ウェイバーを通じて連邦厚生省の承認を得れば、実施することができる。

対して、分離型に関しては、州政府は受給者から保険料や登録料を課すことができる。ただし、その額には、世帯所得に応じた上限が設けられている。州政府が、連邦ルールの上限を超える利用者負担を課す場合には、セクション 1115 ウェイバーを利用することができる。

#### 5.4. 各州のメディケイドと SCHIP の実施状況

次の表は、2009 年 1 月時点において、各州政府のメディケイドと SCHIP に関する児童への経済要件を示したものであり<sup>43</sup>、SCHIP の再承認前の各州の実施状況を示すものである。表中の Medicaid/SCHIP Expansion の欄は、メディケイドあるいはメディケイド拡張型 SCHIP に関する経済基準を示しており、Separate State Program の欄は、分離型 SCHIP における経済基準となる。

第 1 に、メディケイドについては連邦政府がマンディットとする所得要件(5 歳以下の児童に対しては連邦貧困線の 133%、6 歳から 19 歳の児童に対しては 100%)にとどめ、その基準を超える低所得の児童には分離型 SCHIP によって医療保障を提供する州としては、アラバマ州、コロラド州、モンタナ州、ネバダ州、ノースダコタ州、オレゴン州、ユタ州、ワイオミング州などがあり、地域別には Rocky Mountain 地方の州が多い。

第 2 に、逆に、メディケイドの経済基準を大きく寛大化している州もあり、ハワイ州、メリーランド州、バーモント州、ワシントン D.C. では連邦貧困線の 300%までの 19 歳以下の児童を適格者としている。また地域別にみると、Mideast や New England において、メディケイドと SCHIP を合わせて FPL の 300%までの児童に医療補助を提供している州が多い。

このように寛大な所得要件を設けている州では、メディケイドのオプション加えて、SCHIP やウェイバーを最大限に活用しながら、より広範な児童に医療補助を提供している。Ross and Marks(2009)によ

<sup>43</sup> 以下の部分は、加藤(2012)の内容を加筆修正したものである。

ると、たとえばバーモント州では<sup>44</sup>、まずメディケイドによって世帯所得が FPL225%以下の児童をカバーし、世帯所得が 226%から 300%の者については、分離型 SCHIP プログラムでカバーしている。さらに、無保険ではないものの、十分な保険に入っていない児童(underinsured children)に対して、メディケイドの 1115 節ウェイバーを通じて、FPL の 300%までの者に医療補助を提供している。

表5 メディケイドの適格基準の州間比較（2009年1月時点）

		児童			
		Medicaid/SCHIP Expansion			Separate State Program (0-19)
		Infants (0-1)	Children (1-5)	Children (6-19)	
Far West	Alaska	175	175	175	
	California	200	133	100	250
	Hawaii	300	300	300	
	Nevada	133	133	100	200
	Oregon	133	133	100	185
	Washington	200	200	200	250
Great Lakes	Illinois	200	133	133	200(No limit)
	Indiana	200	150	150	250
	Michigan	185	150	150	200
	Ohio	200	200	200	
	Wisconsin	250 (300)	250 (300)	250 (300)	
Mideast	Delaware	200	133	100 (200)	
	District of Columbia	300	300	300	
	Maryland	300	300	300	
	New Jersey	200	133	133	350
	New York	200	133	100	250 (400)
	Pennsylvania	185	133	100	300
New England	Connecticut	185	185	185	300
	Maine	200	150	150	200
	Massachusetts	200	150	150	300 (400)
	New Hampshire	300	185	185	300
	Rhode Island	250	250	250	
	Vermont	300	300	300	300
Plains	Iowa	200	133	133	200
	Kansas	150	133	100	200
	Minnesota	280	275	275	
	Missouri	185	150	150	300
	Nebraska	185	185	185	
	North Dakota	133	133	100	150
Rocky Mountain	South Dakota	140	140	140	200
	Colorado	133	133	100	205
	Idaho	133	133	133	185
	Montana	133	133	100	175
	Utah	133	133	100	200
	Wyoming	133	133	100	200
Southeast	Alabama	133	133	100	200
	Arkansas	200	200	200	
	Florida	200	133	100	200
	Georgia	200	133	100	235
	Kentucky	185	150	150	200
	Louisiana	200	200	200	250
	Mississippi	185	133	100	200
	North Carolina	200	200	100	200
	South Carolina	185	150	150	200
	Tennessee	185	133	100	250
	Virginia	133	133	133	200
	West Virginia	150	133	100	220
Southwest	Arizona	140	133	100	200
	New Mexico	235	235	235	
	Oklahoma	185	185	185	
	Texas	185	133	100	200

出所：Ross and Marks, (2009), Table1, Table3, Table 4 より作成。

<sup>44</sup> Ross and Marks(2009), p.24, 脚注 21。

第 3 に、連邦補助金の基準よりも寛大な政策を、自主財源によって実施している州もある。ニューヨーク州やマサチューセッツ州では、分離型 SCHIP を実施しており、自主財源を投じて FPL の 400% までの児童に補助を提供している。また、イリノイにおいては、州の自主財源を投じることにより、児童の経済基準を上限なしとしている。

以上のように、各州政府は、貧困児童に対する医療保障の提供に当たり、メディケイドと SCHIP を多様な形で活用している。すなわち、両プログラムを一体的に使用して寛大化を図っている州もあれば、メディケイドはあくまでも最低限度の対象者に抑え、SCHIP でより多くの児童を補助している州、メディケイドと SCHIP 共に補助を限定している州など、様々なパターンが存在する。勿論、適格者を決める際の経済要件が同じ水準であっても、保障している医療ケアの範囲や利用者負担の程度等は、州によって異なる<sup>45</sup>。すなわち、適格性をより寛大にしている州では、利用できるケアの範囲も寛大にしている可能性もあれば、逆に、対象者を拡大している代わりに、利用できるケアに制限をかけている可能性もある。このような給付内容や利用者負担などの側面も併せて、多面的に各州のメディケイドと SCHIP を検討していくことにより、さらにアメリカの分権的政府間関係が持つ意義を明らかにすることができよう。

## 6. 結びにかえて

メディケイドと SCHIP は共に、プログラムの設計と運営を州政府が行っており、その資金は連邦政府と州政府が分担している。連邦政府は、連邦補助金を州政府に渡すかわりに、その交付要件として各種の連邦ルールを州政府に順守することを求めている。

メディケイドと SCHIP の大きな違いは、個人へのエンタイトルメントの有無にある。メディケイドは個人へのエンタイトルメントが存在するために、上限なしの連邦補助金として州政府に配られる。対して、SCHIP は、歯止めのない支出膨張を抑止するために、個人へのエンタイトルメントをなくし、上限付きの連邦補助金として作られた。

しかし、これまで検討してきたように、エンタイトルメントのメディケイドさえも、対象者や保障内容について州毎の多様性を認めるシステムを採用している。その構造は、第 1 に、連邦プログラムへの参加は強制ではなく、第 2 に、州政府が参加を選択する場合には、必ず満たさねばならない義務付けとして「マンディート」が課されるものの、その内容は最低限度の対象に絞られている。第 3 に、マンディートの基準よりも寛大なプログラムを実施したい場合には、連邦政府が用意する「オプション」の実施を選択することができ、第 4 に、さらに「ウェイバー」の承認を連邦厚生省から受けることによって、一部のマンディート等が免除される。第 5 に、併せて、州財源によって独自のプログラムを実施することも可能である。

このようにメディケイドは、州政府の柔軟な制度設計を尊重する形で作られている。だが、1990 年代に政府の医療保障をさらに拡大しようとした際には、エンタイトルメントの医療扶助であるメディケイドをなし崩し的に拡大するのではなく、支出に上限を課した上でより大きな柔軟性を州政府に認めるために、新たに SCHIP を創設することが選択された。そして州政府は SCHIP を実施するに当たり、メディケイドを拡張する形で行っても、州の独自プログラムとして行ってもよく、さらにはこの両者を併用することもできる。これらの選択肢があることによって、州政府が政策目標の達成に向けての戦略を立

<sup>45</sup> また、連邦貧困線は、アラスカ州とハワイ州以外の州に対しては、同じ値が用いられることにも注意を要する。

てる際に、より幅広い政策手段を実施できるようになっている。そして実際に、その州にあった方法でメディケイドと SCHIP は活用されている。

本稿では、以上のようなメディケイド及び SCHIP の連邦補助金の枠組みを検討してきたが、それによって示された州政府の側の裁量性や多様性を、実際の運用事例を使って実証することを次の課題としたい。

## 参考文献

- Baumrucker, E.P., (2006), “State Children’s Health Insurance Program (SCHIP), Overview of Program Rules,” U.S. Senate, Subcommittee on Health Care of the Committee on Finance, *Chip at 10*, pp.33-46.
- Baumrucker, E.P., E. J. Herz, C.L. Peterson, S. Tilson, J.G. Gravelle, (2009), “H.R. 2: The Children’s Health Insurance Program Reauthorization Act of 2009,” *CRS Report for Congress*, R40130.
- Centers for Medicare & Medicaid Services, (2009), *Federal Policy Guidance, CHIPRA Overview*, ([http://www.insurekidsnow.gov/professionals/policy\\_guidance/index.html](http://www.insurekidsnow.gov/professionals/policy_guidance/index.html))
- Centers for Medicare & Medicaid Services,(2011), *Children’s Health Insurance Program: Plan Activity as of September 22, 2011*, (<http://www.medicaid.gov/Medicaid-CHIP-Program-Information/By-Topics/Childrens-Health-Insurance-Program-CHIP/Downloads/Map-CHIP-Program-Designs-by-State-.pdf>, 2012/2/27 ダウンロード)
- Congressional Budget Office,(2007), The State Children’s Health Insurance Program (<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/80xx/doc8092/05-10-schip.pdf>)
- Herz, E. J.,(2010), “Medicaid: A Primer,” *CRS Report for Congress*, RL33202.
- Herz, E. J., B. Fernandez, and C. L. Peterson.(2005), *State Children’s Health Insurance Program (SCHIP): A Brief Overview*, CRS Report, RL30473,
- Horner, D., J. Guyer, C. Mann, and J. Alker, (2009), *The Children’s Health Insurance Program Reauthorization Act of 2009: Overview and Summary*, Center for Children and Families of Georgetown University Health Policy Institute, (<http://ccf.georgetown.edu/index/cms-filesystem-action?file=ccf publications/federal schip policy/chip summary 03-09.pdf>).
- Kaiser Commission on Medicaid and the Uninsured, (2009a), *State Children’s Health Insurance Program (CHIP): Reauthorization History*, February 2009. (<http://www.kff.org/medicaid/upload/7743-02.pdf> , 2012/1/14 ダウンロード).
- Kaiser Commission on Medicaid and the Uninsured,(2009b), *States Moving Toward Comprehensive Health Care Reform*, (<http://www.kff.org/medicaid/upload/8105.pdf>, Publish Date: 2009-05-19, 2010/1/14 ダウンロード).
- Kaiser commission on Medicaid and the uninsured, (2010), *Hoping for Economic Recovery, Preparing for Health Reform: A Look at Medicaid Spending, Coverage and Policy Trends – Results from a 50-State Medicaid Budget Survey for State Fiscal Years 2010-2011*, Retrieved November 9, 2010, (<http://www.kff.org/medicaid/upload/8105.pdf>, 2012/1/14 ダウンロード).

- Medicaid and CHIP Payment and Access Commission (MACPAC) , (2011), “Federal CHIP Financing (MACBasics),”  
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-MACPAC-MACBasics-CHIP-2011-09/pdf/GPO-MACPAC-MACBasics-CHI-P-2011-09.pdf>
- Peterson, C. L., (2006), “SCHIP Original Allotments : Description, and Analysis,” *CRS Report for Congress*, RL33366.
- Ross, D.C. and C. Marks, (2009), *Challenges of Providing Health Coverage for Children and Parents in a Recession : A 50 State Update on Eligibility Rules, Enrollment and Renewal Procedures, and Cost – Sharing Practices in Medicaid and SCHIP in 2009*, Kaiser Family Foundation  
<http://www.kff.org/medicaid/upload/7855.pdf>, 2011 年 11 月 31 日ダウンロード)
- Thompson, F. J., and C. Burke, (2007), “Executive federalism and Medicaid demonstration waivers: Implications for policy and democratic process,” *Journal of Health Politics, Policy and Law*, 32 (6), pp. 971–1004.
- Trafton, S., L.P.Shone, J. Zwanziger, D.B.Mukamel, A.A.Dick, J.L. Holl, L.E.Rodewald, R.F.Raubertas and P.G.Szilagyi, (2000), ”Evolution of a Children’s Health Insurance Program : Lessons From New York,” *Pediatrics*, Vol.105, No.3, pp.392-696.
- U.S. Department of Health and Human Services,(2000), “a Profile of Medicaid, Chart book 2000,”  
<https://www.cms.gov/TheChartSeries/downloads/2Tchartbk.pdf>, 2012/3/3 ダウンロード).
- U.S. General Accounting Office(2004), *SCHIP: HHS Continues to Approve Waivers That Are Inconsistent with Program Goals* (<http://www.gao.gov/assets/100/92413.pdf>)
- U.S.Government Accountability Office. (2007), *State Children’s Health Insurance Program : Program structure, enrollment and expenditure experiences, and outreach approaches for states that cover adults*, GAO-08-50, (<http://purl.access.gpo.gov/GPO/LPS90218>, 2011/3/23 ダウンロード)
- U.S. Government Accountability Office, (2009), *State Children’s Health Insurance Program : CMS should improve efforts to assess whether SCHIP is substituting for private insurance : report to the Chairman, Committee on Finance, U.S. Senate*, GAO-09-252, (<http://purl.access.gpo.gov/GPO/LPS113210>, 2011/3/23 ダウンロード)
- U.S Government Printing Office, (2009), *Federal Register*, Volume 74, Number 227 (November 27, 2009), pp. 62315-62317.
- Weil, A. and I. Hill, (2003), “The State Children’s Health Insurance Program: A New Approach to Federalism,” edited by Holahan, J., A. Weil and J.M. Wiener, *Federalism and Health Policy*, The Urban Institute Press, Washington, D.C., pp.293-324.
- 加藤美穂子(2012), 「アメリカの分権的政府間関係—メディケイド補助金を事例として—」『札幌学院大学経済論集』, 第 4 号(2012 年 3 月公刊予定)。
- 櫻井潤(2006), 「アメリカの医療扶助と州・地方財政」, 『アメリカの貧困と福祉』(渋谷博史, C.ウェーバー著編), 日本経済評論社。
- 中浜隆(2006), 『アメリカの民間医療保険』, 日本経済評論社。
- 長谷川千春(2010), 『アメリカの医療保障—グローバル化と企業保障のゆくえ』, 昭和堂。

# アメリカの医療扶助政策における政府間補助金の構造

—メディケイド/SCHIPを事例として—

札幌学院大学 経済学部  
加藤 美穂子

1

## 1 研究目的と背景

### 1-1 研究目的

- 州政府の主体性・多様性を前提とした、連邦補助スキームの特徴を検討
- SCHIP創設、再承認の議論を事例として、連邦政策の形成過程と合意形成の特徴を検討
  - 州レベルでの取組と要請を、連邦レベルへの政策へと昇華していくボトムアップ型の政策形成
- アメリカの医療保障改革の背景にある医療保障システムの特徴とアメリカ的論理の検討

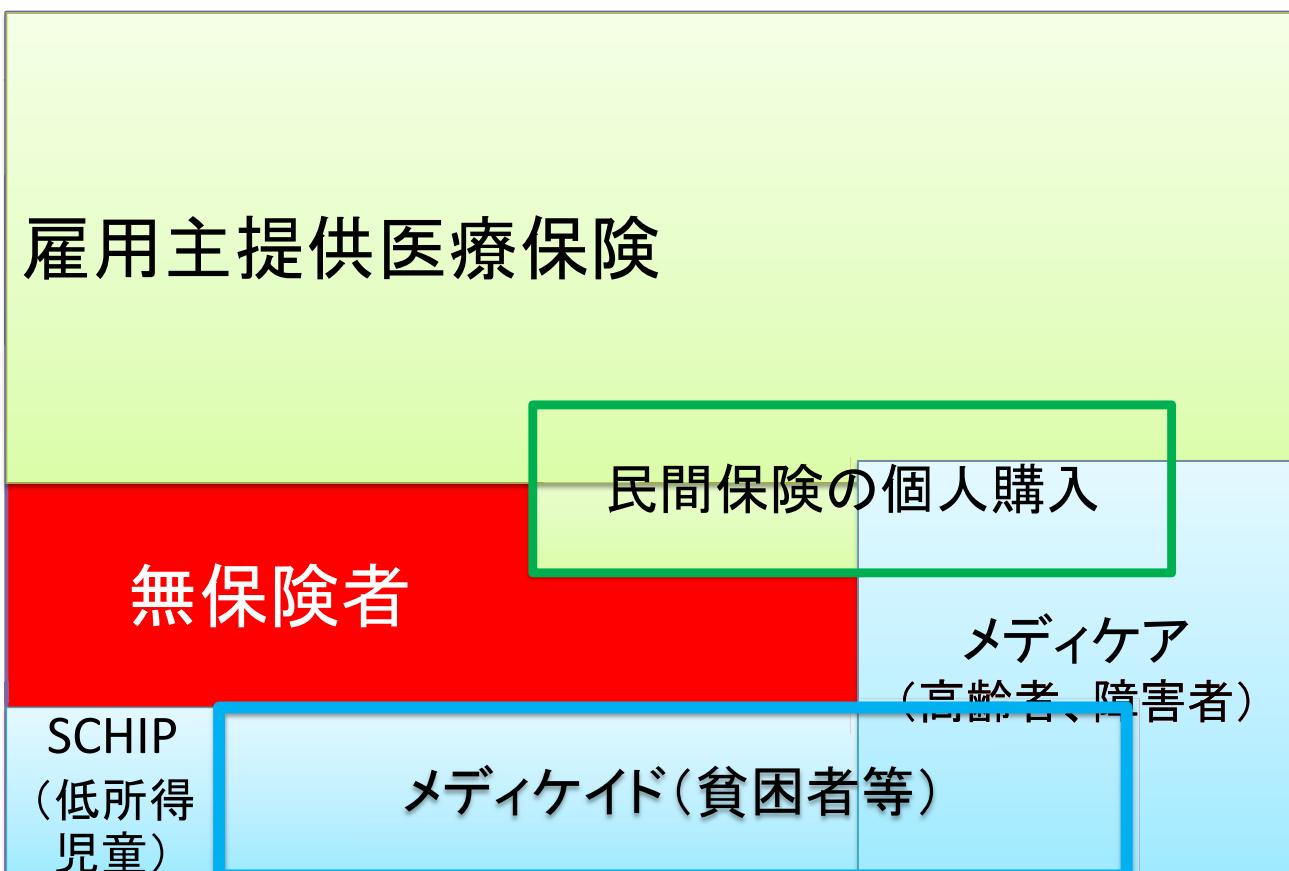
2

## 1-2 アメリカの医療保障システムの特徴

- ・ 民間主体と分権的な小さな政府
  - ・ 全国民を対象とした単一の公的皆保険制度の欠如
    - メディケア(高齢者・障害者対象)、メディケイド(特定の貧困者対象)、SCHIP(貧困児童対象) など
  - ・ 雇用ベースの医療保障
    - 雇用主提供医療保険が中心
  - ・ 民間市場を通じた医療保険・医療ケアの供給
    - 多様な商品と市場価格による取引
    - 政府プログラムもこの土壌上に設計

3

## アメリカの医療保障のイメージ



4

## 1-3 メディケイド/SCHIPとは

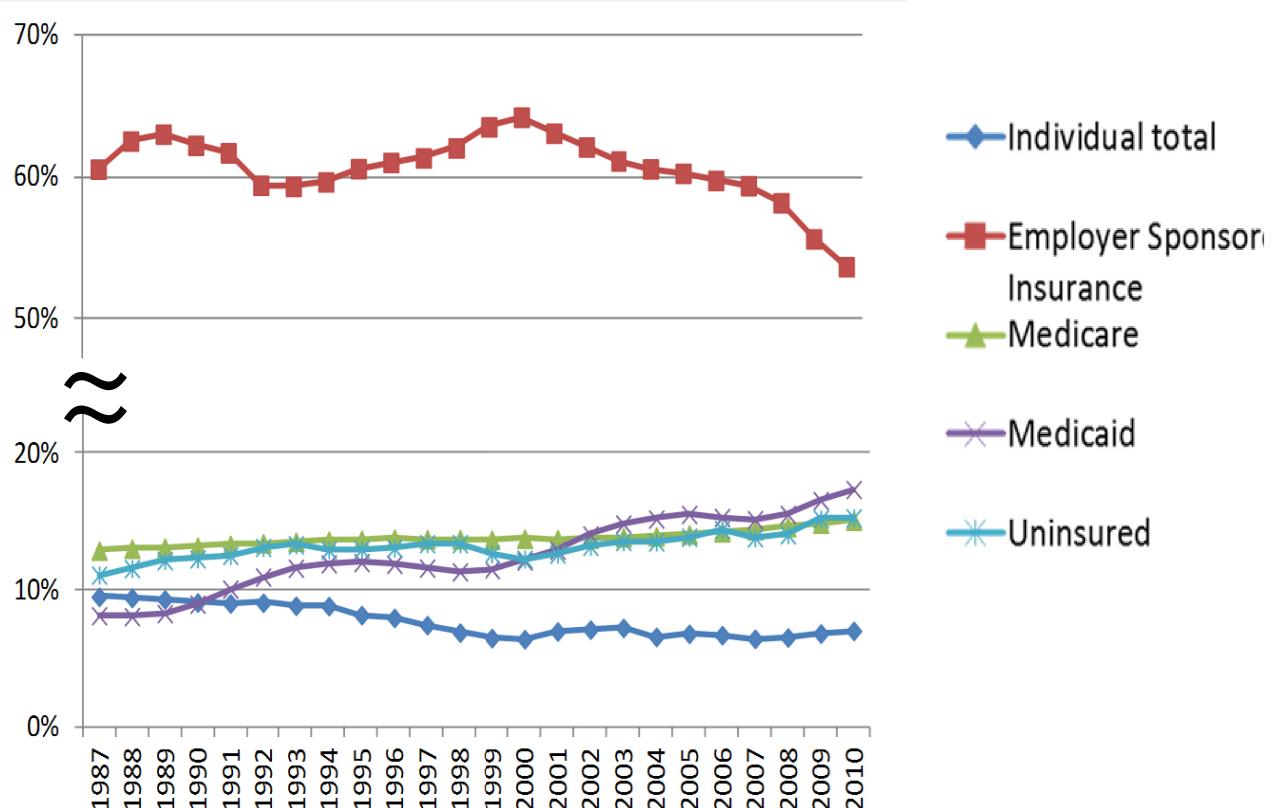
- メディケイド
  - 1965年にメディケアとともに創設されたエンタイトルメントの医療扶助プログラム。貧困の高齢者、障害者、妊婦、児童が主な対象。
- The State Children's Health Insurance Program (SCHIP)
  - メディケイドの適格性を持つほど貧困ではないが、民間医療保険に加入できるだけの経済力がない低所得世帯の無保険の児童に対して、医療保障を提供するためのプログラム

5

- メディケイドの適格者の基準
  - カテゴリー基準
    - 人的属性による限定：高齢者、障害者、要扶養児童を抱える世帯、妊婦、児童など
  - 所得基準
    - 経済水準による限定
- ↓
- 貧困であっても、勤労世代の扶養児童のいない健常者などは、対象外。
- メディケイドの基準よりもわずかに所得の高いワーキング・プア層で無保険のリスク高い。

6

## 1-4 医療保障の加入状況



出所: CMS, *National Health Expenditure Accounts*, Table 17 Health Insurance Enrollment and Uninsured, Calendar Years 1987–2010 Levelより作成

7

## 1-5 包括的医療改革法案の変遷

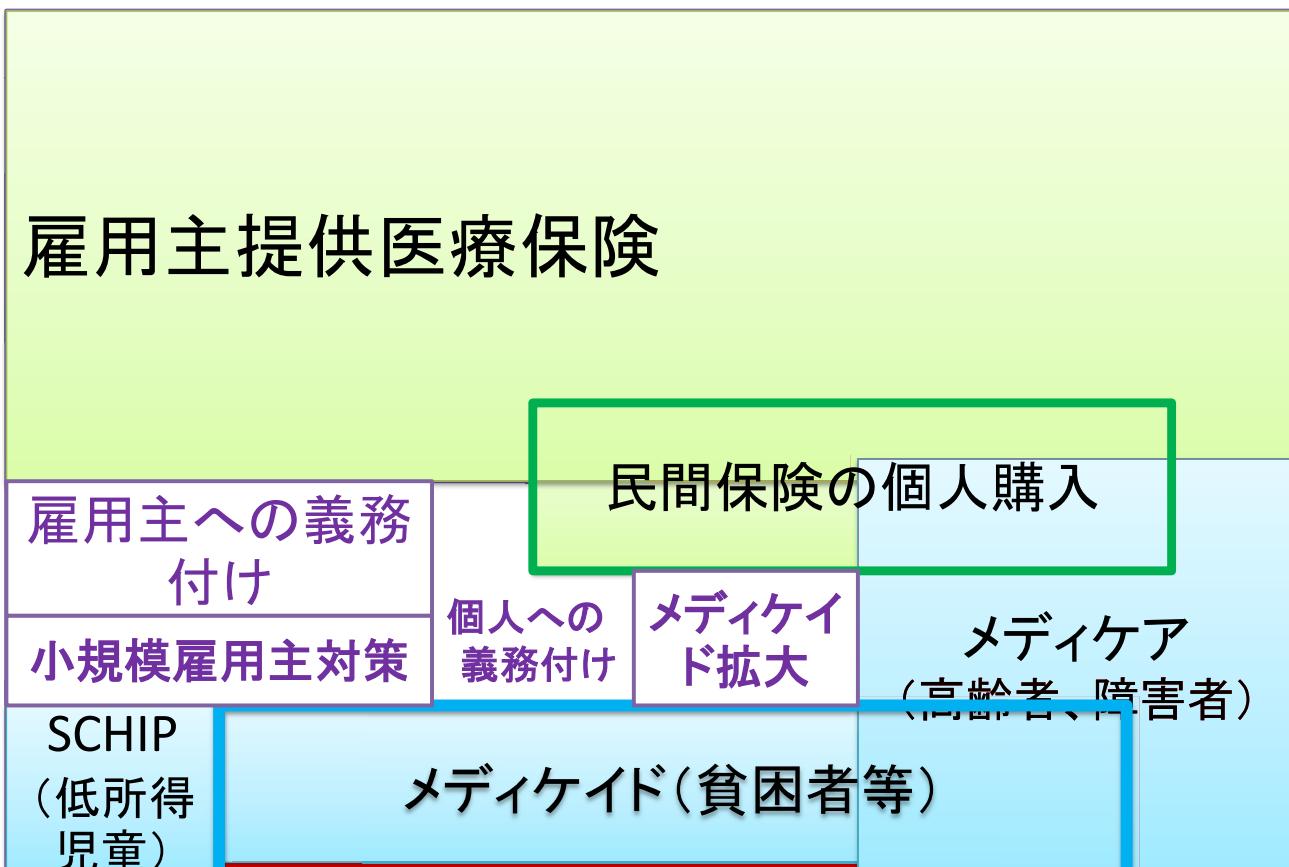
1912	T. Roosevelt がthe Progressive Party(進歩党) のキャンペーンにおいて、包括的医療保障を呼び掛け。
1932	Wilbur委員会による集団医療保障の拡大に対する勧告。
1933	F. Roosevelt政権による、社会保障法への公的医療保障プログラム (publicly funded health care programs)導入提案 →挫折
1943～56	The Wagner-Murray-Dingell法案。社会保障税(payroll taxes)による義務的な国民皆保険法案。 →強い反対により1度も投票に付されず
1945	Truman政権が、連邦政府が運営する全国民対象の医療保険制度の創設、病院建設の増加、医師と看護師数の倍増を含む計画を提案。 →挫折
1965	Johnson政権：メディケアとメディケイドが成立
1971	Nixon政権による医療保険提案（民間保険会社間の競争を維持しながら、雇用者が被用者に対して最低水準の医療保障を提供することを求める）。VS. E. M. Kennedy 上院議員(MA-D)によるthe Health Security Act(一本化された国民皆保険法案)
1974	The Employee Retirement Income Security Act (ERISA)による、年金と医療給付プランに関する最低基準の創設。
1985	The Consolidated Budget Reconciliation Act (COBRA)によるERISA法の修正。

8

1986、 1988	Reagan政権：1986年に連邦貧困線100%以下の妊婦と1歳未満の乳児にメディケイドを提供するためのオプションの創設。1988年には、これらの対象者はメディケイドのマンデイト・グループへと変更。
1989、 1990	Bush(父)政権：1989年に連邦貧困線の133%までの妊婦と6歳未満の児童をメディケイドの適格者に含めることがマンデイト化。 1990年には連邦貧困線100%未満の6歳から18歳までの児童も段階的に適格者へと含められていった。
1993～ 1994	Clinton政権による医療改革提案。→挫折
1996	The Health Care Portability and Accountability Actの成立。労働者が失業や転職をしたときに従来の医療保険を維持しやすくする。
1997	Clinton政権：the State Children's Health Insurance Program の創設。
2003	Bush政権：the Medicare Prescription Drug, Improvement, and Modernization Actが成立。Medicare Part Dの創設。
2009	Obama政権：SCHIPの再承認法の成立。 包括的医療改革法案の成立(the Patient Protection and Affordable Care Act (P.L. 111-148)、the Health Care and Education Reconciliation Act of 2010 (P.L. 111-152))

9

## 参考：オバマ改革のイメージ



# 1-6 SCHIP創設に至る二つの潮流

## ①医療保障改革に向けた議論

- 104議会(93-94年)のクリントン政権による包括的医療改革法案の挫折
- メディケイドのブロック補助金化提案の挫折

## ②96年福祉改革との連携

- 80年代後半以降の就労支援型福祉改革への動き
- 福祉から就労へ
- 96年福祉改革法の成立: AFDCからTANFへ(エンタイントルメントの廃止とブロック補助金化)

11

## ①医療保障改革とSCHIPの創設

メディケイドを限定的にすることから発生する、民間医療保障と公的保障との「谷間」  
→無保険者の発生



児童に関しては、この「谷間の無保険者問題」への対策を、分権的な「小さな政府」で形成・設計・実施  
→州レベルの主体性、裁量性、柔軟性、多様性を基本とする仕組の構築

12

## ②96年福祉改革との連携

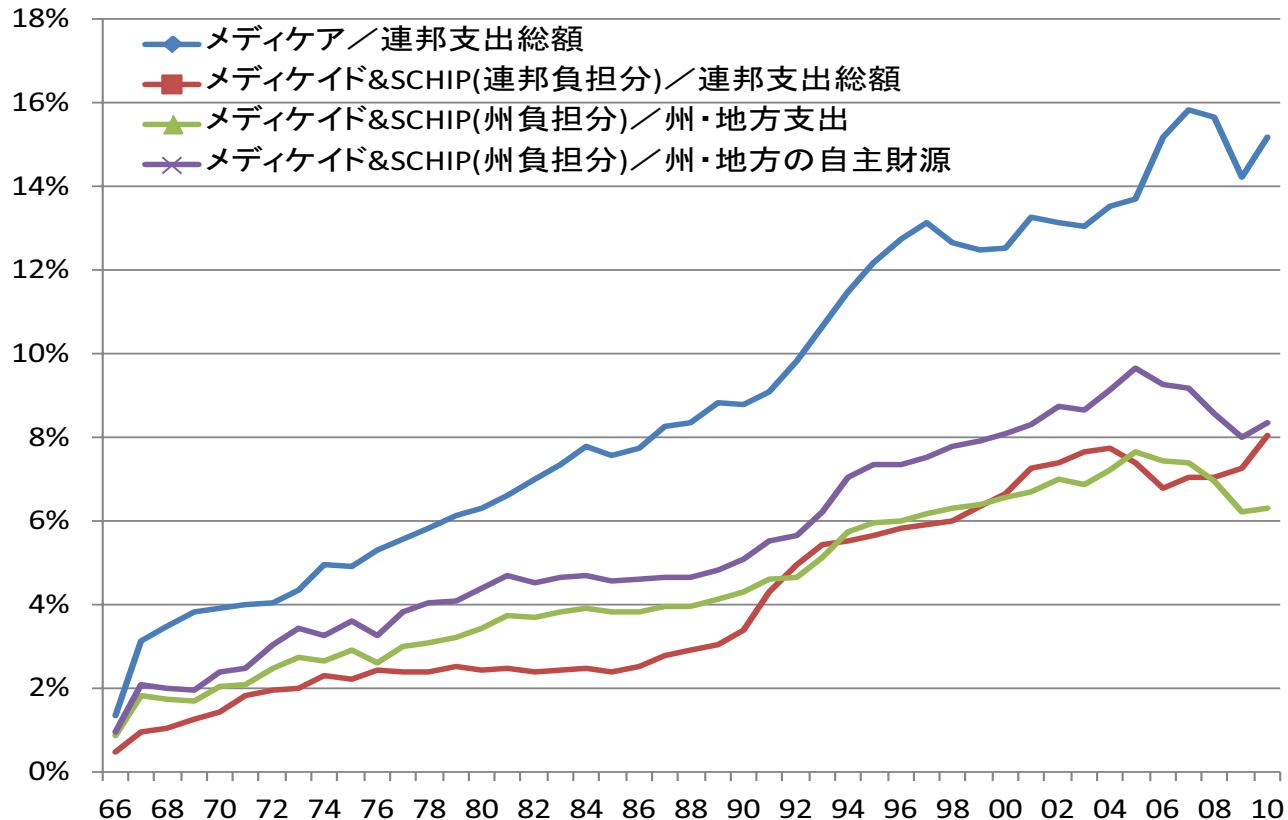
- 96年福祉改革:「福祉から就労へ」
  - 勤労所得の上昇 ⇒ メディケイドの喪失  
↓  
メディケイドの対象となるほど貧困ではないものの、雇用主医療保険がなく、民間保険を購入できるほどの所得を持たないワーキング・プア層の増加  
→無保険者の増加
  - TANF受給者はシングルマザーが多いため、児童の無保険者も増加  
→ワーキング・プア世帯の児童に対する医療保障の確保の必要性  
→SCHIPの創設による「福祉から就労」への障害の除去

13

## 2 メディケイド/SCHIPの基本構造

連邦政府レベルでの大枠

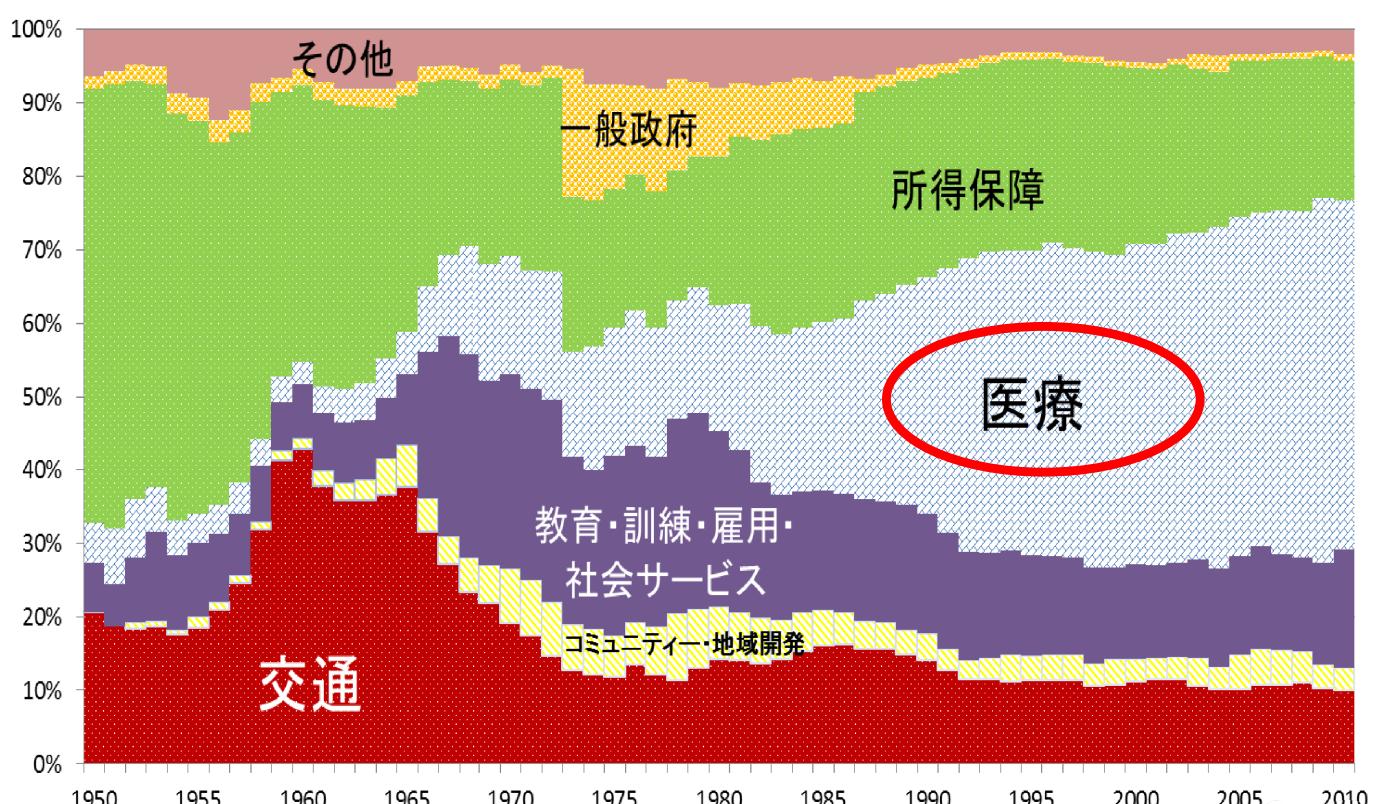
## 2-1 連邦財政、州・地方財政に対するメディケイド・SCHIPの比重



資料)CMS, National Health Expenditure Data, OMB, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2012,より作成

15

## 連邦補助金の構成比の推移



資料: OMB, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2012, Historical Tables (<http://www.whitehouse.gov/omb/budget/Historical>)、Table 12.2より作成

## 州・地方財政の支出の構成 (全米合計, 2009年度, 単位:1000ドル, %)

	State & local		State		Local	
直接一般支出	2,475,075,607	100.0%	1,064,596,166	100.0%	1,410,479,441	100.0%
教育	862,051,958	34.8%	243,089,471	22.8%	618,962,487	43.9%
社会サービス及び所得維持	655,013,999	26.5%	481,777,595	45.3%	173,236,404	12.3%
公的福祉	431,097,521	17.4%	379,211,050	35.6%	51,886,471	3.7%
ベンダー支払い	323,569,756	13.1%	317,283,626	29.8%	6,286,130	0.4%
交通	181,876,260	7.3%	93,769,296	8.8%	88,106,964	6.2%
治安	222,661,025	9.0%	69,257,410	6.5%	153,403,615	10.9%
環境及び住宅	190,638,699	7.7%	37,760,855	3.5%	152,877,844	10.8%
行政	127,424,074	5.1%	51,930,300	4.9%	75,493,774	5.4%
公債費	103,477,883	4.2%	45,201,558	4.2%	58,276,325	4.1%
その他	131,931,708	5.3%	41,809,681	3.9%	90,122,027	6.4%

資料:U.S. Census Bureau, *2009 State and Local Government Finances*, (<http://www.census.gov/govs/estimate/index.html>) より作成。

17

## メディケイド等支出の州・地方財政への影響

	△メディケイド&SCHIP ／△州・地方支出	△メディケイド&SCHIP (州負担分) ／△州・地方自主財源
1965-70	10.8%	6.3%
1970-75	9.2%	5.5%
1975-80	10.0%	5.8%
1980-85	10.1%	4.9%
1985-90	13.9%	6.1%
1990-95	26.4%	14.4%
1995-2000	19.6%	10.7%
2000-05	24.6%	14.3%
2005-10	24.3%	0.5%

資料)CMS, *National Health Expenditure Data*, OMB, *Budget of the United States Government, Fiscal Year 2012*,より作成

18

## 2-2 メディケイドとSCHIPの連邦補助金としての特徴

	メディケイド	SCHIP
エンタイトルメントの設定状況	個人へのエンタイトルメントあり	個人へのエンタイトルメント無し(州政府へのエンタイトルメントはあり)
連邦資金の上限額	上限なし	上限あり
定率 定額	定率の特定補助金	
連邦補助率(2011年度)	FMAP (50%～74.73%)	割増FMAP (65%～82.31 %)

19

## 各州が使用可能なSCHIP連邦資金の規定要因

1. 連邦政府が予算化する各年度のSCHIPの歳出予算総額の規模
2. そのマクロでの歳出予算総額を各州に配分する際の算定式のあり方

各州の割当額 =  $f$ (各州の低所得児童のシェア、低所得の無保険の児童のシェア、医療ケアサービスの供給コスト)

3. 未使用資金の再配分額

各州は、各年のSCHIPの割当額を3年間利用可能  
→この期間が終了した時点で、使い残された資金は、割当額を使い果たした州に再配分される

20

## 2-3 メディケイド/SCHIPの連邦規制と州政府の裁量性に関する基本的枠組み

### 参加・不参加の選択

- 連邦政府のメディケイド・プログラムに**参加するか否かの選択。**

### マンディトの順守

- 参加を選択した場合、受給資格や給付内容に関する必ず満たさねばならない義務として、「**マンディト**」が課される。

### オプションの実施の選択

- より寛大な適格者基準や給付内容を実施したい場合には、連邦補助金を受けながら保障の拡大ができる各種「**オプション**」の実施を選択可能。

### ウェイバー・プログラムの実施の選択

- マンディトに分類されるルールであっても、「**ウェイバー**」の対象となるときには、連邦政府の義務付けが外される。

### 州独自プログラムの実施

- これらの連邦補助プログラムの枠組みの外で、州政府は**独自のプログラム**を行うことも可能。

21

## SCHIPの3つの基本形

### ①**メディケイド拡張型SCHIP**(Medicaid expansion program)

- メディケイドを拡張し、既存のプログラムの上にSCHIPを構築する方法

### ②**分離型SCHIP**(separate child health program)

- メディケイドとは別のプログラムとしてSCHIPを創設する方法

### ③**混合型SCHIP**( combination program)

- ①と②の組み合わせてSCHIPを実施するケース

22

# ウェイバー条項

- ウェイバーとは、
  - 権利や要請等を、自主的に放棄ないしは免除すること。
- メディケイド/SCHIPの場合
  - 社会保障法は、州政府に対して一部の連邦規定を免除してもよいという権限を、連邦厚生省長官に付与
  - 社会保障法が認める項目について州政府がウェイバーを申請  
→連邦厚生省による審査  
→承認された場合、州政府はマンデイト等の一部を免除され、独自の取り組みを実施できる。

23

## メディケイド等に関するウェイバー

- 社会保障法セクション1115 Research & Demonstration Projects
  - 1115ウェイバーの基本形：プログラムの目的を推進しうる実験的、試験的、実証プロジェクトに対する法定要件の免除
  - the Health Insurance Flexibility and Accountability Initiative(HIFA)：財政中立の下、より多くの無保険者に医療補償を提供するための提案に対する者
  - Pharmacy Plus：財政中立の下、メディケイドの適格性がない低所得の高齢者に対する処方箋薬の補償範囲の利用機会拡大を奨励するもの
- 社会保障法第1915節programmaticウェイバー
  - セクション1915(b) Freedom of choice waiver：マネージドケアの設計に関するものの
  - セクション1915(c)home and community-based care waivers：施設レベルのケアが必要であるが、居宅・コミュニティベースの環境下にある個人に対し、包括的なlong-term careのサービスパッケージを提供することを州政府に認めるものの

24

## 1115節デモンストレーション・ウェイバーの提出・承認状況(1993年1月~2006年8月)

政権	States Submitting	States Obtaining Approval	Waivers Submitted	Waivers Approved (Including Holdovers and Renewals)
Bill Clinton	39州 (+D.C.)	30州 (+D.C.)	89	66
George W. Bush	46州 (+D.C.)	39州 (+D.C.)	106	83
総計	48州 (+D.C.)	44州 (+D.C.)	195	149

出所)Thompson and Burke, (2007), p.978, Table1.

25

### 3 SCHIPの政策形成過程における論点

### 3-1 104議会におけるメディケイド改革の議論

- メディケイドのブロック補助金化提案
    - 上限を持つて規模の膨張を抑えた上で、州サイドの裁量的・多様な運営というスタイル
- ↓
- クリントン大統領による拒否権の行使
- ↓
- メディケイドは従来の限定的な形で維持
  - その上で、メディケイド適格層よりも若干所得の高いワーキングプア層のためのSCHIPを創設(上限付き補助金、1997年)

27

### 3-2 SCHIP創設における超党派での合意形成

- ①児童への医療扶助の拡大、州政府の柔軟性の確保については、党派を超えて合意

「全ての子供がhealthy startが与えられるべき」



- 困っているから助けるのではなく、アメリカのノーマルな姿を目指すときに、そこに向かうスタートラインに立つ。
- 「無保険の子供に今手当をしておかないと、将来にわたくって社会全体としても、あるいは政府としてももっと大きなコストがかかってしまう。」(U.S. Senate, Committee on Finance (1997), p p.1-2.)

→超党派での合意を担保するための重要な要。

28

## ②政策手段に対する意見の相違

- 政府部門の拡大への賛否
  - 予算規模の拡大
  - エンタイトルメントの拡大、
  - 官僚機構の拡大
- クラウド・アウトの問題
  - 公的支援の拡大による、民間医療保険からの押し出し
- 州の裁量性

29

### 参考:SCHIP創設時の主要提案(上院)

法案名	
Hatch=Kennedy法案	連邦タバコ税の増税を財源とした児童への新規の医療保障プログラム(州政府のマッチング資金を伴う上限付き補助金) メディケイドなどの既存のプログラムの修正ではなく、貧困の無保険児童に対して新プログラムで支援(大きな政府型提案)
Gramm法案	既存のMaternal and Child Health ブロック補助金を拡大(37.5億ドル)し、その財源はEarned Income Tax Credit (EITC)の縮小によって資金調達。 (増税をせず、かつ、新規プログラムを創設によって官僚機構を増大させることのない小さな政府型提案)
Chafee-Rockefeller-Jeffords-Breaux法案	メディケイドの拡大による貧困児童への医療保障の拡大。連邦貧困線(FPL)の133%となっているメディケイドの所得要件を、150%までの世帯の児童をカバーするように拡大するオプションの創設。このオプションを選択する州には、連邦補助金のマッチング率を30%増加

30

### 3-3 SCHIPの再承認を巡る論点

- 適格性があるにも関わらず、まだ登録されていない貧困児童への対処。
  - アウトリーチ(支援活動)
- ウェイバーを用いた成人へのSCHIP資金の利用
- 財源問題(増税の有無)
- さらなる連邦政府の規制緩和(州政府の柔軟性の拡大)
- クラウド・アウト問題
  - 公的医療保険が民間ベースの医療保障を代替するという問題
- SCHIPに関する医療ケアの質の向上、医療ケアシステムの全体的な質と値ごろ感の向上

31

### 参考：SCHIP再承認に向けた主な動き

時期、項目	概要
<b>(February 2007) President's Budget. FY 2008</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• SCHIPの連邦分担額(federal SCHIP allotments)を5年間で5billionまで増加。</li><li>• 貧困線の200%未満の低所得の無保険児童に関するプログラムに焦点を絞りなおす。</li><li>• CBOの推計：大統領提案の下では、5年間と2012年で4.6billionドルの資金不足に直面。</li></ul>
<b>(Spring 2007) Budget Resolution. (予算決議案)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 児童への医療助成のために、5年間で最大50billionドルまでの積立金(reserve fund)を創設。</li><li>• 新たな支出を、支出削減か収入増加によって相殺することを求める"PAYGO rules"の復活。</li></ul>
<b>Summer 2007 House &amp; Senate Bills (HR 3162 &amp; S 1893)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• SCHIPの再承認に関する上院案と下院案の成立。</li><li>• 共通点：児童に対する医療保障と資金の大幅な拡大。outreachに対する補助金、mental healthと歯科サービスに対するSCHIP給付の強化、保険料助成プログラム改善、質の評価尺度と報告の改善の方策。財源は主にたばこ税の増税。<ul style="list-style-type: none"><li>● 下院案：the Children's Health and Medicare Protection Act (CHAMP or HR 3162)<ul style="list-style-type: none"><li>• 5年間で50billionドルまで児童の医療保障のための資金を増加。</li><li>• 21歳以上の児童と、合法移民の妊婦と児童を保証するための新オプションを創設。</li><li>• メディケアに関する政策変更と資金の相殺</li></ul></li><li>● 上院案：the Children's Health Insurance Program Reauthorization Act (CHIP or S 1893),<ul style="list-style-type: none"><li>• 35billionドル以上の基準値(baseline levels)と、400万人の無保険児童への保障の拡大。</li><li>• 貧困線300%以下の児童に対する割増マッチング資金(enhanced matching funds)の制限。親への保障に関する新規のSCHIPウェイバーの禁止。</li></ul></li></ul></li></ul>
<b>August 17, 2007 SCHIP Guidance from CMS.</b>	CMSが行った州政府の医療政策担当者に対する新規のガイダンス。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 貧困線250%超に拡大を検討する前に、より低所得の児童に対する民間の雇用主提供医療保険が、過去5年間で2%ポイント以上減少していないことと、SCHIPやメディケイドの適格性がある貧困線200%未満の児童の95%を登録していることを示すよう州政府に要求。</li><li>• 相対的に高い所得水準の児童に適格者を拡大する際の、州政府はクラウドアウトの防止策の実施</li></ul>

<b>Fall to Winter 2007 CHIPRA Bills (HR 976 and HR 3963).</b>	<p>○HR 976 the Children's Health Insurance Program Reauthorization Act (CHIPRA) (超党派の支持による議会通過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上院が通過させたSCHIPの再承認法案と同様のもの。財源は専らたばこ税の増加。</li> <li>・クラウド・アウト問題について、8月のCMSのガイダンスを無効にしうる規定を含む。</li> </ul> <p>→大統領による拒否権の行使。議会はその拒否権を乗り越えることに失敗。</p> <p>○修正法案のHR 3963 (超党派の支持による修正法案のHR 3963の議会通過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CHIPRA法案では不十分であった児童に対する適格性の所得基準、クラウド・アウト、移民の取り扱い、親と児童のいない成人を巡る問題への対応策を改善。</li> </ul> <p>→大統領による拒否権の行使。議会はこの拒否権を乗り越えられず。</p>
<b>December 2007 Extension Bill (S 2499).</b>	<p>the Medicare, Medicaid and SCHIP Extension Act of 2007の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に\$5 billionというプログラムの現行の資金水準を維持。</li> <li>・資金不足が予想される州に対処するために、2008年度には\$1.6 billionの歳出予算の追加、2008年度(2009年3月まで)には\$.275 billionの予算を追加。</li> </ul>
<b>February 2008 President's Budget.</b>	連邦のSCHIP資金(federal SCHIP allotments)を2009-2013年の間、約\$19.7 billionまで増加SCHIPの適格性について、貧困線の250%で厳しい上限を課した。
<b>February 2009 CHIPRA 2009.</b>	The Children's Health Insurance Program Reauthorization Act (CHIPRA) of 2009は、児童の医療保障に対する連邦資金を、続く5年半の間に\$33 billionまで拡大。2013年には、4.1百万人の無保険児童をSCHIPとメディケイドでカバー。

33

## 4 今後の研究課題

### ①オバマ改革による変化の検証

#### オバマ医療改革

- 従来のアメリカの医療保障システムの基本構造をベースにした皆保険システムの構築。
- 皆保険実施のための連邦政府の義務付けの増加  
→ただし、州政府が主体的に対応するための誘導?  
→オバマ改革による連邦規制の実態、分権的運用の可能性の検討。

### ②州による実験室と連邦政策への反映過程

- ・SCHIPの創設・再承認過程に関する政治過程の分析
- ・ウェイバーに関する研究

### ③主要州の事例研究

34



# 第2章

# 参 考 资 料





総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

# 震災復興の税財政上の措置

平成23年7月15日

＜東日本大震災の被害状況＞

## 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況比較

(平成23年7月14日現在)

区分	阪神・淡路	東日本
避難者	約32万人(1/23)※ピーク	約11万人 約56万人(3/15)※ピーク
死者	6, 434人	16, 011人 ※行方不明5, 242人
全壊	約10万棟	108, 544棟
半壊	約15万棟	120, 013棟
火災件数	182件	288件
停電戸数	260万戸数※ピーク	840万戸※ピーク
被災地の毀損額	約9. 6兆円～約9. 9兆円	約16兆円～約25兆円

※東日本大震災は消防庁、内閣府調べ。確認中のものが多数あり、今後増加の見込み。

## <災害救助・応急対策段階での対応>

## 被災者の受け入れに要する経費の負担と財政措置

項目	内容	費用支弁者	現行の財政措置								
災害救助費 (災害救助法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の設置(ホテル等の借上げ含む)<sup>注1</sup></li> <li>・応急仮設住宅供与</li> <li>・炊出し等食料品、飲料水の供与</li> <li>・被服等生活必需品、学用品の給与等</li> <li>・被災住宅の応急修理</li> <li>・医療、助産</li> <li>・埋葬、死体処理</li> <li>・輸送費 <sup>注2</sup></li> <li>・事務費(時間外勤務・旅費) (災害救助法第23条で上記を列挙)</li> </ul> <p>※補助基準の弾力化、概算交付の簡素化について、3月19日に厚生労働省が通知済み</p>	<p>被災都道府県<sup>注3</sup> (災害救助法適用都道府県)</p> <p>※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、東京 (新潟、長野は3/12の長野県北部の地震関連。東京都は3/11の帰宅困難者対応)</p>	<p>①国負担(災害救助法第36条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県支弁額／標準税収入</td> <td style="width: 50%;">国負担</td> </tr> <tr> <td>2/100以下の部分</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>2/100超4/100以下の部分</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>4/100超の部分</td> <td>9/10</td> </tr> </table> <p>※22年度標準税収入 岩手県1,053億円、宮城県2,165億円、福島県1,842億円</p> <p>②地方負担 災害対策債発行(災害対策基本法第102条) ※充当率100% 元利償還金の95%を交付税措置</p>	都道府県支弁額／標準税収入	国負担	2/100以下の部分	1/2	2/100超4/100以下の部分	8/10	4/100超の部分	9/10
都道府県支弁額／標準税収入	国負担										
2/100以下の部分	1/2										
2/100超4/100以下の部分	8/10										
4/100超の部分	9/10										
その他 (災害救助法の対象とならない経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ施設の修繕</li> <li>・被災県からの要請がなく、任意に避難者を受け入れた場合の経費など</li> </ul>	受入れた地方団体	<p>①国負担 なし</p> <p>②地方負担 阪神・淡路大震災における措置(受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置)及び関係地方団体の実情を踏まえた所要の特別交付税措置 (3月18日に通知済み)</p>								

注1 平成16年の新潟県中越地震の際には1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

注2 避難者の避難先への移動に係る経費は、被災県知事が厚生労働大臣と協議して同意が得られれば、輸送費として災害救助費の対象になる。

注3 被災県からの要請を受け、他の都道府県が災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れて費用を支弁した場合、当該都道府県が被災都県に対し求償することが可能(災害救助法第35条)

### 災害廃棄物処理事業の特例措置(比較表)

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
国庫補助率	1/2	1/2	<p>対象市町村の標準税収入(※)に対する事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/100以下の部分 - 50/100</li> <li>・ 10/100を超える20/100以下の部分 - 80/100</li> <li>・ 20/100を超える部分 - 90/100</li> </ul>
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置

※ 標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

- ・ 法定普通税:普通税(その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税)のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

## 東日本大震災による被災団体等へのこれまでの財政措置

3月22日（火） 平成22年度3月分特別交付税の交付

759億円

4月 1日（金） 平成23年度普通交付税の4月概算交付及び6月分繰上げ交付

4月分概算交付 + 6月分繰上げ交付（7割）  
(6,213億円) (3,553億円)

= 9,767億円

4月 8日（金） 平成23年度特別交付税の特例交付

762億円

※ 応援団体の経費も対象

6月 2日（木） 平成23年度普通交付税の6月概算交付

3,372億円

6月 8日（水） 平成23年度普通交付税の9月分繰上げ交付

（7割）

4,409億円

## 特別交付税制度の見直し等について

### 1. 特別交付税制度の見直し

#### （1）特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成26年度 6% → 5% 1%分を普通交付税に移行

平成27年度 5% → 4% "

※ 政府案 「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

#### （2）特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

### 2. 事業費補正の廃止等

① 消防広域化事業

・告示の期限（H24）後に廃止

② 地下鉄事業（出資金・補助金）

・廃止

③ 防災対策事業

・「特に推進すべき事業」は廃止

④ 地域活性化事業

・「合併の円滑化」は廃止

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

・交付税措置率の段階的な引下げ

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

# 平成23年度特別交付税の特例交付額の決定

## 1. 交付額及び対象団体

東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生における交付額の決定等の特例により762億円を交付

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、  
茨城県、栃木県、千葉県及び各県内  
における災害救助法適用190市町村

(単位:百万円)

区分	交付額
道府県分	30,473
市町村分	39,969
合計	70,443

※うち応援経費分 143百万円

(2) (1) の被災地域に対して一定  
以上の応援を行った地方公共団体

(単位:百万円)

区分	交付額
道府県分	2,723
市町村分	3,063
合計	5,786

(3) (1) と (2) の合計

(単位:百万円)

区分	交付額
道府県分	33,196
市町村分	43,032
合計	76,228

(参考) 平成23年度特別交付税総額 1,042,401百万円

## 2. 算定経費

- 災害対策に係る12月交付分の算定対象経費の一部 504億円
- 行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費等 199億円
- 被災地域の応援に要した経費 59億円

## 3. 交付日等

4月8日（金） 特例交付額決定、閣議報告、現金交付

# <災害復旧対策>

## 23年度補正予算の財政需要と財源

(単位:億円)

財政需要	財源
災害救助等関係経費 〔仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等〕	4,829 子ども手当上積みの見直し 2,083
災害廃棄物処理事業費	3,519 高速道路無料化社会実験の一時凍結 1,000
災害対応公共事業関係費 〔道路、港湾、下水道、住宅、農地等〕	12,019 高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し 2,500 年金臨時財源の活用 24,897
施設費災害復旧費等 〔学校施設、社会福祉施設等〕	4,160 周辺地域整備資金(エネ特)の活用 500 ODA関連予算の一部縮減 501
災害関連融資関係経費	6,407 国会議員歳費の削減 22 公共事業直轄負担金 551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200 経済予備費による調整 8,100
その他東日本大震災関係経費 〔緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等〕	8,018
合 計	40,153
	合 計 40,153

## 23年度補正予算(第1号)による歳出の追加に伴う地方負担額

(単位:億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適 債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式) (ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%)
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適 債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他(養殖施設復旧支援対策事業等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合 計		30,507	23,209	7,298	

## 災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

### 1. 阪神・淡路大震災の際の特例措置

(1)「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(阪神・淡路大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	8/10
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
警察施設	1/2	
消防施設	—	
社会福祉施設(老人デイサービスセンター等)	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
商店街振興組合等の共同施設	—	
神戸埠頭公社の管理する施設	—	8/10(岸壁) 無利子貸付(ガントリークレーン等)

※ 街路は、未供用のものに限る。

### (2) 阪神・淡路大震災特別財政援助法に規定されていないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 老健施設等 : 1/2
- ・ 阪神高速道路 : 8/10(兵庫県、神戸市)、2/3(大阪府、大阪市)
- ・ 民間鉄道 : 1/4+低利貸付

### 2. 東日本大震災の際の特例措置

(1)「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(東日本大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
警察施設	1/2	
消防施設	—	
社会福祉施設(認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター、障害デイサービス等追加)		1/2
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
保健所	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
介護老人保健施設	1/3	1/2
空港施設	8/10	8.5/10
空港ターミナル	—	無利子貸付
宮城県フリーアクセスの管理する施設(保留施設、荷さばき施設、旅客施設等)	—	無利子貸付
災害廃棄物処理	1/2	事業費の標準税収入の割合に応じて、5/10~9/10にかさ上げ

※ 街路は、未供用のものに限る。

### (2) 東日本大震災特別財政援助法に規定されないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 児童相談所、婦人相談所等 : 2/3
- ・ 市町村保健センター等 : 1/2
- ・ 除雪(津波被害地域) : 9/10
- ・ 農地区画整理(津波被害地域) : 5/10~9.5/10

## 災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

### 1. 主な激甚災害法の対象となる災害復旧事業(恒久措置)

対象施設等	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	激甚災害の場合
公共土木施設: 道路、港湾、漁港、下水道、公園、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	6/10~8/10程度 災害復旧費の標準税収入に対する割合に応じて、2/3~10/10を段階的に適用	7/10~9/10程度 対象となる事業に係る地方負担合計額の標準税収入に対する割合に応じて、5/10~9/10を段階的に上乗せ補助
公立学校施設	2/3	
公営住宅	1/2	
生活保護施設、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関	1/2	
児童福祉施設	1/3~1/2	
感染症予防	1/3~1/2	
堆積土砂排除	1/2	
湛水排除	—	
事業協同組合等施設	—	2/3
公立社会教育施設	—	1/2
私立学校施設	—	1/2
灾害公営住宅	2/3	3/4
農地	被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、1/2~9/10を段階的に適用	被害農業者当たりの地方負担合計額に応じて、1/2~9/10を段階的に上乗せ補助
農業用施設(かんがい排水施設、農道等)	被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用	
湛水排除(土地改良区施行)	—	9/10
倉庫、加工施設、市場、養殖施設等(農協、森林組合、漁協所有)	2/10	3/10~9/10
種苗生産施設等(自治体所有)	2/10	3/10~9/10
沿岸漁場施設(消波施設、堤防等)	漁業世帯当たりの災害復旧費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用	
漁港(漁協管理)	—	—
森施設(個人所有)	—	9/10
共同利用小型漁船の建造	—	1/3
林道	被害延長1m当たりの災害復旧事業費に応じて、5/10~10/10を段階的に適用	被害延長1m当たりの地方負担額に応じて、7/10~9/10を段階的に上乗せ補助
森林	—	1/2
堆積土砂排除事業(森林組合施行)	—	2/3

## 23年度補正予算（第1号）における特別交付税1,200億円増額

- 特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、現段階においてすでに多額の経費が見込まれることから、特別交付税の1,200億円の増額を図る。

(特別な財政需要)

(4月特例交付)

災害弔慰金の地方負担額	490億円	(422億円)
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	(281億円)
応援団体経費	430億円	(59億円)
計	1,200億円	(762億円)

(参考)

引き下げの延長

5%→6% 8,687億円→10,424億円(+1,737億円) 対前年度比 +286億円(+2.8%)  
(対前年度補正後比 +106億円(+1.0%))

平成23年度補正予算（第2号）フレーム

(単位：億円)

	歳出	歳入
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剩余金受入 19,988
(1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474	(1) 財政法第6条剩余金 14,533
(2) 原子力損害賠償支援機構法(仮称) 関係経費	280	(2) 地方交付税交付金財源 5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774	
(1) 二重債務問題対策関係経費	774	
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000	
3. 東日本大震災復興対策本部 運営経費	5	
4. 東日本大震災復旧・復興予 備費	8,000	
5. 地方交付税交付金	5,455	
合 計	19,988	合 計 19,988

(注1)このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法(仮称)に基づき、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。  
(注2)前年度剩余金の処理のため、要特別法。  
(注3)計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 改正された被災者生活再建支援制度の概要

### 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

### 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

### 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる  
(※ 世帯入数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 【震災関連】税制上の取扱いに関する主な通知の概要

### 3月14日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」  
(平成23年3月14日総務省自治財政局長・自治税務局長通知)

- 地方税等の減免等についての適切な運営を依頼。
- 激甚災害への指定に伴い、減免額が歳入欠かん債の対象となる旨を通知。
- 国税に関する期限の延長に係る地域指定について通知。

### 3月25日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて」  
(平成23年3月25日総務省自治税務局市町村税課長通知)

- 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知。

### 3月28日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」  
(平成23年3月28日総務省自治税務局長通知)

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人・都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

※ 発災前の基金残高：538億円

## <主な内容>

### I 共通事項

- 地方税における期限の延長の取扱い
  - ・ 当面は、少なくとも5月末まで延長することが適当であること。
  - ・ 地方団体の判断により、被害状況等に応じて、以下の取扱いも可能。
    - ・ 都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすること。
    - ・ 一部の地域について異なる期限を定めること。
- 地方税の減免について被災地域の納税義務者の状況等に配慮するために取りうる対応例  
〔 税額通知を延期した上で、減免の手続きをとり、納税通知書の交付と同時に減免を行う。 〕
- 減免を行った場合の財政措置
  - ・ 今回の災害について地方税の減免を行う場合については歳入欠かん債の対象となること。
  - ・ 歳入欠かん債を充てることができる税目について、普通税に加え、事業所税・都市計画税を追加。

### II 道府県税関係

#### 1 法人住民税・法人事業税

- 法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であること。

#### 2 軽油引取税

- 特別徴収義務者が軽油引取税を受け取れなかつた場合について、適切な対応を依頼。

#### 3 自動車税

- 震災により滅失した自動車は課税客体から除外されること。

### III 市町村税関係

#### 1 個人住民税

- 納期限延長にあたり、納期限の延長に係る給与からの特別徴収は当面、実施する必要がない旨特別徴収義務者に周知することが適切と考えられること。
- 平成23年4月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないが、平成23年6月以降に支払われる公的年金からの特別徴収を、市町村内のすべての特別徴収対象者について、一括して停止することが可能となること。

#### 2 固定資産税・都市計画税

- 地震による被害が特に甚大な地域における、平成23年度分の固定資産税等の取扱いや平成24年度の評価替えの取扱いについては、現在検討中であり、今後あらためて通知すること。

#### 3 軽自動車税

- 震災により滅失した軽自動車等は課税客体から除外されること。

## 東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの  
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

### 【個人住民税】

#### ○ 1. 雜損控除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

#### ○ 2. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。  
(※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響)
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越し可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。  
(※個人事業税も同様に措置)

#### ○ 3. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

#### 4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

(※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備)

### 【法人事業税・法人住民税】

#### ○ 1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

#### 2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

<法人税における措置がなされれば自動影響するもの>

- - ・被災代替資産等の特別償却
  - ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
  - ・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

### 【固定資産税・都市計画税】

#### ○ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

#### ○ 2. 被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

#### ○ 3. 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

- 4. 被災代替家屋の特例  
大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

- 5. 被災代替償却資産の特例  
大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

#### 【不動産取得税】

- 1. 被災代替家屋の取得に係る特例  
被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

- 2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものとを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

#### 【自動車取得税】

- 1. 被災代替自動車の取得の非課税  
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

#### 【自動車税・軽自動車税】

- 1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税  
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

#### 【地方消費税】

<消費税における措置がなされば自動影響するもの>  
1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

#### 〈通知関係〉

- ① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（3月14日発出）  
② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（3月25日発出）  
③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（3月28日発出）  
・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも5月31日まで行うことが適當であること  
・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点  
(例)  
・ 固定資産税の減免  
・ 自動車税・軽自動車税の減免 等

#### 〈その他〉

- ④ 軽油引取税の「トリガーライン」の一時凍結（適用停止）  
軽油引取税に係る「トリガーライン」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

# 地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

	東日本大震災	阪神・淡路 (阪神・淡路財政援助法第80条)	通常 (災害対策基本法第102条)
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率 100% 普通交付税 75% +財政力等に応じ最大20%特交措置	充当率 100% 特別交付税 80%(県) 75%(市) (H15～ 普通交付税)	充当率 100% 特別交付税 57%
2号 災害救助など	充当率 100% 普通交付税 95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率 100% 特別交付税 95% (H15～ 普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税 (ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に 災害対策債 充当率 100% 特別交付税 57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率 100% 普通交付税 100%	—	〔減税補てん債 充当率 100% 普通交付税 100%〕

※1 阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補填債等により対応(法人住民税等:減収補填債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税:減収補填債(充当率100%、資金手当債))

※2 東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、減収補填債等により対応。

## ＜震災復興に向けて＞

# 東日本大震災復興基本法の概要(平成23年6月24日公布・施行)

## 基本理念

- 活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策
- 一人一人の人間が災害を乗り越えてゆく復興
- 新たな地域社会の構築、21世紀半ばにおける日本の  
あるべき姿の実現を推進
- 多様な国民の意見の反映(女性、子ども、障害者等)
- 国民一人一人の連帯・協力
- エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策
- 地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会
- 原発被災地域の復興についての配慮

## 国等の責務

- 国は、東日本大震災復興基本方針を定める。

## 基本的施策

- 国及び自治体が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行
- 歳出の削減、財政投融資資金・民間資金の活用等による  
復興資金の確保
- 別に法律で定めるところにより、復興債を発行すると  
ともに、償還の道筋を明らかにする
- 復興に係る国の資金の流れの透明化
- 「復興特区制度」についての法制上の措置

## 東日本大震災復興対策本部

- 総理が本部長、全閣僚等で構成
  - 東日本大震災復興基本方針を策定
- 現地対策本部
- 副大臣等を長とし、岩手、宮城、福島の三県に設置
- 東日本大震災復興構想会議
- 原発事故被災地の復興に関する特別の審議機関

## 復興庁設置に関する基本方針

- 内閣に、期間を限って設置(別に法律で定める)
- 主体的かつ一体的に行うべき復興に関する國の施策  
に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務  
をつかさどる
- 本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁  
に引き継ぐ
- 復興庁はできるだけ早期に設置

## 議長提出資料

23. 4. 14  
第1回会合

### 東日本大震災復興構想会議について

平成23年4月11日  
閣議決定

#### 1 趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有可能、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議(以下「会議」という。)を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

#### 2 構成

- (1) 会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
- (4) 部会の部会長は、議長が指名する。
- (5) 内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

#### 3 その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

### 東日本大震災 復興構想会議

#### 任務

未曽有の複合震災にあって、内閣総理大臣の諮問をうけ、復興の方針を取りまとめ答申することが、本会議の任務である。

#### 基本方針

- 1 超党派の、国と国民のための復興会議とする
  - いかなる党派・勢力にも偏ることなく英知を集めること
  - 国民的、全世界的な支援の拡がりに示された人々の良心を受けとめ应える。
- 2 被災地主体の復興を基本としつつ、国としての全体計画をつくる
  - 東北の人々のふるさとへの思いは格別に強い。それが復興の原点であり、被災自治体が復興の主体である。そのニーズや意向を受け止めつつ、日本社会が共有すべき安全水準に照らし、全体計画をつくる。
- 3 単なる復興でなく、創造的復興を期す
  - もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない。
  - 高台に住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は5階建以上の強いビルを、避難できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる。
- 4 全国民的な支援と負担が不可欠である
  - かつて無い支援の輪(義援金) + 公債 + 災害復興税
  - 自衛をやめ、積極的に祭り・集りを行って日本社会の活力を高め、支援力を強化する。
- 5 明日の日本への希望となる青写真を描く
  - 安全安心の水準に加え、クリーンエネルギー社会、高齢化社会の福祉をも視野にいたずらにづくりを。新しい時代の先端モデルを取り入れ、それが全国水準たるべきものとする。(南海・東南海・東洋沖波を考えれば、日本の全地域の共通の問題である)

以上の方針を軸とする構想を、全国民に、そして支援に立ち上ってくれた全世界の人々に発信することも、具体的な政策を国と政府をあげて実施する。

#### 実施上の要領

- 1 6月頃に第1次提言を取りまとめる。
- 2 本会議の下に、諸分野の専門家を擁する検討部会(飯尾部会長)を設け、御厨議長代理が連携調整にあたる。

## 検討部会名簿

### 東日本大震災復興構想会議 名簿

議長：五百旗頭 真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授

議長代理：安藤 忠雄 建築家、東京大学名誉教授

議長代理：御厨 貴 東京大学教授

委員：赤坂 憲雄 学習院大学教授、福島県立博物館館長

内館 牧子 脚本家

大西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

河田 恵昭 關西大学社会安全学部長・教授

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長

玄侑 宗久 臨済宗福聚寺住職、作家

佐藤 雄平 福島県知事

清家 篤 鹿島義塾長

高成田 亨 仙台大学教授

達増 拓也 岩手県知事

中鉢 良治 ソニー株式会社代表執行役副会長

橋本 五郎 読売新聞特別編集委員

村井 嘉浩 宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

飯尾 潤

五十嵐 敬喜

池田 昌弘

政策研究大学院大学教授

法政大学法学部教授

東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長

特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポート

センター理事長

東北大大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授

京都大学大学院経済学研究科教授

大塚ホールディングス株式会社代表取締役

東京大学社会科学研究所教授

BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト

都市計画家

イーソリューションズ株式会社代表取締役社長

学習院女子大学教授

東京大学大学院人文社会系研究科教授

慶應義塾大学環境情報学部准教授

京都造形芸術大学教授

日本労働組合総連合会副事務局長

東京海洋大学海洋科学部教授

岩手大学農学部共生環境課程学系教授

株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

長岡市長

特別顧問（名誉議長）：

梅原 猛 哲学者

(19名)

(五十音順、敬称略)

H23.6.11 第9回東日本大震災復興構想会議 飯尾検討部会長提出資料

## 東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較(被災した地方団体の状況)

### 1 壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- ・「ヒト」:職員の被災 (ex.陸前高田市職員数 295人→227人)
- ・「モノ」:府舎、情報システム等の壊滅的な被害 (陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数)
- ・「カネ」:被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- ・「情報」:全国に避難した住民を確認して対処
- ・「区域外移転」:原発事故による区域外への移転(福島県の町村)

### 2 財政力の弱い市町村が多い

財政力指数	東日本大震災		阪神・淡路大震災		
	被災団体数	構成比	被災団体数	構成比	
市 町 村	全国平均(0.55)未満の市町村 (阪神・淡路大震災時0.41)	105/186	56.5%	5/25	20.0%
	うち岩手県、宮城県、福島県の市町村	91/128	71.1%	—	—

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。

※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

### 3 標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

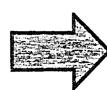
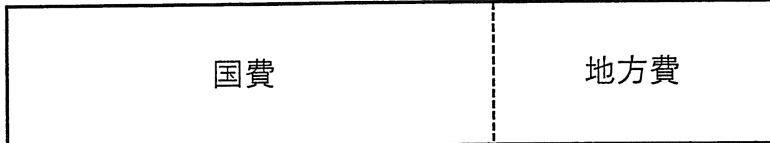
	東日本大震災		阪神・淡路 大震災	単位:億円
	岩手県	宮城県		
地方債残高 ①	1,719	9,602	14,720	
標準税収入 ②	218	2,203	6,263	
①/② ③	7.9	4.4	2.4	

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計(平成21年度決算による)。③の全国平均は3.1。

※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計(平成5年度決算による)。

## 国・地方を通じた復興財源の確保

### 〈東日本大震災の復興費〉



国・地方を通じた  
復興財源の確保が  
必要

- (単位:兆円)
- 23年度1次補正予算等関連 国:地方= 4 : 1  
(国直轄及び補助事業、地方税の減収対策) (4.0) (1.0)  
※地方費分については、地方債の発行等により対応

(参考)  
全国知事会等において  
は地方財源の確保の  
ため交付税総額の別枠  
の確保等を要請

(参考)

- 阪神・淡路補正予算 国:地方= 4 : 1  
(⑥2次、⑦1次・2次) (3.2) (0.9)  
(国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)



- 阪神・淡路震災復興計画(兵庫県) 国:地方= 1 : 1  
(平成6年度～16年度、単独含む) (6.1) (5.6)

(注) 災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、  
様々な地方単独事業の実施が必要

## 交付金・基金の事例

### 【国による単年度の交付金の例】

- ①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用（一括交付金） 5,120億円（内閣府所管）
- ②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用 3,500億円（内閣府所管）

### 【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

- ③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用 5年 8,500億円（厚生労働省所管）
- ④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用 5年 4,450億円（厚生労働省所管）
- ⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用 4年 3,727億円（厚生労働省・文部科学省所管）

※ 対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの…②、③、④  
※ 対象事業費の一部(1/2等)に交付金等を充てることができるもの…①、⑤  
※ 基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

### 【阪神・淡路、中越復興基金(運用型)】

災害	H7 阪神・淡路	H16 中越
基 金 の 規 模	9,000億円(当初分6,000億円)	3,000億円
運 用 率	4.5% (当初分) 3.0% (追加分)	2.0%
期 間	10年(当初分) 9年(追加分)	10年
総 事 業 費	(単年度354億円×10年分) 3,540億円	(単年度60億円×10年分) 600億円
事 業 の 例	・地域のコミュニティ拠点に対する支援 ・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業 ・国の制度融資に対する利子補給事業 など	

※ 10年利付国債応募者利回り 1. 173% (平成23年6月1日現在)

## 復興構想 7 原則

### 復興への提言

～ 悲惨のなかの希望 ～

平成 23 年 6 月 25 日

東日本大震災復興構想会議

原則 1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則 2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則 3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則 4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則 5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則 6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則 7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

### I. 前文

### II. 本論

#### 第1章 新しい地域のかたち

- (1) 序
- (2) 地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
- (3) 地域類型と復興のための施策
- (4) 既存復興関係事業の改良・発展
- (5) 土地利用をめぐる課題
- (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス
- (7) 復興支援の手法

#### 第2章 くらしとしごとの再生

- (1) 序
- (2) 地域における支えあい学びあう仕組み
- (3) 地域における文化の復興
- (4) 緊急雇用から雇用復興へ
- (5) 地域経済活動の再生
- (6) 地域経済活動を支える基盤の強化
- (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性
- (8) 復興のための財源確保

#### 第3章 原子力災害からの復興に向けて

- (1) 序
- (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務
- (3) 被災者や被災自治体への支援
- (4) 放射線量の測定と公開
- (5) 土壌汚染等への対応
- (6) 健康管理
- (7) 復興に向けて

#### 第4章 開かれた復興

- (1) 序
- (2) 経済社会の再生
- (3) 世界に開かれた復興
- (4) 人々のつながりと支えあい
- (5) 災害に強い国づくり

### III. 結び

## 第2章 くらしとしごとの再生

### (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

## 第2章 くらしとしごとの再生

### (8) 復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考え方を示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これから世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していくには、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうるよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないよう、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。（以下略）

# 社会保障と税に関する 番号制度について

平成23年9月2日  
総務省自治税務局都道府県税課  
税務管理官 荻澤 滋

## 番号制度について

内閣官房社会保障改革担当室  
作成資料より

# 番号制度の検討経緯

2011年1月 「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」を決定  
「番号制度創設推進本部」設置を決定  
(政府・与党社会保障改革検討本部)

2011年4月 「社会保障・税番号要綱」を決定  
(社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会)

2011年6月 「社会保障・税番号大綱」を決定  
「番号」の名称をマイナンバーに決定 (政府・与党社会保障改革検討本部)

○「大綱」は具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示すもの

○必要な点については修正を行った上で、国と地方公共団体・関係機関との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、スケジュール等の弾力性を確保しつつ、制度導入に向けた準備を進める。

## 「社会保障・税番号大綱」パブリックコメント 期間：平成23年7月7日（木）～8月6日（土）

2

### 社会保障・税番号大綱(概要)①(基本的な考え方)

#### 1. 番号制度導入の趣旨

現在

##### 背景

- 少子高齢化（高齢者の増加と労働力人口の減少）
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

##### 課題

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
- より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい（年金記録の管理等）
- 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
- 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい
- 等

#### 番号導入

将来

##### 理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

##### 効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対しての社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- ITを通じて効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会の基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

#### 2. 番号制度で何ができるのか

##### (1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

##### (2)所得把握の精度の向上等の実現

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

##### (3)災害時における活用






















##### (4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）の確認
- 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

##### (5)事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

##### (6)医療・介護等のサービスの質の向上等

- 繰続的な健診情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- 介護保険被保険者が市町村を異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

#### 3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付し、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み

#### 4. 安心できる番号制度の構築

- 国家管理（一元管理）への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

##### 制度上の保護措置

- 第三者機関の監視
- 法令上の規制等措置（目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等）
- 剽窃強化 等

##### システム上の安全措置

- 「番号」に係る個人情報の分散管理
- 「番号」を用いない情報連携
- 個人情報及び通信の暗号化
- アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

#### 5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目途とする。

- H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

3

## 社会保障・税番号大綱(概要)②(法整備)

○番号法の構成(イメージ)	
I 基本理念	
II 個人に付番する「番号」	
▶「番号」の付番、変更、失効	
III 「番号」を告知、利用する手続	
▶年金分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続</li> </ul>
▶医療分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む)及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続</li> <li>母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続</li> </ul>
▶介護保険分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続</li> </ul>
▶福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続</li> <li>生活保護の申請や各種届出に関する手続</li> <li>母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続</li> </ul>
▶労働保険分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続</li> </ul>
▶税務分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用</li> <li>国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用</li> </ul>
▶その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの</li> <li>災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利用</li> </ul>

IV 「番号」に係る個人情報	
▶番号	
▶左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報	
V 「番号」に係る本人確認等の在り方	
▶本人確認及び「番号」の真正性確保措置	
▶「番号」のみで本人確認を行うことの禁止	
VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置	
▶「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止	
▶閲覧、複製及び保管等の制限	
▶委託、再委託等に関する規制	
▶守秘義務、安全管理措置義務	
▶「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認	
▶代理の取扱い	
▶情報保護評価の実施	
VII 「番号」を生成する機関	
▶組織形態(地方共同法人)	
▶市町村への「番号」の通知	
▶情報保有機関との関係(情報保有機関は番号生成機関に対し、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の提供を求めることができる。)	
VIII 情報連携	
▶「番号」に係る個人情報の提供等(情報連携基盤を通じて情報の提供が行われること。)	
▶情報連携の範囲	
▶住基ネットの基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)との同期化	
▶情報連携基盤の運営機関	
IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル	
▶設置、機能、運営機関(情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする)	

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード	
▶交付	
▶公的個人認証サービスの改良	
XI 第三者機関	
▶設置等(内閣総理大臣の下に委員会を置く)	
▶権限、機能(調査、助言、指導等)	
XII 刑則	
▶行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの	
▶行政機関の職員等以外も主体となり得るもの	
▶委員会の委員長等に対する守秘義務違反	
XIII 法人等に対する付番	
▶付番、変更、通知	
▶検索及び閲覧(法人等基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号)に係る検索、閲覧サービスの提供)	
▶「法人番号」の適切な利用に資する各種措置	
▶法人等付番機関(国税庁)	
○情報の機微性に応じた特段の措置	
▶医療分野等における個人情報保護法の特別法を整備(医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関して、個人情報保護法又は番号法の特別法として、特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備。)	

4

## 番号制度導入の趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入

### 効果

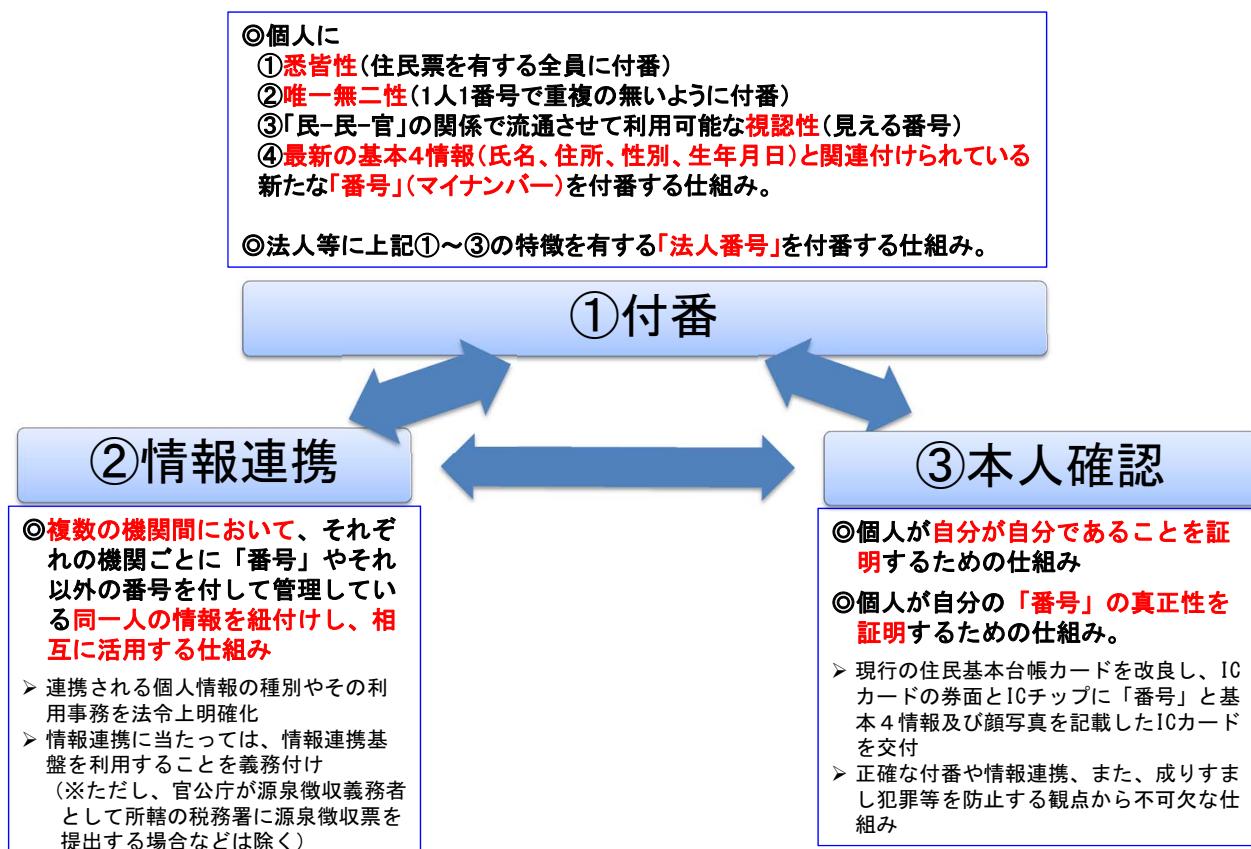
- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援への活用
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

5

# 番号制度の仕組み



6

## 付番

### 個人に付する「番号」

#### 付番

- 対象者：住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人
- 市町村長は出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合は、「番号」を書面により個人に通知
- 所管は総務省

#### 変更

- 「番号」は変更可能（具体的な要件等は番号法案策定時まで引き続き検討）

#### 失効

- 変更により新しい「番号」を付番された場合は従前の「番号」は失効
- 不正の手段により「番号」が取り扱われた場合等は失効させることが可能

#### 番号生成機関

- 住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関（LASDEC）を基礎とした地方共同法人
- 番号生成機関は、住民票コードと一対一で対応する「番号」を指定し、市町村長に通知

### 法人等に付する番号

#### 付番

- 法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番
- 所管は国税庁
- 法人番号の付番対象
  - 国の機関及び地方公共団体
  - 登記所の登記簿に記録された法人等
  - 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
  - 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

#### 変更・通知、検索及び閲覧

- 「法人番号」は変更不可
- 国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に書面により通知
- 「法人番号」は官民を問わず様々な用途で利活用  
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供

#### 法人等付番機関

- 法人等付番機関は国税庁に必要な体制の整備を検討

# 「番号」(マイナンバー)を告知・利用する手続の範囲

※主なもの。法案策定までに更に精査

## 年金分野

- 国民年金及び厚生年金保険、確定企業年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に関する手続

## 医療分野

- 健康保険（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む）及び国民健康保険法等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
- 母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続

## 介護保険分野

- 介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

## 福祉分野

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続
- 生活保護の申請や各種届出に関する手続
- 母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

## 労働保険分野

- 雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

## 税務分野

- 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類等への記載及びこれに係る利用

## その他

- 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
- 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻しに係る利用

8

# 番号制度で具体的に何ができるのか

## よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保険・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
  - 健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
  - 生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認など

## 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能
  - 各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
  - サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
  - 福祉サービスを受給している者に対する制度改革等のおしらせ
  - 確定申告等を行う際に参考となる情報

## 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

## 所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課・徴収に関する事務に番号を活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

## 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

## 災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

9

# 情報連携

## 情報連携の範囲等

### ➤ 情報保有機関が

①情報連携基盤を用いて情報連携できる事務の種類、

②情報連携で提供される個人情報の種類

③情報の提供元・提供先等

を番号法又は番号法の政省令に規定

➤ ただし、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等、特別の理由がある場合に、第三者機関の許可により、例外的な情報連携が可能

➤ 医療・介護分野での情報連携については、法制上の特段の措置と併せて、負担や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討

## 情報連携基盤の運営機関

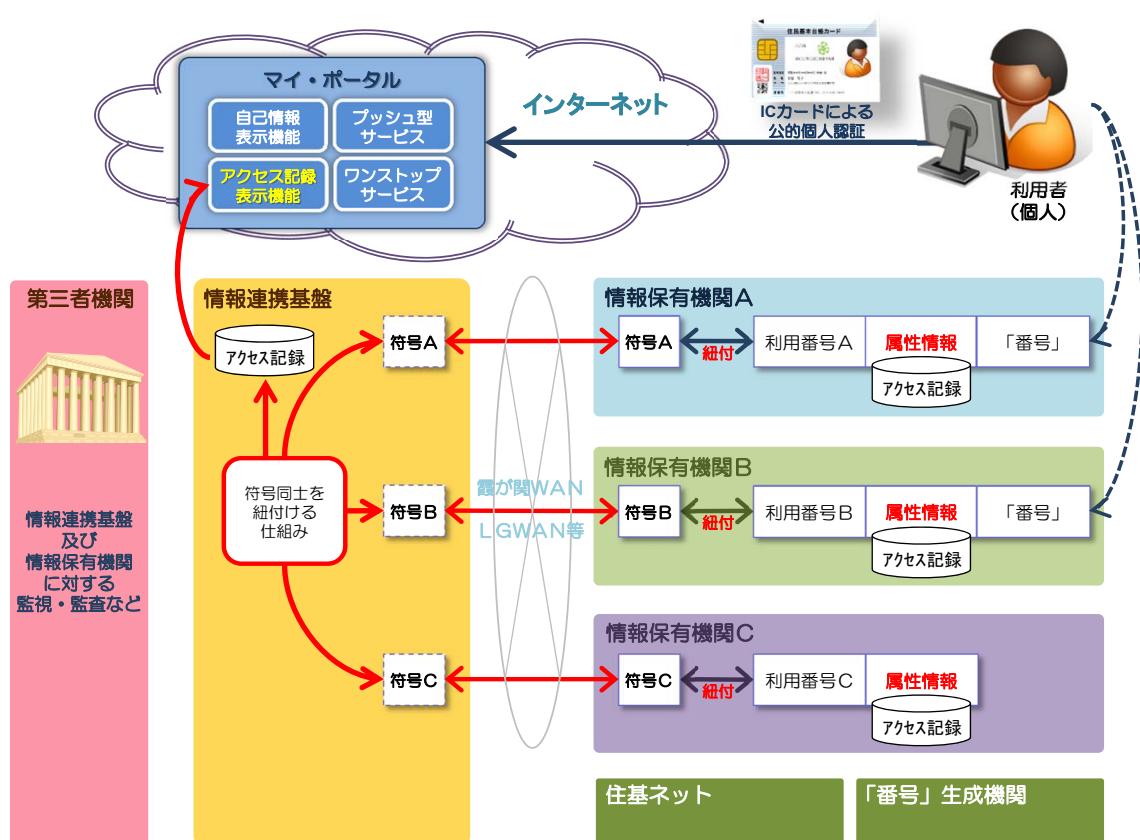
➤ 情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討

## アクセス記録の確認

➤ 情報連携基盤及び情報保有機関は、「番号」に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録を一定期間保存し、マイ・ポータルで確認

10

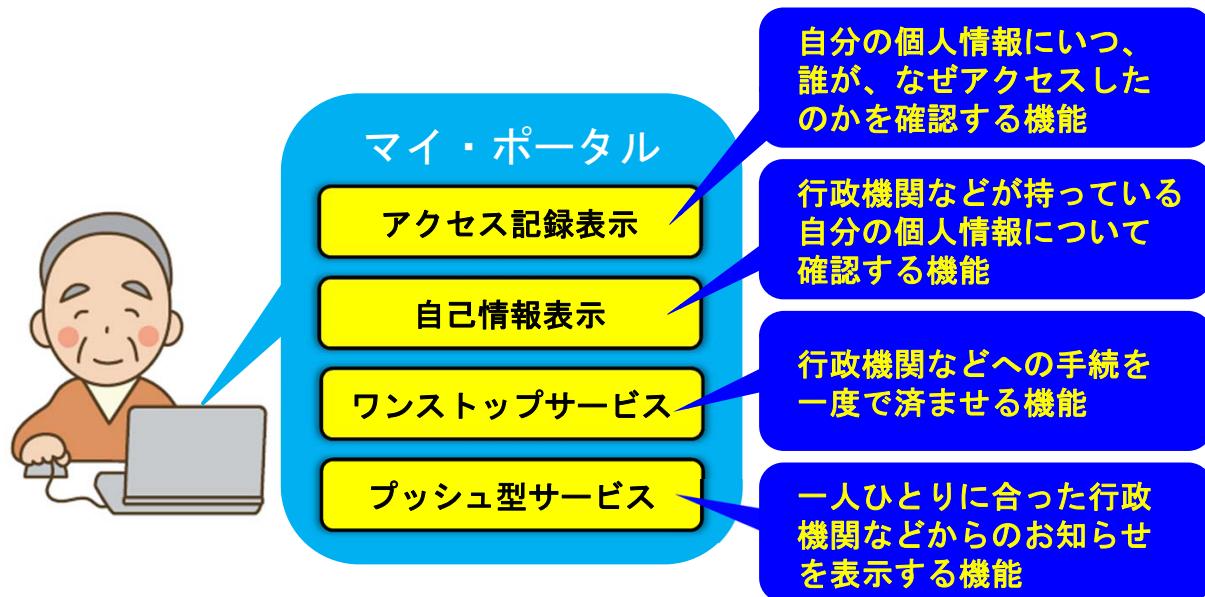
# 番号制度における符号連携のイメージ



11

## マイ・ポータル

自分の「番号」に関する個人情報をインターネット上で確認できる「マイ・ポータル」を設置する予定。



12

## 本人確認

番号制度における本人確認の仕組みとして、市町村長は住民の申請に基づき住民基本台帳カードを改良したICカードを交付。



ICカードの券面及びチップに記載される情報は本人の「番号」(マイナンバー)、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」など。

- ① マイ・ポータルにログインするため、認証用途を追加
- ② 公的個人認証サービスを民間事業者等に開放
- ③ 「番号」告知の際、「番号」の真正性を確保するため、ICカードの券面に「番号」を記載し、ICチップに「番号」を記録。

13

# 番号制度における安心・安全の確保

## 安心できる番号制度の構築

### 「番号」の保護等の必要性

- 成りすまし犯罪や「番号」による本人の意図しない人物像の蓄積による不利益を防止する観点から、「番号」のみでの本人確認を禁止

### 個人情報の保護の必要性

- 情報の種類や情報の流通量が増加、情報の漏えい・濫用の危険性が増大
- 従来からの番号制度への以下の懸念を払拭する必要性
  - ・国家管理の懸念
  - ・意図しない個人情報の名寄せ・突合の懸念
  - ・財産その他の被害への懸念

### 最高裁判例への対応の必要性

- 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

### 制度上の保護措置

- 「番号」の利用範囲、情報連携の範囲、禁止行為等、法令上の規制等措置
- 「番号」に係る個人情報へのアクセス記録を自ら「マイ・ポータル」で確認
- 第三者機関による監視・監督、システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する情報保護評価(PIA)を実施等
- 奬則強化

### システム上の安全措置

- 個人情報の分散管理
- 「番号」を直接用いず、符号を用いた情報連携
- アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用等

14

# 第三者機関と罰則

## 第三者機関

### 設置等

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会を設置
- 委員会の主な業務・権限
  - ・監督対象機関による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督（資料の提出・説明の要求、立入検査、助言、指導、勧告、命令）
  - ・「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情の処理
  - ・情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分の監査
  - ・情報保護評価の実施に関する助言、報告書の承認
  - ・所掌事務に係る国際協力
  - ・「番号」に係る個人情報の保護方策並びに番号法に関する普及啓発及び相談の受付
- 激甚災害への対応等特別の理由がある場合の情報連携基盤を通じた情報連携の許可
- 内閣総理大臣に対する意見具申
- 委員長及び委員は独立して職権を行使
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命等

## 罰則

- 以下の行為又は者を処罰する罰則を創設
- 具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性等は制度全体の在り方を踏まえ、検討を進める。

### 行政機関の職員等を主体とするもの

- (例)
- 行政機関等の職員等が正当な理由なく「番号」の記録されているデータベースを提供した行為
  - 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員が、専ら職務の用以外の用に供する目的で「番号」が記録されている文書、図画又は電磁的記録を収集した行為
  - 守秘義務違反

### 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの

- (例)
- 「番号」を取り扱う事業者等が正当な理由なく「番号」の記録されているデータベースを提供した行為
  - 詐欺等行為又は管理侵害行為（不正アクセスその他の保有者の管理を害する行為）により「番号」を取得した者
  - 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が保有する「番号」に係る個人情報の記録されているデータベース等に虚偽の記録をした者
  - 第三者機関への報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒むなどし、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

15

# 番号制度の可能性、限界、留意点

## 番号制度の可能性と限界・留意点

### 可能性

- 制度及び運営をより公平・公正で効率的なものに改善できる可能性
  - ※業務の在り方の見直しに取り組むことが必要
  - ※システムの最適化の観点からの検討も必要
- 各分野に共通する社会基盤として、制度改革の選択肢を広げ、これまで構想できなかった構想も実施できる可能性

### 限界

- 全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給を完全に無くすことは困難
- 事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界

### 留意点

- 番号制度のバックアップ体制、バックアップシステムの整備を含め、不具合等発生時の対応
- 番号制度の導入について、原則として本人同意は前提としない仕組み（全員参加）

## 番号制度の将来的な活用

- 将来的に社会保障・税以外の行政分野や、本人が自発的に同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステムを設計

## 今後の進め方

- 国民の納得と理解を得るための行動
  - ・全国47都道府県でシンポジウムを実施
- 地方公共団体等との連携
- 番号制度の導入に係る費用と便益

16

## 今後のスケジュール

番号制度の導入時期は、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目途とする。

2011年秋以降、可能な限り早期に、番号法案及び関係法案を国会に提出。

法案成立後、可能な限り早期に、第三者機関を設置。

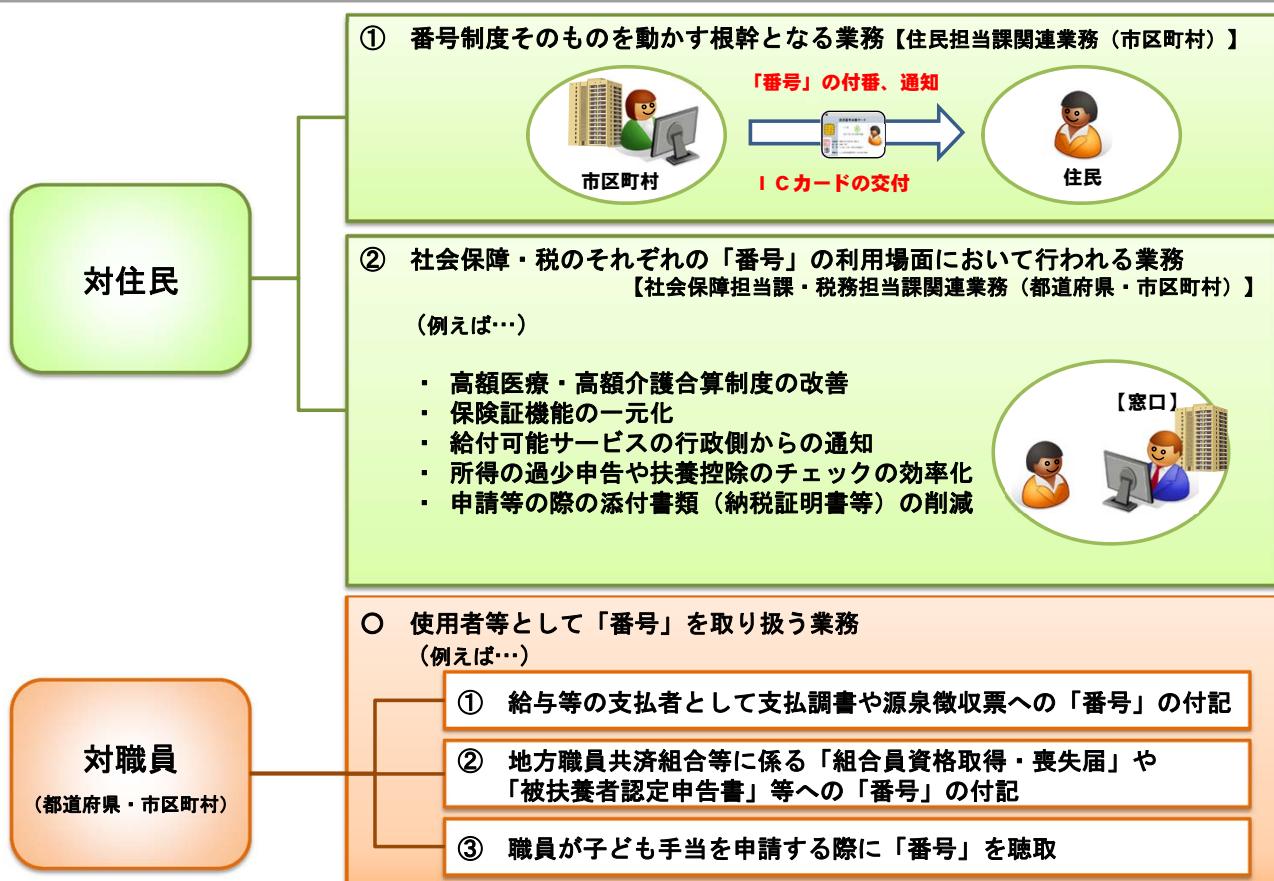
2014年6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付。

2015年1月以降、社会保障・税分野及び防災分野のうち、可能な範囲から「番号」を利用。

2018年を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討。

17

## 地方公共団体で「番号」を取り扱う業務



18

## 「番号」導入で期待される業務面での改善効果

### （現状）

- ① 確認作業等に係る業務に多大のコスト（職員の手間、時間、費用）
  - 住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい
  - 外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性
  - 手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる
- ② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い
- ③ 本人確認や資格などの審査が縦割りで行われており、面倒で時間がかかる手続を強いられている

### （「番号」導入後）

- ① 確認作業等に係る業務の簡素化が図られる
  - 高額医療・介護の自己負担額の合算
  - 課税資料の名寄せ・突合作業の効率化
  - 各種支給事務に伴う関係機関等への照会事務・調査事務の軽減
  - 審査事務の効率化
- ② 無駄な経費の削減が図られる
  - 業務間の情報連携、情報共有により重複作業が削減可能
- ③ 給付の適正化が図られる
  - 重複支給の解消
  - 不正な養子縁組の解消、不正な生活保護受給の防止

### <法人番号の導入>

- 法人情報のデータ連携により、業務・システム連携や地方公共団体間の連携の円滑化、法人情報の迅速かつ的確な把握、法人情報の登録作業の軽減、二重登録や登録ミスの防止、社名・所在地の変更手続の遅れ等による不一致の減少

19

## 業務面での効果に必要な対策・対策例

### ① システム改修対応

- 地方公共団体が保有する既存の業務システムについて、平成24年度から番号制度導入に対応したシステム改修が必要

### ② 業務改革の実施

- 番号制度導入にあわせて既存の業務のやり方を同時に見直すことで、効果の発現は増大
  - ・書類（紙）を前提とした取扱いの見直し
  - ・地方公共団体が独自の判断で求めていた添付書類の省略化（条例・規則・要綱等の改正）
  - ・行政手続の簡便化を図り、対住民サービスを向上させる必要（将来的には申請主義からの脱却）

### ③ 体制の整備

- 番号制度導入にあわせて体制面での見直しも必要ではないか
  - ・番号制度導入により、従来社会保障・税の各セクションで行っていた確認作業等の業務が簡素化される。対住民サービスにおいて役所業務を各課で行う必要性が小さくなり、複数の関連する窓口を一本化できる可能性

### ④ 個人情報保護条例の見直し

- 法令に基づく適正なデータマッチングであるにもかかわらず、それを困難にするおそれのある規定（例：オンライン結合の禁止又は制限）の見直し

### ⑤ 情報セキュリティの在り方の見直し（セキュリティポリシーの見直し）

- 情報セキュリティ対策の強化等（監視機能の体制整備、アクセスログの管理、LGWANと庁内基幹系ネットワークの適切な接続、設備・回線の強化（市区町村におけるLGWAN回線の強化）、手作業からシステム連動へ、権限ある者以外の利用の制限等）

20

# 地方税分野における 番号制度について

21

## 平成 23 年度税制改正大綱(抄)〈番号制度関係〉

〔平成 22 年 12 月 16 日  
閣議決定〕

### 第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

#### 1. 納税環境整備

##### (7) 社会保障・税に関する番号制度

社会保障・税に関する番号制度（以下「番号制度」といいます。）は、主として給付のための制度であり、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラとして可能な限り早期に導入することが望ましいものと考えます。

本制度については、「政府・与党社会保障改革検討本部」の下に設けられた「社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会」の「中間整理」（平成 22 年 12 月 3 日）において、①幅広い行政分野での利用を視野に入れつつ、まずは税と社会保障分野から利用を開始する、②住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号を使用する、③データベースの管理方式について分散管理方式を前提に検討し、番号の管理方式については一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討を進める、④付番機関については、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について、他の論点の方向性に鑑みつつ、検討を進める、⑤個人情報保護の徹底については、最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討する、という目指すべき方向性を明らかにしたところです。また、スケジュールについては、「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、来年 1 月を目指す方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むこととしています。今後、このような方針に即し、早期の制度導入に向かって、実務検討会を中心に速やかに検討を進めます。

22

税務面において番号制度を活用するには、①各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること、②取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること、が必要となります。これにより税務当局は、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能となります。

その前提として、番号は、少なくとも、①国民一人一人に一つの番号が付与されていること、②納税者が取引の相手方に告知できるよう、民一民一官の関係で利用でき、また、目で見て確認できること、③常に最新の住所情報と関連付けられていること、という条件を満たす必要があります。

税務面において、番号制度がこのような役割を果たしていくよう、実務検討会での議論と並行して、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、等の課題について積極的に検討を進めます。また、制度全体についての議論の進捗状況を踏まえ、①法定調書への正確な番号記載の確保策、②税務情報についてのプライバシー保護の徹底策、といった課題についても検討を進めます。

なお、検討に当たっては、番号を利用して事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要があります。

### 第 3 章 平成 23 年度税制改正

#### 9. 検討事項

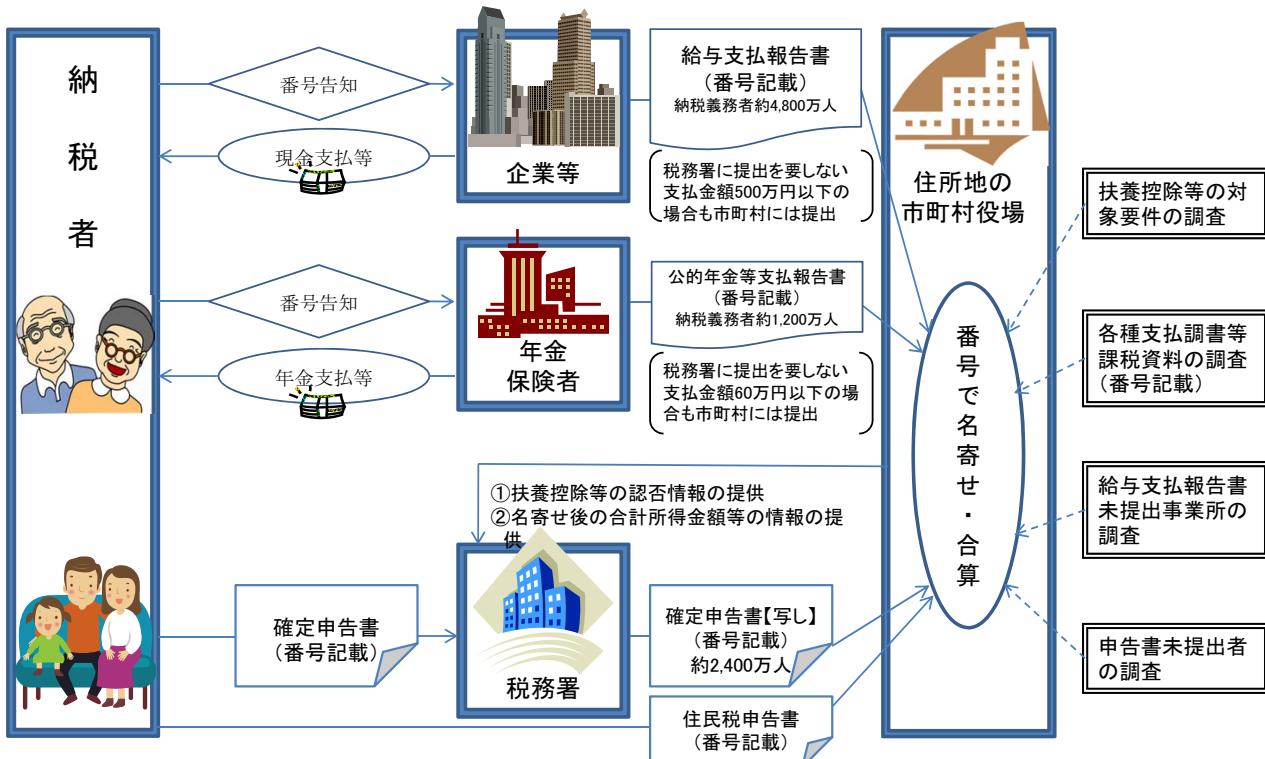
##### 〔国税・地方税共通〕

(1) 社会保障・税に関する番号制度については、「社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会」での議論と併せ、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行います。

23

## 「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

24

## 情報連携が想定される場面

- 多くの制度において個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を基準として補助等が行われており、手続において、所得証明書等の添付が求められている。

➡ 情報連携基盤を通じて情報提供することにより、所得証明書等の添付書類の削減ができる。

幼稚園就園奨励費補助	養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の利用(自己負担)
自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等	肝炎インターフェロン医療費助成(自己負担)
国民健康保険制度(保険料等)	ハンセン病療養所非入所者給与金
後期高齢者医療制度(自己負担)	児童入所施設等の徴収金
障害者自立支援制度(障害福祉サービス費等・自己負担)	助産施設における助産の実施(自己負担)
障害者自立支援制度(補装具・自己負担)	小児慢性特定疾患への日常生活用具給付(自己負担)
障害者自立支援医療制度(自己負担)	未熟児への養育医療の給付(自己負担)
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	結核児童への療育の給付(自己負担)

個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等

※ 各府省への照会等に基づき総務省でとりまとめ。

25

## 番号制度に係る地方税務システム検討会 開催要綱（案）

### 1. 趣旨

社会保障・税に関する番号制度については、社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日決定）において、「平成27年（2015年）1月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。」こととされている。

番号制度の導入により、地方税分野においては、各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握が行えるようになることが期待されている一方、事務・手続きの簡素化、負担の軽減の観点から、情報連携基盤を通じて社会保障分野へ所得情報等の提供を行うことが想定される。

このため、番号制度の導入に当たっては、約1800の地方公共団体の税務システムの改修が必要となり、各地方公共団体の実態を踏まえつつ、実務上の課題について検討を行なうこととする。

### 2. 名称

本検討会の名称は、「番号制度に係る地方税務システム検討会」（以下「検討会」という。）とする。

### 3. 検討項目

- (1) 番号制度導入にあたり必要な地方税務システムにおける改修内容
- (2) 情報連携基盤への対応に必要な地方税務システムにおける改修内容
- (3) 地方団体内部の「番号」の活用等情報のやりとりに必要な地方税務システムにおける改修内容 等

### 4. 構成員

別紙のとおり。

### 5. 運営

- (1) 総務省自治税務局市町村税課長が検討会を主宰する。
- (2) 総務省自治税務局市町村税課長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開しないが、研究会終了後、配布資料（一部を除く）を公表する。また、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

### 6. その他

検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。

## 番号制度に係る地方税務システム検討会 構成員名簿

（敬称略）

### （構成員）

青山 正明	埼玉県川口市理財部税制課長
秋月 雅也	日本電気(株)公共ソリューション事業部マネージャー
江尻 芳雄	岡山県総務部参与（税務課長事務取扱）
荻澤 滋	総務省自治税務局都道府県税課税務管理官
熊谷 則之	(社)地方税電子化協議会システムグループ担当課長
小島 昇	埼玉県比企郡ときがわ町税務課長
杉本 達治	総務省自治税務局市町村税課長
高木 克之	神奈川県川崎市財政局税務部税制課市税システム企画担当係長
浜田 浩之	フューチャーアーキテクト(株)執行役員
原田 智	京都府総務部税務課長
保科 正己	富士通(株)行政第二ソリューション事業本部長
目黒 高明	東京都三鷹市民部市民税課長
望月 光政	東京都主税局税制部システム管理課長
山田 達也	東京都練馬区区民生活事業本部区民部税務課長
山田 俊哉	佐賀県多久市税務課長

### （オブザーバー）

総務省自治行政局住民制度課
総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室
総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室

# 地方税の電子化について

平成23年9月2日  
**総務省自治税務局都道府県税課**  
**税務管理官 荻澤 滋**

## 地方税の電子化について

### 1. eLTAX(エルタックス:地方税ネットワーク)の現状(平成23年4月)

- eLTAX接続団体・・・・全47都道府県 及び 1,747市区町村（全19政令市を含む）／全1,747市区町村（100%）
  - ※ 全都道府県、全市区町村がeLTAXに接続
- 電子申告受付サービス対応団体・・・全47都道府県 及び 1,061市区町村（全19政令市を含む）／全1,747市区町村（60.73%）
  - 人口カバー率は、78.15%
  - ※ 1,061市区町村は、「2. 提供サービスの内容 (1)【対象税目等】」のうち、いずれか1つ以上対応している団体数

### 2. 提供サービスの内容

- (1) 電子申告受付サービス・・・インターネットを通じた地方税の電子申告等

#### 【対象税目等】

- 法人2税（1,068団体）、固定資産税（償却資産）（996団体）、事業所税（62団体）の電子申告
- 紹介支払報告書（1,057団体）、法人設立届等（1,031団体）の電子的提出
- 電子納税（10団体）

※ 団体数は、都道府県及び市区町村の対応団体数

- (2) 年金特徴・・・公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり  
全市区町村が利用

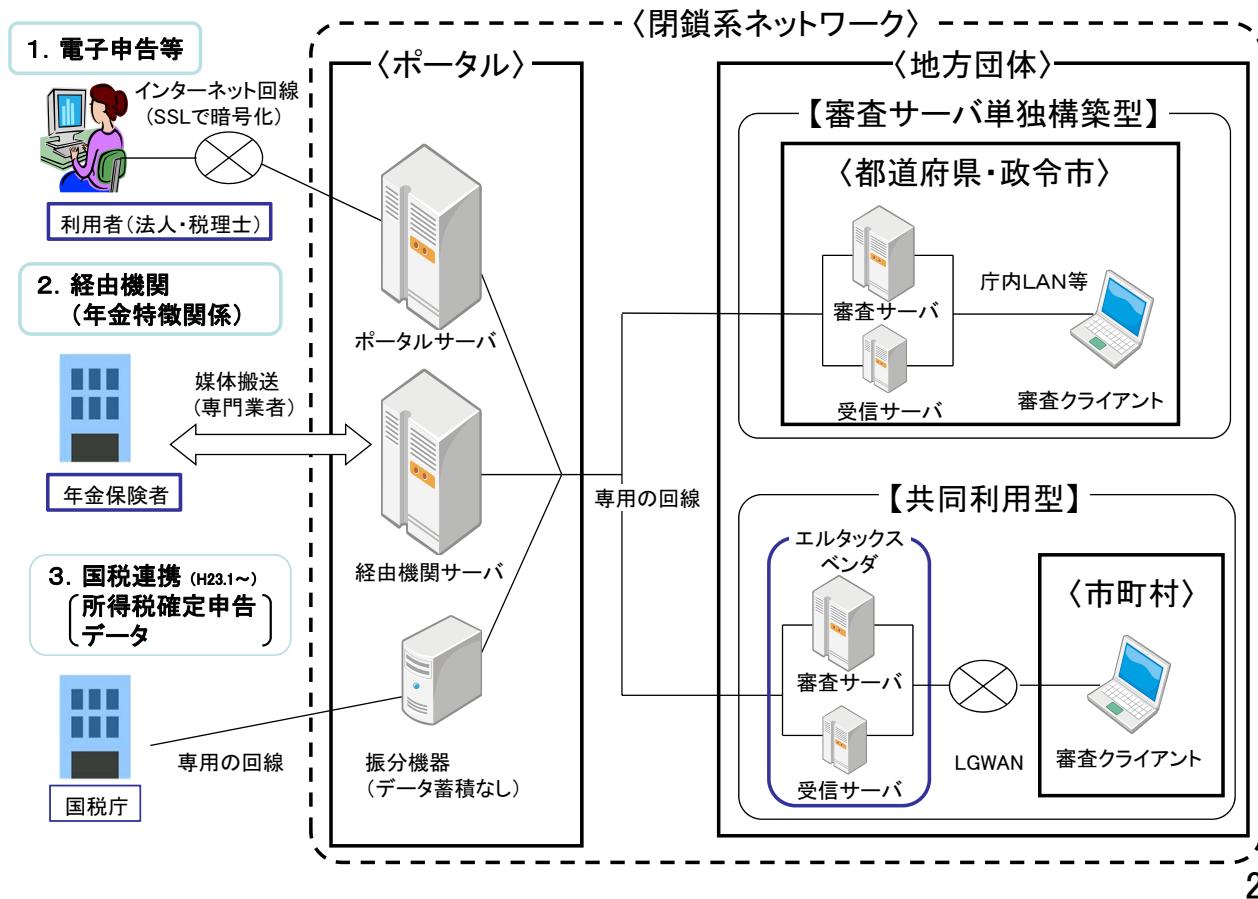
- (3) 国税連携・・・所得税申告書等の国税庁から地方団体へのデータ送信  
全47都道府県及び全市区町村が利用

### 3. 財政支援措置

- 地方交付税措置・・・・・・エルタックス運用経費等

（平成23年度）標準団体あたり 都道府県分：約2,400万円、市町村分：約1,700万円

## 地方税ネットワーク(eLTAX)の構成



## 電子申告等受付サービス導入団体の推移

- 都道府県は、平成19年1月時点で全47団体が電子申告等に対応。
- 市区町村においても、平成20年以降導入が進み、平成23年4月時点で全市区町村の約6割が対応済み。平成23年度中に全市区町村の7割超まで導入が進む見込み。

地方団体		H17.1	H18.1	H19.1	H20.1	H21.1	H22.1	H23.1	H23.4	H24.3 (見込※1)
e	(1)都道府県	47	47	47	47	47	47	47	47	47
L	(2)市区町村計	13	14	17	20	1,200	1,590	1,750	1,747	1,747
T	政令市	13	14	15	17	17	18	19	19	19
A	内訳	—	—	2	3	1,171	1,553	1,708	(市) 767 (町村) 938	(市) 767 (町村) 938
X	市町村 (政令市除く)	—	—	—	—	12	19	23	23	23
接続	特別区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体	合計	60	61	64	67	1,247	1,637	1,797	1,794	1,794
<b>電子申告等対応団体</b>										※2
(1)都道府県		6 ※3	43	47	47	47	47	47	47	47
(2)市区町村計		—	13	16	18	258	659	1,042	1,061	1,252
内訳		—	13	15	15	17	18	19	19	19
政令市		—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村 (政令市除く)		—	—	1	3	240	632	1,004	(市) 516 (町村) 507	(市) 610 (町村) 601
特別区		—	—	—	—	1	9	19	19	22
合計		6	56	63	65	305	706	1,089	1,108	1,299

※1 「市区町村における電子申告等受付サービスへの対応について（照会）」（平成23年3月7日付事務連絡）に対する回答をとりまとめたもの

※2 全市区町村数のうち占める対応団体の割合

※3 岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県

【備考】 色をつけた個所は、該当する全団体が接続または電子申告等対応済み

## 市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況(都道府県別)

- 多くの都道府県において市区町村の電子申告等受付サービスの導入率は向上。一方、一部の都道府県で市区町村における導入に遅れがみられる。
- 納税者の利便性向上のため、全市区町村における電子申告等受付サービスの早期導入が重要。**

都道府県名	市区町 村数	H23.4.1時点		未導入 市区町 村数		H23年度末時点(見込) ※1	
		導入済	率	市区町村数	率	市区町村数	率
1 北海道	179	40	22.35%	140	52 ( 13 )	29.05%	
2 青森県	40	17	42.50%	23	19 ( 2 )	47.50%	
3 岩手県	34	34	100.00%	0	34 ( 0 )	100.00%	
4 宮城県	35	31	88.57%	4	33 ( 2 )	94.29%	
5 秋田県	25	7	28.00%	18	18 ( 11 )	72.00%	
6 山形県	35	34	97.14%	1	35 ( 1 )	100.00%	
7 福島県	59	35	59.32%	24	35 ( 0 )	59.32%	
8 茨城県	44	13	29.55%	31	28 ( 15 )	63.64%	
9 栃木県	27	22	81.48%	5	27 ( 5 )	100.00%	
10 群馬県	35	24	68.57%	11	26 ( 2 )	74.29%	
11 埼玉県	64	55	85.94%	9	64 ( 9 )	100.00%	
12 千葉県	54	13	24.07%	41	18 ( 5 )	33.33%	
13 東京都	62	44	70.97%	18	50 ( 6 )	80.65%	
14 神奈川県	33	11	33.33%	22	14 ( 3 )	42.42%	
15 新潟県	30	27	90.00%	3	30 ( 3 )	100.00%	
16 富山県	15	15	100.00%	0	15 ( 0 )	100.00%	
17 石川県	19	15	78.95%	4	19 ( 4 )	100.00%	
18 福井県	17	10	58.82%	7	13 ( 3 )	76.47%	
19 山梨県	27	12	44.44%	15	24 ( 12 )	88.89%	
20 長野県	77	67	87.01%	10	68 ( 1 )	88.31%	
21 岐阜県	42	42	100.00%	0	42 ( 0 )	100.00%	
22 静岡県	35	30	85.71%	5	33 ( 3 )	94.29%	
23 愛知県	54	54	100.00%	0	54 ( 0 )	100.00%	
24 三重県	29	29	100.00%	0	29 ( 0 )	100.00%	

都道府県名	市区町 村数	H23.4.1時点		未導入 市区町 村数		H23年度末時点(見込) ※1	
		導入済	率	市区町村数	率	市区町村数	率
25 滋賀県	19	16	84.21%	3	18 ( 2 )	94.74%	
26 京都府	26	26	100.00%	0	26 ( 0 )	100.00%	
27 大阪府	43	23	53.49%	20	24 ( 1 )	55.81%	
28 兵庫県	41	40	97.56%	1	41 ( 1 )	100.00%	
29 奈良県	39	15	38.46%	24	19 ( 4 )	48.72%	
30 和歌山県	30	30	100.00%	0	30 ( 0 )	100.00%	
31 鳥取県	19	14	73.68%	5	19 ( 5 )	100.00%	
32 島根県※2	21	18	85.71%	3	19 ( 1 )	90.48%	
33 岡山県	27	27	100.00%	0	27 ( 0 )	100.00%	
34 広島県	23	20	86.96%	3	21 ( 1 )	91.30%	
35 山口県	19	16	84.21%	3	16 ( 0 )	84.21%	
36 徳島県	24	9	37.50%	15	15 ( 6 )	62.50%	
37 香川県	17	2	11.76%	15	8 ( 6 )	47.06%	
38 愛媛県	20	19	95.00%	1	20 ( 1 )	100.00%	
39 高知県	34	2	5.88%	32	25 ( 23 )	73.53%	
40 福岡県	60	16	26.67%	44	22 ( 6 )	36.67%	
41 佐賀県	20	11	55.00%	9	14 ( 3 )	70.00%	
42 長崎県	21	16	76.19%	5	19 ( 3 )	90.48%	
43 熊本県	45	23	51.11%	22	28 ( 5 )	62.22%	
44 大分県	18	1	5.56%	17	14 ( 13 )	77.78%	
45 宮崎県	26	3	11.54%	23	9 ( 6 )	34.62%	
46 鹿児島県	43	28	65.12%	15	30 ( 2 )	69.77%	
47 沖縄県	41	5	12.20%	36	8 ( 3 )	19.51%	

★括弧内は23年度中に新たに導入予定の団体数。

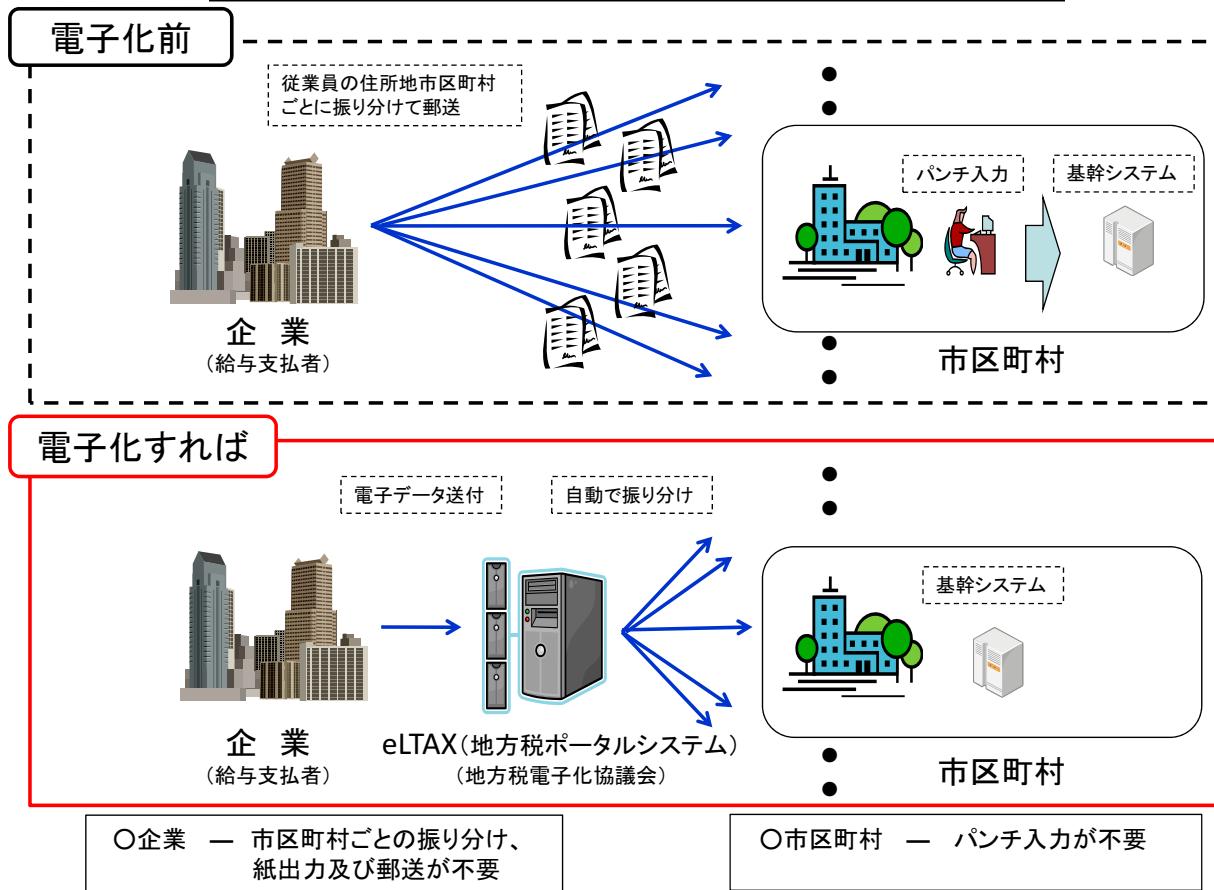
◎導入率が100%の都道府県数 8 → 16 ( 8 )

人口カバー率は、  
86.69%

※1 「市区町村における電子申告等受付サービスへの対応について(照会)」(平成23年3月7日付事務連絡)に対する回答をとりまとめたもの  
※2 島根県の回答・平成23年度中に未対応団体が対応団体と合併することになるため、全団体加入となる。

4

## 給与支払報告書の提出の電子化(イメージ)



## 電子申告等受付サービス導入の課題

### ● H23年2月 各都道府県(市町村課)ヒアリングより 市区町村におけるサービス導入に向けた課題

対策案

#### 1. 基幹システム更新時期との整合性

- ・基幹システムの更新時期が未到来であり、更新時期に併せて実施する方が効率的で、改修費用も低く抑えることが可能。

- ・基幹システムの改修をしなくても、電子申告等受付サービスの導入は可能。  
⇒ 納税者利便のため、改修に先行して電子申告等受付サービス導入を。

#### 2. 導入コスト

- ・厳しい財政状況の下で、電子申告等受付サービス導入のための経費を確保することが困難。

- ・ASPサービスを活用すれば、独自のシステム構築は不要であり、独自にシステム構築するより低コストで導入可能。  
・eLTAXに関しては普通交付税措置も行われている。

#### 3. 利用率、費用対効果の問題

- ・同じ都道府県内で先行実施している市区町村における利用率(特に給与支払報告書)が低い状況であり、需要が低いと考えられ、費用に見合う利用が見込めない。
- ・電子申告等と紙申告等が併存して残っている状況(納税者の選択制)では、市区町村にとって効果的とは言えない。

- ・提出先市区町村の一部が電子申告等に未対応の場合、提出漏れ等を防ぐため、全て紙提出にする企業も。  
・すべての団体が導入すれば、電子申告等の利用率向上が期待できる。

6

## 平成24年度税制改正に関する要望①

(社)日本経済団体連合会

※「平成24年度税制改正に関する提言」は未提出。

(参考) 「平成23年度税制改正に関する提言 (2010年9月14日)」(抄)

### II. 税制抜本改革のあり方

#### (4) 社会保障・税共通の番号制度の早期導入

企業、行政双方の業務効率化の観点から、納税手続きの電子化を推進することも重要である。電子帳簿保存法の見直し、e-Tax(イー・タックス：国税電子申告・納税システム)の改善・普及促進、年末調整の税額通知の電子化、全地方自治体のeLTAX(エル・タックス：地方税ポータルシステム)への参画等を実現する必要がある。

日本商工会議所

「平成24年度税制改正に関する意見 (平成23年7月22日)」(抄)

### IV. 納税環境整備の充実

#### 2. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化が必要

(5) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下の取り組みを行うべきである。

①e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。  
上記①が実現するまでの間、以下の措置を講じること。

(ア) e-Tax(国税)について、税額控除額(5,000円)を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。  
なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。  
(イ) eLTAX(地方税)について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。

7

## 平成24年度税制改正に関する要望②

### 日本税理士会連合会

「平成24年度・税制改正に関する建議書（平成23年6月29日）」（抄）

#### 3. 国税・地方税の申告納税の一元化について

##### (1) 電子申告・電子納税の環境を一層整備すること。

個人の場合の電子申告は所得税と住民税の申告が同時に完結するが、法人については、国税庁、都道府県、政令指定都市及び一部の市町村に対して、それぞれに申告しなければならない。

また、分割法人の場合で、電子申告に対応していない地方公共団体が含まれている場合は、追加的な事務負担が生じることになる。納税者に今後、一層の電子申告の普及を図るには、e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統一的な運用を行うことが必要である。

また、納税者利便を図るためにも、電子納税についても電子申告との一体的運用を行うべきであり、国税のダイレクト方式電子納税に続き、地方税についても同様の措置が講じられることが必要である。

なお、電子申告利用率を一層向上させるための措置として、「電子証明書取得控除」を「電子申告控除」に変更した上で当面の措置として継続することや税理士による代理送信の場合も「電子申告控除」の適用が認められること等が考えられる。

##### (2) すべての地方公共団体にeLTAXの導入が図られること。

地方税における申請書及び届出書等は、地方公共団体により独自の様式を定めているものが多く、提出する自治体ごとに用紙を入手する必要が生じている。このため、コンピュータによるシステム化が阻害されている事例もある。納税者の利便性の観点から、様式を統一することが必要である。地方税における申請書及び届出書等の地方税ポータルシステム（eLTAX）においては、標準様式による電子申請・届出が可能であり、また、上記(1)を実現するためにも、すべての地方公共団体においてeLTAXの導入が図られるべきである。

## 平成23年度税制改正

### 平成23年度税制改正大綱（抄）

#### 第3章 平成23年度税制改正

##### 1. 納税環境整備

###### (7) その他〔国税〕

###### ③ 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設

支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書（以下「支払調書等」といいます。）を提出する場合において、基準年（その年の前々年をいいます。）に提出すべきであった当該支払調書等の提出枚数が1,000枚以上であるときは、当該支払調書等の提出義務者は、当該支払調書等の提出については、当該支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等を提出する方法又は当該事項を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法によらなければならないこととします。

（注）上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出する支払調書等について適用します。

##### 9. 検討事項〔国税・地方税共通〕

- (1) 社会保障・税に関わる番号制度については、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」での議論と併せ、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行います。

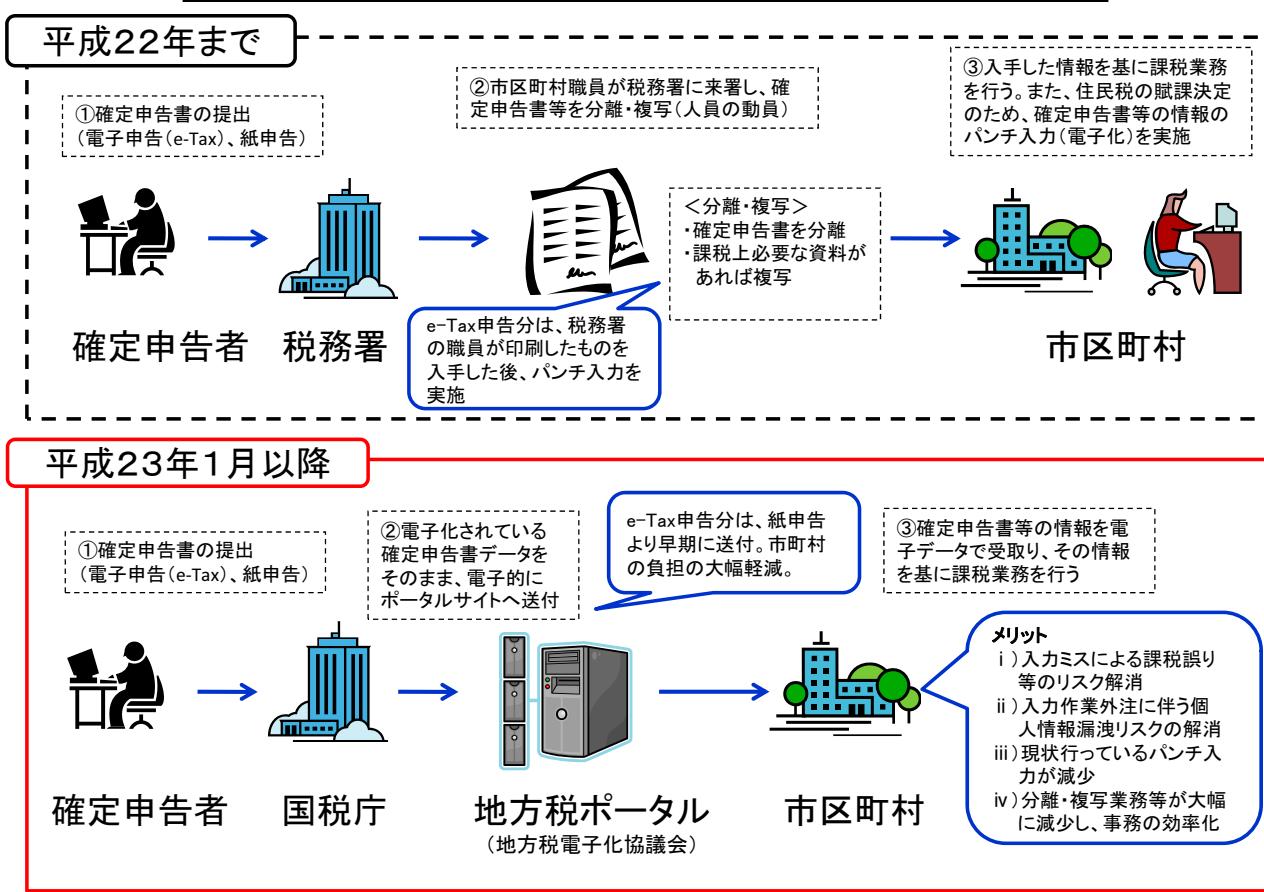
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」による改正後所得税法

#### （支払調書等の提出の特例）

第228条の4 第225条第1項（支払調書）、第226条第1項から第3項まで（源泉徴収票）又は第227条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法
- 二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

## 国税連携(所得税確定申告書データ送信)のイメージ(個人住民税)



10

## 国税連携の実施状況

国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成23年1月から、所得税申告書等の地方団体への電子的送付（所得税申告書等のデータ連携）が開始。

### 「所得税申告書等の閲覧等に必要な情報の取扱いについて」(平成22年6月29日付企画課長通知)の内容

- データ送信のスケジュール
  - イ e-Taxで申告された所得税申告書等  
国税庁が受信した正常データは、受信日に送信する。
  - ロ 上記イ以外
    - (イ)確定申告期  
週次で送信する。  
なお、期限内申告分の所得税申告書等のデータ送信は、4月上旬までに完了する。
    - (ロ)通常期(上記(イ)以外の期間)  
月次で送信する。



期限内申告分の所得税申告書等のデータ送信は、  
e-Tax分は3月20日(日)に完了  
紙申告分は4月9日(土)に完了

※東日本大震災により申告期限が延長されているもの等を除く。

### 平成22年分所得税の確定申告書提出状況（国税庁HPより）

提出件数… 2,315万人	e-Tax … 775万人 (33%)
紙申告 … 1,540万人	

### 国税庁から地方団体へのデータ送信件数 (平成23年1月4日～4月9日)

送信件数… 約8,010万件	e-Tax分 … 約1,660万件
紙申告(KSK)分	XMLデータ(税務署入力データ)… 約3,260万件
	TIFFデータ(画像データ) … 約3,090万件

都道府県と市区町村の両方に送信  
(約2倍の件数)

※データ送信件数には、納税者が複数回送信したe-Taxデータや各税務署が修正したことにより複数回送信したデータが含まれるため、平成22年分所得税の確定申告書の提出件数と差異が生じている。

## 国税連携の実施状況

### 課税作業への影響

効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随時申告書を受けるため、課税作業の平準化やペーパーレス化により課税スケジュールを早められた団体があつた。</li> <li>○ 税務署へ行き、確定申告書から住民税用の資料を分離し持ち帰るという作業が不要・減となつた。</li> <li>○ パンチ入力を減らしたことにより、人件費・パンチ委託費が削減された。</li> <li>○ e-Tax分は送信も早いため、速やかに課税事務を行え、全ての帳票がデータで送信されるため、基幹システムへの取り込みもスムーズに行えた。また、収支内訳書等の添付書類もデータで送信され、領収書等の添付については税務署への提出がそもそも省略されているため、税務署への閲覧が不要となつた。</li> <li>○ 受信したデータをそのまま基幹システムに取り込み、ペーパーレスを実現した団体があつた。(KSK分の第二表も、登録委託先事業者の数値データ化サービスを利用。)</li> <li>○ 課税資料のペーパーレス化で、以下の対応が可能となつた。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティの向上</li> <li>・整理事務の削減</li> <li>・保管スペースの縮小</li> <li>・問い合わせ・照会への迅速な対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データの受信が4月上旬であり、従来同様にパンチ入力を行うため、業者への提出期限に間に合わず、課税作業に遅れが生じた団体があつた。</li> <li>● KSK分の第二表はイメージデータ(TIFF)のみのため、引き続きパンチ入力が必要となる団体があつた。</li> <li>● 国税連携初年度で準備が十分にできず、事務の見直しまで行えず、効率的に課税事務を行えなかつた団体があつた。</li> <li>● 所得・控除等に変更のない訂正データが送信され、その精査が必要だつた。</li> <li>● 書面提出された添付資料等は引き続き閲覧・複写分離作業が必要。</li> </ul>

12

### 地方団体における来年度の運用に向けての課題

#### ○ 課税作業見直しの促進

- 書面を前提にした作業工程の見直し（パンチ入力の見直し等）
- 確定申告書の情報が随時送信されることから、課税業務の前倒し

#### ○ システム・回線の検証

- 必要な回線速度を確保するため、受信サーバと国税クライアント間の回線帯域の拡大を検討

#### ○ 繁忙期の送信時間帯における受信サーバの安定稼働の確保（単独利用型団体）

- 受信サーバが1台でも停止し送信エラーとなった場合、全体の送信件数が低下するため、保守のための受信サーバの停止は行わない。
- 災害時でも自家発電等を利用し、受信サーバの停止は行わない。

#### ○ e-Tax利用促進

- e-Taxは、紙申告分より早期にデータ送信され、すべての帳票が電子データで地方団体に送信されることから、e-Taxの利用率向上は、地方団体の税務事務の一層の効率化に資するもの。

13

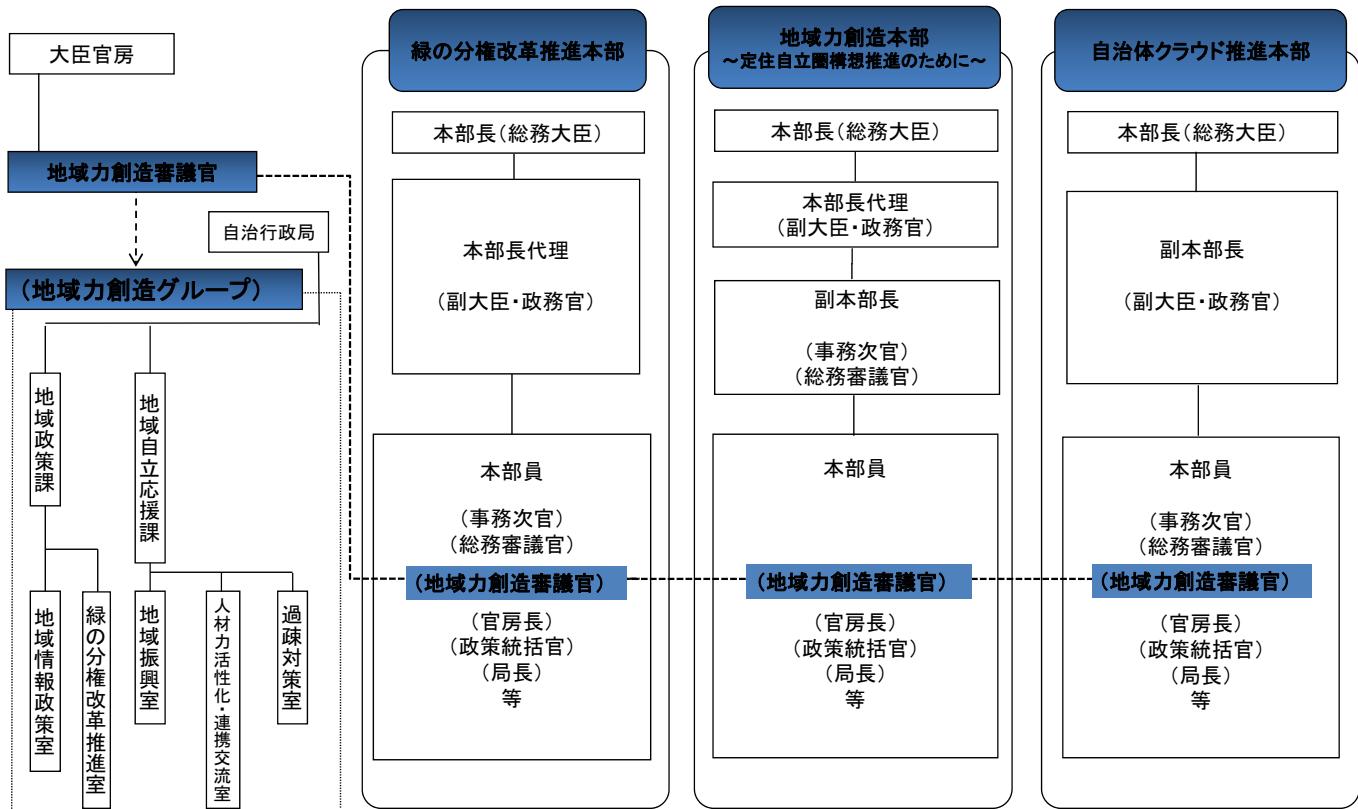
# 地域力創造に向けた取組について

## 第3回 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

平成23年11月10日

総務省地域力創造グループ地域振興室長  
濱田 厚史

### 地域力創造に向けた組織体制



## 「地域力創造」に向けた取組の基本的考え方

少子高齢化・人口減少社会が到来する中、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、再生可能エネルギーの利用促進等の改革が求められており、地方公共団体、市民、NPO等の協働・連携により、地域力を高める取組を支援する施策を一體的に展開。

### 地域を取り巻く環境の変化と課題

- ・少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来
- ・地域主権型社会への転換の要請

- ・安定した経済成長を持続していくため、各地方が主体性を発揮して地域活性化施策を展開できる環境を整備することが課題

- ・都市・地方の地域格差の拡大
- ・引き続く東京への一極集中
- ・中央集権型・護送船団方式の法制度、ピラミッド型の発展モデルの限界
- ・国・地方を通じた厳しい財政状況により、財政出動を主体とした従来型の地域活性化施策の限界

- ・地域格差を是正し、都市と地方が共生できるよう、地方が自立して地域経営を担える環境を整備することが課題
- ・各地域の創富力（富を生み出す力）を高めることが課題
- ・人材育成や知の蓄積など地域の内発力を高める取組を伸長していくことが課題

- ・東日本大震災の発生
- ・震災の教訓を踏まえた電気安定供給の確保
- ・地域の低炭素化に向けた取組の推進

- ・地域が主体となった復興が課題
- ・地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの利用促進が課題

- ・少子高齢化・家族形態の個人化等による地域コミュニティの脆弱化
- ・地域の課題への住民等の関心や意識の高まり

- ・地域の課題解決に向けて、地方自治体が住民、コミュニティ組織等と協働して取り組んでいくことが課題
- ・地域内のつながりのもと、社会的弱者等の生活に光をそそぐことが課題

### 地域力創造グループにおいて、一體的に施策展開

### 展開する主な施策

#### ①緑の分権改革の推進

- ・再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用する仕組みを、地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域を活性化し、自立的な地域づくりを推進
- ・「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」から「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現

#### ②社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくり

- 地域内のつながりのもと、住民生活に光をそそぎ、個人の自立を支援していくとともに、知の蓄積等を通じた地域づくりを推進し、地域の自立を図る

#### ③定住自立圏構想の推進

- 中心市と周辺市町村が協定を締結し、相互に連携することにより、中心市と周辺市町村により形成する地域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策を検討、推進

#### ④過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

- 改正過疎法に基づき、過疎地域等の自立・活性化に向け、ハード・ソフト両面にわたって、実効性のある対策を推進。特に、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業について、地域の実情に応じた主体的な取組を積極的に支援

#### ⑤地域の人才力活性化と交流・ネットワーク

- ・個々の人材力の育成・強化、②人材力の相互交流とネットワークの強化、③人材力を補完するための外部人材活用に対する支援による人材力の強化
- ・外部人材活用の推進（①地域おこし協力隊、②集落支援員、③外部専門家（アドバイザー））
- ・子ども農山漁村交流プロジェクト、都市から地方への移住交流の促進

#### ⑥地域情報化の推進

- ・効率的な電子自治体を構築し、ICTの活用による地域の課題解決や行政サービスの利便性向上のための取組を推進
- ・自治体クラウドによる地方公共団体の情報システムの集約と共同利用の推進により、効率的で災害に強い電子自治体を構築

## 緑の分権改革とは

- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生まれる食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、「絆」の再生を図り、「地域から人材、資金、資源が流出する中央集権型の社会構造」から、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

### 現 状



### 緑の分権改革

### 改革後



(分散自立・地産地消・低炭素型社会へ)

## 東日本大震災からの復興の基本方針等における「緑の分権改革」の位置付け

### ● 東日本大震災からの復興の基本方針(2011年7月29日東日本大震災復興対策本部)

#### 5 復興施策

- (1) 災害に強い地域づくり ①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり  
(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

### ● 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～

(2010年6月18日閣議決定)

#### 第3章(4) 観光立国・地域活性化戦略

- ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～  
【2020年までの目標】『地域資源を最大限活用し地域力を向上』  
(緑の分権改革等)

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。

### ● 新成長戦略実現 2011

(2011年1月25日閣議決定)

#### 2011年に見込まれる主要な成果と課題

- ②(4) 観光・地域活性化  
○「地域主権」型社会の構築  
・「緑の分権改革」について、2010年以降行われている調査の結果を踏まえ、緑の分権改革推進会議において課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示。

### ● 地域主権戦略大綱(2010年6月22日閣議決定)

#### 第10 緑の分権改革の推進

##### 1 基本的考え方

地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会」の構築を目指し、「緑の分権改革」を推進していく。

##### 2 具体的取組

クリーンエネルギー、食料、歴史文化資産の活用、地域ブランドの育成、資金の循環による地域経済の活性化など地域において大地から泉のように富が湧き上がっていくような改革のモデルとなる取組を構築するとともに、改革の推進のための課題の抽出及び解決策の検討やそれらの成果の周知を行うことで、改革に取り組む団体数の増加を図る。また、責任をもって自らの地域の活性化を図っていくように、抽出された課題に対する制度的対応など、経済社会システムの改革を進めるとともに、地域の人材をエンパワーするための人材育成、連携交流を進める。

4

## 緑の分権改革の推進

推進体制：緑の分権改革推進本部＜本部長：総務大臣＞(平成21年12月10日設置)

緑の分権改革推進室(平成21年12月10日設置)

緑の分権改革推進会議(平成22年4月28日設置)

平成21年度

第2次補正予算(39億円)

再生可能エネルギー資源の賦存量調査  
(142件：都道府県35、指定都市10、市町村97)

平成22年度

当初予算(1億円)

事業化可能性等のソフト面調査  
(27件：県2、市町村25)

平成23年度

当初予算(5.8億円)

緑の分権改革モデル実証調査  
(32件：県1、市町村31)

被災地復興に向けた実証調査  
(第3次補正予算要求中)

フィードバック・改革モデルのとりまとめ

平成24年度(概算要求中)

全国展開

(アドバイザーの派遣(案)、プラットフォームの構築(案)等)

条件不利地域における実証調査(案)

5

## 平成23年度緑の分権改革調査事業例 1

### (岩手県釜石市) 人口約4万人

多数の被災者が自家用車を失ったことから、移動の利便性向上のため、太陽光発電装置・蓄電池を設置し、電動アシスト自転車シェアリングを実施。また、林地残材、がれき木材を燃料とする薪ボイラーを設置し、地域コミュニティの核として足湯を設け、市街地の賑わいを復活させる。

- ・電動アシスト自転車等のシェアリング実験
- ・太陽光発電装置、蓄電池活用試験(防災電源にも利用)
- ・薪ボイラーの効果、利便性等の検証
- ・薪ボイラーを熱源とした足湯の設置 等



釜石駅に電動自転車を置き、自転車への給電装置は非常時公共施設等への足として活用には防災電源として活用



自転車への給電装置は非常時には防災電源として活用



薪ボイラーは、通常時、足湯に熱源供給、まちの賑わいに活用  
非常時はがれきを燃焼、災害に強いまちづくりを目指す

### (滋賀県東近江市) 人口約11万人

市民共同出資により設置した太陽光発電設備により二酸化炭素を削減するとともに、売電収入を期間限定の地域商品券として配当することにより地域内消費の活性化を図る。



太陽の恵み三方よし商品券  
(地域商品券)

市内産菜種油を学校給食で使い、その廃食油でバイオディーゼル燃料を生産し、コミュニティバスを運行。(菜の花エコプロジェクト)



廃食油で運行する  
バイオディーゼルバス

6

## 平成23年度緑の分権改革調査事業例 2

### (群馬県川場村) 人口約4千人

農産物の規格外品を地域資源として活用するため、惣菜、菓子等への加工に向けた研究開発を行うとともに、縁組提携の世田谷区との連携を通じて、都市部住民の定住促進を図る。

- ・専門家による特產品を使った加工品の研究開発、試作
- ・未利用規格外品の年間活用に向けたドライ製法の試作
- ・加工体験、農業体験等の滞在プログラムの作成
- ・縁組提携の世田谷区との連携、ICTによるモニタリング



規格外品は廃棄処分となっていたため、加工できれば大きな利益を生み出す。



道の駅「田園プラザかわば」に加工場を設置、  
体験プログラムを実施

### (新潟県十日町市) 人口約6万人

過去の芸術祭のネットワークや作品、残された空家、廃校等を活かし、継続して集落との交流を進めている作家、団体、サポーター等と集落が協力して、都市農村交流、交流人口の拡大を図る。

- ・集落に対しヒアリングを行い、コミュニティデザインのプランを策定
- ・プランに基づき、都市住民と地域の連携ツールの開発、情報を発信
- ・雇用促進に向け、集落の交流拠点、販売拠点等の設置を検討

#### 【プラン例】

- ・アート作品として生まれ変わった空家、廃校を活用した地域住民が運営主体のカフェを都市住民との交流拠点として整備
- ・集落、アーティスト、大学等の連携による地域の歴史、魅力の再発見プロジェクトの実施



空家が芸術作品になることで交流を生む



地域の祭が交流を生む



地域に残る芸術作品

7

# 社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくり

## 1. 社会的弱者等の自立支援

- DV対策や自殺予防等の社会的弱者対策・自立支援について、相談機能の充実や、地域内のつながりを基礎とした社会的弱者等の包摂といった、個人の自立を促すための地域の取組を支援

(例) • 相談機能の充実  
…行政における相談対応機能の充実やワシントップ化 等  
• 地域内のつながりを基礎とした社会的弱者等の包摂  
…地域の見守り体制の構築、地域における居場所づくり、 等

- ICT等を活用した地域のつながりづくりの取組を支援

(例) 地域SNS等を活用した住民の生活支援、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスへの支援 等

## 2. 知の蓄積等による地域づくり

- 試験研究機関や図書館等における知の蓄積と交流・ネットワーク形成により、自立的な地域づくりを進める地域の取組を支援

(例) • 知の蓄積  
…試験研究機関等の研究開発機能の充実や職員の士気向上、図書館等生涯学習の場の充実 等  
• 知の交流、ネットワーク形成  
…大学コンソーシアムの形成や試験研究機関と地域との連携による地場産品の開発 等

- 「域学連携」地域づくり実証研究事業(平成24年度概算要求中)
- 試験研究機関等に属する職員の表彰制度の創設を検討

## 緑の分権改革(再掲)

- 自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」の取組を支援

(例) 再生可能エネルギーを活用した市民出資による発電とその売電益の地域への還元、電気自動車や野菜のハウス栽培等による再生可能エネルギーの地産地消 等

## 地方財政措置

- 普通交付税措置(平成23年度～)
- 特別交付税措置(平成23年度～3ヵ年)

(内訳) 社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくり、緑の分権改革

8

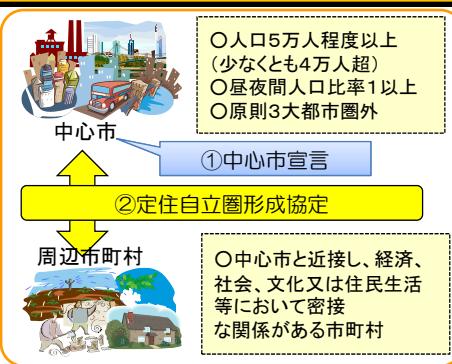
# 「定住自立圏構想」の推進

## 1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

## 2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組～



- 周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。
- 中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。  
(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等
- 圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

※平成23年10月12日現在、72団体が中心市宣言済み、61圏域（延べ272団体）で協定締結（方針策定）、53団体が共生ビジョン策定済み。

※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

## 3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
  - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
  - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
  - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
  - ・事業の優先採択
- 関係府省

9

## 定住自立圏における取組例

### 1 圏域における政策分野別の取組例・総務省の取組

◆定住自立圏構想に関する懇談会において重点取組分野とされた3分野

産業振興	文化芸術	地域医療
<ul style="list-style-type: none"> <li>農商工連携による地域ブランド開発</li> <li>観光資源連携による 広域観光ネットワーク形成 等</li> </ul> <p>⇒平成23年度に「定住自立圏」地域創富力 高度化調査事業を実施中 (他の定住自立圏のモデルとなるような、地域 に根ざした雇用促進効果のある産業振興の 取組の提案を受け、委託調査事業として採択)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統芸能・郷土芸能大会の開催</li> <li>圏域内の児童・生徒への文化芸術鑑賞機 会の提供</li> <li>国際音楽祭の開催支援 等</li> </ul> <p>⇒平成23年度中に創造的人材の 定住・交流促進事例に係る調査を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日夜間(小児)救急センター設置</li> <li>自治体病院間の医師派遣体制構築</li> <li>共通カルテ運用</li> <li>適正受診啓発による圏域の医療資源確保</li> <li>遠隔医療などによる病診連携推進 等</li> </ul> <p>⇒「地域医療に関する定住自立圏構想推 進シンポジウムin旭川」を開催 (平成23年10月2日、旭川市)</p>

➡これらの3分野について、平成24年度に委託調査事業を実施予定（概算要求中）

◆その他の分野における取組例

地域公共交通	教育	人材育成
市町村境を超えるバス路線の新設・維持、 デマンドタクシーの導入等	体育館、文化施設等の市内外利用料金区分 撤廃、図書館の相互利用等	合同研修の開催、職員の人事交流等

### 2 県境型の圏域における取組例等

#### 県境型

住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成  
(米子市・松江市、備前市、中津市、都城市)

取組例：広域観光ルートの設定、県境コミュニティバスの運行等

#### 合併1市圏域

広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のは、  
合併1市で定住自立圏の形成が可能

(大館市、由利本荘市、下関市、薩摩川内市等)

#### 複眼型中心市

隣接する2つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が4万人を  
超えるときは、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる  
(名寄市・士別市、米子市・松江市、四万十市・宿毛市)

10

## 定住自立圏の取組状況（平成23年10月12日現在）

都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市
1 北海道	小樽市・旭川市・室蘭市・ 釧路市・網走市・稚内市・ 帯広市・名寄市・士別市 (複眼型)	札幌市、函館市、苫小牧市、千歳市、滝川市、石狩市	26 京都府		福知山市
			27 大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
2 青森県	八戸市・弘前市	青森市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	28 兵庫県	西脇市・豊岡市	姫路市、洲本市、たつの市
			29 奈良県		天理市
3 岩手県		盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	30 和歌山県		和歌山市、田辺市
			31 鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市	—
4 宮城県	石巻市・大崎市	仙台市、気仙沼市	32 島根県	松江市・浜田市・出雲市・ 益田市	(安来市 ※周辺市町村として取組済み)
			33 岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市
5 秋田県	横手市・大館市・湯沢市・ 由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	34 広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
			35 山口県	下関市・山口市・萩市	宇部市、下松市、岩国市、長門市、周南市
6 山形県	山形市	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市	36 徳島県	徳島市・阿南市	—
			37 香川県	高松市・丸亀市・観音寺市	坂出市
7 福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、 二本松市	38 愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、 四国中央市
			39 高知県	高知市・四万十市・宿毛市 (複眼型)	(南国市 ※周辺市町村として取組済み)
8 茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶼市、筑西市、神栖市	40 福岡県	大牟田市・久留米市・ 八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
			41 佐賀県	唐津市・伊万里市	佐賀市、宇都宮市、武雄市
9 栃木県		宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市	42 長崎県	五島市	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市
			43 熊本県	山鹿市・天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
10 群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市	44 大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
			45 宮崎県	都城市・延岡市・日向市	宮崎市、日南市、小林市
11 埼玉県	秩父市・本庄市	—	46 鹿児島県	鹿屋市・薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
			47 沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市
12 千葉県	旭市	館山市	合計	72	174
13 東京都		(※中心市要件該当団体なし)			
14 神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)			
15 新潟県	長岡市・糸魚川市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、 上越市、佐渡市、南魚沼市			
16 富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市			
17 石川県		金沢市、七尾市、小松市			
18 福井県		福井市、敦賀市、越前市			
19 山梨県		甲府市			
20 長野県	飯田市・上田市・佐久市	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、中野市			
21 岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市			
22 静岡県		静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、 湖西市、牧之原市			
23 愛知県	刈谷市・西尾市	豊田市、安城市、田原市			
24 三重県	松阪市・いなべ市	津市、四日市市、伊勢市、龜山市、伊賀市			
25 滋賀県	彦根市・長浜市	草津市、栗東市、東近江市			

- 72団体が中心市宣言済み
- 61圏域(延べ272団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏  
形成方針策定済み
- 53団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

11

## 定住自立圏における取組の具体例

### ドクターカー運行事業(八戸圏域定住自立圏)

- 圏域内の中核的な医療機関に、ドクターカーを配備し、ドクターヘリ(青森県事業)との一体運用を行い、救急医療体制の一層の充実を図る。
- 具体的には、ドクターヘリが出動できない場合(夜間、悪天候時等)に、ドクターカーが出動し、同乗する医師が救急現場や搬送時の医療行為を実施する。
- 平成21、22年度については、八戸市が運営費を全額負担し、平成23年度以降は、構成市町村間で費用を負担する予定。
- 関係市町村：圏域内の8市町村

#### 出動状況

##### ☆H22年度の状況

・出動要請 593件
八戸市内 468件
おいらせ町 22件
階上町 41件
南部町 11件
五戸町 11件
三戸町 7件
田子町 3件
新郷村 1件
その他 29件

※ H21年度(H22.3.29～H22.3.31) 6件



八戸市民病院に配備したドクターカー

## 定住自立圏における取組の具体例

### 地場産業振興センターの運営(南信州定住自立圏)

- 圏域産業の中核的な支援機関である地場産業振興センターの施設及び人材を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。
- 関係市町村：圏域内の14市町村

#### <主な企業群>

精密機械工業系	130社
電気・電子工業系	30社
食品産業系	160社
伝統産業(水引他)	40社

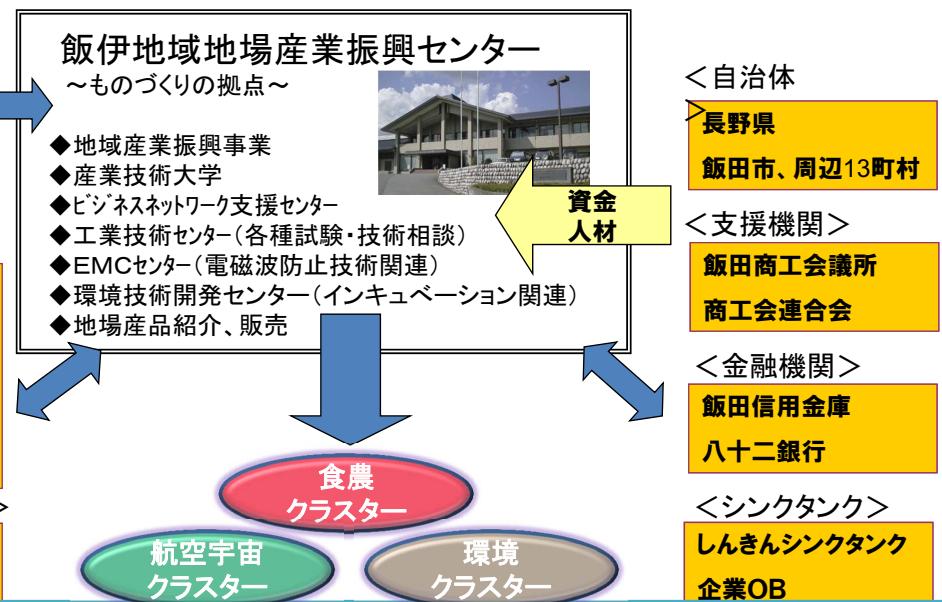
#### <大学・公設試験機関>

信州大学
明治大学
長野高専
諏訪東京理科大学
長野県総合技術センター

#### <三遠南信ネットワーク>

浜松商工会議所
豊橋商工会議所

#### 域外との結びつきを強める



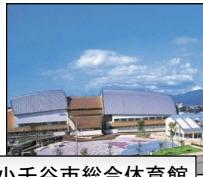
## 定住自立圏における取組の具体例

### 公共施設の相互利用事業(長岡地域定住自立圏)

- 圈域住民の文化活動やスポーツ活動等の場の拡充を図り、その発展に寄与するため、圏域内の市町が設置する集会・文化施設や運動施設について、圏域内の利用については同一料金を適用。
- 関係市町村：圏域内の4市町



長岡リリックホール



小千谷市総合体育館



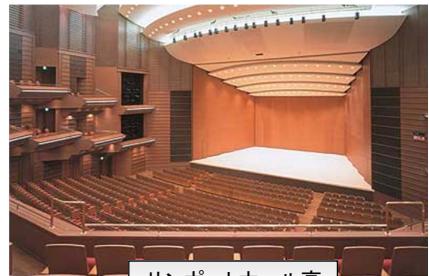
見附運動公園



出雲崎町テニスコート

### 文化芸術鑑賞等の機会の提供(瀬戸・高松広域定住自立圏)

- 圈域内市町で共同して文化芸術事業を主催し、圏域内の児童・生徒等を招待して優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。
- 関係市町村：圏域内の6市町
- 平成22年度実施事業  
“こころの劇場”劇団四季ミュージカル『エルコスの祈り』  
(鑑賞者数:約4,300人)



サンポートホール高  
松

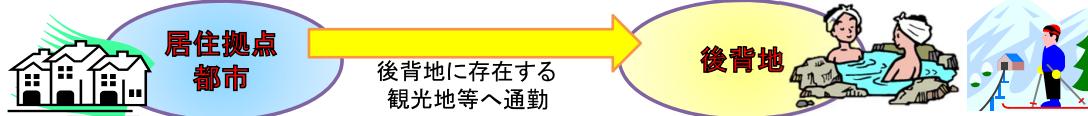
## 多自然地域を後背地とする居住拠点都市の振興に関する調査研究事業

### 【平成24年度概算要求中】

#### 趣旨

わが国には、豊かな自然を有し、地域固有の資源(自然、温泉、歴史・文化等)を生かした雇用を創出している後背地に、一定の都市機能を有する中心部から通勤する住民が多数存在する地域がある。このような地域で多くの住民が居住する都市は、オフィスや工場等を有する中心市に周辺市町村から通勤するという現行の定住自立圏の中心市(昼夜間人口比率が1.0以上)とは異なるタイプの拠点都市として捉えることができる。

このような多自然地域を後背地に持つ居住拠点都市は、一定の都市機能を担い、固有の地域資源を持つ後背地を支える中心市としての機能を発揮しており、圏域全体に対して、その特性に着目した振興策を検討する必要がある。



#### 事業概要

居住拠点都市を中心とする圏域全体に対して、その特性に着目した振興策を検討するため、居住拠点都市とその後背地の振興のあり方について実態調査、実証研究を行う。

#### ○事業内容

- ・研究会開催
- ・実態調査
- ・事例収集、分析、報告書作成
- ・実証研究

#### 【実証研究において想定される取組】

- ・外部の有識者による実地調査
- ・圏域の将来像に関するシンポジウムの開催
- ・アンケート実施、圏域計画策定、HP・パンフレット作成 等

# 過疎法による過疎対策について

## I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から過疎法の期限をH28年3月末日まで延長(6年間)。

## II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」と「財政力要件」より判定。

人口減少要件：(例)S35～H17(45年間)の人口減少率33%以上。  
財政力要件：(例)H18～H20の財政力指数0.56以下。

### 【現在の過疎地域の状況】

(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H23.10.1)	775	1,720
人口(平17国調:万人)	1,112	12,777
面積(平17国調: km <sup>2</sup> )	216,193	377,915

## IV 過疎法に基づく施策

### 過疎対策事業債による支援

- H23計画額2,700億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)
- 改正過疎法により、H22年度から、ハード事業を拡充するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とする。

①太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設  
②認定こども園・市町村立の幼稚園 ③図書館

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

16

# 過疎対策事業債（ソフト分）について

## 1 対象事業

- 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象  
①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費  
③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

### ①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



### ③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）

## 2 発行限度額

- 市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能。
- H22年度は発行限度額の総計約612億円に対して発行予定額354億円 ※被災県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。



ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

17

## 過疎対策事業債の拡充について

### 1 対象施設の追加

- 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃。

### 2 ソフト事業への拡充

- 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

<大臣通知>

一対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

～発行限度額について～

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

<省令の主な内容>

・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

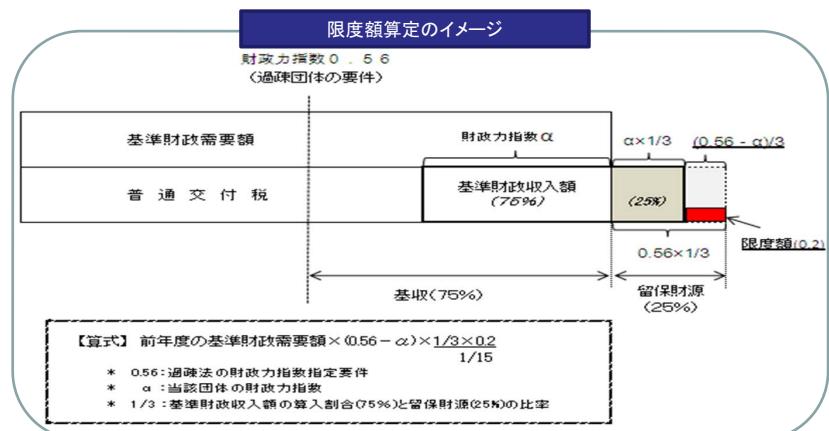
算式の符号

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)

※財政力の弱い市町村に配慮するとの考え方から、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

・最低保障額3500万円



## 維持困難過疎集落緊急調査・支援事業

【平成24年度概算要求中】

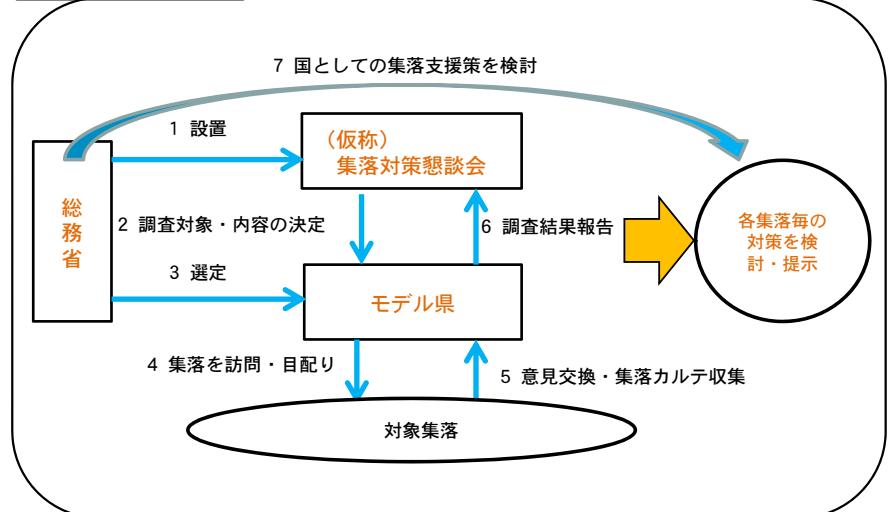
### 趣旨

- 集落問題については、人口減少、少子化・高齢化の進展により、機能維持ができない集落への対策が急務。
- 昨年度の集落現況把握調査結果においても約2,700の集落について維持が困難であることが判明している。
- 維持困難等とされた集落について改めて詳細な調査を行なながら、各集落への「目配り」を強化するとともに、その結果を踏まえて各集落単位でその維持に有効な対策を構築。

### 事業内容

- 総務省に有識者等により構成される「集落対策懇談会」(仮称)を設置し、昨年度調査で維持困難等と回答のあった集落に係る調査の対象、手法、基準等を決定する。
- 地域毎・条件毎の類型単位で、全県的な集落調査に取り組む都道府県をモデルとして認定、国、都道府県、市町村等が連携して集落を訪問し「目配り」を強化する。
- 都道府県は集落毎にカルテとして訪問記録を作成する。
- 収集された記録をもとに、上記懇談会において個々の集落ごとに機能維持に向けたに取組みを検証し、相応しい支援策を提示する。

### 事業イメージ

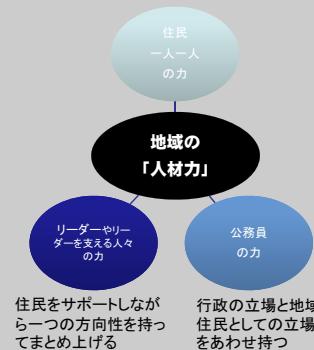


# 人材力の活性化と交流・ネットワーク

## 人材力活性化プログラム(H23.3作成)

- 地域活性化に関わる団体(自治会・町内会、NPO等)や自治体が、当該地域や団体の人材力の活性化に取り組む場合に参考として用いることを想定して作成。
- 地域で求められる人材像や人材力活性化のノウハウの体系的整理、具体的取組の先進事例、総務省等関連施策、全国の地域人材の語録集をとりまとめ。
- 自治体には、地域における取組に対して積極的にサポートを行うなど主体的な役割を果たすことを期待。
- 23年度はセミナーや講習会を開催し、プログラム等の内容を実践。

様々な立場で地域に関わる



## 地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム(H23.3作成)

- 地域活性化に関わる団体や自治体の参考となるよう、学習項目、学習方法、講師、参考文献、現地研修受入先等の学習体系イメージを示す(人材力活性化研究会ワーキンググループにより検討)

### 官民連携型人材育成普及実証研究

- 官民連携による人材育成の先進的事例について、そのノウハウの移転に係る実証研究を実施
- その中で把握された課題や成果を整理してとりまとめ、人材育成ノウハウの移転を促進

### 外部人材等の活用に関する調査

- 地域おこし協力隊、集落支援員、アドバイザー(外部専門家)の活用を進めている20自治体を調査
- 活用に関するノウハウや課題、先進的な取組をとりまとめ、紹介

### 地域おこし協力隊の現況調査

- 平成22年11月1日時点の地域おこし協力隊の基礎的な情報や配置自治体の取組状況や課題、先進的な取組等を調査
- 自治体の地域おこし協力隊配置を促進

20

# 人材力活性化プログラム 1

## 人材力活性化プログラム (H23.3作成)

- 地域活性化に向けた人材力活性化の取組の目指すべき方向性を示し、先進的な事例を明示することで、地域での取組の「気づき」となるものとして作成。
- 自治会・町内会、NPO等の地域活性化に関わる団体や自治体が、当該地域や団体の人材力の活性化に取り組む場合に参考として用いることを想定。
- 自治体には、地域における取組に対して積極的にサポートを行うなど主体的な役割を果たすことを期待。

### (1) 地域に求められる人材像

#### 【多様な個々の人材】

- 地域で生活したり、仕事をしている一人一人が人材
- それぞれに役割を得て、やりがいを感じながら活動することが重要
- リーダーと共に地域活動を楽しみ、自信を持って前向きに取り組むことができる人材

#### 【リーダーの役割を果たす様々な人材】

- 「地域を良くしたい」という情熱と信念を持った人材
- 地域住民の様々な意見を引き出し、まとめ上げることのできる人材

#### 【リーダーを支える人材】

- 能力、世代などが多種多様な、主体的に行動できる人材
- 水平性・公平性を保ち、意見をいいあぐねている人をサポートできる人材
- 中間管理職的な役割を担うことができる人材

#### 【参考事例】

- ・NPOフュージョン長池
- ・託老所あんき 縁側プロジェクト
- ・旧姶良町地域活性化構策策定事業

等

#### 【参考事例】

- ・やねだん故郷創世塾(柳谷町内会)
- ・長期実践型インターンシッププログラム(NPO法人ETIC.、NPO法人Eyes)
- ・全国地域リーダー養成塾(財)地域活性センター)

#### 【参考事例】

- ・地域活性化協働プログラム(マイクロソフト株式会社)
- ・オフ・キャンパス・プログラム(筑波学院大学)

等

# 人材力活性化プログラム 2

## (2)人材力活性化に向けた3つの柱

### 【①個々の人材力の育成・強化】

- 座学だけではなく、インターンシップなどの現場での活動経験を積ませる
- 地域ごとにプログラムの情報収集・整理を行い、一覧性を確保して提供
- ライフステージに応じた人材力活性化メニューの提供

### 【②人材力の相互交流とネットワークの強化】

- 地域内の連携・ネットワークと地域を越えた相互交流・ネットワークの強化が重要
- 地域内では「顔の見える関係」を構築し、必要な時に柔軟に連携していくことが重要
- 地域を越える場合には、ICTの積極的な活用を期待

### 【③人材力を補完するための支援】

- 「ヨソモノ」の積極的な活用
- 外部人材の受け入れ前の入念な準備と受け入れ後のきめ細やかなケアが重要
- 外部からもたらされたノウハウの継承者を育成

#### 【参考事例】

- ・子ども農山漁村交流プロジェクト
- ・地域実践活動に関する大学教員ネットワーク
- ・地域経営塾、地域力創造セミナー、連続講座
- ・地域活性化システム論（内閣府）
- ・少年消防クラブ（日本防火協会）
- ・まちづくり教育（TOSS）
- ・三重ブランドアカデミー（タマノワ）

等

#### 【参考事例】

- ・人材交流ひろば
- ・地域力創造データバンク
- ・地域に飛び出す公務員ネットワーク
- ・移住・交流推進機構（JOIN）
- ・起業家教育事業（NPO法人鳳雛塾）
- ・高齢者虐待防止四国共同研究会（四国知事会4県連携事業）

等

#### 【参考事例】

- ・地域おこし協力隊
- ・集落支援員
- ・外部専門家（アドバイザー）招へい
- ・地域サポート人ネットワーク全国協議会（事務局：広島県神石高原町）

等

## (3)人材力活性化事例調査

### 1. 調査の内容

地域活性化や人材力活性化の取組について「人」に着目して、その取組やノウハウ、留意点等について事例調査を実施。  
調査対象は、人材力活性化研究会構成員から推薦を受けた、地域活性化や人材力活性化のために様々な取組を行う人材（24名）

### 2. 主な調査項目

- ①地域で必要とされる人材像。取組の契機となった課題
- ②人材に必要とされる具体的な能力・スキル
- ③人材を育成・調達するための取組とポイント
- ④行政・企業・教育機関等との連携・役割分担
- ⑤事業の成果
- ⑥今後の課題（後継者育成等）

## 地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム（H23.3作成）

- 地域活性化に関わる団体や自治体の参考となるよう、学習項目、学習方法、講師、参考文献、現地研修受入先等の学習体系イメージを示す（人材力活性化研究会ワーキンググループにより検討）。

## 外部人材を活用するための三つのツール

### ① 地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。  
※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。
- 平成22年度に活動した地域おこし協力隊員 90団体（2県88市町村） 257人

#### 財源手当

- ・上記の取組（隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費）が特別交付税の算定対象
- ・隊員1人あたり350万円（報償費等200万円）を上限

### ② 集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
- 平成22年度 専任の「集落支援員」の設置数 500人

自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数  
3,600人程度

#### 財源手当

- ・上記の取組（集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費）が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人あたり350万円を上限（他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限）

### ③ 外部専門家（アドバイザー）

- 市町村が、地域力創造のための外部専門家（※地域人材ネット登録者）を年度内に延べ10日以上活用。  
※平成23年度 206名登録 総務省HP公開

#### 財源手当

- ・上記の取組（地域独自の魅力や価値向上させる取組に要する経費（旅費、謝金（報償費））を特別交付税の算定対象とする（当面、連続した任意の3年間を対象とする）
- ・専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限  
（財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合 初年度560万円を上限）

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊

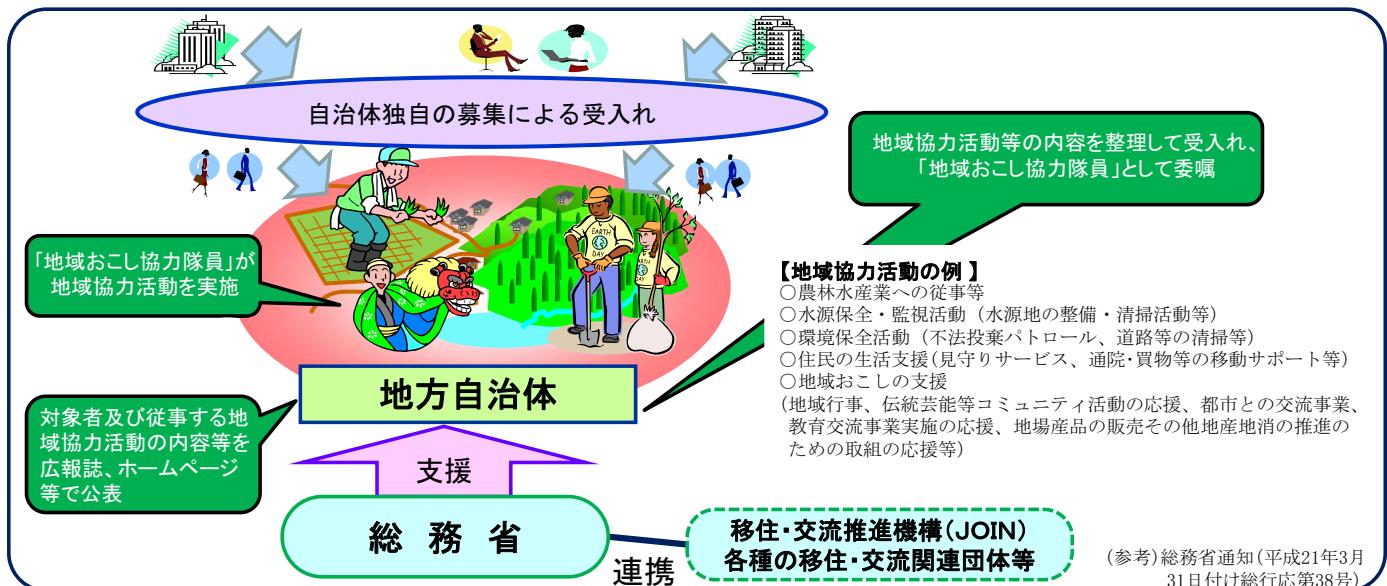
3大都市圏をはじめとする都市圏の住民が、概ね1年以上3年程度、地域で生活(住民票を移動)し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施

※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能

※平成22年度 90団体(2県88市町村) 257人

・**地方自治体**: 都市住民を様々な方法で募集して受け入れ、地域おこし協力隊員に委嘱  
　　地域協力活動をコーディネート(定住・定着に向けたフォローアップも別途実施)

・**総務省**: 地方自治体に対して、財源手当(隊員一人当たり350万円(報償費等200万円))を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援  
　　※特別交付税の対象経費…隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費



## 地域おこし協力隊～対象について～

### 1 地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
  - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
  - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
  - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者 (※同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まない)
- ※ なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

### 2 地域協力活動

地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとする。その具体的な内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自動的な判断で決定するものとする。

#### 【地域協力活動の例】

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
  - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
  - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
  - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
  - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
  - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
  - ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

# 地域おこし協力隊～財政措置について①～

## 1

### 財源手当額・対象経費

地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財源手当については、平成21年度から、特別交付税措置を行う。

具体的には、概ね次に掲げる経費について、受け入れ側地方自治体(都道府県・市町村)が負担した場合、地域おこし協力隊員1人あたり350万円(報償費等については200万円、その他の経費については150万円)を上限とする措置を行う。

#### 【必要経費の例】

- 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
  - ・都市部における募集・PR費
  - ・職員旅費
  - ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

- 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
  - ・報償費等
  - ・住居、活動用車両の借上費
  - ・活動旅費等移動に要する経費
  - ・作業道具・消耗品等に要する経費
  - ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
  - ・隊員の研修受講に要する経費 等

# 地域おこし協力隊～財政措置について②～

## 2

### 地域おこし協力隊員の地域要件

特別交付税による財源手当の対象とする地域おこし協力隊員の地域要件(「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者」の具体的な対象範囲)については、地方自治体からの意見等を踏まえ以下のとおりとする。

#### (1) 「3大都市圏」とは、

- 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。

#### (2) 「都市地域」とは、

- 次の「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村とする。

#### (3) 「過疎、山村、離島、半島等の地域」(以下「条件不利地域」という)とは、

- 次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

- ①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

## 喜茂別町(北海道)の地域おこし協力隊

### 概要

北海道喜茂別町で、10名の地域おこし協力隊員を受入れ。  
5つの集落に各2名ずつペアを組んで配置。



### 内容

#### 隊員の人材

- ・北海道札幌市の男性・女性(20~40歳代)
- ・横浜市の女性(30歳代)
- ・北海道滝川市の男性(30歳代)
- ・東京都目黒区の男性(20歳代) 等

#### 設置根拠

- ・喜茂別町地域おこし協力隊設置要綱

#### 受け入れ期間

平成22年6月~(平成23年度末まで予定)



#### 活動内容

- ・地域行事等コミュニティ活動の支援や高齢者の買物・通院・除雪等の生活支援を実施。
- ・集落支援員等と連携し、茶話会や子ども向け絵画イベント等の自主企画、定住に向けた起業活動にも取組む。

#### ポイント

- ・隊員が孤立しないよう、2名一組として担当する各集落に配置し、隊員相互の交流と補完を促す。
- ・役場・住民等と隊員との間に立って全体的な調整役となる同年代の専任マネージャーを配置し、日程や活動を総合的にマネジメントさせるとともに、相談役としている。

## 子ども農山漁村交流プロジェクトとは

### 意義

- 農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成。
- 「コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」「学習意欲」などが向上<sup>注)</sup>
- 都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化。

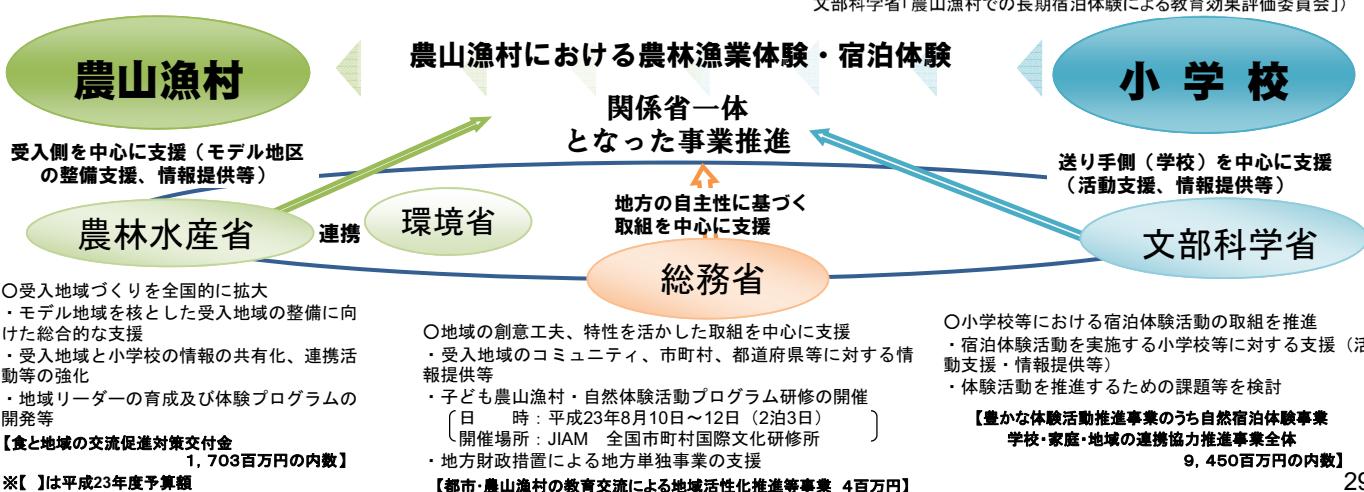
### 内容

- 小学校の児童が行う宿泊体験活動。
- 農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行う機会が確保されているもの。

### 目標

平成25年度において、全国の小学校の一学年規模(120万人)が体験活動をすることを目指す。

注)農山漁村での民泊・3泊以上の活動は、より高い効果を示している  
(「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について(報告)」H21.12  
文部科学省「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果評価委員会」)



\*【】は平成23年度予算額

# 地域サポート人ネットワーク全国協議会

## 趣旨

- ・集落支援員、地域おこし協力隊など（地域サポート人）、地域の人的支援を行う制度の創設
- ・地域サポート人の個々の活動においては、技術面、精神面において厳しい状況もある
- ・地域サポート人、受け入れ側の地域リーダー、市町村などの情報を相互に共有し、スキルアップを図るためにネットワークの構築が必要
- ・自主的なネットワークの構築を広島県神石高原町が提唱（平成22年10月14日設立）

■ホームページ <http://support-jin.jp/index.html>



## 地域実践活動に関する大学教員ネットワーク

### 目的

- ・大学教員による地域実践活動に関する情報発信
- ・大学教員相互の情報交換、ノウハウ交換
- ・大学教員と、地域（地方公共団体）との連携のマッチング

\* 地域実践活動とは

大学の教育・研究活動において、教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに、地域おこし活動を実践する取組

■ホームページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyosei/kyoin\\_network/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyoin_network/index.html)



地域実践活動に関する大学教員ネットワーク（平成22年12月立ち上げ）

## 「域学連携」地域づくり実証研究事業（平成24年度概算要求中）

地域実践活動に関する課題の解決を図ると共に、当該活動が大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域の活性化及び地域の人材育成を推進するための実証研究及び実態調査等を実施

### 地域実践活動に関する課題

- ①連携事例の収集・整理
- ②連携のノウハウの確立
- ③継続的に実施できる仕組みづくり

### 「域学連携」実証研究

- i) 都市農山漁村交流型
- ii) 複数大学連携型
- iii) 被災地域復興支援型

### 「域学連携」実態調査

- i) 実態調査
- ii) 事例収集・分析・報告書作成
- iii) セミナー開催

30

## 「域学連携」地域づくり実証研究事業

### 趣旨

- 過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材があり、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することは、都会の若者に地域への理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながるとともに、地域に気づきを促し、地域住民をはじめとする人材育成に資するもの。
- 近年、大学の教育・研究活動において、教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに、地域おこし活動を実践する取組が増加する傾向にある。
- こうした取組は、大学及び地域にとって双方にメリットがあり、さらなる充実が望まれ、連携事例の収集・整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組み作りが求められている。
- そこで、新たに大学生が教員の指導のもと地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組む場合において、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行い、地域の活性化及び地域の人材育成に資する取組を進める。

### 事業概要

- i) 都市農山漁村交流型、ii) 複数大学連携型、iii) 被災地域復興支援型の3類型について実証研究を実施
- 上記により得られた成果をセミナー開催により広く周知するとともに、連携事例の収集・整理を行うための実態調査の実施及びノウハウ確立のための分析等を実施

### 大学と地域の連携による地域おこし実践活動

#### 地域のメリット

- ・大学に集積する知識や情報やノウハウが活かされる
- ・地域で不足する若い人材力を活用
- ・地域の活性化

- ・学生や地域住民の人材育成
- ・実践の場が得られる
- ・教育・研究活動へのフィードバック

#### 大学のメリット

### 課題

- ①連携事例の収集・整理
- ②連携のノウハウの確立
- ③継続的に実施できる仕組みづくり

### 「域学連携」実証研究

- i) 都市農山漁村交流型
- ii) 複数大学連携型
- iii) 被災地域復興支援型

### 「域学連携」実態調査

- i) 実態調査
- ii) 事例収集・分析・報告書作成
- iii) セミナー開催

# 電子自治体の推進

## 【電子自治体の現状と主な課題】

- 地方公共団体における業務の電子化は一定の進展を見ているが、住民サービスの利便性向上が課題
- 情報システムの関連費用の高止まり、縦割り整備の非効率が残存
- 震災における住民データ等の流出、被災者支援の遅延等の発生

## 住民利便性向上・地域課題の解決

### 地域におけるICTの利活用促進

- ・ ICTを活用した地域づくりや社会的弱者支援を促進

### 行政サービスのオンライン化

- ・ 行政手続きのオンライン化の推進
- ・ オンライン利用の基盤となる住基ネット・住基カードの利活用の促進

## 行政運営の合理化・効率化

### 「自治体クラウド※」の推進

- ・ 複数の地方公共団体の業務システムの集約と共同利用を通じ、各団体における負担の軽減や業務の標準化を実現

※ 地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようとする取組み

## 災害への備え・セキュリティ確保

### 「自治体クラウド」の推進

- ・ 外部のデータセンターの活用による住民データのバックアップの確保、災害に強いシステムの構築

## 業務継続性・セキュリティの確保

- ・ 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP※）策定の推進
- ・ 個人情報漏えい防止対策の一層の充実

※ Business Continuity Plan: 災害・事故で被害を受けても重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画

# 地域を元気にする便利な行政サービスの提供、効率的で災害に強い電子自治体の実現

32

# 自治体クラウドの推進

## 自治体クラウドとは

- 地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようとする取組み
- 複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進

## 自治体クラウドのメリット

- システム運用経費の削減(3割程度～)、業務負担の軽減
- 業務の効率化、標準化
- 災害に強い基盤構築
  - ・ データのバックアップの確保、業務の継続性やセキュリティの向上

## データセンターの特徴

- ・ 耐震・免震構造
- ・ 無停電電源、非常用電源
- ・ 火災感知・報知システム
- ・ 厳重な入退館管理 等

## 導入に当たっての課題

- システムの共同化に向けた業務改革
- 「ベンダーロック」(囲い込み)の解消
- ・ 市町村独自の外字の存在、事業者毎に異なるデータ形式、データ移行経費の負担

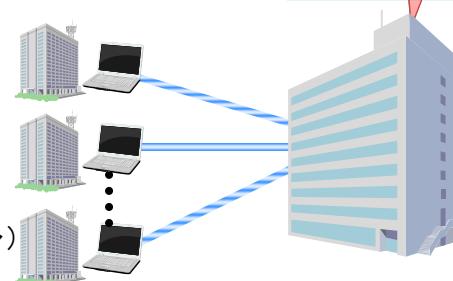
## 総務省の取組み

- 全国展開の推進
  - ・ 自治体クラウド推進本部の設置(H22.7)、有識者懇談会(H22.9～)
- 初期負担の軽減
  - ・ 自治体クラウドの構築(データ移行等)に対する地財措置
- 市場環境の整備
  - ・ 外字のコード化、データ形式の共通化に向けた取組み

## 【自治体クラウド導入イメージ】

### 参加団体

### データセンター



※ 導入事例：山形県米沢市、長井市ほか5市町、東京都瑞穂町、日の出町ほか2町村、奈良県香芝市、川西町ほか5市町 等

33

# 迅速な災害復旧・災害に強い電子自治体の構築に向けた取組み

## 市町村行政機能応急復旧補助金

### (1) 概要

東日本大震災により、本庁舎が甚大な被害を受けた市町村や本庁舎が使用できなくなった市町村において、その機能を応急的に復旧するために要する以下の経費に対し、補助金(所要経費の3分の2)を交付

### (2) 対象経費

- ①仮設の庁舎の建設に関する経費
- ②住民基本台帳システム等被災者支援に必要なシステム及びネットワークの復旧・整備のための経費

(3) 平成23年度第一次補正予算額： 3,746百万円（平成23年5月2日成立）

## 被災地におけるクラウドの活用の促進（被災地域情報化推進交付金）

### (1) 概要

東日本大震災の被災地の市町村が、ハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようになる取組みに対し、その整備費用を支援

(2) 平成23年度第三次補正予算を要求中



## 災害に強い電子自治体モデルの構築

### (1) 概要

東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害に強い電子自治体モデルを構築。現行のBCPに基づく訓練などを通した効果を評価・検証し、ICT-BCPガイドラインの見直し等を実施

(2) 平成24年度予算概算要求中

### <参考>

業務継続計画の策定状況：都道府県31.9%、市区町村5.8%（平成22年4月現在）

## 東日本大震災からの復興の基本方針

平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部

### 目次

#### 1 基本的考え方

#### 2 復興期間

#### 3 実施する施策

#### 4 あらゆる力を合わせた復興 支援

- (1) 国の総力を挙げた取組み
- (2) 民間の力による復興
- (3) 事業規模と財源確保

#### 5 復興施策

- (1) 災害に強い地域づくり
- (2) 地域における暮らしの再生
- (3) 地域経済活動の再生
- (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

#### 6 原子力災害からの復興

- (1) 応急対策、復旧対策
- (2) 復興対策
- (3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

#### 7 復興支援の体制等

- (1) 復興対策本部・現地対策本部の役割
- (2) 復興庁（仮称）の検討
- (3) フォローアップ等

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

#### ①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー・環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

#### ⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の 担い手等

(ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。

# 平成24年度地方財政計画関連 御説明資料



総務省

平成24年2月3日

## 財政規律～中期財政フレームに基づく予算編成～

- 財政運営戦略における中期財政フレームを23年度に引き続き遵守  
⇒ 岁出の大枠約68.4兆円以下、新規国債発行額約44兆円以下の財政規律を堅持  
〔基礎的財政収支対象経費：24年度当初 68.4兆円、新規国債発行額：24年度当初 44.2兆円〕

### 中期財政フレーム

①国債発行額	・平成24年度の新規国債発行額(復興債を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。
②歳入面での取組	・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
③歳出面での取組 (平成24～26年度)	・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。 ・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 ・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 (注)以下については、改訂後も引き続き適用。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 (注)	71 (注)	71 (注)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (23年度 0.8)	1	1	1

(注) 平成24年度以降の「歳出の大枠」は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分（基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額）を含む。

## 一般会計予算フレーム

- ① 「日本再生重点化措置」において、我が国経済社会の真の再生に資するために予算を重点配分
- ② 「提言型政策仕分け」の提言等を踏まえ、既存予算を見直し
- ③ 公務部門における無駄を徹底して削減
- ④ 23年度補正予算に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に全力で対応
- ⑤ 市場の信認確保のため、「中期財政フレーム」(歳出の大枠約68.4兆円、新規国債発行額約44兆円)を堅持

### 平成24年度予算フレーム

(単位:億円)

	23年度予算	24年度予算	23'→24'	備考
(歳入)				
税 収 入	409,270	423,460	14,190	
そ の 他 収 入	71,866	37,439	△34,427	
うち特例法によるもの	24,897	—	△24,897	
公 債 金	442,980	442,440	△540	
うち4条公債(建設公債)	60,900	59,090	△1,810	
うち特例公債(赤字公債)	382,080	383,350	1,270	
計	924,116	903,339	△20,777	
(歳出)				
国 債 費	215,491	219,442	3,951	
基 础 的 財 政 収 支 対 象 経 費	708,625	683,897	△24,728	
うち社会保障関係費	287,079	263,901	△23,177	
うち地方交付税交付金等	167,845	165,940	△1,905	
うち経済危機対応・地域活性化予備費	8,100	9,100	1,000	
うち東日本大震災復興特別会計繰入れ	—	5,507	5,507	
その他	245,601	239,448	△6,153	
計	924,116	903,339	△20,777	

- 財政投融資特別会計積立金(9,967億円)については、復興債償還財源として財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入れ
- 公債依存度 49.0%(23年度 47.9%)
- 中期財政フレーム「平成23年度当初予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。」

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る歳入・歳出が上記には含まれている。

(注3) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る歳入・歳出については、上記とは別途、東日本大震災復興特別会計(仮称)に計上している。

2

## 東日本大震災復興特別会計(仮称)予算フレーム

(単位:億円)

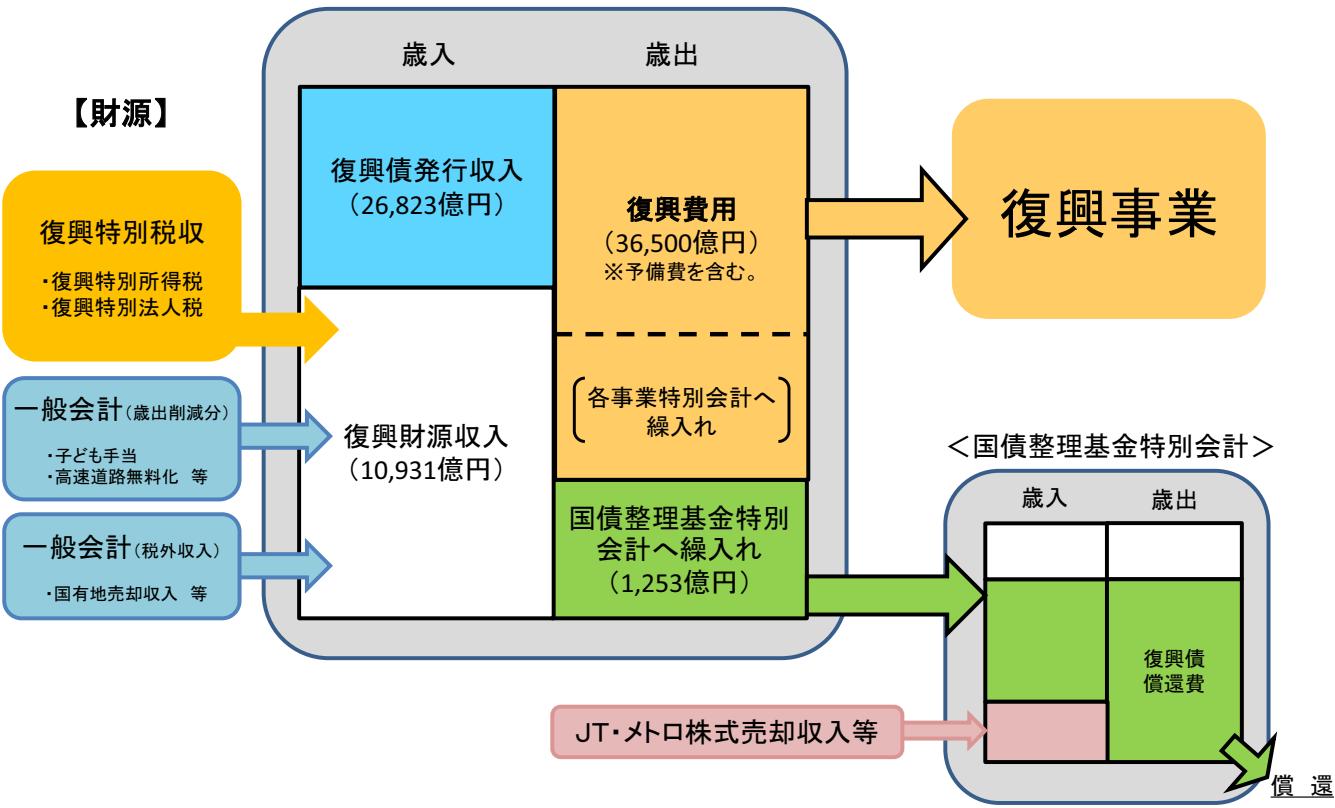
(歳入)		
復興特別税		5,305
うち、復興特別法人税 復興特別所得税		4,810
一般会計からの繰入		495
うち、子ども手当見直し 高速無料化見直し エネルギー対策特会株式売却収入 公務員宿舎等売却収入		
税外収入		5,507
(公共事業費負担金等)		4,272
復興債		1,200
うち、復旧・復興事業 除染等事業 交付税特会への繰入(震災復興特別交付税財源)		20
計		15
		118
		26,823
(歳出)		
東日本大震災復興経費		32,500
うち、復旧・復興事業 除染等事業 交付税特会への繰入(震災復興特別交付税財源)		22,497
交付税特会から地方への出口ベース:6,855億円		4,513
国債整理基金特会への繰入		5,490
東日本大震災復興予備費		1,253
計		4,000
		37,754

(注1) 23年度1次～3次補正:14兆円台半ば+24年度当初:3.4兆円(予備費除き)-24年度当初除染:0.5兆円+その他地方が実施する緊急防災・減災事業(地方単独事業を含む):0.6兆円=18兆円程度

(注2) 財政投融資特会積立金(9,967億円)については、復興債償還財源として、財政投融資特別会計から国債整理基金特会に繰入れ

# 東日本大震災復興特別会計(仮称)のイメージ

## <全省庁共管>



4

## 財政運営戦略（抄）（平成22年6月22日閣議決定）

### II. 具体的な取組

#### 1. 財政健全化目標

##### （1）収支（フロー）目標

- ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。
- ② 國の基礎的財政収支についても、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

##### （2）残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

#### 2. 財政運営の基本ルール

##### （5）地方財政の安定的な運営

財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行なうことが必要である。地方公共団体に対し、上記の國の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、國は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

#### 3. 中期財政フレーム

##### （2）歳入・歳出両面にわたる取組

なお、2.（5）の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても國の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

##### （4）中期財政フレームの改訂

平成23年半ば頃、当面の経済見通しや中長期の経済・財政の状況と展望を踏まえつつ、中期財政フレームの改訂を行い、平成24年度から平成26年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。以後同様に、毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。各年度に策定した中期財政フレームに沿って、翌年度の概算要求・予算編成を行うものとする。

別紙

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

		歳出の大枠		
		23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費	(22年度70.9)	71（注3）	71（注3）	71（注3）
うち経済危機対応・地域活性化予備費等	(22年度1.0)	1.0	1.0	1.0

（注3）平成23年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て、決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

5

## 中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について

(平成23年8月12日閣議決定)

### 地方財政関係

- 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
- 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(参考) 平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位：兆円)

別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 (注3)	71 (注3)	71 (注3)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (23年度0.8)	1	1	1

東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ $\alpha$	+ $\alpha$	+ $\alpha$
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ $\beta$	+ $\beta$	+ $\beta$

(注3) 平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

6

## 平成24年度予算の概算要求組替え基準について

(平成23年9月20日閣議決定)

### 地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」(平成23年8月12日閣議決定)との整合性に留意しつつ、要求
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

(参考)

概算要求枠

(付表)

所管等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

地方交付税は対象外

平成24年度 地方交付税・地方特例交付金の概要  
(交付税及び譲与税配付金特別会計)

1 地方交付税入口+地方特例交付金

(単位:億円)

項目	平成24年度 予算額 A	平成23年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B (%)
地方交付税	164,665	163,969	697	0.4
地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
うち 児童手当及び子ども手当特例交付金	0	2,038	△ 2,038	皆減
減収補填特例交付金 (②は地方特例交付金)	1,275	1,839	△ 564	△ 30.7
一般会計からの繰入れ合計	165,940	167,845	△ 1,905	△ 1.1

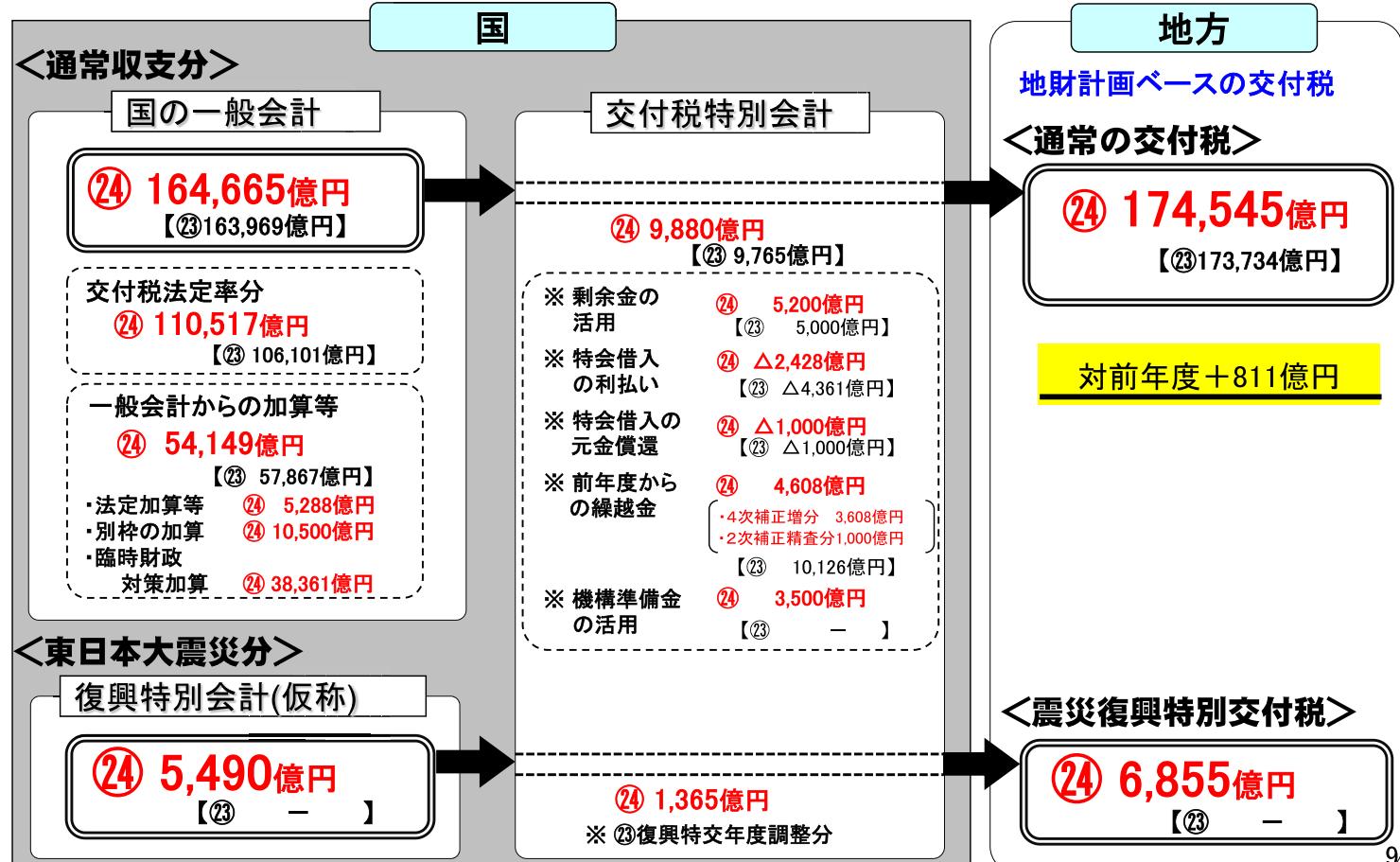
2 地方交付税出口

(単位:億円)

項目	平成24年度 予算額 A	平成23年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B (%)
地方交付税 一般会計からの繰入れ	164,665	163,969	697	0.4
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 2,428	△ 4,361	1,933	△ 44.3
前年度からの繰越分	4,608	10,126	△ 5,518	△ 54.5
剩余金の活用	5,200	5,000	200	4.0
返還金	0	0	△ 0	皆減
地方公共団体金融機関の 公庫債権金利変動準備金の活用	3,500	0	3,500	皆増
計	174,545	173,734	811	0.5

8

## 平成24年度地方交付税の姿



(注)【 】内は当初予算数値である。

# 平成 24 年度地方財政計画のポイント

総務省  
平成 24 年 1 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

## 1. 通常収支分

### (1) 地方交付税

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比して増額確保

地方交付税 17.5 兆円(前年度 17.4 兆円)

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| ・ 法定率分等                     | 10.7 兆円 |
| ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補填)     | 5.3 兆円  |
| ・ 別枠加算                      | 1.1 兆円  |
| ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 | 0.35 兆円 |

※公庫債権金利変動準備金の活用は、平成 24 年度から平成 26 年度まで、総額1兆円を目指す

### (2) 一般財源総額

中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)に基づき、平成 23 年度と同水準を確保

一般財源総額 59.6 兆円(前年度 59.5 兆円)

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| <u>一般財源総額(水準超経費除き)</u> | 59.0 兆円( 同 58.8 兆円) |
| ・ 地方税                  | 33.7 兆円( 同 33.4 兆円) |
| ・ 地方譲与税・地方特例交付金        | 2.4 兆円( 同 2.6 兆円)   |
| ・ 地方交付税                | 17.5 兆円( 同 17.4 兆円) |
| ・ 臨時財政対策債              | 6.1 兆円( 同 6.2 兆円)   |

### (3) 地方長期債務残高の抑制

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減(前年度比▲0.03 兆円)
- 交付税特別会計借入金を償還(④ 0.1 兆円)

## 2. 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

### (1) 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため 0.7 兆円確保

### (2) 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を 0.6 兆円計上

# 平成 24 年度地方財政計画の概要

総務省  
平成 24 年 1 月

地方財政計画は、地方交付税法第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

## I 平成 24 年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	81兆8, 647億円	(前年度比▲6, 407億円、▲0. 8%)
② 地方一般歳出	66兆4, 533億円	(前年度比▲3, 780億円、▲0. 6%)
③ 一般財源総額	59兆6, 241億円	(前年度比+1, 251億円、+0. 2%)
・水準超経費除き	58兆9, 741億円	(同 +1, 951億円、+0. 3%)
※ 中期財政フレーム（平成24年度～26年度）に基づき、平成23年度と同水準を確保		
④ 地方交付税の総額	17兆4, 545億円	(㉓17兆3, 734億円、+ 811億円、+0. 5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆9, 184億円	(㉓35兆5, 786億円、+3, 398億円、+1. 0%)
⑥ 臨時財政対策債	6兆1, 333億円	(㉓ 6兆1, 593億円、▲ 260億円、▲0. 4%)
⑦ 財源不足額	13兆6, 846億円	(㉓14兆2, 452億円、▲5, 606億円、▲3. 9%)

### 2 東日本大震災分

#### (1) 東日本大震災復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	6, 855 億円
② 規模（直轄・補助及び地方単独事業等）	1兆7, 788 億円

#### (2) 緊急防災・減災事業

規模（直轄・補助及び地方単独事業等）	6, 329 億円
--------------------	-----------

## II 通常収支分

### 1 地方交付税の確保

- ・ 地方交付税 17兆4,545億円（前年度比 +811億円、+0.5%）
- ・ 別枠加算（1兆500億円）の維持や繰越金（4,608億円）、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（3,500億円）の活用等により、地方交付税を確保

① 地方交付税の法定率分等	10兆7,233億円
・ 国税5税分の法定率分	11兆517億円
・ 国税決算精算分（⑯、⑰）、⑰補正予算（第2号）における臨時財政対策債振替加算相当額分	▲4,464億円
・ 交付税特別会計借入金償還額	▲1,000億円
・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲2,428億円
・ 平成23年度からの繰越金	4,608億円
（第2次補正関係1,000億円＋第4次補正関係3,608億円）	
② 一般会計における加算措置等	6兆3,813億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	1兆4,952億円
・ 地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	1兆500億円
・ 臨時財政対策特例加算	3兆8,361億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円

#### 【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑯	⑰	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔		
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1兆4,950億円

「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて計上

この中の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待防止・消費者行政等に要する経費を拡充

## 2 財源不足の補填

平成24年度における財源不足 13兆6,846億円（㉓14兆2,452億円）

うち折半対象財源不足 7兆6,722億円（㉓ 7兆6,308億円）

- 歳出の計上において、人事委員会勧告や定員の純減等に伴う給与関係経費の減（前年度比▲2,934 億円）や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減（同▲1,633 億円）などを適切に反映
- その上で見込まれる財源不足について、平成 23 年度から平成 25 年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補填

【折半対象以外の財源不足】 6兆 124 億円

- ① 財源対策債の発行 8,200 億円
- ② 地方交付税の増額による補填 2兆 8,952 億円
  - ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 9,752 億円
  - ・ 別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算） 1兆 500 億円
  - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 5,200 億円
  - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 3,500 億円
- ③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆 2,972 億円

【折半対象財源不足】 7兆 6,722 億円

- ① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算） 3兆 8,361 億円
- ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額） 3兆 8,361 億円

## 3 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

- ・ 「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ（平成 24 年度は 3,500 億円）
- ・ 中期財政フレームの期間（平成 24 年度～平成 26 年度）中、総額 1兆円を目指す

## 4 地方財源の確保

一般財源総額 59兆6,241億円（前年度比 +1,251億円、+0.2%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆9,741億円（同 +1,951億円、+0.3%）

※ 一般財源比率 65.3% (23)64.6%

・地方税	33兆6,569億円（前年度比 +2,532億円、+0.8%）
うち水準超経費相当	6,500億円（同 ▲700億円、▲9.7%）
・地方譲与税	2兆2,615億円（同 +866億円、+4.0%）
・地方交付税	17兆4,545億円（同 +811億円、+0.5%）
・地方特例交付金	1,275億円（同 ▲2,602億円、▲67.1%）
・臨時財政対策債	6兆1,333億円（同 ▲260億円、▲0.4%）
・緊急防災・減災事業の一般財源充当分	▲96億円

地方債総額 5兆321億円（前年度比 ▲2,858億円、▲5.4%）

臨時財政対策債含み 11兆1,654億円（同 ▲3,118億円、▲2.7%）

※ 地方債依存度(臨時財政対策債を含む) 13.6% (23)13.9%

・通常債	4兆2,121億円（前年度比 ▲1,658億円、▲3.8%）
・財源対策債	8,200億円（同 ▲1,200億円、▲12.8%）
(参考) 臨時財政対策債	6兆1,333億円（同 ▲260億円、▲0.4%）

## 5 地方長期債務残高の抑制

- ・一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲260億円、▲0.4%）
- ・交付税特別会計借入金を償還（1,000億円）

## 6 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担（補助・単独）額を7,715億円増額計上し、対応する財源を確保

### ○ 地方負担（補助・単独）額の増額分の内訳

・一般行政経費補助（生活保護、医療、介護等）	4,280 億円
・一般行政経費単独	2,816 億円
・国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等	619 億円

## 7 子どものための手当

- 平成 24 年度以降の子どものための手当については、費用負担を国：地方=2：1 とし恒久化
- ※ 公務員分は全額所属庁が負担。また、所得制限未満の被用者に対する 3 歳未満の子どもに係る手当の費用の 7/15 を事業主が負担
- ※ 平成 24 年度の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353 億円)の振替え分を含む)

### ○ 子どものための手当の支給額

3 歳未満：月額 15,000 円

3 歳以上小学校修了前まで：第 1 子・第 2 子 月額 10,000 円  
第 3 子以降 月額 15,000 円

中学生：月額 10,000 円

※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額 5,000 円を支給(所得制限は 960 万円(夫婦、子ども 2 人)を基準とし、平成 24 年 6 月分から適用)

### ○ 地方増収分(使途未定分)の取扱い

#### ① 平成 24 年度の取扱い(5,050 億円)

- 子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353 億円)の振替え分を含む)(2,440 億円)
- 平成 24 年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金(所要額：500 億円)の措置の振替え
- 国庫補助負担金の一般財源化
  - (i) 子育て関連の国庫補助負担金(子育て支援交付金等)(315 億円)
  - (ii) 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526 億円)(給付費等の 2% 分を国定率負担から移す)
- 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(269 億円)

※ 超過負担の解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す

#### ② 平成 25 年度以降の取扱い

- 平成 25 年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用(具体的な内容は今後検討)

### ○ 「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける

## 8 宝くじ(当せん金付証票)の活性化

電磁的記録による当せん金付証票の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等

### III 東日本大震災分

#### 1 震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税	6,855 億円
（うち平成 23 年度震災復興特別交付税に係る年度調整分	1,365 億円）
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,384 億円
※ 直轄・補助事業費（直轄事業に係る国費 2,259 億円を含む）	1 兆 6,544 億円
② 地方単独事業分	2,200 億円
・ 中長期派遣職員、除染、投資単独等	1,200 億円
・ ④に繰り越す③特別交付税による対応を見込んでいた分	1,000 億円
③ 地方税等の減収分	1,271 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	644 億円
・ 条例減免分	544 億円
・ 復興特区法等に基づく特例措置分	83 億円

※ 平成 23・24 年度分の累計額は 2 兆 2,125 億円

#### 2 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を6,329億円  
計上

① 全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費	4,899 億円
② 地方単独事業費	1,400 億円

## 震災復興特別交付税について

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようになるとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

### 平成24年度震災復興特別交付税 6,855億円

(うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分 1,365億円)

(単位：億円)

震災復興特別交付税 (6,855)	直轄・補助事業 の地方負担分 (3,384) ※1
うち②震災復興特別 交付税に係る年度調整分 1,365	地方単独事業分 (2,200)
	地方税等の減収分 (1,271)

※1 直轄・補助事業費(直轄事業に係る国費2,259億円を含む)は1兆6,544億円

※2 震災復興特別交付税の平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

(参考)平成23年度特別交付税(東日本大震災関係分)の交付状況

(被災団体分)		
4月 第1回特例交付	762億円	( 705億円)
9月 第2回特例交付	1,748億円	( 894億円)
12月 定例交付	2,406億円	( 2,354億円)
計	4,916億円	( 3,952億円)

※ 平成23年度補正予算(第3号)に計上した震災復興特別交付税1兆6,635億円のうち年度調整分1,365億円を除く1兆5,270億円については、所要額を平成24年3月に決定・交付予定

## 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について

- 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ
- 中期財政フレームの期間(平成24年度～平成26年度)中、総額1兆円を目指す
- 平成24年度3,500億円

### 【地方財政への活用】

#### ① 臨時財政対策債の縮減

交付税特別会計への3,500億円の繰入れにより、折半対象財源不足が▲3,500億円となり、折半ルールに基づき、交付税が1,750億円の増、臨時財政対策債が1,750億円の減

#### ② 歳出特別枠への追加

歳出特別枠の「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減(▲1,800億円)を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費(仮称)」として整理・統合し、国の臨時財政特例加算の縮減(▲1,750億円)の代わりに公庫債権金利変動準備金(1,750億円)が活用されることを踏まえ、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を計上

### <公庫債権金利変動準備金の活用の流れ>



## 平成24年度以降の子どものための手当について

### ○ 子ども一人あたり支給額

3歳未満:月額15,000円

3歳以上小学校修了前まで:(第1子・第2子)月額10,000円、(第3子以降)月額15,000円

中学生:月額10,000円

※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給(所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、平成24年6月分から適用)

※ システム改修経費は、全額国が負担する前提で所要額を、平成23年度第4次補正予算で安心こども基金に積増し

### ○ 費用負担 国:地方=2:1(恒久化) 公務員分は全額所属庁負担

## ◎地方增收分(使途未定分)の取扱い

### 1 平成24年度の取扱い(5,050億円)

① 子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額1,353億円)の振替え分を含む)(2,440億円)

② 平成24年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金(所要額:500億円)の措置の振替え

③ 国庫補助負担金の一般財源化(1,841億円)

・ 子育て関連の国庫補助負担金(子育て支援交付金等)(315億円)

・ 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)(給付費等の2%分を国定率負担から移す)

④ 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(269億円)

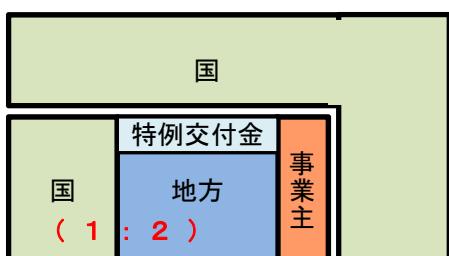
※ 超過負担の解消に平成24年度予算から取組み、早期の解消を目指す

### 2 平成25年度以降の取扱い

平成25年度以降の地方の追加增收等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用(具体的な内容は今後検討)

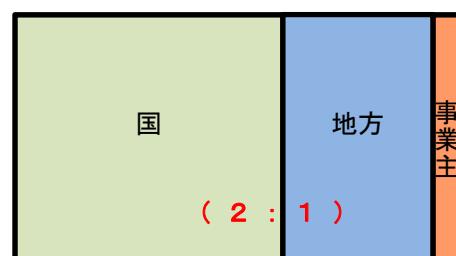
### <子どものための手当の費用負担>

#### 【現行】被用者・非被用者分



※ 公務員は全額所属庁が負担  
※ 子ども手当の創設に伴う地方負担増(所得制限超世帯分、地方公務員分の一部)に対応するため、子ども手当特例交付金を交付

#### 【見直し案】被用者・非被用者分



※ 公務員は全額所属庁が負担  
※ 子ども手当特例交付金は、制度改正に伴い整理

## 地域自主戦略交付金の拡充等について

### 1 地域自主戦略交付金の拡充

- 平成24年度予算額6,754億円
- 都道府県分の対象事業を拡大
- 政令指定都市分を創設
- 地方負担分については、原則として公共事業等債を充当

<対象補助金(主なもの)>

#### 【都道府県分】

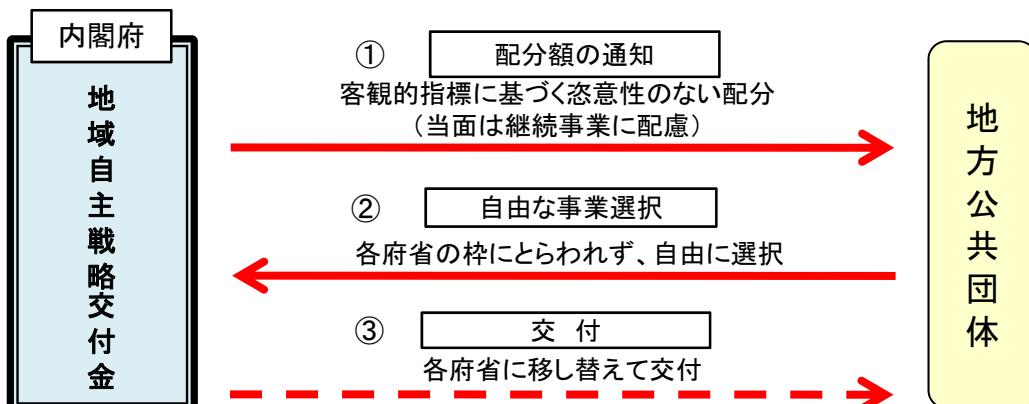
##### ①新規対象分

- 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部
- 農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- 水産業強化対策整備交付金の一部
- 交通安全施設整備費補助金の一部
- 農山漁村地域整備交付金の一部
- 社会資本整備総合交付金の一部

##### ②対象事業拡大分

#### 【政令指定都市分】

- 学校施設環境改善交付金の一部
- 水道施設整備費補助の一部
- 社会福祉施設等施設整備費補助金の一部
- 工業用水道事業費補助
- 社会資本整備総合交付金の一部
- 循環型社会形成推進交付金の一部



### 2 沖縄振興一括交付金の創設

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充し、経常的経費及び市町村事業を含む沖縄独自の新たな一括交付金を創設(沖縄振興予算総額2,937億円のうち1,575億円)

#### (1) 沖縄振興特別推進交付金(803億円)

これまで地方単独により行っていたソフト事業なども対象(交付率:8/10)

##### <対象事業>

- 沖縄振興に資するソフト事業及び施設整備(公共事業を除く。)

#### (2) 沖縄振興公共投資交付金(771億円)

現行の沖縄振興自主戦略交付金の対象事業を拡大(全国並び)するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大

(交付率:既存事業の高率補助を適用)

##### <対象補助金(主なもの)>

- 学校施設環境改善交付金の一部
- 農山漁村地域整備交付金
- 社会資本整備総合交付金の一部

## 住民生活に光をそそぐ事業について

- 住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど）における平成22年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、平成23年度から普通交付税（単位費用）において、所要経費を算入
- 平成24年度の普通交付税については、児童虐待事例の増加等に対応するための地方公共団体による児童虐待防止への取組みや、地域消費者行政の更なる充実のための措置を拡充

平成24年度における拡充(普通交付税措置 ㉓ 300億円 → ㉔ 350億円)

### 1 児童虐待防止等への対応(児童福祉司)

- ・ 児童相談所が対応した児童虐待対応件数は増加傾向をたどり、平成22年度では、55,152件と過去最高を記録  
虐待の早期発見のため、地方公共団体では、関係機関の連携などを実施しており、児童相談所における児童福祉司が担う業務や専門性の増加にあわせて、児童福祉司が年々増員されている状況
- ・ そこで、児童虐待防止等の取組みを進める地方公共団体の財政需要に的確に対応するため、普通交付税措置を拡充

### 2 消費者行政に要する経費の拡充

- ・ 地域の消費者の安全・安心確保のためには地域住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠
- ・ 地方公共団体においても多様な部局において消費者問題に取り組み、「総合的な対応力」を高めていくことが重要
- ・ そこで、N P Oや自治会といった地域の多様な主体に対する委託費等の充実や地方公共団体職員、事業者団体等に対する研修費等の充実といった消費者行政の更なる充実に係る財政需要について普通交付税措置を講ずる

### (参考)住民生活に光をそそぐ事業の取組事例

- － DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の弱者対策・自立支援
  - ・児童福祉司の充実
  - ・保健師、婦人相談所職員等の充実
- － 知の蓄積等による地域づくり
  - ・図書館職員の充実
- － 消費者行政の充実

※上記のほか、社会的弱者等の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりについて特別交付税措置

## 主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位：億円)

区分		平成24年度	平成23年度
歳 入	合 計 ①	818, 647	825, 054
地 方	税 ②	336, 569	334, 037
地 方	譲 与 税 ③	22, 615	21, 749
地 方	特 例 交 付 金 ④	1, 275	3, 877
地 方	交 付 税 ⑤	174, 545	173, 734
地 方	債 ⑥	111, 654	114, 772
	うち臨時財政対策債 ⑦	61, 333	61, 593
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	⑧	▲ 96	—
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	596, 241	594, 990
	一般財源比率 $\frac{\text{②+③+④+⑤+⑧}}{\text{①}}$	65. 3%	64. 6%
	地方債依存度 $\frac{\text{⑥}}{\text{①}}$	13. 6%	13. 9%

(参考)

- 地方の借入金残高 200. 5兆円（平成24年度末見込み）  
(東日本大震災分を含む) ※ 200. 4兆円（平成23年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 33. 4兆円（平成24年度末）  
※ 33. 5兆円（平成23年度末）

## 1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

		(単位: 億円、%)				
区分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減 (A)-(B)	額(C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8	
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0	
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1	
	地方交付税	174,545	173,734	811	0.5	
	国庫支出金	117,604	121,745	△ 4,141	△ 3.4	
	地方債	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7	
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4	
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8	
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7	
	雑収入	40,444	40,861	△ 417	△ 1.0	
緊急防災・減災事業一般財源充当分		△ 96	-	△ 96	-	
計		818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8	
一般財源		596,241	594,990	1,251	0.2	
(水準超経費を除く)		589,741	587,790	1,951	0.3	
歳出	給与関係経費	209,760	212,694	△ 2,934	△ 1.4	
	退職手当以外	188,247	190,961	△ 2,714	△ 1.4	
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0	
	一般行政経費	311,406	308,226	3,180	1.0	
	補助	158,820	157,481	1,339	0.9	
	単独※1	138,095	138,601	△ 506	△ 0.4	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3	
	地域経済基盤強化・雇用等対策費※2	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3	
	公共債費	130,790	132,423	△ 1,633	△ 1.2	
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6	
	投資的経費	108,984	113,032	△ 4,048	△ 3.6	
	直轄・補助	57,354	59,474	△ 2,120	△ 3.6	
	単独	51,630	53,558	△ 1,928	△ 3.6	
	公営企業繰出金	26,590	26,867	△ 277	△ 1.0	
企業債償還費普通会計負担分		16,824	17,118	△ 294	△ 1.7	
その他		9,766	9,749	17	0.2	
不交付団体水準超経費		6,500	7,200	△ 700	△ 9.7	
計		818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8	
(水準超経費除く)		812,147	817,854	△ 5,707	△ 0.7	
地方一般歳出		664,533	668,313	△ 3,780	△ 0.6	

※1 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分1,271億円を控除した額である。

※2 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

## 2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

### (1) 復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

区分		平成24年度 ( A )	平成23年度 ( B )	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	6,855	-	6,855	皆増
	国庫支出金	10,772	-	10,772	皆増
	地方債	127	-	127	皆増
	雑収入	34	-	34	皆増
計		17,788	-	17,788	皆増
歳出	給与関係経費	145	-	145	皆増
	一般行政経費	9,496	-	9,496	皆増
	補助	6,805	-	6,805	皆増
	単独	2,691	-	2,691	皆増
	公債費	33	-	33	皆増
	投資的経費	8,091	-	8,091	皆増
	直轄・補助	7,391	-	7,391	皆増
	単独	700	-	700	皆増
公営企業繰出金		23	-	23	皆増
計		17,788	-	17,788	皆増

### (2) 緊急防災・減災事業

(単位: 億円、%)

区分		平成24年度 ( A )	平成23年度 ( B )	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	一般財源充当分	96	-	96	皆増
	国庫支出金	2,059	-	2,059	皆増
	地方債	4,173	-	4,173	皆増
	雑収入	1	-	1	皆増
計		6,329	-	6,329	皆増
歳出	一般行政経費	120	-	120	皆増
	補助	70	-	70	皆増
	単独	50	-	50	皆増
	公債費	30	-	30	皆増
	投資的経費	5,743	-	5,743	皆増
	直轄・補助	4,393	-	4,393	皆増
	単独	1,350	-	1,350	皆増
	公営企業繰出金	436	-	436	皆増
計		6,329	-	6,329	皆増

(参考)

## 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地方交付税	181,400	173,734	7,666	4.4
	震災復興特別交付税以外	174,545	173,734	811	0.5
	震災復興特別交付税	6,855	-	6,855	-
	国庫支出金	130,435	121,745	8,690	7.1
	地方債	115,954	114,772	1,182	1.0
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
歳出	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑収入	40,479	40,861	△ 382	△ 0.9
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
	一般財源	603,192	594,990	8,202	1.4
	給与関係経費	209,905	212,694	△ 2,789	△ 1.3
	退職手当以外	188,392	190,961	△ 2,569	△ 1.3
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一般行政経費	321,022	308,226	12,796	4.2
	補助	165,695	157,481	8,214	5.2
	単独	140,836	138,601	2,235	1.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	※	14,950	15,000	△ 50
	公債費	130,853	132,423	△ 1,570	△ 1.2
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6
	投資的経費	122,818	113,032	9,786	8.7
	直轄・補助	69,138	59,474	9,664	16.2
	単独	53,680	53,558	122	0.2
	公営企業繰出金	27,049	26,867	182	0.7
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	その他	10,225	9,749	476	4.9
	不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
地方一般歳出		688,587	668,313	20,274	3.0

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

